

第二部 勞働者運動

<p>概説……………二五</p> <p>第一篇 勞働爭議……………二六</p> <p>第一章 工・鑛・交通勞働者の爭議……………二六</p> <p>第一節 爭議の大勢……………二六</p> <p>第二節 主要なる爭議……………二四</p> <p>第三節 特に重要なる爭議の顛末……………二三</p> <p>第二章 小作爭議……………二四</p> <p>第一節 爭議の大勢……………二四</p> <p>第二節 主要なる小作爭議……………二四</p> <p>第三節 小作調停……………二五</p> <p>第三章 中間階級者の爭議……………二五</p> <p>第一節 爭議の大勢……………二五</p> <p>第二節 特に主要なる爭議……………二六</p> <p>第四章 婦人勞働者及職業婦人の爭議……………二七</p> <p>第二篇 勞働組合……………二七</p> <p>第一章 工・鑛・交通業勞働者の運動……………二七</p> <p>第一節 勞働組合の組織狀況……………二七</p> <p>第二節 勞働組合の共通運動……………二六</p> <p>一 國際勞働會議……………二七</p>	<p>二 メーデー……………二七</p> <p>三 日本勞働組合會議……………二九</p> <p>四 日本産業勞働俱樂部……………二九</p> <p>第三節 勞働組合各個の運動……………三〇</p> <p>一 日本勞働總同盟……………三〇</p> <p>二 全國勞働組合同盟……………三〇</p> <p>三 日本勞働組合總聯合……………三二</p> <p>四 日本海員組合……………三五</p> <p>五 日本港灣從業員組合……………三〇</p> <p>六 官業勞働總同盟……………三〇</p> <p>七 日本製鐵從業員組合……………三三</p> <p>八 日本勞働總聯盟……………三三</p> <p>九 東京瓦斯産業勞働組合……………三三</p> <p>十 東電從業員組合……………三五</p> <p>十一 海軍勞働組合聯盟……………三六</p> <p>十二 日本交通勞働總聯盟系組合……………三九</p> <p>十三 日本勞働組合全國評議會……………三七</p> <p>十四 東京市從業員組合……………三四</p> <p>十五 日本勞働同盟……………三五</p> <p>十六 遞友同志會……………三六</p> <p>十七 日本遞信從業員聯盟……………三七</p> <p>十八 アナ系勞働組合……………三八</p> <p>十九 その他の勞働組合……………三一</p> <p>第二章 農民の運動……………三一</p>	<p>第一節 全國的農民組合の運動……………三五</p> <p>第二節 地方的農民組合の運動……………三四</p> <p>第三節 其の他の運動……………三四</p> <p>第四節 農業者團體……………三五</p> <p>第三章 中間階級者の運動……………三六</p> <p>第四章 婦人勞働者の運動……………三六</p> <p>第五章 勞働者教育運動……………三六</p> <p>附 主要勞働組合一覽表……………三八</p> <p>第三篇 無産政黨……………三九</p> <p>第一章 無産政黨の共通運動……………三九</p> <p>第二章 無産政黨各個の運動……………四〇</p> <p>第一節 社會大衆黨……………四〇</p> <p>第二節 國家社會主義的諸政黨……………四五</p> <p>第四篇 消費組合運動……………四四</p> <p>第一章 一般狀況……………四四</p> <p>第一節 勞働組合關係消費組合……………四五</p> <p>第二節 一般勞働者消費組合……………四六</p> <p>第二章 消費組合の運動……………四七</p> <p>第一節 關東消費組合聯盟……………四七</p> <p>第二節 日本消費組合聯盟……………四七</p>
--	--	---

表計統 (動運者働勞) 部二第

第一表 昭和九年同盟罷怠業工場閉鎖統計表 (社會局調)

其一 業態別件數

其二 月別件數

其三 月別累年數

其四 要求事項別件數

其五 結果表

其六 結果累年表

第二表 小作爭議統計

其一 府縣別統計 (關係人員、面積、要求項目)

其二 累年表

第三表 勞働組合及組合員統計

第四表 小作人及小作人地主協調組合累年表 (農林省調)

第五表 產業組合統計

其一 組合累年表

其二 組合員數及出資金額累年表

其三 事業累年表

第六表 消費組合統計

概 説

國際的には危機、國內的には變態的景氣、年來引つゞくこの情勢が労働者農民の生活に與へた非常時的形態は、労働者農民の運動をも規定したやうである。

昭和九年度における労働者および農民の運動は、かくて一般的にいへば、前年度から引繼いだ沈滞不振を基調として、全體的に一個の徐々たる旋回の氣運を孕んだやうである。かゝる氣運が内における經濟的矛盾の鋭化と、外における政治的緊張の強化とによつて醸成されつゝあるファシズム的若くは國家主義的の空氣を反映したものであることは言ふまでもない。

先づ労働者の運動を見るに、労働争議は本質的には下向線を通り、規模は倭小化し、性質は微温化した。利潤の増大にもかゝらず、非常時意識の強壓は資本家側の態度を強化し、労働者側の迫力を奪ふたからである。組合運動は、本年度において、就業労働者の數が激増したにも拘らず組織はこれに應じて伸び得なかつた。社會民主々義的團體の活動は消極的であつたが、國家社會主義的組合の分裂はその舊母體たる社會民主主義的團體への歸還を促し、國社組合は事實上解消に歸したと云ふも過言でない。同じく非常時の子として創生した日本主義の諸團體も、たゞ掛聲のみで、實際的勢力としては未だ見るべきものがない。といふよりは、その一部分は明らかに御用組合的色彩を濃厚にした。労働組合に對するファシズムの影響は、これを日本主義或は國家社會主義等の華やかなる運動の展開

として見るよりも、むしろ、背後から乃至は内部から徐々に浸蝕する御用組合化のうちに見られるのではあるまいか。かゝる意味においては、謂ゆるファシヨ派労働運動の分裂と崩壊とは、必しもファシヨ勢力の退散を意味しないのである。こゝに最近の組合運動における一つの旋回が見られるのである。そして今一つの旋回は、謂ゆる合法左翼の諸組合に左翼的偏執を漸次清算せんとする氣運の動きつゝあることであり、これはファシズム下における労働戦線集結の必要が生む一つの必然と見られよう。

無産政黨はどうであつたか。こゝでも、一般に労働組合運動が受けたファシズムの影響と、同じ様相が見られる。國家社會黨は、その母體たる組合と運命を共にして既に昭和八年において四分八裂の状態に立到つてゐるが、本年に入つてもその再生は成らず、むしろヨリ以上の分裂を見てその歸するところを知らぬ事態を暴露した。他方において社會大衆黨は、その表向きの態度において殆んど變るところはなかつた。黨内部の整備も一應完了し、漸くその基礎を固めんとしてゐる。だが、軍部内に發生した一個の社會觀とこれを率ずる實勢力とに關心を持ち出したかの如き薄い影は、黨に對して一個の潜在的な旋回を暗示するかのやうな印象を、全く抹消することではなかつた。

最後に農民の運動はどうであつたか。こゝでは、都市労働者のそれと著しく異なるものがある。恐慌と凶作との二重の壓力下に呻吟する農民の闘争は勢ひ激化せざるを得ず、小作争議は量においても質においても未曾有の記録を作つた。地域的には嘗て争議を見ざる和平の農村にまで及び、その波及するところ全く全國的となり、性質

としては土地問題をめぐるものが益々壓倒的となつた。かゝる破局に立つた農民の政治運動も、勢ひ昂じ來つたわけであるが、その運動は議會を通じ、組合活動を通じて、主として耕作權の確立を目標とする小作法定運動と飯米一ヶ年差押禁止法獲得運動とに集中された。しかし乍ら、本年度の農民組合運動も、一般的に云つて依然低調の域を脱したとは云へなかつた。相次ぐ彈壓がこれを阻止したと同時に、農民戦線の不統一がその責の一半を負ふべきものと見られた。

第一篇 労働争議

第一章 工・鑛・交通労働者の争議

第一節 争議の大勢

最近の趨勢 昭和九年における労働争議も、昨年度と同様に非常時の色彩が濃厚であり、その趨勢には極めて複雑なるモメントを包藏してゐる。

何よりも總件數はその本質的な傾向においては減少の途を辿つてゐると云はねばならぬ。なるほど、社會局調の示すところに依れば總件數は昨年比し僅かに増加（一八件）を呈してはゐるが、これは同局調査自身が述べてゐるやうに、關西風水害による瓦の需要激増による瓦製造従業員の争議が増大したためであり、この偶發的事件がなかつたとすれば、件數は昨年より更に減少したと見なければ

ならぬからである。参加人員についても、日本海員組合の三社に對する賃銀増額要求の一件を除外すれば、これまた低減の傾向にあると見ねばなるまい。繼續回數は明かに短期のものが増加して長期のものが激減してゐる。だから、争議の規模も、その本質的傾向は縮小化にある云はねばならぬ。争議の手段、戰術、といつたものも、例外はあるが、一般的には往年の如き激烈な性質のものが少い。争議は質においても、量においても、昨年來の傾向を辿つて後退の傾向が見られるのである。

かゝる傾向が何に基づいたかは俄かに斷定を許さぬ問題ではあるが、個々の争議の規模の縮小については、争議そのものが抵抗のなる獨占的巨資資本の領域から漸次下向して中小脆弱の産業領域に移つてゐることは指摘し得られる點であらう。

しかも、かゝる争議すらが、全體に減少の傾向にあることは第一には右翼労働組合がとりつゝある産業平和政策、争議最小化の方針團體協約の促進、等々、要するに勞資協調方針の強化にその一因があることは確かである。このことは更に、日本主義的組合や會社組合やへの轉向、また中間組合の右翼化の傾向によつて促進されたであらう。しかし又、いま一つの理由は、一昨年末、軍需品關係産業と輸出關係産業とに齎らされた變態的活況にある。前年版においても述べたやうに、むろんこの産業活況はそのまま労働者状態の好轉を意味するわけではなかつた。純粹に經濟的に見ても、インフレーションによる物價騰貴は労働者に對しては一般に依然として低賃銀を押しつけてゐる。たゞ、それが夜業・残業による時間延長に依るにもせよ、労働強化に依るにもせよ、一部労働者の手取賃銀の増

加を來したことは、經濟闘争の退潮を導く一の有効な原因たり得たことは見逃せない。他方において、例へば軍需工業における利潤の激増は、労働者をして賃銀増額の争闘に出でしめるに充分の理由を與へたのであるが、この種の闘争は、非常時的空氣の濃厚なる中では、労働者に對して極めて不利の條件を作つてゐた。その代表的な争議は大阪機械工作所争議であつたが、近年稀れに執拗に戦はれた本争議も、労働者側の惨敗に終つたことは、軍需工業に對する闘争の困難とそれをめぐる特殊なる雰圍氣とをまざまざと示した。そして、この惨敗の經驗はまさに勃發せんとしつゝあつたこの種争議に對してその後大きな影響をもつたものゝ如くである。

争議闘争の性質が幾分とも微温化したといふ事實については、件數減少と同じ理由の外に、從來闘争激化主義をとつてゐた左翼非法組合の沈衰があげられる。

日本の政治經濟が國際的に占める危機的状態は、かやうにして、昨年以來の争議傾向を支配した諸要因の基礎事實をなしたと見られるのである。

しかも、争議原因について見るときは、昨年にも増して、一般的に労働者側の能動的・積極的態度が前進してゐる。注目すべきはそれにも拘らず、この反抗の闘争力が充分に伸張し得なかつたといふことである。

本年中、争議参加人員の大であつた争議を擧ぐれば、ダンロップ護謨極東株式會社、東京市電、東京モスリン紡績株式會社、東京乗合自動車株式會社、最後に罷怠業にまでは到らなかつたが郵船・商船・近海郵船に對する日本海員組合の紛争、等で、いづれも殆んど

一千名以上が参加してをり、最後のものは一萬人を越えてゐる。しかし、これら以外では、一昨年來の傾向を辿り、争議は大部分小規模の企業に發生してゐる。

以下、昭和九年中における我國労働争議の大勢を述べるが、從來當研究所において發表し來つた調査を今回は都合により中止したので、右はすべて内務省社會局の調査にもとづいて記述した。

争議件數 昭和九年中における争議件數は、前年より繼續の二二件を加へて總數一、九一五件である。これを前年度に比すれば何れも若干の増加を來たしてゐる。同盟罷怠業、工場閉鎖を伴ふたもののみを採れば前年より持ち越しの三件と共に六二六件であつた。これ亦前年に比すれば多少の増加である。

労働争議件數累年比較

年	労働争議 總件數	内同盟罷怠業 工場閉鎖件數
大正十二年	六四七	二七〇
大正十三年	九三三	三三三
大正十四年	八二六	二九三
大正十五年	一、二六〇	四九五
昭和二年	一、二〇三	三三三
昭和三年	(八)一、〇三三	(四)三九七
昭和四年	(三)一、四三〇	(五)五七六
昭和五年	(六)二、三九〇	(六)九〇七
昭和六年	(四)二、四五六	(一四)九八八
昭和七年	(五)二、三二七	(三)八九三

昭和八年 (三)一、八九七 (三)六〇〇
 昭和九年 (三)一、九二五 (三)六六六

〔備考〕(1)括弧内の数字は前年より継続の争議を示す。

(2)二ヶ年に継続せる争議は兩年共加算せり。

以上の如く昭和九年は八年に比して多少の増加を來たしてゐるが既往數年前の最盛期より見れば少からぬ減少である。しかも九年は後記の如く關西の大風水害なる特殊事情に負ふところ多大であると思はれる。即ちこの惨害に依り屋根瓦の需要が局部的とは謂ひ乍らかなり廣汎な地方に急激に増加して一時業界の股賑を傳へた。こゝに瓦製造職工の賃銀値上げを要求する争議が近畿地方を中心に中國中部等の一部に頻發し數十件にも達してゐる。しかもその多くは、罷業等を伴つたものであつたのである。此の結果として全體的な増加が招來されたことは容易に首肯される所であつて、若し斯る突發事件がなかつたものと假定すれば、九年はおそらくは八年に比し更に減少したであらうと思はれる。何れにしても、上記の統計のみを以て昨九年は争議漸減の近年の傾向を脱しつつありと斷ずるは猶早計と謂はねばならぬ。要するに、時局の重壓未だ輕減せず、屢々耳にする所謂「労働運動の受難期」の一面を如實に反映しつつあるものと解し得る。

地方別争議件數 次に労働争議を府縣別に見れば、發生の多きは毎年殆ど變りなく、本年は東京二七二件(八八件)括弧内は同盟罷怠業、工場閉鎖を伴ふたものを示す、以下これに倣ふ、大阪二五四件(八五件)、兵庫二〇二件(四一件)、京都一七二件(四六件)の順序である。少なきは鳥取、香川の各二件であつて、新潟、滋賀、宮城

秋田、石川、島根、宮崎の各縣は何れも三件に過ぎない。尙ほ茨城、岩手の二件は同盟罷業等の闘争手段を伴ふたものは一件もなかつた。
業態別件數 その紛議の程度のものをも含めた總件數と、同盟罷怠業工場閉鎖を伴ふた争議件數とを業態別に見れば次の如くである

業態別争議件數

業態	總件數	内、同盟、罷怠業工場閉鎖
總數	一、九二五	六六六
機械器具業	二八二	八二
製造工業	三三三	一五五
化學工業	二二六	八〇
染織工業	二〇四	二七
飲食物製造工業	八五	三三
雜工業	二〇一	一
鑽業	一七	—
瓦斯電氣事業	二〇一	四
運輸業	一七九	五
土木建築業	五	二
通信業	三六	六
其の他の業	—	—

次に、上表下欄の同盟罷怠業工場閉鎖の件數を内譯すれば左の如くである。

業態	同盟罷業	同盟怠業	工場閉鎖	計
機械器具業	六九	三	二	七四
製造工業	一四〇	一〇	五	一五五

染織工業	七〇	八	二	八〇
飲食物製造工業	二七	一	一	二七
雑工業	五	二	六	五
鑛業	二六	四	一	三
運輸業	四三	二	一	四
通信業	二	一	一	二
土木建築業	三	六	一	五
其の他	八一	四	一	六
總計	五三	四	一六	六六

労働争議をその發生した事業の種類別に見ることに依つてその事業の持つ社會的、經濟的地位を窺ふことが出来る。併し從來の例を見れば、争議の多い事業は殆んど固定してゐるやうである。勿論、多少の變更はあるが、大體、窯業、ゴム等の化學工業、機械器具製造工業、製版印刷等の雑工業、染織工業等が、毎年多きに屬してゐる。従つてこれらの争議に關係した労働者數も勢ひ多數に昇るのが常である。殊に染織工業の如きは時に大規模の紡織工場等に發生するが爲に員數は毎年多いやうである。運輸業は件數に於ては必ずしも多くはないが、東京市電の如き數の従業員が時々紛争を起し罷業等に入る關係上、その都度運輸業の參加人員が他の業種を凌駕することがある。昭和九年の如きは丁度此の適例をなしてゐる。而かも運輸業は多くは公益事業若くは公益的な性質を有してゐるもので、この種の争議は比較的に社會の關心を昂揚することが多大である。昨年の東京市電の如き、或は全體的な停船とまでは進まなかつたが海員組合と船主側との紛争の如き何れも相當刺戟を與へたやうであ

る。尚ほ公益事業の中、通信従業員郵便局關係が罷業に入ることが少數乍ら各年ともあるやうで九年度は二件の發生を見てゐる。

次に近來注意すべきは土木建築業に争議が増加したことである。工場鑛山等の労働者にして失業の上自由労働者の群に投ずる者が依然として少くない。従つて之等の自由労働者を多く收容する土木建築業は労働過剰を來し賃銀は益々低下するの傾向にある。されば幸にこの方面に職を得た者と雖も、低賃銀の爲めに生活窮乏を來たし此所に争議の發生を見るに至ることが多い。その上中間搾取制度が今猶根強く残つてゐるのみならず、時には使用者側に於て無理な請負を爲した結果、事業の遂行が困難となり遂には支拂賃銀に窮し甚だしきに至つては其の儘所在を晦し事態を益々紛糾せしむる者さへ決して珍らしくはない。

この外、數年前より映畫劇場等の争議が頻りに發生するに至つた。しかも此の種の争議は所謂發聲映畫の流行に依り當然避け得られない實狀にあるとさへ考へられる。

尚ほ昭和九年中の特異な現象は曩に一言した如く關西大風水害後の瓦職工の争議が非常に多かつたことである。例年ともこの種(窯業)の屬する化學工業が多數を占めて居るが本年は右の關係で窯業のみで正に一〇〇件に達し、化學工業全體では一五五件に及んだ。而かも此の瓦職工の争議は一事業上に重複して發生する傾向を現はしてゐる。即ち此の風水害後瓦需要の激増に伴れて先づ賃銀値上げの要求の下に一争議を形成する。併しその結果の多くは期限付(比較的短期間が多い)の賃銀値上げに終るのであるが、その期限到來と共に賃銀は舊に復するか或は改めて協定すべきであるが、此の

時に至つて重ねて賃銀減額反対の要求の下に又々一争議を起すことになるやうで、かかる傾向は既に九年末より現はれてゐる。

争議の規模 争議の規模としては先づ参加人員數に着目し得るがその累年の趨勢は左表のごとくである。

争議全數(紛議をもふくむ)についての狀況

年	總争議件數	總参加人員	一件當り参加人員
大正十二年	六七	六、八二四	一〇
大正十三年	九三	九、〇四七	一〇
大正十四年	八六	八、三六七	一〇
大正十五年	一、二六〇	一七、二六七	一〇
昭和二年	一、二〇一	一〇、三五〇	八
昭和三年	(八)一、〇三二	(三、六五)一〇、八九三	一〇
昭和四年	(一三)一、四三〇	(四、五)一七、一四四	一三
昭和五年	(六)二、二九〇	(一、五三)二九、八三六	一八
昭和六年	(四)二、四五六	(二、三六)二五、五二八	一三
昭和七年	(五)二、三二七	(五、一七)二三、三三三	一六
昭和八年	(三)一、八九七	(四、二七)二六、七三三	一三
昭和九年	(三)一、九五	(三、九〇)二〇、三〇七	一四

〔備考〕(1)括弧内の數字は前年より繼續の争議を示す。(2)二ヶ年に繼續せる争議は兩年共加算せり。

右のうち同盟罷業工場閉鎖についての狀況

年	件數	参加人員	一件當り参加人員	損失作業延日數
大正十二年	二七	三、二五九	一四	四三、八三

大正十三年	三三	五、五六	一四	六三、一四
大正十四年	二五	四、七三	一三	二九、〇七
大正十五年	四五	六、二四	一三	六九、〇七一
昭和二年	三三	四、六七	一三	一、二七、三五
昭和三年	(四)三九	(二、九二)四六、二五	一七	五八、五九五
昭和四年	(五)五七	(一、六三)七、四四	一四	五七、八六〇
昭和五年	(六)九七	(一、五八)八一、三六	九	一、〇八五、〇七
昭和六年	(四)九九	(一、三三)四、五六	五	九〇、〇五四
昭和七年	(三)八九	(一、四三)四、七八	六	六八、六四
昭和八年	(三)六〇	(三、三六)四九、四三	八	三、四、五六
昭和九年	(三)六六	(五、八)四九、五三	七	四、一、七六

〔備考〕(1)括弧内の數字は前年より繼續の争議を示す。

(2)二ヶ年に繼續せる争議は兩年共加算せり。

(3)大正十三年以後は損失作業延日數中に怠業日數を加算せず。

まづ昭和九年中の争議参加人員について見るに總人員一二〇、三〇七人であつて一件平均参加人員は六三人である。これを前年度と比較すれば、多少の増加を來してゐる。同盟罷業、工場閉鎖を伴ふたもののみをとれば、一件平均七九人で、これは前年に比して僅かの減少を示してゐる。しかしこれを數年前の趨勢に比すれば非常に低下しており、その最高期に比し約半減の状態である。これは明かに大規模の事業上における争議が著しく減少してゐる證左であつて、昭和九年中の統計に就いても明確にこれを知ることが出来る。即ち同盟罷業、工場閉鎖を伴ふた争議六二六件中その三分の一に

のを認識し、これに對應する中心的要求を見出すことは出来る。以下これに従つて得たる統計に順據しその概要を記述する。但し、原因と要求とは恰も表裏の關係に立つものであるから、茲では要求事項に就いて述ぶることに止める。要求事項に關して近來大きな變化を示したのは賃銀増額等従業員側より見たる所謂積極的な要求の増加したることである。元來、この種の要求は、大正の末期迄は五割内外を示し賃銀減額反對等の消極的、守勢的な要求を凌駕するのが常であつたが、財界の影響をうけて年と共に労働者の守勢に移つた。斯くて昭和二年より七年迄は全く地位を顛倒して賃銀減額反對等の退嬰的な要求が大勢を支配し、昭和五年の如きは總數の七割六分に達した。此の頃は深刻な不況が全經濟界に瀰蔓し解雇者の續出に依つて労働不安が殆どその極度に達したものの如くで、賃銀増額の如きは特別のものを除き殆んど要求の餘地なく、只管解雇を怖れて居たものと考へられる。然るに、昭和六年の滿洲事變及び金輸出再禁止以來、我財界の一部は漸次好轉したが、それは直ちに爭議の上で反映し、昭和六年及び七年には以上の傾向が少しく緩和した。越えて八年に至つて再び完全に地位を替へ、積極的な要求が全數の五割を占め、消極的的要求が僅かに三割九分に低減した。そして九年度は更にこれを強化し五割四分と三割一分にまで進んでゐる。かくの如く積極的的要求の著しく増加した事は稀であつて、たゞ大正十二年の五七%を除けば最高の記録である。九年中において、これら各種の要求の詳細は次表の如くである。

要求事項別爭議件數

	同盟罷業	同盟怠業	工場閉鎖	計
賃銀増額	二六	一六	三	二五
賃銀減額反對	三	一	一	三
賃銀算定支給方法の變更又は反對	四	二	二	四
労働時間短縮	一〇	二	一	三
公休日の設定	一	一	一	一
作業方法規則の變更又は反對	三	一	一	三
労働組合の自由又は確認	三	一	一	三
労働委員會施設又は組織權限の變更	一	一	一	一
工場設備其他福利施設	五	一	一	五
解雇退職手當の確立又は増額	二〇	五	二	二七
監督者排斥	二〇	五	二	二五
賃銀支拂	四	四	二	四
休業反對	三	一	三	七
休業手當の増額	一	一	一	一
解雇反對又は解雇者の復職	七	八	三	一八
雜	三〇	四	一	三五
總計	五三	四	一六	六六

以下特筆に値する二、三の事項に付更に若干の考察を加へて見よう。

上記の如く積極的的要求が急激に増加し總數の五四%迄を占めるに至つたが、此の大部分は賃銀増額の要求であつた。同盟罷業、工場閉鎖を伴ふた爭議は、前掲統計の示す如く六二六件であつたが此の中二九五件は此の種の要求に基くもので、實に總數の四七%を占

めた。従つて積極的性質を有する爾餘數項の要求は全部で僅かに七%にしか當らないと言ふ實情である。かやうに賃銀増額の要求が多數に顯現したことは獨り經濟界の影響のみではなく、例の關西大風水害に關係を持つことが多大である。即ち此の慘害の直後各地に互製造工の爭議が頻發したことは前にも一言したが、これら多數の爭議は殆んど例外なく賃銀値上げを要求したもので、而も多くは罷業等の手段に出たのである。従つてこれが全體的な統計の上に與へた影響は相當大きかつたことは自ら明らかである。

次に積極的要求の一として或は多くの場合に於て勞働賃銀と並んで勞働條件の一として常に重要視されて來た勞働時間の問題が今日のみに限らず何時も主要な要求として現れることの案外少いのは注目に値する。案ずるに、經濟的に恵れざるを常とする一般勞働者は勞働時間の若干の延長より受くる苦痛よりも寧ろ實收賃銀の多からん事を望む結果であらうが、此の心理は兎角不安の多い勞働界の實情よりして相當諒察し得るものがある。併し乍ら之れ固より程度の問題であつて過重に過ぐる勞働をも甘受せんとするものではない。現に本年の如きも勞働時間の短縮を主たる要求として掲げたのは僅かに十二件に過ぎなかつたが、従たる要求として提出したものは五九件に達してゐる。

消極的要求の最たるものとして從來長く其の首位を占めてゐた賃銀減額反對は、九年は僅かに三二件に減少してゐる。之を數年前のそれに比すれば、實に大きな開きがある。かくの如く、この種の要求が著しく低減して居るに拘らず、解雇反對の要求が依然として相當の多數を占め七八件を數へて居るが、之は要するに所謂經濟界の

跛行景氣を反映し、一部好況の反面に今猶不振に呻吟しつつある事業の少くないことを物語るものであらう。殊に之と好對應をなすものに賃銀支拂の要求があり之亦四八件の多きを占めてゐる。

次に、解雇、退職手當の確立、又は其の増額を要求する場合も相當多い。現在の情勢よりすれば解雇は勞働者の最も苦痛とする所であるが、之に基く爭議が依然として多數あること既述の通りである。殊に時代に適合しない種類の業務に従事する者に對しては解雇は寧ろ運命的な存在であるとも謂へるだらう。かくの如く事業の種類或は業績の如何に依つては解雇は好むと好まざるに拘らず或る程度迄は避くべからざるものとすれば、解雇手當制の創定乃至その増額を希望することは、一應無理からぬ所である。この要求に基くものは九年度には二七件であつて必ずしも多いとは言へない。併しこの種のもの多くは解雇反對を正面の目標とし主張貫徹の困難な曉に於て解雇手當の増額を求むるのが先づ普通であつて、従たる要求の中に包含されることが多い。従つて、主たる要求となつて表れることが比較的少くとも實質的には重要な意義を持つものと謂はねばならぬ。解雇退職手當制度に關して論議さるる機會の多きは當然であつて、殊に屢々問題を惹起する所謂臨時工の名義に依つて雇傭されつつある人々の甚だしく増加しつつある今日、懸ては來るべき經濟反動期を豫想したる時敢て贅言を俟つまでもなく相當の紛糾を思はしむるものがある。

以上は同盟罷業、工場閉鎖を伴ふたものみに就てであるが之れ等を伴はない所謂紛議の程度のものを加へたものに就ても略々同様の事を言ひ得る。

争議の結果 労働争議における要求事項が如何に落着いたかは最も重要な問題であるが、要求事項中その主たるものを明確に把握することが困難な場合があり、且つ又、争議の進行中重点が轉換されることもある。従つて、凡ての争議につきその主たる要求が貫徹し従業員に勝利に歸したか或は不貫徹に終つて敗北したかを斷ずることは相當難事に屬する。併し乍ら、各争議の原因動機等より見て、労働者側の主たる目的と認むべきものを認識し、その結果如何を大體識別すれば概ね左の如き結果となつてゐる。

大正十二年以降の統計を見れば、大正十二年と同十四年とは労働者側の要求が貫徹した争議が最も少く、その比率は僅かに一〇%臺に過ぎない。之に反して、昭和四年及び五年は經濟界の不況が最も深刻であつた時代にも拘らず、要求貫徹の争議が最も多く二九%を示してゐる。然るに、昭和六年の滿洲事變以來一部財界に好轉の曙光を見出したと謂はれる昭和七八年は、又々逆轉して要求貫徹の争議は減少してゐる。殊に昭和八年の如きは辛うじて二〇%に過ぎない。しかも此の年は賃銀増額の所謂積極的要求が著しく増加した年であつた。しかし昭和九年は稍々趣きを異にして要求貫徹に終つたものが相當増加し一六三件、二六%に達してゐる。此の年も積極的要求が著しく増加した年であつたが、よく此の結果を招來したのは財界の反映であると共に昭和八年は稍々時期尚早であつたことを示すものに外ならない。但し昭和九年と雖も猶昭和四、五年に及ばざる事實は深く注目を要することである。

以上は（何れも同盟罷業、工場閉鎖を伴ふたもののみ）労働者側要求の貫徹した方面よりの觀察であるが、其の反面に於ける不貫

徹の點より見ても略々同様の結論を得ることは明らかである。たゞ此の結果の區別を貫徹、妥協、不貫徹の三點に求めてゐる關係上、貫徹の多少は直ちにその反對の結果を不貫徹の上に顯現するものではなく、所謂「妥協」なるものの存在に依つて多少修正されることのあるは疑なき事實である。

第二節 主要なる争議

1 工場工業に於ける主要争議

一、染織工場

(工場名)	(参加人員)	(關係團體名)
【一月】長崎紡堺工場 (大)	一六	總同盟關西紡織
天滿紡織工場 (同)	六九〇	同 右
岡田メリヤス工場(兵庫)	三〇	同 右
東洋紡赤穂工場 (同)	四	全勞日本紡織
米澤第二絹撚工場(山形)	一〇〇	
鐘紡今市工場 (島根)	一〇〇	
【二月】黒石織布工場 (愛知)	一三〇	總評中部地評
中央染工場 (同)	二	總同盟中京合同労働
桐山友仙工場 (京都)	六	全勞全會京都地協
大洋友仙工場 (同)	一五	總同盟京都聯合會
京モス沼津工場 (静岡)	七〇〇	總同盟紡織労働
米澤第二絹撚工場(山形)再燃セ		
【三月】石井メリヤス工場(大阪)	一三五	總聯合全日本紡織

型付十二工場 (埼玉)	二〇〇	東武手中工組合
第二絹襪福島工場(福島)	二〇〇	
【四月】東洋紡今宮工場 (大阪)	二〇〇	全勞日本紡織
和歌山紡中之島工場(同)	二〇〇	總聯合全日本紡織
一宮染色工場 (愛知)	二〇〇	總同盟一宮支部
三協社製糸工場 (長野)	二〇〇	
【五月】京モス龜川工場 (東京)	二〇〇	全勞日本紡織
武田友仙工場 (大阪)	二〇〇	同 右
大阪織物會社工場(兵庫)	二〇〇	全勞全會阪神化學
日本染工會社工場(同)	二〇〇	總同盟扇港染色
山本製糸工場 (高知)	二〇〇	
【六月】京モス龜川工場 (東京)	二〇〇	總同盟關東紡織
秋山染色工場(神奈川)	二〇〇	總同盟染色勞働
山保毛織會社工場(栃木)	二〇〇	社大黨、全勞縣聯
和歌山紡織會社工場(和歌山)	二〇〇	和紡勞資協力同志會
倉紡會敷工場 (岡山)	二〇〇	
作陽製糸工場 (同)	二〇〇	
城端機業會社 (富山)	二〇〇	
【七月】世井製糸工場 (東京)	二〇〇	
柏原染工場 (大阪)	二〇〇	全勞大阪化學一般
京都工藝會社工場(京都)	二〇〇	全勞全會京都地協
丸山製糸工場 (長野)	二〇〇	
【八月】縣北染色業組合 (埼玉)	二〇〇	
山丸製糸工場 (長野)	二〇〇	
中村町第二製糸工場(福島)	二〇〇	
丸八精練工場 (群馬)	二〇〇	社大黨、全勞
町營福樂織傳習所(高知)	二〇〇	
【九月】組合製糸長良社 (岐阜)	二〇〇	
岡谷友仙工場 (千葉)	二〇〇	葛飾友仙工組合
鹽川織布工場 (大阪)	二〇〇	
【十月】泉紡和歌山工場(和歌山)	二〇〇	總同盟關西紡織
【十一月】田西晒工場 (大阪)	二〇〇	
倉紡坂出工場 (香川)	二〇〇	
明星染工會社工場(和歌山)	二〇〇	
【十二月】田中染工場 (大阪)	二〇〇	全評關西地協
日清紡名古屋工場(愛知)	二〇〇	全評中部地協
二、金屬工場		
【一月】小原鐵工所 (大阪)	二〇〇	總聯合大阪聯合會
梅鉢鐵工所 (同)	二〇〇	總同盟大阪金屬勞働
志波ナット製作所(同)	二〇〇	同 右
高尾銅器研究所 (同)	二〇〇	同 右
臨港製鐵會社工場(同)	二〇〇	總評大阪金屬
松本伸鐵工場 (大阪)	二〇〇	關西總聯盟
富士サツシュ會社工場 (東京)	二〇〇	總同盟東京鐵工
大田製釘所 (兵庫)	二〇〇	關西線釘同志會
【二月】大阪機械工作所 (大阪)	二〇〇	現業員勞正會
左海スコップ製作所 (同)	二〇〇	全勞全會堺地協

日本ゼネラルモーター	(同)	三〇	勞働同盟大阪聯合會
タリス鶴町工場	(同)	三〇	勞働同盟大阪金屬
ワダヤ電機製作所	(同)	二〇	全勞大阪金屬
會根鐵工所	(同)	一五	全勞全會阪神化學
尼崎伸銅會社工場(兵庫)	(大阪)	一四	全勞大阪金屬
【三月】大阪機械製作所	(同)	三〇	同 右
大阪鐵管會社工場	(同)	三〇	同 右
日出製作所	(同)	二六	同 右
野村電氣器具製作所	(同)	二五	全勞大阪化學一般
東洋ミシン製作所	(同)	四	關西總聯盟
里井製作所	(同)	三	總評大阪金屬
東京輕合金會社工場	(東京)	三	全勞全會關東金屬
大阪鐵板會社工場(山口)	(同)	二〇	
徳山鐵板會社工場	(同)	三七	
【四月】多田アルミニウム工場	(大阪)	三〇	關西總聯盟
田中車輛工場	(同)	三七〇	
東京鑄物工場	(東京)	二七	全勞關東金屬
【五月】東京機械製作所	(東京)	二六	總聯合東京工勞
内田工作所	(同)	九	全勞全會關東金屬
日本信號會社	(同)	一〇	總同盟東京鐵工
富永製鋼會社工場(兵庫)	(大阪)	二〇	全勞全會阪神化學一般
【六月】山本伸鐵工場	(同)	三	關西總聯盟
旭鋼材所	(同)	六	同 右
川崎製鋼大阪分工場	(同)	六	全勞大阪金屬

大澤製作所	(同)	八	總評大阪金屬
【七月】大阪機械工作所	(大阪)	七三	總同盟大阪金屬
福井伸鐵所	(同)	三	全勞、關西總聯盟
西川伸銅所	(同)	六	全勞大阪金屬
松尾製作所	(同)	二〇	日本勞働同盟
日本鐵線會社	(兵庫)	九〇	總同盟尼崎聯合會
日本金屬神戸精練所	(同)	七	全勞神戸一般勞働
東京ガス電氣工業會社	(東京)	四	總聯合京濱勞働技友會
東洋鋼材川崎工場(神奈川)	(同)	四	總同盟神奈川鐵工組合
中山薄鐵板工場	(同)	一五	
【八月】淺田鑄造所	(大阪)	二〇	全勞大阪金屬
向山三輪車製作所	(同)	一〇	總評議會
堀内工業所	(東京)	一五	總評・全勞全會
瀬良鑄物工場	(同)	一五〇	
【九月】ワラヤ電氣工業所	(大阪)	八	總同盟大阪金屬
燃抗釘工場	(同)	一五	全勞大阪金屬
旭鐵工所	(同)	一七〇	
佐藤亞鉛鍍金工場(愛知)	(同)	一七	總同盟愛知縣聯合會
伊東製作所	(同)	四〇	
奥田電熱器製作所(京都)	(同)	七〇	
伊藤鐵工所	(埼玉)	三	
【十月】近藤伸鐵所	(大)	九〇	全勞大阪金屬
宮岡鐵工所	(同)	四	同 右

松浦鐵線工場 (同) 三〇〇 全勞全會大阪地協
 東亞鐵工所 (同) 四 總同盟大阪金屬
 白井伸銅所 (京都) 三三 總評京都合同
 神戸金屬製鍊所 (兵庫) 九〇 全勞神戸聯合會
 【十一月】吉田鉛管製造所 (大阪) 四 全勞京都金屬
 【十二月】日本理器會社工場 (大阪) 一三〇 總同盟大阪聯合會
 北野ナット工場 (同) 三〇 全勞伸鐵工支部聯
 平尾鐵工所 (兵庫) 五〇 全勞阪神聯合會
 三、化學工場
 【二月】大崎外二十一皮革工場 (大阪) 九〇 關西總聯盟大阪皮革
 谷口ガラス工場 (同) 三三 全勞全會關西地協
 尼崎製靴工場 (兵庫) 一〇 關西總聯盟大阪皮革
 土岐津陶磁器工業組合 (岐阜) 四〇〇 土岐津窯業労働
 【二月】丸一製紙工場 (高知) 一八〇
 【三月】マルエーゴム工業所 (大阪) 二九 全勞神戸聯合會
 ダンロップゴム工場 (兵庫) 一、四一
 港山ゴム工業所 (同) 五五
 島田ゴム製造所 (同) 二六 全勞全會阪神化學
 スタンダード鶴見油槽所 (神奈川) 一三六 總同盟石油労働
 東洋珪燥土會社工場 (岡山) 一五〇 日本労働同盟
 日本電氣工業廣田工場 (福島) 八〇〇
 【四月】土佐煉瓦會社工場 (大阪) 四〇 大日本國社黨
 三和製燬所 (大阪) 一六 總聯合大阪硝子

中部瓦業組合 (埼玉) 二二〇
 【五月】相原硝子製造所 (大阪) 三三 總聯合大阪硝子
 藤井製陶所 (同) 二六 總聯合泉劔一般
 神戸豐國ゴム工場 (兵庫) 一五〇 全勞神戸一般
 東濃地方(駄知町)製陶工場 (岐阜) 二二六 駄知製陶労働組合
 東濃地方(瑞浪町)製陶工場 (同) 二二三 瑞浪土岐製陶労働
 日本電氣工業會工場 (福島) 再燃 七三 從業員同志會
 大澤陶器製造所 (栃木) 三〇 益子労働組合
 深谷瓦業組合 (埼玉) 一五〇
 【六月】肥料製造高原商店 (大阪) 七 全勞大阪金屬
 敷島エナメル工場 (同) 八〇 日本労働同盟
 中井利兵衛商店 (同) 一七 關西線釘同志會
 櫻井ガラス製造所 (東京) 五〇 總聯合ガラス工組合
 日本曹達株式會社工場 (福島) 三三三 從業員同志會
 型付同業組合 (栃木) 七〇〇 型付職工組合
 會津陶器業組合 (福島) 一一〇
 【七月】津村順天堂中將湯製造工場 (東京) 六〇 總同盟
 帝國製藥會社工場 (同) 二七 全日本一般產業労働組合
 上田商店抄紙部 (高知) 三 土佐機械和紙協同會
 【八月】攝津製油所 (大阪) 二四〇 全勞大阪化學
 市川ゴム工場 (東京) 五〇 江東地方工場從業員連絡委員會
 日東セメント工場 (廣島) 五五
 【九月】日本肥料株式會社 (神奈川) 四〇〇 全勞全會神奈川縣聯

瀬戸製陶業者 (愛知)	五〇	瀬戸硝子陶工組合
中井製瓦工場 (同)	四二	
益子地方陶器業者 (岐阜)	一五〇	益子町陶器労働組合
王子製紙中津工場 (同)	七二	
三馬ゴム工業所 (宮城)	二七〇	
富士川製紙工場 (静岡)	一五〇	
【十月】太陽セメント工場 (大阪)	一九	労働同盟泉州一般労働
武田製薬工場 (同)	三	總評大阪化学
窯業セメント工場 (同)	一三〇	全勞大阪金属
兵庫ゴム製造所 (兵庫)	五	全勞神戸聯合會
日本肥料會社工場 (神奈川) 再燃	〇	全勞全會神奈川縣聯
宇加製紙工場 (高知)	一〇〇	總同盟高知縣聯
安藝郡瓦製造業者 (同)	五五	安藝瓦工組合
高知脂紙製造所 (同)	五七〇	
【十一月】丸善礦油製造所 (大阪)	七〇	全勞大阪金属
多奈川村製瓦業者 (同)	一三〇	
奈良墨製造業者 (奈良)	二〇〇	
田村工業會社工場 (廣島)	一六	全勞廣島統一労働
【十二月】鍋山石灰工場 (栃木)	八	社大黨
四、飲食物工場		
【一月】日本製氷名古屋工場 (愛知)	三	全日本製氷労働
【二月】瓦煎餅龜井堂 (兵庫)	一五	日本労働同盟
【三月】小澤商店 (大阪)	六	大日本生産黨
清府カマボコ工場 (同)	四	全勞大阪化学
【四月】秋山製糖工場 (東京)	四〇	社大黨・製糖労働組合
鳩ヶ谷醬油醸造所 (埼玉)	二	總同盟關東醸造労働
大日本製糖南大 (沖繩)	二九	
東島製糖所 (同)	四	全勞大阪化学
【六月】中村氷糖工場 (大阪)	四	
菊水製パン所 (同)	二〇	總同盟
【七月】日本極東煉乳會社本所工場 (東京)	三〇	全勞全會
宮前蒲鉾製造所 (大阪)	二〇	全勞大阪化学
【八月】長田サイダー工場 (東京)	一五	全勞關東化学
【十月】長崎蒲鉾商店 (大阪)	〇	全勞大阪化学
大阪製麩工聯盟 (同)	七〇	總同盟大阪合同労働
東海製菓會社工場 (栃木)	二〇〇	
【十一月】池田蒲鉾店 (大阪)	一三	全勞大阪化学
玉木製菓所 (同)	四	總同盟
おけさ味噌製造所 (新潟)	二〇	
五、雜工場		
【一月】井上木管製造所 (大阪)	四	總同盟堺支部
鹽本製材所 (同)	五	全勞木材協議會
三有社印刷所 (同)	八	總同盟大阪印刷
美津濃運動具店 (同)	二四七	
浦江工場 (東京)	二〇	總同盟電球硝子労働
エビス電球會社工場 (愛知)	六	總同盟愛知縣聯
山加製材所 (鳥取)	四	
山陰報知新聞印刷工場 (神奈川)	一六	總同盟神奈川製材

【三月】富士スレート會 社工場 (東京)	八〇	大日本國社黨
攝州製樟業組合 (兵庫)	七〇	總同盟灘製樟工組合
名古屋煉炭所 (愛知)	四〇	總同盟愛知縣聯
淺野製材所 (同)	三五	總同盟名古屋木材
【四月】羽田スレート製 造所 (大阪)	四〇	日本労働同盟
大乙製材所 (同)	三〇	全勞木材協議會
新宮十一製材工場(和歌山)	六〇	榮組、共愛會、軌道組合 揚人組合
【五月】小林製材所 (大阪)	二〇	全勞大阪履物労働
日本フアイバー 工場 (兵庫)	二四	全勞神戸一般
廣島石版印刷所 (廣島)	一六	大衆黨、平版同志會
弘前箆筒製造業者(青森)	八〇	弘前指物振興組合
三河運輸小森江 造船所 (福岡)	四〇	全勞大阪化學
【六月】脇本ブリキ印刷所(大阪)	三〇	同右
大阪地方造船業者(同)	一五〇	總同盟
【七月】近江製帽所 (滋賀)	三〇	
南海足袋會社工場(徳島)	三五	
【八月】和歌山市内建具 製造業者 (和歌山)	一、〇〇〇	
東海製網會社 (静岡)	二〇	全勞大阪化學
【九月】松本靴工場 (大阪)	三〇	國社黨労働委員會
富士スレート會 社工場 (東京)	八〇	神戸造船労働組合
神戸港船大工 (兵庫)	二〇〇	
中央ケース製造所(愛知)	三五	
【十月】菱共製材所 (大阪)	七〇	全勞木材協議會

種崎造船所 (高知)	七〇	種崎造船工組合
近江製帽會社工場(滋賀)	一三〇	日本労働同盟
小柴印刷所 (東京)	三〇	
【十一月】名港造船所 (愛知)	一五〇	新同盟(全評)中部地協
中澤製材所 (高知)	二四	
【十二月】鹽本製材所 (大阪)	三五	全勞木材協議會
岡田刷子工場 (同)	七	全勞大阪化學一般
六、特別工場		
【二月】大同電力、大阪電 力、昭和電力會社 (大阪)	七〇	總評關西電氣

2 家内工業等における主要争議

【一月】大阪運搬業組合 大阪石炭協會 (大阪)	一、〇〇〇	大阪船友會、全勞大阪 運輸
大日本セルロイド 工場建設工事場 (神奈川)	七〇	
評定河原工事場 (宮城)	四〇〇	
佐渡兩津町築港 事務所 (新潟)	一〇〇	
倉敷川護岸工事場(岡山)	六	岡山一般労働組合
川岸石炭荷上場 (同)	五	
三輪崎工事場 (和歌山)	三〇	
鳥越林道工事場 (三重)	四〇	
高島眞珠養殖場 (長崎)	五	
【二月】市營墓地石材店 (東京)	一五〇	多摩友愛會
小名濱町荷馬車業(福島)	六〇	
小樽汽船底曳網 水産組合 (山形)	四〇	日本港灣從業員組合
【三月】多摩川整理工事場(東京)	五	

東日蠟殼出張所 (同)	七	國民生活防衛同盟
大阪運輸船 (大阪)	一七〇	
淀川砂取場 (同)	一、〇〇〇	
白石溫泉建築工事場 (宮城)	七〇	
日本製鐵中谷採石場 (福島)	三	
明治工業株式會社 (栃木)	三	
盛岡地方裁判所 (岩手)	二六	社大黨盛岡支部
工事場		
ラサ島工業探鑛所 (沖繩)	六〇	
【五月】廣瀨組下請大伸組 (大阪)	一五	全勞大阪運輸
橫濱市内石材商 (神奈川)	一七	關東石材從業員組合
大兼漁場 (同)	一四	
荒川砂利運搬馬力 (同)	五〇	
【六月】國際通運株式會社 (東京)	八〇	全勞日本運輸
田中回漕店 (東京)	一八	總聯合京濱船夫
神戸石商組合 (兵庫)	五〇	石工共和會
野上鮮魚運送商 (同)	一八	
岡崎石工匠組合 (愛知)	二〇〇	岡崎石工組合
三田尻鹽田 (山口)	五〇〇	
【七月】大塚運送店 (東京)	三	全勞全會日本運輸
阪急電鐵東豐中住宅地工事場 (大阪)	一〇〇	
大谷石材採掘場 (栃木)	一、〇〇〇	大谷石材勞働組合
乙濱港築港工事場 (千葉)	七〇	
江戸川砂採取場 (同)	一、〇〇〇	川砂船友同盟
仙臺簡易保險局 建築場 (宮城)	一五〇	
撫養鹽田 (德島)	八三	黑崎鹽田勞働組合
麻生津神明聯合耕地整理組合 (福井)	一〇〇	
東海產鹽株式會社 (愛媛)	四〇〇	
【八月】帝國酸素配給部 請負頃末組 (大阪)	二四	社會大眾黨
京阪天滿橋荷扱所 (大阪)	二五	交總大阪自動車從業員組合
八重河内村砂防工事場 (長野)	四〇〇	
北牟婁郡縣營漁港修築工事場 (三重)	八〇	
【九月】川吉組 (大阪)	四〇	全勞大阪運輸
大塚運送店 (東京)	再燃七	全勞全會日本運輸
北村回漕店 (神奈川)	一五	日本港灣從業員組合
小樽運送船業組合 (北海道)		同右
共同漁業會社卜ロール船 (福岡)	四五〇	同右
日本レィヨン建設工事場 (福岡)	一、〇〇〇	
日鐵頂吉採石場 (同)	五二	
佐治川改修工事場 (兵庫)	一六	
【十月】多摩墓地石材商 (東京)	一二〇	多摩石工從、友愛會
東京屎尿汲取業者 (同)	五、六〇〇	
八王子合同運送店 (同)	五〇	
高田村炭燒人夫 (青森)	四〇	全國農民組合
市内日家勞働者 仲介寄場 (香川)	一、〇〇〇	勞働善協會
東中村石材商 (茨城)	四	石工組合

柏島村漁獲物加工場	(高知)	三〇	
【十一月】星野式共同網漁場	(千葉)	一三〇	
山武水産協會漁場	(同)	六〇	
上越松川トンネル工事場	(新潟)	七〇	
【十二月】湊漁港修築工事場	(茨城)	一三三	
大原町小濱漁場	(千葉)	三〇〇	
和歌山石炭商組合	(和歌山)	二〇〇	和歌山石炭仲間組合

3 鑛山業に於ける主要争議

【一月】土肥金山	(静岡)	三〇〇	
榎峯鑛山	(宮崎)	五〇〇	
【二月】直方炭坑	(福岡)	八〇	
【三月】直方炭坑	(福岡)	再燃 一〇〇	
【五月】上山田炭坑	(福岡)	四〇	西部鑛山労働組合
川瀬炭坑	(福岡)	七〇	
芳谷炭坑	(佐賀)	二四〇	社大黨、東松一般労働
釜石鑛山製鐵課	(岩手)	二七〇	
【六月】日鐵二瀨鑛業所	(福岡)	二三〇	
山田炭坑	(福岡)	三六	總同盟日本石炭鑛夫組合
藏内鑛業	(同)	三五	同右
大峯第二坑	(群馬)	六〇	總同盟關東釀造労働
田島炭坑	(兵庫)	三六	
【七月】夏梅ニツケル鑛業所	(兵庫)	三六	
忠隈炭坑	(福岡)	四三	
宇佐美炭坑	(同)	五二	

【八月】起業炭坑	(山口)	二三〇	
【九月】佐野平鑛山	(兵庫)	二七	
佐々炭坑	(長崎)	二〇	
【十月】上田炭坑	(茨城)	二〇〇	
【十二月】鍋山田村石灰採取工場	(栃木)	二〇〇	全國労働

4 交通業に於ける主要争議

一、水上交通業			
【一月】八馬汽船永代丸	(大阪)	三三	海員組合刷新會
【二月】宇和島運輸全社船	(大阪)	二〇〇	日本海員組合
【三月】川崎汽船	(兵庫)	同右	
【五月】帝國船	(兵庫)	二四	港灣従業員組合
大和曳船所幸丸	(同)	七	同右
【六月】愛知商船所屬船	(愛知)	三三	港灣従業員組合
【十月】國際汽船陽光丸	(山口)	三六	日本海員組合
【十一月】阪若汽船曳船	(大阪)	二五〇	港灣従業員組合
二、陸上交通			
【二月】大タク外市内タクシー	(大)	一五〇	國粹交通聯盟
【三月】青バス修繕工場	(東京)	三三	全勞青バス現業員會
大阪タクシー會社	(大阪)	二五〇	交總大阪自動車従業員組合
【四月】近藤商店自動車部	(東京)	二六	總同盟
名古屋タクシー	(同)	三三	名古屋相互クラブ
均一タクシー	(大阪)	三〇	總同盟

- 【五月】廣島バス會社 (廣島) 一四
- 【六月】筑前參宮鐵道會社 (福岡) 六〇
- 山羽自動車會社 (山形) 二〇
- 【七月】八王子バス會社 (東京) 六
- 白谷タクシー (大阪) 一三
- 佐賀電軌自動車部 (佐賀) 四
- 【八月】彦根寺田バス (滋賀) 三〇
- 【九月】舞鶴バス會社 (福岡) 六
- 福井自動車會社 (福井) 八
- 【十二月】高田町内バス (奈良) 七
- 九州統一労働組合同盟
- 國粹大衆黨

5 官公業に於ける主要争議

- 【二月】逓信省經理局 (東京) 三
- 縣營道路 高知屋外労働者自治會
- 舗装工事場 (高知) 一四
- 【二月】馬路營林署 (高知) 一〇
- 大阪市電電燈課 全勞大阪電從
- 逓信省經理局 (大阪) 六〇
- 製機工場 (東京) 三
- 大場川救農 (静岡) 五
- 【四月】土木工事場 (静岡) 五
- 三信鐵道 (長野) 三〇
- 沼田工事場 (長野) 三〇
- 【五月】東京市電氣局 (東京) 四〇
- 芝浦車輛工場 日本交通從業員組合
- 内務省河川課 (同) 二〇
- 枝川出張所 (同) 二〇

九木相ノ浦 (和歌山) 二

【六月】大阪市電氣局 (大阪) 二〇 交總大阪市電自助會

今里車庫 (宮城) 五

船岡郵便局 (宮城) 五

岩田郵便局 (長野) 八

【八月】鴨川トンネル (千葉) 三

三富村縣道 (山梨) 一〇

伊東線來宮驛 (静岡) 五 全勞全會東豆労働

【九月】東京市電氣局 (東京) 一〇 九 交總東京交通労働

中山道九號國道 (埼玉) 三

修築工事場 (埼玉) 三

【十一月】東京市土木局 (東京) 三 東京市從

仙臺市塵芥焼却場 (宮城) 不明 宮城一般労働組合

第三節 特に重要な争議の顛末

本年度においても謂ゆる大争議といふべきものは比較的少い。それについては第一節に述べた通りで、参加人員の多數を擁するものは少くなかつたが、それらの争議期間は比較的短かく、争議期間長きものは参加人員數において少いといつた事情である。いま本年中の争議で比較的に特徴があり且つ世の視聽をあつめたものとして東京市電争議、大阪機械工作所争議、土肥金山争議を選び、その顛末

末を左に簡単に記述する。

東京市電争議

争議發生—昭和九年九月四日、終結—九月十六日。再燃—同十月七日、終結—十月十三日。關係組合—東京交通労働組合。

發生 年來の赤字に悩む東京市電氣局の財政更生案は、従業員の整理、人件費の削減を伴つて、その都度従業員と當局の間に紛争を醸し來つたが、今回の更生案は全員解雇、初任給再採用といふ大々的なものであつて、果然従業員の猛烈な反對となり、全従業員は一齊起つてこれが撤回を迫つたのである。

謂ゆる更生案として市電當局の企圖せる「市電赤字対策要領」によれば、今後市電經濟において年額約八百六十萬圓を節約せんとするにあるが、内傭員の人件費關係より年額約三百二十萬圓を捻出せしやうとするのである。これがために従業員一人に對し平均約二千圓の整理手當を支給して一應解雇し、改めて現在給と初任給（凡そ一圓二十五錢）との差額の一割を初任給に加算したるものを新給料として再採用の形式に據らんとしたものである。九月二日、電氣局當局は商工獎勵館會議室に市電共済組合部員約八十名を集め、右整理案を發表し、來る十日迄に退職の申出なき場合は改めて引續き就職したものと見做し、その取扱をなす旨を附言した。

當局に整理方針あることは、従業員側においてもかねて風説に傳へ聞いてゐたのであるから屢々對策を講じつゝあつたのではあるが、その發表案の意想外に彈壓的なるに驚き、果然従業員間に

大動搖を生じ、東京交通労働組合は整理案の撤回を要求して三日市當局に迫つたが容れられず、九月四日遂に罷業を宣言するに至つたのである。

經過 九月五日始發電車より總罷業に入つた市電従業員は、各支部とも職場を引揚げ籠城、各籠城團は毎日二回に亘り首腦部よりの指令に基いて協議を開き、またそのストライキ情報を發表して結束を固めることとした。電氣局側もかねて用意の非常運轉を開始する一方、五日正午東交側四十一名、日交側四名の懲戒解雇を發表した。罷業二日目は山下局長の名をもつて各従業員宅に勸告書が發送された。同日東交首腦部にては「争議は長期に亘る見込みで、それに處する準備をせよ」と指令し、長期持久の用意を整へた。電氣局でも強硬方針をとり九月八日には中央委員並に支部役員五十四名に餞首の通告を發した。十一日、山下局長より更生案延期に關する聲明がなされたが、争議團側はあくまで更生案の撤回を要求して争議の持久を圖り、陳情運動を展開し秩序ある統制を示して當局に對峙した。いまや争議は一般社會の關心をそよること大きく且つ市民の同情が従業員側に傾いたことは云ふまでもなかつた。この事態の進行を憂慮した警視廳は十五日に至り遂に勞資兩者に對し強制調停開設を發令するに至つた。茲において争議團側においても調停によることとして、一應罷業休止を宣言した。調停委員は次の如く構成された。

「電氣局側」 東京市助役澤本與市、同財務局長後藤悌次、同電氣局長山下又三郎。

「従業員代表」 東交執行委員長熊本利男、同執行委員河野平次

同植村貞雄。

〔中立委員〕 協調會常務理事吉田茂、専修大學理事道家齊一郎。

かくて市電争議は九月十六日に罷業休止を聲明し、十八日より一齊に就業、平常運轉に復し、調停委員會も二十二日より開設されることゝなつたのであるが、それに先立つて九月二十日、争議首脳部では萬一の用意のため争議首脳部を更改任命して闘争組織の維持について圖るところがあつた。

調停委員會は九月二十二日から警視廳會議室において議長に吉田氏、議長代理に渡邊氏就任して開始、會議は整理案の説明にはじまり暗雲を孕みつゝ進められたが、九月二十九日に至り従業員側委員が案の撤回を要求したるに對し、當局側委員が絶対に撤回せずと言明したことによつて、愈々兩當事者の正面衝突となり、委員會は中途休會し、中立委員の奔走に委ねる状態となつたので組合首脳部は、三十日午後、再ストライキ準備指令を發した。かゝる再罷業空氣の擡頭を憂慮した警視廳では組合に對し「自重した方針を採らねば」との警告を與へ、一方吉田議長は局面打開のため兩當事者間を奔走、法定期間の満了の六日に至つても尙ほ妥協の道は發見せられず、こゝにおいて同日深更十一時吉田議長の二割削減案が發表された。議長案は左の如くであつた。

〔議長案〕

- 一、一齊解雇、再採用の市側の原案は撤回が至當と認める。但し退職希望者に對しては合意の上案を適用するも差支なし。
- 二、減收率は給料、賞與、諸手當を含む實収入（人件費千二百萬圓）の二割を減額するを至當とす。

三、解雇者は圓滿解決の場合、今回の解雇の性質に鑑み復職を適當と認める。

〔理由〕

（一）に對するもの

一齊解雇手當支給再採用の方法により給與の減額を強行するが如きはその社會的影響に鑑み公の委員會においてこれを認むること適當ならずと思料せらる然れども高級者にして此際退職し整理手當の支給を受くることを希望する者に對し手當を支給して解雇するは何等妨げなき所なるを以て念のため但書に於て此の點を明にせり。

（二）に對するもの

減給は従業員に對し多大の犠牲を強ゆるものにして同情に堪へざる所なりと雖も更生計畫の確立とその實施とを焦眉の急務とする市電經濟の現状に鑑み之が階程として此際従業員の減給を行ふは之又己むを得ざるの措置なりと思惟す其の減給率に關し兩者の互譲により意見の一致を見ることが最もよきと思ひ極力兩者に對する懇談折衝に努めたるも終に妥協點を得ず最終の方法として議長の發案に對する各委員の可否を問ふの己むなきに至れり市電乗務員の給料と他の近似せる事業に於ける給與とを比較するに電氣局調による市電乗務員男子平均日收三圓三十三錢は内閣統計局調に依る全國電車乗務員男子の平均日收二圓五十錢に比し約二割五分の高率にあり然れども東京市は他の地方に比し生活標準高く且つ市電従業員は勤続年數長き者多きを占むるを以て之等の諸點を考慮して平均二割程度の削減を

以て妥當なりと信じたり。

(三に對するもの)

今回の争議に於ける懲戒解雇は被解雇者各個人に屬する非違に對して行はれたる處分と謂はんよりは寧ろ争議團體に對する制裁として團體の幹部に對し一率に行はれたるものなりと思料す斯る意味に於ける被解雇者は争議の圓滿解決したる上は之を復職せしむるを適當なりと思料す。

右理由説明の後、議長案に對する反對意見が従業員側から開陳された。その意見は左の通りである。

〔給與減額に對する反對—理由〕

市電當局に於て根本的更生計畫を確立しその一部として従業員の減給を実施する場合に於ては如何なる犠牲をも之を甘受するも未だ根本的計畫樹立せざる今日に於て先づ従業員に對してのみ負擔せしめんとする犠牲は更生上無意味なるを以て之に忍従することを得ず。

以上の様に意見の對立を見たので議長は議長案の採決を舉手に問ふた結果、市側委員三名と中立委員一名、計四名がこれに賛意したが、従業員側委員三名と中立委員一名計四名がこれに反對した。こゝに於て可否同數となつたので議長は法第十一條に據り自ら之を決して形式上の可決を見たわけである。しかしながら、強制力を伴はざる本決議は従業員の再能業によりて事實上空文と化した。かくて本委員會は不調に終り、我國労働調停法運用に關して初めて不成功の歴史を残し翌七日午前一時四十分閉會となるに至つた。

第二部第一篇 労働争議

終結 委員會が事實上決裂に終るや、この報とともに従業員側

は第二首脳部より再能業の指令が發せられ、七日始發より一齊能業に入つた。しかるに今回は日本交通労働組合が態度を變じて一同就業、やうやく統制は動搖しはじめ、形勢は従業員側に不利に展開して來た。恰も九日、藤沼警視總監より熱心なる調停懲憑があり、組合側は遂にこれを受諾、白紙にて調停を一任した。かくて三週間に亘つた東京市電争議も、十月十三日未明警視總監の幹旋で當事者間に覺書を交換して解決するに至つた。その結果、争議中に派生せる諸問題の解決は兩當事者間の折衝に委ねられてゐるが、更改採用を内容とした整理案に反對して起された争議は一應左の妥協をもつて解決するに至つた。解決覺書並に派生事項の覺書は次の如くである。

〔解決覺書〕 一、調停委員會において決議せられたる條項第一

(一齊解雇更改手当支給再採用の方法を採らざること、但退職希望者に對しては整理手当を支給すること) 及第二(各職を通じて現在給與額(本給手当賞與を含む)の平均二割を減額する)はこれを實行すること。一、減率の基本額は當初市の發表せる整理案の適用を受くべき人員(十月十日現在)に對する支給實額とす。一、給與並に給付に關する規定の改正は緊急且必要なるを認むるも右改正は更生に關する他の計畫に關聯して適當に善處す。一、解雇者の復職は首脳部を除きその他の者につきては適當に考慮す。一、將來市電更生に關する審議機關の設置せられたるときは必要に應じ電氣局従業員代表の參與に關し適當に考慮す。

尙其他事項の覺書として、

一、電燈課檢計係の出勤停止は臨時雇入が入つてゐるので適當に考慮す。二、罷業中の出勤扱ひ及日給支給は金一封とし他は發表するを得ず。三、團體協約及昭和七年度以降採用者の給料引上は今回の問題外につき問題ならず。四、山下整理案による更改給と二割削減案の選擇に關する申出で期間は十七日まで延期す。五、覺書による第一回復職は七十名とす。

○

組合側の報告 本爭議に關して東京交通労働組合自身が公表した爭議報告を左に掲載しておく。

「昭和八年度大會に於て最も重要な問題は、電氣局の第二更正案の名による彈壓に對する闘争方針の確立と其の實踐にあつた。昭和七年の立石局長時代に於ける第一次更生案によつて全従業員は一千六百名の整理と二百萬圓の賃下げの強行に生活は極度に脅威せられたのである。しかして當時電氣局は此の更生案は百年の大計を樹立するものであると聲明したのである。しかし乍ら斯く迄全従業員に大なる犠牲を強要した、此の更生案も百年の大計どころか、一年の計にも過ぎなかつたのである。斯くて昭和八年度には早くも赤字八百萬圓を生じ、昭和九年度豫算編成に當つては九百三十六萬餘圓の赤字公債發行に依つて辛くも收支のバランスをすと言ふ状態であつた。

而して豫算編成期に當つて立石前局長は八千九百萬圓の電氣局公債を市に移讓することに依つて豫算編成の難局を切り抜けると共に市電財政の根本的方針を樹立せんとしたのであつた。

しかるに此の立石前局長の案に對しては市首腦部はこぞつて反對し、遂に立石局長を辭職せしめるに至つたのだ。

斯くて電氣局陣容の更迭に依り第二更生案なるものが發表せられた。即ちサービス改善愛市運動による乗客誘致に依つて収入の増加を計ると言ふのである。しかし乍ら一ヶ年一千萬圓に及ばんとする赤字がサービス改善に依つて克服されるとは痴人ならざる限り誰しも信ずるものはないのであるが、電氣局は表面斯る運動によつて大衆の關心を斯る方面に集中せしめ、裏面に於て極秘の裡に全従業員の徹底的彈壓に依る更生計畫を着々として進めたのだ。

昨年度大會後執行部は第二の更生案に對する闘争に全力を集中し、電氣局に對しては執拗に第二更生案の内容を糾問したのである。しかし乍ら老獪なる理事者は或る時は従業員の彈壓はしないと云ひ、或る時は未だ考へぬと言ひ、常にウヤムヤの裡に來つたのである。しかして電氣局は従業員にサービス改善に協力する事を要望し來つたので、我等又サービス委員會に参加し、日常サービスに對して改善を惜まず協力したのであつた。しかし乍らサービス改善に依る更正案の如き何等確定的根據なき案が何等の價値なきものであり、破綻を來たすことは火を見るよりも明らかであり、必らずや大彈壓が更に下されるであろうことが豫想されたのである。従つて前年度大會に於ける一切の問題は此の大彈壓案に對する闘争に集中し來つたのである。而し組織の擴大強化のため、財政確立、闘争基金積立、労働講座による教化運動等スポーツ統制、交總の強化他友誼團體との機

會を捉へての共同闘争の展開等常に大弾壓を目標とし、その勝利のために備へ來つたのである。

九月二日山下局長により市電従業員一萬八百名の解雇と一圓二十五錢の更改給による繼續採用と言ふ前古未曾有の大暴壓は下されたのである。此の暴壓案に依りて全従業員は眞に餓死を強要さるるのだ。問題は又社會的にも重大である。市電一萬二千の全従業員は斷乎としてストライキを決行した。而して一糸亂れざる統制の下に十二日間に涉つて戦ひ、全國勞農無産團體の絶大な應援と、社會的輿論の支持を受け我等の勝利は確定的であつた。しかるに強制調停の發令となり茲に策戦上一時罷業を休止し、強力なる背景に依つて委員會を監視すると共に決裂に備へたのである。委員會に於ては極力暴露戦を展開し、中立委員も我等の正しい主張と社會的輿論に動かされ、遂に山下暴案を撤回せしめるに至つたのであるが、山下暴壓案に代るに總收入二割削減案が委員會案として決定するに至り、我等は斷然再度ストを決行したのだ。スト決行七日にして遂に涙を呑んで二割削減案を承認し、結果に於て慘敗の苦汁をなめたのである。

大阪機械工作所争議

大阪市東淀川区豊崎町西通一丁目大阪機械工作所。資本金五百萬圓。社長原清明。事業紡織機、兵器の製造。従業員一、三〇四名。争議参加人員七五〇名。争議發生—七月五日、終結—九月九日。支援組合—總同盟大阪金屬勞働組合。

第二部第一篇 勞働争議

大機争議として世の注目を惹いた本争議は、單に参加人員や争議期間等の規模において大争議と稱し得るに止まるものでなく、争議勃發の背景をなす特殊なる社會的經濟的狀勢と、その中で闘はれ而も敗北に終つた本争議の影響が單に關西方面に對するばかりでなく一般に日本の勞働運動にとつて極めて重大であつたといふ意味で、本年中の正に特記を要する重要争議である。それが最近の軍需インフレーションのもとに急速に利潤を高めて來た典型的な金屬産業における争議であり、かゝる部門における争議としては大規模の前哨戦であつたこと、したがつてその勝敗は自ら目下の狀勢下における勞資の力の均衡に重大な影響をもたざるを得ぬこと、更に當該會社が軍需品製造會社として一個の政治的契機をもつこと、そしてこれに對する争議が謂ゆる「産業協力主義」に立脚する總同盟の指導下において戦はれたこと、等、その包藏する問題は大きかつたのである。とはいへ、茲では、本争議に對する批判的な筆を運ぶことはできない、單に事實の經過の概略を述べるに止める。

原因 本年二月當社高村人事課長の私的問題に搦んで従業員間に排斥運動起り、勞正會（昭和五年組織された相互扶助的機關）に統一された全従業員は怠業状態に入つたため、會社は同課長を辭任せしむる一方主謀者と目される七名の従業員を解雇してこの問題は一時解決の形をとつた。ところが右解雇者はいづれも勞正會の幹部であつたため、従業員はこの解雇に反對して再び怠業を行ひ會社當局と折衝した結果、「解雇者は向ふ四ヶ月間臨時工として就職せしめ成績如何によつて本雇に起用する」との條件をもつ

て妥協成立紛争の落着を見たのである。然るに右臨時工の期限満了期に當る七月五日、會社は七名の中三名に對し成績素行共に不良との理由をもつて解雇すべき旨言渡した。七名の本雇起用は當然認めらるゝものと豫期してゐた従業員は、この申渡しを承服せず、七月七日従業員大會を開催して「復職歎願提出、總同盟加入」を決議し、直ちにこれを實行して組合應援の下に會社に對抗することとなり、こゝに争議の端初は開かれた。

經過 従業員は七日前記従業員大會の決議に基いて支配人を訪ね「全職工の決議により常備工に採用を嘆願す」の歎願文を提出して退出、組合應援下に工場内に籠城した。一方總同盟大阪聯合會は、これと呼應して翌八日前田金屬労働組合長等の闘將を迎へて會見方を申込んだが拒絶され、要求書(後に掲ぐ)を受付に提出し責任者への傳達を依頼して引上げた。

會社の會見拒否に遇つて争議の急速解決至難と見た組合幹部は即時指令を發して全員(七五〇名)の工場引上を敢行せしめ、市内北區青龍館、西淀川區菊水館に分宿收容すると共に、陳情委員を擧げて府特高課、憲兵隊、海軍監督官を歴訪し、事情を具申するところがあつた。しかし指導者に於ては争議團員の訓練充分ならず會社の切崩し策等に對してこのまゝで結束を持続することは困難と見、旁々炎熱下にあつて病人續出等の事故が発生したので、争議本部を聯合會本部に移し、一般團員は九日夜南海電車にて高野山に送り持久戦を執るに至つた。高野山籠城の團員は組合幹部統制の下に警備組織を編成し、會社側の切崩しに備へたが、指導者においてはしばらく會社との折衝を見合して宣傳戦を續け

ることとなつた。西尾總聯合會長は十日高野山に赴き團員を激勵した上翌十一日夜東上、松岡總同盟會長と會見して今後の對策を協議して十四日歸阪した。

日本労働組合會議加盟在阪労働團體では本争議に對し積極的應援をすることとなり、十五日午後二時より市内此花區吉野町労働學校に共同應援委員會を開催、具體的應援方法を決定した。尙ほこれら友誼團體の有志たちも續々登山して争議團を激勵した。

従業員の嘆願を容認しない會社當局は、依然として外部労働組合の介在を拒否すると共に、この機會に不良分子一掃を方針とし臨時休業を發表し、應急策として残留職工をもつて作業を續行し注文主たる軍需當局、紡織會社等に對し諒解を得べく努めたが軍需當局からは兵器製作には残留職工のみをもつては支障を感ずる旨言明された。一方、罷業者に對しては、三日付書面をもつて來る十六日までに入社するやう、若し期限に遅くれた場合は即時解雇する旨通告したが、一名の復歸者なく、十六日右豫告に基き全員解雇の通知状を送つた。

會社はこれ以前からその最も困却せる熟練工の募集に大いに力をそゝいだが、十一日には應募者約四百名に達し、内二百名を詮衡した。しかも會社は臨時工募集方針を依然として變更せず「三ヶ月後には充分常態に復する」と飽迄強硬一點張りで押して行つた。そして皮肉にも十五日には、残留工の慰安會を、次いで十六日(この日會社は争議團全員に最後の解雇通知を發した)には就業職工五百二名に對し慰勞金として四百名に金五圓づゝ、残り百二名には三圓づゝの臨時費を支給して稿ふところがあり、更に近

く右五百二名の就業者には、日給一割を増額し、同時に約二百名の臨時工中成績優秀者を本雇に採用する計畫を發表した。

尙、同日までの臨時工應募者は通計千八百餘名であるが、こうして會社は愈々作業能率の回復へ大車輪をかけることになった。

残留職工を中心にひたすら能率回復に猛進した會社の努力は漸次効果を擧げ出して、どうやら當面の必要を充し得る迄になった。その自信を得るに従つて會社の態度は更に硬化して來た。残留職工に對する會社の統制振りは左の「残留職工聲明書」に窺へるであらう。

〔聲明書〕 此度勃發せる爭議は現國家非常時に直面し、産業界多端の折柄吾々の多年遵奉せる主旨に反し、外部の團體に加盟せるを以て吾等はこれと行動を共にすることを得ず。茲に於て春秋行を共にせる同志と袂別し、奮然起つて残留、作業に従事せる所以なり。

爭議團は勞正會の基金を籠城費に充て、持久戰策を採つてゐたが、右金額は五千圓程度に過ぎず、一日五六百圓の經常支出を必要とするから、これだけでは到底長期の對抗は困難と見られてゐた。指導組合においても、表面上は平靜の態度を持し積極的の行動を控へてゐたが、もとより内心解決の速かなるを望み、有力なる調停者の出現を期待してゐるやうに思はれた。

しかし、會社側は勞働組合を無視して直接交渉に應ぜず、依然として極めて頑強なる態度を持するため、爭議團側は有力なる第三者の調停によつて爭議を解決に導くべく種々劃策するところあり、その結果高野山宗務局が調停に乗出すこととなり、先づ七月

二十日飯田高野山社會課長は大阪府特高課長を訪問して爭議事情と當局の意向を聴取し、更に海軍監督官事務所を訪ねて同様の會見を行つた上、住職會議代表五師は七月二十三日大阪市内東條旅館に總同盟西尾、金正等の代表者と會見し、爭議團側の意向を尋ねたに對し、組合側は會社が誠意をもつて解決に努めるならこれに應じ得る用意がある旨答へた。次いで住職代表は同夜會社を訪問、同様の質問を發したが、會社側は第三者の調停を必要としなると強硬に拒否したので、住職代表等は未だ調停の時期に非ざるものと見、一先づ歸山した。

かくて高野山住職會の調停計畫は失敗に歸した。期待した第三者の仲介による解決の困難なることを知つた爭議團側は、こゝに從來の方針を一變、積極的行動を採ることに決し、爭議は俄然惡化を呈して來た。會社重役、株主、取引先等に對しデモを行ひ、遂に土屋社長代理に對する暴行事件まで惹起するに至つたが、局面は更に展開を見ない。既に一ヶ月を經過したことゝて爭議團は次第に苦境に立たされるに至つた。しかし爭議發生以來勞働組合の介在を拒否して爭議團の個人的復歸を俟つ方針を執つた會社側は持久戰に入つて以來も同一政策を頑強に固持し、遂に爭議參加者の全員解雇を發表するに至つた。

爭議發生と共に爭議團を支援して來た在阪勞働團體は更に七月三十一日代表會を開いて應援方法を協議決定した。尤も、應援依頼を受けた組合會議書記局は西尾、金正等の主腦部を訪ねて依頼の件について懇談したが、總同盟は「目下の處組合會議の應援を煩すまでの事態に達しおらず、今後の狀況によりて改めて依頼す

ることあるべし」と一應その應援を辭した。

この間、一方において在阪愛國團體は警告書、抗議書、聲明書、檄文等を發表して爭議團排撃行動を執り、會社側も二回に亘つて關係方面の諒解を得べく爭議報告を作成發表した。これに對して組合側も前後二回に亘つて「大阪機械工作所爭議について我親愛なる大阪市民諸君に訴ふ」の表題の下に聲明書を發表してこれに應じた。

しかし會社側が組合を否認し第三者の仲介を拒否する態度を改めないため行詰り状態に陥つた本爭議は、組合をして戦術の變更を餘儀なくせしめ、遂に一部の者のテロ行動にまで進んだこと前述の如くであるが、組合指導部は有力なる第三者の出現のために裏面的活動をつづけた。そして爭議團としては依然陳情デモを續けて局面の轉回に努めつゝあつた。

終結 本爭議に對し府當局は、會社側の第三者介入拒否の方針に鑑みて終始靜觀の態度を持続して來たが、愈解決促進のために處置を講ずべく決意し、問題が海軍側とも關係があるので豫めその方面との下相談を行つた上、九月三日大阪府知事は、土屋社長代理を招致して治安維持の見地より爭議の解決方を慫慂し、會社側は總同盟が手を引くことになればこれが交渉に應ずる用意ある旨を答へ、一方栗屋警察部長は改めて原海軍少將と協議を行ひ、九月五日、六日の兩日に亘つて爭議團指導部と數次の會見を行つた。この経緯の結果、指導部はついに白紙をもつて解決を當局に一任することになつた。こゝにおいて、九月六日、知事警察部長等府首脳部において種々打合せを行つた後、同夜土屋社長代理、

星住支配人の列席を求めて解決案を作成することを得たので、同夜九時組合側より金正米吉氏の出頭を求め、特高課長より右條件を示して爭議團側の意向をまとめらるやう勸告するところあり、金正氏は一先づ歸團し一同と協議の上改めて府廳に出頭し別に爭議團側としての希望條件を提示したがその餘地なしとして容認されず、結局爭議團側は左記條件に同意することとなり、こゝに災熱二ヶ月の間に亘つて軍需工業の堅陣に迫つた闘争も、労働者側の敗北をもつて局を結ぶのやむなきに至つた。

〔要求書〕 一、石上、上原、×の三名を即時復職。二、馬場、喜多百合草、並木の四名を即時本雇とせよ。三、臨時雇の期間を六ヶ月とし其後は本雇とせよ。四、解雇手當を増額のこと（從來會社規定解雇手當率十一年未滿日給二十五日分以上一ヶ月増す毎に六割増額）。五、請負單價を増額すること。六、本給を昇給のこと。七、本問題に關しては犠牲者を出さざること。八、日本労働總同盟金屬労働組合を公認すること。

〔解決條件〕 一、總同盟は爭議團より手を引きこれを聲明すること。二、爭議團を解散すること。三、總同盟は會社に對し次記釋明書を提出すること。四、會社は前記釋明書に對し爭議費用を出さざるも爭議團の高野山滞在費その他の雜費の幾分として金一封三萬圓也を交付すること。五、爭議團全員の懲戒解雇はこれを取消さず。六、懲戒解雇者には解雇手當として出さざるも、温き氣持を以て涙金の交渉に應ずる用意あること。七、會社は本爭議解決後一五〇名を限度として採用することを聲明す。〔釋明書〕 一、大阪機械工作所に對する労働爭議は當局の御幹

旋に據り總ての要求條件を撤回し解決仕候。此の爭議中常任二名が技師長土屋藤丸殿に暴行を加へ候件は深甚なる遺憾に奉存候。今後貴社並に貴社御得意様は申すに及ばず一切の關係者に對し暴行は勿論陳情運動等は致し申間敷候。

土肥金山株式會社爭議

静岡縣田方郡土肥村所在土肥金山株式會社。従業員五五〇名、參加人員三七六名。關係組合—土肥金山従業員同盟。爭議發生—昭和九年一月二十三日、終結—二月十二日。

發生 本鑛山は昭和七年八月事業主を變更し、從來の資本金四百萬圓を二百五十萬圓に減額すると共に、經營方針に刷新を加へ更生に努力しつゝあつたが、時恰も金輸出再禁止後で金の價格昂騰は本鑛山に有利なる影響を及ぼし業績は最近頓に見直すに至つた。然し、従業員側は會社の労働対策、殊に手當の狀態に對して不滿を感じ、昭和八年十一月より、一部従業員の組織する第一共濟會、坑夫組合等の團體が中心となつて待遇改善方法について協議を試み、本年一月共濟會は大會を開いて待遇改善問題について決議をなした。坑夫組合もこれに倣つて一月十八日總會を召集同様の決議をなし、其他の團體もこれを支持した。かくて一月二十日各團體の合同委員會において土肥金山従業員同盟を結成し、待遇問題を中心とする決議文を作製、一月二十三日會社に提出した。

〔要求條件〕 一、會社の都合により解雇せる場合は年齢の如何を問はず一年未滿を五十圓とし、年毎に加算支給すること。二、勤績手當は從來二百五十日以下とあるを二十日以上と改正する

第二部第一篇 労働爭議

こと。三、一昨年以前の勤績手當の決算を至急發表すること。四、勤績手當は毎年支給すること。五、請負工夫從來の作業の場合、本番賃銀にならざる時は一圓五錢支給せられしところを一圓五十錢支給すること。六、従業員家族に藥價半額支給。七、臨時人夫を撤廢し、即時本役とすること。八、坑外従業員月賞與は坑内従業員と同一に支給すること。

經過 一月二十五日鑛山事務所に於て勞資第一回會見を行ひ、嘆願條項について懇談的に協議したが交渉は不調に終つた。爭議團は二月一日公休日を利用して目的貫徹に努める旨を決議し、二月十日までに回答されたと申出たが、拒絶されたので、あくまで目的遂行を期す意味の決議文を作製、近藤社長の自宅に委員を送つて右決議文を手交し、三月六日更めて正式會見を約して一先づ退出した。

一方爭議團主腦部に於ては、今度の問題は尋常の手段をもつては到底要求を認められずとなし、ついに坑内籠城の謂ゆるモグラ戰術を斷行するに至つた。かくて外部との交通を絶つて作業中止を餘儀なからしむる策戦に出た。同時に一般従業員はこれに呼應して演藝館に集合、一部の同盟罷業が行はれた。なほ爭議團體は代表委員を選んで會社との交渉を開始したが、會社側強硬にして容認せず、二月七日の最後の交渉も決裂、爭議は持久戦に入り、従業員全員の罷業にまで擴大されんとする形勢を示した。

事態悪化の情勢に對して縣調停官も乗出し、兩者の圓滿解決を促進せしむべく、勞資間の意向を伺つたが、未だ時期到來せずと

なし今暫く形勢を観ることにした。しかし土肥村々會は本山の興廢は全村の死活に關する問題であるとして、知事の調停方を決議した。一方籠城組の決意は固く、全條件の承認せられざる限り出坑に應じないので、調停者も仕方なく手を引き、再び勞資の直接交渉となつたが、會社側は、事態が籠城組十名の生命問題となつたので要求全條件を承認する旨回答、別に交渉條件については協定なり、契約書を爭議團に手交することになつた。こゝにおいて事態は一應收拾せられたかに見えた。しかるに籠城組の出坑を見るや會社側は、若し手交した回答條件を實行するとすれば經營不能に陥るとの理由で、全山の休業を發表した。漸く解決を見て愁眉を開いた全村は突然の休山發表に驚愕し、爭議團も動搖、幹部五名の檢束を見るなど、一時混亂状態に陥つた。

終結 こゝにおいて村長をはじめ村有志は再び立つて斡旋大いにつとめ、會社側もまた態度を改むるに至つてこゝに左記條件を勞資承諾して二月十二日波瀾を極めた本爭議も終りを告げた。尙ほ爭議解決と共に、坑内に潜入して籠城戦を續けた十名、および坑外において爭議を指導した者計十五名は解雇され、作業は二月十五日より開始されることゝなつた。

〔解決條件〕 一、會社の都合により解雇したる場合並に特に考慮すべき場合、1、業務上の都合により解雇したる時、2、老齡又は病弱のため解雇したる時、以上の場合には左記標準により特別手當を特に勤績慰勞金に加算し支給するものとす。滿五ヶ年までの期間、一ヶ年につき二十圓、滿五ヶ年を超ゆる期間同二十五圓、滿十ヶ年を超ゆる期間、同三十圓、滿十五年を超

ゆる期間、同四十圓、右は本覺書調印當日より起算するものとす。尙一ヶ年未滿は月齡計算とし、臨時雇期間はこれを計上せず。二、勤績慰勞金給與規定中出稼日數一ヶ年二百七十日以下とあるを二百五十日以上と改正す。尙右は特に昭和八年十一月一日より起算す。三、勤績慰勞金は規定の趣旨に鑑み退職、解雇、又は死亡の際給與す。但し不幸又は災害に罹り事情止むを得ずと認めたる時は内渡しをなすものとす。四、一昨年までの勤績慰勞金には希望の趣旨に基づいて各個人宛それぞれ通知す。五、坑夫請負賃銀の件はかねての諒解に基づき探鑛部において最低収入を從來より相當引上ぐるやう、誠意をもつて考慮することゝし、尙これと同時に最高収入にても或る制限を附するやむを得ざること、右は三月一日より實行。六、家族藥價の半減に關しては、特に入院、手術等、特別の場合においてはその實情を參酌し、從來よりも更に懇切に取扱ふやう考慮すること。七、臨時雇の取扱ひについてはかねての希望をよく了解しおる次第をもつて、又會社の意の在るところも諒承せられおるをもつてこの取扱ひは會社に一任すること。八、坑外夫月賞與の件は豫期の希望の趣旨に鑑み坑外雜夫に對しては毎年一ヶ年を通じ五日間の公缺勤を認むることゝし、これを二月一日より實施すること。

第二章 小作爭議

第一節 爭議の大勢

九年度農村經濟は飯米飢饉と、繭價の慘落と、未曾有の凶作によつて特徴づけられるであらう。すなはち、飯米飢饉は例年よりも三、四ヶ月も早く既に四月上旬から漸次表面化するに至つたのであるが繭價の暴落はこの飯米難を層一層激化せしめ、農村は米高と繭安の挾撃にあつて窮乏への一路を辿らざるを得なかつたのである。しかも各種天災による未曾有の凶作は益々農村の破局に拍車をかけ、打續く恐慌に喘ぐ農民の前には今や正に餓死あるのみの有様である。東北農村の慘狀はかくの如き本年度農村經濟の集中的表現に外ならないのである。

この冷ややかな現實は小作爭議に反映された。すなはち本年度小作爭議は、その量においてもその質においても實に未曾有のものであつたのである。いま社會局調によれば爭議件數は三、八四九件（農林省調では四、四五八件）に上り、前年同期に比して五割近くも飛躍的に増加し遙かに新記録を出してゐる。更に爭議の内容においても著しく尖鋭の度を増してゐるのである。すなはち、小作關係の根本的存廢の問題であり、小作人地主兩階級にとつていづれも生活權防衛のための鬭争である小作權關係の爭議（土地返還爭議）が前年同期より二二七件増加して一、八四三件（社會局調）に上り、而かも從來は主として特殊の數府縣に限られてゐたこの種爭議が近時は全國いづれの府縣にも多少とも見られる様になり、爭議の性質は益々深刻化して來たのである。

そのみではない。本年は風、水、旱、冷害等による農作物不作

を原因とする爭議が激増してゐる。すなはち前年同期の五三一件に比して一、三八六件正に六割五分の増加である。（社會局調）爭議關係人員及び耕地面積の増加もこれがために外ならない。近年爭議の深刻化に伴ひ、この不作を原因とする集團的爭議は漸次減少の傾向にあつたのであるが、本年は右の如く激増してゐるのはかの未曾有の凶作のためである。

件數 昭和九年度に於ける爭議件數は社會局調に依れば三、八四九件、農林省調に依れば四、四五八件にて、前年に比すれば前者一、一七二件（四三・七％）、後者四五八件（一一・五％）の激増である。而して社會局調に依るもいづれも從來の最高記録である昨年の二、六七七件（農林省調では四、〇〇〇件）を遙かに抜いて新記録を出してゐる。

小作爭議の趨勢を見れば、大正九年の四〇八件が大正十年前後より農民組合の勃興に伴つて思想的背景を帯びた近代的爭議の形態をとつて一躍一、六〇〇件餘に上り、以後年と共に激増して大正十五年には二、〇一九件（農林省調では二、七五一件）に上つた。然るに同年以後は打續く共產黨檢舉事件、勞農黨その他の左翼團體の解散等の影響を受けて農民組合運動が一時停頓せる事情を反映して爭議件數は漸減の傾向を辿るかに見えたが、昭和四年來其の趨勢を一變し、農業恐慌の深刻化に伴つて再び年と共に増加し、本年に於ては發生件數實に三、八四九件にして前年と比較し優に一千餘件の増加を來し小作爭議發生以來の最高記録を現出したのである。

今大正六年以降に於ける小作爭議の件數を發生年次別に示せば左の如し。

争議件数累年表（社会局調、但し括弧内は農林省調）

大正	六年	1件	(85)
同	七年	1件	(256)
同	八年	1件	(336)
同	九年	408	(408)
同	十年	1,660	(1,660)
同	十一年	1,578	(1,578)
同	十二年	1,865	(1,927)
同	十三年	1,260	(1,531)
同	十四年	1,354	(2,200)
同	十五年	2,039	(2,751)
昭和	二年	1,344	(2,053)
同	三年	1,099	(1,866)
同	四年	1,531	(2,444)
同	五年	1,733	(2,478)
同	六年	2,332	(3,429)
同	七年	2,083	(3,424)
同	八年	2,677	(4,000)
同	九年	3,849	(4,458)

〔備考〕—社会局調は毎年四月十日迄に到着せる報告に基きその

前年の数字を算出せるもので、昭和十年七月、「労働時報」臨時増刊、「昭和九年労働運動概況」に據る。
 農林省調は、毎年一月より十二月に至る満一ヶ年間に於ける發生件數に付て道府縣民の報告に基き集計した

るもの。但し昭和九年度数字は昭和十年一月十日迄に報告到着せるもので、「農務時報」第七十八號所載「小作争議の概要」に據る。

發生時期 本年發生の争議三、八四九件を其の發生月別に見れば左表の如くであつて、米收穫期を中心として翌年四、五月頃迄其の發生を見、七、八、九月等の夏季（農繁期）には發生件數の尠いことは例年の通りである。

一	月	三四件	七月	七件
二	月	二七	八月	空
三	月	三六	九月	一三
四	月	四六	十月	二三
五	月	五四	十一月	五三
六	月	三二	十二月	八七

(社会局調)

關係人員及耕地面積 小作争議關係人員及耕地面積は近年件數の増加に反比例して減少の傾向を辿つてゐたが、本年度は右の如く件數に於ても亦關係範圍に於ても共に激増してゐる。即ち社会局調に依れば、關係人員は小作人七二、七八七人、地主三一、〇五八人、計九三、八四五人で、昨年と比べれば小作人四〇、七六九人（一二七％）地主一一、七六七人（一二七％）、計五二、五三六人（一二七％）の激増である。耕地面積は五八、五九一・〇〇町にて昨年と比し三五、六二三・〇〇町（一五五％）の激増である。近年引續き關係範圍が漸減しつつあるのに本年度に於てかくの如く著しく激増したのは、前年迄の關係範圍減少の原因である小作地返還に關する争議が減少した

よめではなくして、小作地返還争議は絶對的に寧ろ増加してはるるが、それにも増して本年度の風水害による農作物の大減収により近來相對的に減少しつゝあつた不作に基因する集團的小作争議が頓に増加したからである。(争議原因の項参照)

社會局並に農林省調査にかゝる争議關係人員並に耕地面積は左の如し。

年	争議件數	關係人員數		關係耕地面積
		小作人數	地主數	
大正九年	408	1,680	14,180	8,680.00
同 十年	1,680	1,578	13,570	29,077.90
同 十一年	1,578	1,685	12,910	30,661.76
同 十二年	1,685	1,360	11,354	22,910.55
同 十三年	1,360	1,354	11,354	19,936.55
同 十四年	1,354	1,354	11,354	17,064.47
同 十五年	2,029	1,344	1,099	13,076.23
昭和二年	1,344	1,531	1,099	11,455.36
同 三年	1,099	1,531	1,099	8,962.28
同 四年	1,531	1,733	1,099	14,443.71
同 五年	1,733	2,083	1,099	19,232.48
同 六年	2,083	2,677	1,099	22,910.55
同 七年	2,677	3,849	1,099	22,056.51
同 八年	3,849	7,777	2,056	26,610.00
同 九年	7,777	22,056	5,910	86,510.00

第二部第一篇 勞働争議

争議總件數	昭和七年		昭和八年		昭和九年	
	總數	平均	總數	平均	總數	平均
地主	3,424	1.0	4,000	1.0	4,456	1.0
小作人	1,676	1.0	1,432	1.0	1,850	1.0
計	5,100	1.0	5,432	1.0	6,306	1.0
關係土地面積	7,253.9	1.0	6,385.6	1.0	8,491.5	1.0
畑	3,693.5	1.0	3,422.8	1.0	5,835.0	1.0
田	3,560.4	1.0	2,962.8	1.0	2,656.5	1.0
其他	3,560.4	1.0	2,962.8	1.0	2,656.5	1.0
計	7,213.9	1.0	6,385.6	1.0	8,491.5	1.0

分布状態 本年度争議皆無であつたのは僅かに石川、沖繩の二縣に過ぎず、他の各府縣はいづれも全面的に争議が展開され、その件數も昨年に比べれば、和歌山の六九件より六件への激減を除いて各府縣とも大體に於て増加してゐる。即ち本年度争議件數一千餘件の増加は各府縣に於ける争議件數増加の結果である。而して昨年は争議件數百件以上は一道八縣であつたが、本年度は一道十四縣に増加してゐるのを見ても、争議が一地方のみでなく全国的に而かも遞増的に發生してゐるのが分る。

本年殊に争議の多かつたのは比較的農民組合運動の盛んなる東北北海道地方で、これは毎年争議頻發の地であることに變りないが、その外に本年は、滋賀、大阪、兵庫等の近畿地方が著しい増加を示してゐる。

本年争議件数の比較的多かつた府縣を選びその件数を昨年度のそれと比較して示せば次の如し。

(社會局調)

	昭和九年	昭和八年
北海道	二九七	二〇八
山形	二七一	三三九
栃木	二三三	一九九
富山	二三四	二五
福岡	二〇六	二四〇
滋賀	一九三	一六
新潟	一八一	一六六
埼玉	一八〇	八三
青森	一七五	一四〇
大阪	二三四	七九
兵庫	二二四	三三
山梨	二二三	一三六
秋田	二三〇	一四四
福島	二二七	一〇七
岡山	二〇三	四三

元來、大正六、七年頃は争議地方は極めて狭少なる地域即ち岐阜、愛知等の濃尾平野地方を發祥地として之に大阪、兵庫、奈良等の近畿地方の一部並に岡山、香川、福岡等の一部に極限せられてゐたが其の後年と共に此等の地方は勿論其の數を増加するの外、漸次其の地域を擴大し四國、九州の各地から更に北陸、關東、山陰其の他の

諸地方にも争議の發生を見るに至つた。殊に最近は從來比較的平靜なりと一般から見られてゐた東北地方、就中秋田、山形、青森等の地方が一躍激甚なる争議地と化したことは特に注目し値する。

争議原因 争議の原因は多種多様にして之等を的確に捕捉することは容易でない。然しながら從來原因の中最も主要なものは風、水、蟲、旱害等に依る不作を原因としたもの即ち小作料關係のものが其の大半を占め大正十五年の如きは總數の七七%を占むるに及んだ。然るに近年は漸次この傾向を變じこの種のもの甚しく減少し昭和八年の如きは僅かに二〇%に過ぎない。然るに昨年は總數に對する三六% (社會局調) を占め再び各種原因の首位を占めたのである。之は即ち昨年の風、水、旱、冷害等に依る不作を原因とした集團的争議が増加した爲めである。

尙茲に昭和五年以降の顯著なる現象として特筆すべきは地主側に於て自作の經營、小作料の滞納、小作地の賣却又は道路、宅地、敷地其の他に使用目的變更の爲め地目變換等を理由として小作人に對し積極的に小作地の返還を要求し、之に對して小作人は小作契約の繼續、小作權の確認、作離料の支給等を主要して争議となるものが逐年其の件數を増加しつつあることである。

今最近各年に於ける此の種の件數並に總件數に對する割合を農林省調に基き列擧すれば次の如し。

年次	件數	總件數に對する割合
大正十三年	三五	一・六
同 十四年	一七三	七・八

土地返還關係小作争議件數表 (農林省調)

同	十五年	三六	二・五
昭	和二年	四三	二・一
同	三年	四一	二・七
同	四年	七四	二・九
同	五年	一〇三	四・四
同	六年	一三〇	三・二
同	七年	一五〇	四・五
同	八年	二二五	五・九
同	九年	二四七	五・四

以上の如く大正十三年には僅かに二十五件に過ぎなかつたものが大正十四年には百七十二件となり、爾來漸増して昭和六年一千三百七件、昭和七年一千五百二十件、昭和八年は更に二千二百七十五件に増加し、昭和九年は未だ總件數を確知する事が出来ないが、昭和十年一月十日までの報告の分に依つて見るも既に二千四百六十七件（總件數の五五・四％）に激増し昭和八年の確定數を突破してゐる。而も斯る争議は従前は主として特殊の數府縣にのみ統計上に現はれて居つたが近時は全國何れの府縣にも多少とも此の傾向を見るやうになつた。就中最近斯る争議の多い地方は秋田、山形、福島、北海道、青森、長野、栃木、徳島、新潟等の諸地方であつて、大阪、兵庫、愛知、京都、福岡等の大都市附近には地目變換に因る此の種の争議の發生を見るの状況である。此の他最近に於ては負債を有する自作農階級のもものが、抵當權を實行せられたる結果土地引渡を要求せられたる場合、小作として耕作繼續を要求し此の間に農民組合等が介在して普通の小作争議と同様な經過を辿るものが漸増せんとす

第二部第一篇 勞働争議

るの傾向を示し昭和七年三十二件、昭和八年十八件、昭和九年に於ては三十六件に達し、増加せんとする傾向にある。此等土地返還に關する争議は小作關係の根本的存廢に關する争議であるから其の性質最も深刻なりと見るべきものであつて、此等の争議が増加することは即ち争議そのものが深刻化したものであると解することが出来る。

註—社會局調に依れば一、三六四件にして總數の三五％を占め、昨年より絶對數に於ては一五二件増加してゐるが、總數に對する割合は一〇％減少してゐる。これは不作を原因とする争議が昨年度各種災害によつて激増した爲めで、社會局調によるも争議そのもの、深刻化は依然として進行してゐる譯である。

次いで農作物價の下落に依るものが昭和五、六年に於て争議の原因として重要性を持つに至つたが爾來急激に減少して居るのは特に注目を惹くものである。

尙、參考迄に社會局及農林省の調査にかゝる最近數年の原因別争議件數比較を示せば左の如し。

	昭和八年			昭和九年		
	件數	割合	件數	割合	件數	割合
風水蟲旱害等	四九	七四	六三	五三	二〇一	三六
による不作	一四	八三	三九	三	六	三
小作料高率	三九	二二	四〇	三九	一	三三
小作料増額	三	七	五	一	二	三
小作慣行の改廢	三〇	八六	八四	一、二六	一	三
小作地引上其の他小作權關係	六〇	八六	八四	一、二六	一、三六	三

農作物價格下落	一七	一六	六	四	二	六	一
生産費又は諸物價騰貴	三	二	七	二	一	三	一
他の勞銀に比し小作人の収入少	三	二	七	二	一	三	一
きため又は小作	三	二	七	二	一	三	一
收支不償	三	二	七	二	一	三	一
他の例に倣	三	二	七	二	一	三	一
ひたるもの	三	二	七	二	一	三	一
其の他	三	二	七	二	一	三	一
計	一、五〇二、三三二、〇八三、二、六七七	一、三、八四九					

(農林省調)

小作料値上	昭和七年	昭和八年	昭和九年
	件數 六〇	件數 六六	件數 九五
小作料有期	昭和七年	昭和八年	昭和九年
	件數 二五	件數 一九	件數 一九
改定期間滿了	昭和七年	昭和八年	昭和九年
	件數 一、〇七	件數 一、〇五	件數 一、〇四
風水旱害病蟲害	昭和七年	昭和八年	昭和九年
	件數 一、〇七	件數 一、〇五	件數 一、〇四
其の他の不作	昭和七年	昭和八年	昭和九年
	件數 一、〇七	件數 一、〇五	件數 一、〇四
小作料高率	昭和七年	昭和八年	昭和九年
	件數 七	件數 九	件數 七
米麥藁其の他	昭和七年	昭和八年	昭和九年
	件數 五〇	件數 一八	件數 三〇
農産物價格下落	昭和七年	昭和八年	昭和九年
	件數 五〇	件數 一八	件數 三〇
勞費多	昭和七年	昭和八年	昭和九年
	件數 一四	件數 一六	件數 八
收支不償	昭和七年	昭和八年	昭和九年
	件數 一四	件數 一六	件數 八
小作農益	昭和七年	昭和八年	昭和九年
	件數 一〇	件數 六	件數 八
小作料不統一	昭和七年	昭和八年	昭和九年
	件數 二	件數 四	件數 一
産米検査込米	昭和七年	昭和八年	昭和九年
	件數 二六	件數 七	件數 一
獎勵米關係	昭和七年	昭和八年	昭和九年
	件數 三〇	件數 四	件數 一
模倣及農民組合	昭和七年	昭和八年	昭和九年
	件數 三〇	件數 四	件數 一
の指示・決議	昭和七年	昭和八年	昭和九年
	件數 三〇	件數 四	件數 一

小作權關係又は小作地引上	一、五三〇	四・五二、二七五	五・九二、四六七	五・四
區劃・耕地	二	〇・六	二〇	〇・五
整理關係	二	〇・六	二〇	〇・五
小作料過徴又は小作地面積相違	一六	〇・五	九	一〇
小作料の滞納	三三	九・二	四八五	一三・一
小作人に小作地買取要求	三三	九・二	四八五	一三・一
調停條項不履行	二四	〇・七	一三	〇・三
契約條項不履行	二六	〇・八	一六	〇・四
小作證書及保證人關係	一〇	〇・三	五	〇・一
前所有者の小作申込を拒絶	三	〇・九	一八	〇・五
其他	九	二・七	一五〇	三・八
計	三、四一四	一〇〇・〇四、〇〇〇	一〇〇・〇四、四五六	一〇〇・〇

〔備考〕—小作争議は一事件に付ても單一の原因に因りて起るものと數個の複合せる原因に因りて起るものとがあるが右表に掲げた數字は各争議一事件に付主な原因と見做されるもの一個のみを採りて計上したものである。

要求事項 争議に於ける小作人の要求事項は争議原因と全く表裏の關係をなし不可分の關係に立つべき性質のものである。従つて争議の原因に就て述べた所は直ちにその反面の結果を現出することとなる。近來は小作權關係のものが原因として非常に増加したのに對し、要求事項も小作權關係のものが甚だ多きを占め、社會局調によれば一、八四三件で四四％に上つてゐる。而してこの小作權關係の内小作契約の繼續要求が壓倒的多數を占めてゐる。これは前述の如

く地主が土地の返還を求め或は小作権の存続を拒否せんとする爲めに起るもので争議の性質を益々深刻ならしめて居るのである。

次は小作料関係のもの即ち小作料の一次的減額要求等で、これは昭和六年を限度として漸次減少しつつあつたのであるが、昨年に於ては前述の如く風、水、冷、旱害等の影響を受け著しき増加を來し益々其の重要性を失はない。即ち社會局調によれば、一、七四九件にして總件数の四二%を占めてゐる。

尙、参考迄に社會局並に農林省調査にかゝる要求事項別争議件數比較を示せば左の如し。

(社會局調)

	昭和五年			昭和六年			昭和七年			昭和八年			昭和九年		
	件數	割合	件數	割合	件數	割合	件數	割合	件數	割合	件數	割合	件數	割合	
小作料關係	九七	一、二九	一、〇三	一、〇六	三三	一、七九	四三								
一次的減額	七四	一、〇五	八六	八五〇	二六	一、四六	三五								
一次的免除	二	〇	〇	〇	二	〇	一								
永久減額	一一	〇	〇	〇	三	一、二七	三								
小作料増額	三	〇	〇	〇	一	一、二三	三								
込米廢止	三	〇	〇	〇	一	一、四	一								
小作權關係	六四	一、〇七	一、三九	一、六六	五二	一、八四	四								
小作契約繼續	五七	八三	一、〇七	一、四三	四一	一、六九	三								
小作權確認	五	一三	四	一四	五	一、四	四								
又は賠償	一	〇	〇	〇	一	〇	一								
永小作權の確認	一七	三	六	三	一	三〇	一								
獎勵米等の給付	一	〇	〇	〇	一	〇	一								
又は増額	一	〇	〇	〇	一	〇	一								

第二部第一篇 労働争議

	昭和七年			昭和八年			昭和九年		
	件數	割合	件數	割合	件數	割合	件數	割合	
小作人の特別な支出に對する補償	三	一七	二〇	二四	一	一七	一	一	
納米の格下俵裝等に就ての制限緩和	八	二六	七	三	一	四	二	二	
組合の自由又は確認	二	一	一	一	一	一	一	一	
其他	一八	一八	三六	四八	一五	四九	二	二	
計	一、八三	二、五四	二、四四	三、一九	一、四	四、〇五	一	一	

(農林省調)

	昭和七年			昭和八年			昭和九年		
	件數	割合	件數	割合	件數	割合	件數	割合	
小作料値上反對	六	一七	七	一八	九	二二	三	二	
小作料有期改定	二〇	〇六	一七	〇四	二	〇三	三	〇三	
一期間延長	一、二七	三七	一、〇三	二五	三一	一、五六	二五	二九	
一次的減額	五	〇八	一五	二六	一〇	二四	二	二四	
永久減額	五	〇八	一五	二六	一〇	二四	二	二四	
小作料統額	六	〇八	三	〇六	二	〇三	三	〇三	
又は改定納	一〇	〇三	五	〇一	五	〇一	五	〇一	
米の格下又は俵裝の改更	四	〇一	三	〇一	一	〇一	一	〇一	
込米廢止	四	〇一	三	〇一	一	〇一	一	〇一	
獎勵米給與	一六	〇五	四	一一	六	一四	一	一四	
並に増加	一六	〇五	四	一一	六	一四	一	一四	
肥料代耕作費及立毛の賠償	一六	〇五	二〇	〇五	二〇	〇四	二〇	〇四	
小作契約の繼續	一、三六	四〇	二、〇七	五三	四二	二、四一	五〇	三三	

小作權又は永小作權の確認	六	一九	四	一二	三	〇・七
小作權又は永小作權の賠償或は作離料支給	一〇二	三・〇	一三〇	三・〇	二七	二・八
代地交付	三	〇・四	一九	〇・五	三	〇・三
前所有者より小作申込	三	〇・九	一八	〇・五	六	〇・八
小作地の買受	三	〇・六	七	〇・九	七	一・一
小作米の貸與	一〇	〇・三	三	〇・一	一	一
過納の返還	二	〇・三	七	〇・二	三	〇・三
契約又は調停條項の履行	八	〇・二	一	〇・〇二	三	〇・一
小作料納入延期又は分割支拂	一六	四・〇	一七	四・三	二六	五・三
其他	一五	四・〇	一七	四・三	二九	五・四
計	三、四四	一〇〇・〇四、〇〇〇	一〇〇・〇四、四五六	一〇〇・〇		

〔備考〕—小作爭議に於ける小作人の要求は一事件に付ても數種の要求を爲すものがあるが、右表に掲げた數字は各爭議一事件に付主な要求と看做されるもの一個のみを採りて計上したものである。

爭議に於ける手段 以下、前掲「農務時報」所載、「小作爭議の概要」中より摘記するに左の如し。

小作爭議に當つて當事者の執る交渉方法並に對抗手段は種々雑多であつて機に臨みて各種の方法を執るものである。今小作人側、地主側に分つて其の手段の概略を記述すれば次の如くである。

(イ) 小作人側

先づ小作人側の執る交渉方法としては爭議の性質に依つて多少其の趣を異にするが、一般に小作料減免要求其他小作條件の改定に關する爭議に在つては一般に團體的態度を執るを常とし、各大字或は町村を區域として小作人組合を組織し又は全國農民組合其他の系統的の農民組合に加盟して其の支部を設立し指導者統制の下に一致結束して各種の手段を講じて地主に對抗するやうになつた。又小作權或は小作地返還等に關する爭議の如き當事者が概ね個人的であり其の關係範圍も比較的狭少なるものも小作人は小作人組合或は農民組合の應援を求め又は組合を背景として強硬に地主に對抗するのが例である。

而してその對抗手段としては、小作料問題に在つては以上の如き團結の力に依つて地主に對し小作料減免其他の要求を爲すと同時に小作料の不納同盟若は共同保管、共同賣却等を行ひ或は各自爭議費用と稱して幾分の金品を醸出して小作人側の結束を固むると同時に持久的の對抗手段を執り、或は農民組合の創立發會式、爭議對策演說會、共同耕作等多衆に依る示威運動等を決行して輿論を喚起し又は子弟たる小學校兒童の同盟休校、消防組其他の公職辭任、産業組合其他の共同團體の脱退、公租公課の滯納申合等を決行して社會に訴ふるの手段に出る。又土地返還問題に在つても地主より小作地返還の要求あるも之が絶對不返還を聲明して飽迄耕作權を主張し實力抗爭の舉に出で往々土地の占有に關して地主との間に紛争を醸し之が爲刑事事件を惹起したる例もあり、又小作料土地返還等に關し地主側が訴訟を提起するに至れば各種の抗辯方法を講じて訴訟の遷延を策し又は組合の顧問辯護士に一切を委任して小作人自らは

當面の交渉を回避せんと圖るものもある。

又小作調停法は小作人には不利なりとして其の施行當初は小作人側の之を利用するものは比較的少かつたが、其の後漸次小作人側にも法の精神が理解されると共に最近では寧ろ地主側の調停申立よりも小作人側から申立てる事件の方が非常に増加してゐる様な有様である。

(ロ) 地主側

地主側の交渉方法としては、團體的爭議に在りては團體一致の行動を執るの必要を感じ各地主組合を組織して小作人組合と對抗し地主階級の共同利益を擁護するに努力するやうになつた。然し乍ら地主側に於ては土地所有反別に差異あるのみならず、小地主にして自作を兼ねるものあり、又居村地主と不在地主との別あり、或は小作料を以て唯一の収入とするものと他の職業を兼營するものとあり、斯の如く相互の間に利害一致の程度に差異があるのと、其の他各種の事情に依つて往々地主組合全員が同一の歩調を以て行動を終始することが困難な場合が多いから小作人組合のやうに其の結束が鞏固でない場合が多い。

而して地主側の執る對抗手段としては、小作料に關する爭議にして小作人側が小作料不納を聲明して之を完納しない場合には内容證明郵便其の他の方法に依つて小作料納付の催告狀を發送し、小作人尙も之に應じない場合は辯護士に委任して小作料の請求訴訟を提起し又は債權確保の手段として稻立毛其の他の動産假差押の申請を爲す。又小作地返還問題に在つては先づ何等かの理由を擧げて口頭又は書面を以て小作契約解除小作地返還の通告をなし、小作人之に應

諾しない場合には土地返還請求訴訟を提起し或は強制手段たる土地立入禁止假處分を行ふ等の法律的手段を以て小作人に對抗する。其の他訴訟を提起しない事件も地主側より小作調停法に依り調停を申立て、同法を利用して居ることは小作人側と變りはない。最近土地返還事件の増加と共に特に著しき地主の手段としては法律的手段に俟たずして唯口頭を以つて小作契約の解除を通告し直ちに地主自ら小作人の占有を侵害し所謂實力鬭争を以つて土地引上の舉に出づるもの或は又地主自ら此の舉に出でずして第三者に小作契約を締結し第三者と從來の小作人との間に占有の爭奪を行はしめんとするものが多くなつたことである。兩者共此の種爭議については勢ひ傷害、暴行等の刑事事件を伴ひ爭議の激化を招く場合が極めて多い。

又近時關西其の他の地方に於ては地主が共同して所謂土地會社なるものを設立し、各地主は其の社員となり會社に土地の所有權を移轉し又は永小作權を設定し或は賃借權の登記を行ひ會社が地主に代つて小作料の取立其の他の小作關係の事業を行ふものがあつたが最近稍々減少して九十六を算する有様である。又二、三年前奈良、鳥取、鳥根等の諸縣に於ては従前の小作契約を締結し小作關係に於ける地主側の立場を強力ならしむるの手段に出るものもあつたが最近では擴大しない模様である。

小作に關する民事訴訟 小作爭議にして未だ簡單にして平易なる事件に在つては、當事者間の直接示談に依つて容易に解決するものであるが、其の稍複雑にして深刻なる事件に在つては、地主は民事訴訟に依り飽迄法廷に於て黑白を決せんとして各種の訴訟を提起することは既に前項に於て述べた通りである。而して此の種の訴訟事

件は従來年と共に漸増の傾向があつたが、最近二、三年は稍減じて二千三、四百件に停頓の状況である。

然れども反面當事者の手段の項に於て述べた様に、當事者の何れもが法律による合法手段を選ばず、専ら實力を以つて解決せんとする事件激増し、争議は訴訟事件の増減に係らず益々杞憂すべき事態に立ち至らんとしてゐる。

今参考の爲司法省民事局の調査に依る最近數ヶ年間に於ける此の種訴訟事件の件數を表示すれば次の通りである。

年次	件數	年次	件數
大正十二年	一、六六六	昭和四年	三、〇五〇
大正十三年	一、九八四	昭和五年	二、八五五
大正十四年	二、三三九	昭和六年	二、三三五
大正十五年	四、一八四	昭和七年	二、四五四
昭和二年	四、八四九	昭和八年	二、四五〇
昭和三年	二、四八八	昭和九年(自一月至六月)	一、四四一

而して最近此等小作に關する民事訴訟の最も多い地方は秋田、新潟、福岡、長野、愛媛、山梨、栃木、岡山、大阪等の諸地方であつて、小作争議の激甚なる地方と略一致して居る。

次に此等訴訟事件の種別内譯を見るに左表の如くであつて小作料請求に關する事件が最も多く、土地返還請求に關する事件之に次ぎ此の兩者を同時に提起するものも相當あり、其の他の件數は少數である。今最近三ヶ年に於ける訴訟事件の種別を表示すれば左表の通りである。

種別	昭和七年		昭和八年		昭和九年	
	件數	割合%	件數	割合%	件數	割合%
小作料請求	一、五四	六・七	一、六七	六・二	一、〇四	七・八
土地返還請求	三三	一・一	三五	一・三	一三	一・三
小作料並に土地返還請求	四〇五	一六・五	二九七	一二・一	一八六	一三・九
小作米換	七〇	二・九	六	一・六	一九	一・三
小作權確認	一〇	〇・四	三	〇・五	二	〇・一
占有保全	八	〇・三	五	〇・二	一	一
損害賠償	三	一・三	三	一・三	五	〇・四
其他	四	一・八	二	〇・八	三	二・二
計	二、四五四	一〇〇・〇	二、五五〇	一〇〇・〇	二、四四一	一〇〇・〇

而して此等民事訴訟の原告は殆ど全部が地主にして、小作人は僅かに地主の土地返還請求等に反對して小作權確認、損害賠償等の受動的訴訟を提起するに止まり其の件數も亦極めて僅少である。

次に地主側が小作争議に當つて緊急の對抗手段として本訴の提起に先立ちて爲す判決執行の保全行爲たる土地立入禁止或は立毛其の他の動産差押等の強制執行手段を執るやうになつたことも既に前項に述べた通りであるが、今内務省の調査に依る此の種事件の件數、執行面積並に價格等を示せば次の如くであつて、何れも大正十四年頃から急激に増加してゐる。然し之等強制執行は年に依り集團地の多い場合は件數、面積、價格等何れも非常に増加するものであるから單に表面に現はれた數字を以て直に全般的争議に對する手段傾向を推察することは困難なことである。

年次	土地立入禁止		立毛差押		動産差押	
	件数	執行面積 町	件数	執行面積 町	件数	差押價格 円
大正十二年	1	?	4	?	1	1
同 十三年	1	?	3	?	1	1
同 十四年	1	57.5	3	44.3	4	33,701
同 十五年	2	19.5	4	32.6	5	30,920
昭和二年	2	39.6	1	51.4	1	23,266 (一部不明)
同 三年	1	24.3	9	137.7	2	69,466
同 四年	4	174.5	4	69.2	6	54,433
同 五年	1	35.6	1	23.7	1	9,357
同 六年	2	25.8	3	43.6	4	26,366
同 七年	3	27.7	5	24.3	5	13,439
同 八年	1	75.4	3	24.4	5	35,033
同 九年	4	39.4	2	17.5	4	13,664

而して此等の強制執行手段に對しては、小作人側は執行の事前に於ては之が反對請願運動、批判演說會等を行ひて極力反對の氣勢を擧げ、又其の執行に當りては小作人側は各種の方法を講じて執行を阻止せんとし、爲に往々にして暴行騒擾事件等を惹起して争議を益々紛糾せしむることも屢ある。更に此等に對して小作人の執る法律的手段としては相當の供託金を供託して強制執行を免れ或は執行を解除せしめ以て耕作權確保の方策に出るものもある。

小作争議の結末 小作争議の比較的輕易なる事件に在つては當事者双方のみの直接交渉又は委員代表者等の折衝に依つて圓滿に解決するのであるが、其の稍紛糾したる事件に在つては當事者より小作

調停法に依り調停の申立を爲し又は小作官に調停の申出をなし或は其の他の仲介調停者に依つて調停せられ妥協成立するのが普通である。即ち統計上から之を觀れば昭和八年發生の小作争議總件數四千人の内既に解決したるもの三千二百三十九件(昭和九年六月末(報告到達現在)に付て見るに、當事者双方又は委員代表者の直接交渉に依つて解決したるもの七百四十八件であつて、折衝の結果個人交渉に移つた事件が七十一件(此の内には自然消滅五十六件を含む)あり、其の他の大部分即ち二千四百二十件(七割五分)は小作調停法に依り調停し或は小作官其の他の調停者即ち地方有志、町村長、區長、村會議員、農會役員等の調停に依つて解決したものである。

次に争議の結末を觀るに、解決事件に在つては左表の如く當事者双方の互讓妥協に依つて解決したるものが年々大部分を占め、小作人が其の要求を貫徹したるものが之に次ぎ、小作人が當初の要求を撤回したものは比較的僅少である。

年次	昭和七年		昭和八年		昭和九年		
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
解 決	妥協	2,102	61.5	2,566	64.1	2,133	47.8
	要求貫徹	41	1.1	53	1.3	74	1.6
	要求撤回	6	0.1	2	0.0	1	0.0
未 解 決	自然消滅	5	0.1	1	0.0	0	0.0
	小計	2,154	62.7	2,622	67.4	2,118	46.4
總 計	3,414	100.0	4,000	100.0	4,456	100.0	

〔備考〕—昭和七、八兩年は各翌年六月末日迄に、昭和九年は十年一月十日迄に到達した報告に依る。

以上のやうに小作争議は調停者の努力と時日の経過と相俟つて其の大部分は解決するものであるが、其の最も執拗な事件に在つては未解決の儘在再経過し或は訴訟や調停に永く繋屬する場合も亦尠くないのである。

第二節 主要なる小作争議

茲には昭和九年度における主要争議の一例として、昭和七年秋小作料減免要求に端を發し爾來二ヶ年間に涉りて全農兵聯中川原支部指導の下に果敢な闘争を展開し遂に三名の犠牲者まで出した中川原争議の経過、及び昭和八年秋小作料引上より争議に入り本年十月調停成立まで幾度かの危機に直面しながらもよく全農指導の下に土地を守りえた下遠山争議の経過、並に同じく昭和八年小作料値上げより争議となり本年十一月調停裁判において小作人側の勝利的解決に終るまで全農を背景としてよく團結の威力を示した岩田争議の経過を掲げて置く。

なほこの外にも本年度における主要小作争議として注目すべきは新潟縣の池之島争議、京都府の木津争議等々があるが目下いづれも係争中で未解決なるためこれを省くこととした。

中川原争議 (昭和七年秋—昭和九年七月二十三日、兵庫縣津名郡中川原村)

一、争議の發

争議は昭和七年秋風虫害のために二割以上五割までの小作料減

免要求に端を發した。地主は全農に對抗するために安田會を組織して攻勢に出で同年十二月末小作料の假差押の手段に出たのである。小作人側は奮起し結束を固めて強力なる交渉を行ひ地主との闘争を行つたが、八年春地主は豫ねての計畫通り小作料請求並に土地返還訴訟を提起して來た。かくして上宮作五郎、細川雄一郎等八名の地主と大道久吉等二十八名の小作人との間に、係争反別七町六反歩に亘る法廷争議が開始されたのである。尙右係争田の年貢米は反當り最低米一石六斗に麥二斗、最高は米二石に麥二斗で該地方でも稀有の高年貢地であることは兵庫縣特高課農民係の認める所であると云ふ。

同八年七月地主は假差押米の競賣をやり、更に十一月稻立毛差押の準備中早くも之を知つた小作人側では二百餘名の大衆による稻立毛の刈取りを斷行して稻立毛差押を未然に防いだ。

小作人側は本年四月、共同耕作組合を組織して個人の占有權を組合に譲渡し結束を固めて地主と抗争することとなつた。この耕作反別七町五反歩である。

ところが六月十三日未明共同耕作組合の耕地三町歩に亘つて豫ねて豫期してゐた「立禁」假處分が襲來してから俄然争議は悪化するに至つたのである。

二、争議の経過

六月十三日地主側は執達吏を伴ひ共同耕作組合の耕地約四町歩に亘る立禁假處分をなしたが、このことあると豫期してゐた小作人側では山の頂上に集り立禁拒絶の大衆的デモをやり地主側と隨處でコゼリ合ひをやつたが檢束者は出さなかつた。併しながら動

員の少数のため遂に押し切られて強制的に立禁をやられたのである。

かくて同十五日は女子供まで交へて全小作人が州本區裁判所に
出頭、立入禁止假處分執行取消を要求したが何らの効果をも奏せ
ず、遂に翌十六日小作人側は小學兒童約五十名の同盟休校、婦人
會員、女子青團年員の脱退等積極的に抗争を續けたが、十八日組
合の指導で遂に争議田約四町歩の土地立入禁止處分執行の制札全
部百十四本を抜き取つた。これがために州本署では署員の非常召
集を行ひ谷畑善四郎、西野庄八外十三名の幹部全部を檢束し州本
検事局の片尾検事が實地檢證を行ふと共に州本署で嚴重な取調べ
を行つた。

なほ十九日には山下繁三、林仙太郎外十一名が檢擧されたが、
今回の立禁制札引抜きに加はつた小作人は四十餘名あり、引續き
檢擧が行はれるのでいづれも戦々惴々としてゐる有様であつた。
一方組合側では幹部十五名が檢束されたため全農兵聯長尾執行委
員長が駆けつけ第二段の闘争方針を計畫することゝなつた。

かゝる彈壓にも屈せず小作人側は益々結束を固め檢束を解かれ
たものは又部署につき立禁地の大衆的共同耕作によつて飽くまで
土地を離さぬと頑張つて頑強に闘争をつゞけて來たが、七月十四
日裁判所は一回の口頭辯論をも開かず殆んど地主の云ふがまゝに
立入禁止を決定し、而かもその條件は八年度も九年度も小作料全
額を執達吏に支拂へと云ふ前例のない苛酷なものであつた。

こゝに於て大衆的憤激は高まり小作人側は裁判所へ地主宅へと
女子供も參加して押しかけ、他方自己の權利を主張して立禁地の

大衆的共同耕作をつゞけた十六、七、八日に亘り男と云ふ男は全部
檢束されたが、女子供は男の後を引受け闘争は續行された。次い
で女も亦檢束されたが、檢束を解かれたものは又大衆的交渉に、
大衆的共同耕作にと勇敢に繰返して闘争を行つて來た。

この頑強なる闘争の前にさすがの地主も遂に我を折り、一方村
長及び小作官の調停もあつて、七月二十三日遂に和解成立するに
至つた。

三、争議の結末

一年有半に涉つた中川原争議も遂に左記の條件で小作人側の勝
利を以て七月二十三日法廷和解が成立するに至つた。

(イ) 二ヶ年間の小作料五割引

(ロ) 土地返還の場合は小作料一ヶ年分に相當する金額を離作
料として出すこと。

なほこの争議の犠牲者として全農縣聯支部長谷畑善四郎及び砂
田政雄の兩名は「差押公示札損様傷害」の名の下に公判に附せら
れ被告も辯護人も無罪を主張したが、七月二十七日谷畑は四ヶ月
砂田は二ヶ月の懲役に處すとの判決があつたが直ちに控訴の手續
をとつた。現在保釋出獄中である。

他に他に婦人も交へて十九名は起訴猶豫處分を受けた。

其の後九月十四日全農縣聯書記長山口勘一も檢擧公判に附され
十月二十四日三ヶ月の判決を受けたが無罪を主張し直ちに控訴し
保釋願を提出したが如何なる條件を容れても許さず、現在もなほ
神戸刑務所橋支所に收容されてゐる。

下遠山争議 (昭和八年秋——昭和九年十月九日、青森縣西津輕

郡出精村下遠山開墾地)

争議は小作料引上に端を發し土地返還、家屋立退要求等によつて尖鋭化するに至つたもので、小作人側は佐藤健次郎外十六戸全部地主側は同森田村佐藤四郎外五名である。争議の發端並に經過を、本年五月三日全農下遠山争議團發表の「下遠山小作争議の真相を訴ふる聲明書」及び「下遠山争議日記」等々より摘録するに左の如し。

一、争議の發端並に經過

私達は出精村下遠山の開墾地に争議團を結成して縣下の同志の決死的應援の下に地主森田村の佐藤四郎に對し「土地取上反對」、「家屋立退反對」、「勞働賃銀百日分即時拂へ」等で闘ひつゝあるものです。下遠山の開墾地(三百町歩)は縣の莫大な補助(二萬圓)を受けて社會政策的に事業を始めて三十二年程になります。その間私達小作人は土喰ふ蟲として働き今日の様にどうにか米のとれる田地にして來ましたが然し未だに田地の眞中に土盛がありカヤが出てくるし入れれば腰までヌカツてしまふし雨が降れば低地のために水がたまり動力ポンプでどうにか排水する地勢にあるのです。

然るに今まで五六回小作料を上げられて來ましたが昨秋突如として今までの小作料の額より二倍から四倍に値上げの通知が來たのでビツクリして嘆願しましたがどうしても駄目でした。その中に「土地を取る」、「住んでゐる家から立ち去れ」と強制され終に肥料資金で借りた金もすぐよこせと云ひ、十一月七日には一俵の飯米を残したのみで馬そり、水車、種籾等悉皆差押への紙を張られてしまひました。私達は四年程前開墾の改修事業に働かせられ一日一圓五十錢、二圓支拂ふ約束で百日餘りの間、洋服着た人

が來たら金もらつてゐると答へなさい」と云はれて働きましたがそれを差引いてくれと頼んでも賃銀の方は拂はれないと云ふので私達も我慢する丈けはしましたが、こうなつては家族をつれて餓死する外ありません。最後まで頑張つた人達で木造にある全國農民組合に入れて貰ひ今日まで闘つて來ました。その間小作調停は五六回開きました。駄目でした。木造警察署の調停にも地主は應じません。そして今年四月になつてから裁判所に全部訴訟を提起し、「土地取上は一ヶ年前豫告しなければならぬ」ものを亂暴にも四月二十四日十數名の人夫をつれて耕作を始め、其の後二回に涉つて小作人の「占有權」を侵害し續けました。こゝに於て私達も生活を守るため争議團を作り各支部からの應援結束の中に田地を作り要求貫徹を計りつゝあるものです。——以下略

なほその後(五月三日以後)の争議の經過左の如し。

五月八日、木造署で第一回調停會が開かれたが、主任判事たる弘前區裁判所の小野寺判事が長岡へ轉任となつた上、地主側の缺席のため調停會は思ふやうに進展せず散會した。地主側では専ら訴訟戦術に重きを置き土地、建物、貸金等あらゆるもの返還をせまり假借なく差押へを行つてゐるに對し、争議團側でも委細かまはずどしどし耕作を始めゐるから地主側でも當然これが對抗策に出るものとみられ情勢は逼迫してゐるので當局では極度に神經をとがらし警戒中である。

五月十一日、争議團側では逆襲的に地主に對して、

一、八年度小作米値上反對

一、勞賃百日分を支拂へ(これを以て賃金を差引く)

一、假差押による損害賠償請求

一、一切の訴訟を取下げよ

一、家屋を小作人に返せ

一、頼母子講の手形を返せ

等の要求條項をつきつけたが地主側では親族會議の結果により返答すると逃げた。なほ一兩日來、地主側で雇つた新小作人達は耕作地に立ち入らんとし爭議團側小作人と小競合ひを演じてゐる。

五月十八日、木造において第二回調停會開かる。地主側は地主病氣のため代理平間盛章、小作人側は小作人全員及び全農縣支部書記長外組合員若干名出席、縣からは石井小作官列席した。縣ではこの大爭議解決に對し當初より具體案を示せば却つて事態を紛糾せしめる虞ありとし先づ解決への端緒を示す三案を提示して當事者間の考慮を求めて一致點を見出さしめ調停の軌道に乗らしめてこれが解決を固る方針を示した。しかしながら地主側としては開墾地が企業として採算がとれないことでもあり、小作人側でも相當以上の犠牲を拂つてゐるのでその解決は相當困難且つ時日を要する模様である。

五月二十七日、爭議は依然調停成らず相對峙中のところ、地主側小作人約二十名は、爭議團側が内湯村の拂下米闘争で手薄であるのに乗じて係争田地に入り耕作を始めたので、これをきいた爭議團本部では居合せた五六名がそれとばかり飛び出し押問答の末亂闘となりあはや大事に至らんとしたが木造署では署長以下署員多數駆けつけ辛くも鎮撫し一兩日間休戦せしめその間に調停委員會の進行をはかるべく署長が頻りに奔走してゐる。

第二部第一篇 労働爭議

五月三十一日、爭議は双方睨み合ひのまゝ田植期を迎へたがこのまゝ放置するときは流血の慘事を惹き起す雲行となつたので事態を憂慮した縣當局ではいよいよ最後の調停に乗り出した。すなはち縣特高課長、小作官等木造署に出張、地主、小作人、農民組合員を集めて六時間餘に亘り調停を試みた結果双方とも遂に折れて翌六月一日から農民組合側では爭議團を解散し地主側では小作人の小作繼續を認めることとなり、同夜深更一先づ解決の緒についた。なほ恒久的解決策として當局が提言した小作料減免、訴訟取下げ等は地主側がいまだ應ぜぬために六月四日更に調停を行ふこととなつた。もしこれが決裂すれば當局はこの調停から手をひくことになつてゐるので成行を注目されてゐる。なほ今回の調停で注目されることは、從來むしろ小作人側を彈壓し勝ちであつた當局が今度ばかりは地主側の主張に理由なしとして地主側に強硬な彈壓を加へ調停會に出席を拒んだ地主を殆んど檢束同様にして連れ出し遂に一應調停を成立させたことである。

六月四日、縣特高課の努力により左記條件で小作人側の勝利を以て解決。小作人側は幾度かの危機に直面しながらも遂に土地を守り得たのである。

一、訴訟は全部取下げる

一、土地は小作人に耕作させる

一、九年度小作料は本年の收穫までに調停委員會で双方檢見の上決定する等々

併しながら八年度分小作料については未だ双方の意見が纏まらず小作人側は地主側の讓歩を期待して一應の解決をみた譯である

が、六月十六日正式の調停條項作成のため石井小作官を中心として兩者の會見が行はれ小作料その他につき具體的に協議をなしたところ、又々八年度の小作料のことで遂に妥協に至らず目下農繁期でもあるので調停期日は無期延期となつた。

三、爭議の結末

昨年秋以來係争をつゞけてゐた下遠山小作爭議は、本年五月末小作繼續、訴訟取下げ等の一部項目を解決したのみで双方の折衝にも拘はらずなほ妥協するに至らず解決難に陥つてゐたところ、十月九日木造署で石井小作官立會の上双方懇談の結果左記條件で遂に係争以來一年有餘にして調停成立をみるに至つた。

一、八年度までの小作料未納は十年度より年賦償還のこと、但し凶作その他特殊事情のありたる場合は一年延期するものとす

一、地主が小作人十六名に貸付けた米作資金は小作人の生活状態が豊となるまで請求せざることを

一、地主が小作人木村虎吉外一名に對し貸金三十五圓返還請求のため行つた差押へは解除し右金額は兩名に贈與すること

一、地主は小作人に對する一切の訴訟を取下げその費用は自辯すること

一、小作繼續中は小作人に對する家屋の明渡收去を請求せざることを

一、地主は無盡手形に關しては關係なし

岩田爭議（昭和七年——昭和九年十一月五日、京都府綴喜郡都々城村字岩田區）

一、爭議の發端

爭議は昭和七年地主側が小作料一割八分引上げの攻勢に出たので、小作人側は全農農民組合を背景として獎勵米増額、小作料減額の要求をたゞきつけたことから端を發した。この係争田畑七〇町歩、小作人側九〇人地主側五〇人の爭議である。

二、爭議の經過

爭議發生以來、地主側は結束のため連帯にて各自土地を提供し、これを擔保に入れて爭議資金を借入れると共に、小作料請求、土地返還訴訟を提起したが、小作人側はこれに對して百名に上る自轉車隊を編成して裁判所へ抗議をなす等専ら交渉調停戦をやつて闘つて來たが、本年三月突如前後四回三十五町歩に亘る立禁が襲來した。こゝにおいて小作人、組合側は青年部、婦人部を確立し全國労働、社大黨の應援を得て地主への大衆交渉を開始したが遂に一部の地主はこの猛烈なる闘争に恐れをなし爭議團の要求通り立禁を解除した。この面積約十五町歩であつた。

併しながらこれを知つた他の地主は暴力團を雇入れ爭議團に對抗したが、小作人側でもこれに負けずに爭議地の共同耕作をして頑張つた。かくて爭議は益々尖鋭化するに至つたので、府會議員、警察署長等は之が調停をなすべく努力したが、地主側ではこの調停を拒絶し、爭議は遂に持久戦となり法廷戦となつたのである。

三、爭議の結末

地主側の立入禁止に對抗し小作人側は全農を背景に深刻な爭議を展開し關係方面からその成行を注目されてゐた岩田爭議も十一月五日の調停裁判において双方から調停官に白紙一任を申出で、遂に左記條件で小作人側の要求が容れられ秋の收穫を前に圓滿解

決した。

- 一、年貢米は従来通りとすること
- 一、小作人が減額を要求するときは刈取前その年の十月末日までに地主に申込まねば效力無きこと
- 一、その他未納小作料の納付方法等十三項目に分れてゐる。

第三節 小作調停

今年度に於ける小作調停に關しては農林省の調査發表にかゝる詳細なる記録が存する。茲には之を摘録して小作調停の趨勢をみることにする。(農務時報、第七十九號「小作調停法に依る調停の概要」)

概況

小作調停法は大正十三年十二月一日に初めて三十八道府縣に之が實施を見たのであるが、爾來小作爭議發生地域の擴大する情勢に應じ、大正十五年六月一日より秋田、山形、福島、長崎、鹿児島、五縣に、更に昭和四年七月一日より青森、岩手、宮城の三縣にも其の施行地域を擴張して今日に至り、未施行地は沖繩縣のみとなつた。今昭和九年に申立のあつた小作調停事件にして昭和十年一月十日迄に報告書の到達したものに付、其の概要を記述すれば左の通りである。

調停申立の状況

(一) 申立受理件數、關係者數、關係土地面積及申立の地方的分布
大正十三年十二月一日小作調停法實施以來昭和九年十二月末日迄滿十箇年餘の間に於て小作調停法申立を爲した事件の總受理件數は三萬三千四百四十一件(昭和十年一月十日報告到着現在)であるが、

調停申立の實情を見るに、小作爭議として一事件のものも調停申立の際には當事者の便宜上より又は事件の性質等によりて數件又は數十件に分割して申立てるものもあるから、之を爭議單位に換算すれば一萬七千八百三十五件となる。

今年次別調停受理件數を示せば左の通りである。

年次	受理別件數	爭議單位件數
大正十三年	三	二七
大正十四年	一、八二六	六五四
大正十五年	二、六二〇	九五四
(昭和元年)	三、六五三	一、五五一
昭和二年	二、九三二	一、六六六
昭和三年	三、六七七	一、五八三
昭和四年	二、八六六	一、六六六
昭和五年	三、三六一	一、七〇三
昭和六年	三、三三三	二、〇〇〇
昭和七年	四、八八八	二、八五一
昭和八年	四、四三三	三、二六六
昭和九年	三、四四二	二、八三三
計	三、四四二	二、八三三

前表の如く昭和九年の申立受理別件數は四千四百五十三件此の爭議單位件數は三千百六十六件であるが、其の關係土地面積は八千五百三町步、關係當事者地主七千三百三十八人、小作人一萬九千四百二十九人、利害關係人の參加せるもの六百五十一人である。之を前年同期(昭和八年受理、昭和九年一月十日報告到着現在)の調停受理事件と比較すれば左の如くである。

小作調停事件増減比較表（△は減少を示す）

受理別件数	昭和八年	昭和九年	比較増減
争議單位件数	四、六〇四	四、四三三	△ 一五二
争議の目的たる土地面積	二、六七〇町	三、一六六町	△ 四九六
一件當土地面積	八、六三六	八、五〇三	△ 一三三
地主	三・二	二・七	△ 〇・五
小作人	六、七五四	七、二二六	△ 四七二
關係人員	一八、八五一	一九、四三九	△ 五八八
參加利害關係人員	四二六	六五一	△ 二二五
計	二六、〇三二	二七、二八八	△ 一、二五六
一件當關係人員數	九・七	八・六	△ 一・一

即ち受理別件数は百五十一件減少したが、争議單位件数に於て四百九十六件増加してゐる。又關係土地面積に於て百二十三町の減少を來し、關係人員に於て千八百七十七人の増加を示して居る。尙一件當りに就いて觀れば土地面積に於て五反歩、關係人員に於て一人一分の減少である。

更に道府縣別に調停申立件数を觀るに、争議單位として秋田の三百九十一件を首位とし、新潟の二百六十八件、山形の二百三十四件、山梨の二百二十件之に次ぎ、其の他宮城、鳥取、徳島、福岡、青森、長野、北海道、香川等も主要なる地方に數へることが出来る。

次に申立の少い地方は福井、石川、神奈川、東京、山口、宮崎等の各府縣であるが、此等の地方でも地方廳に在る小作官が直接間接に斡旋努力して争議を未然に防止し又は争議を圓滿に解決した事例は尠くないのである。

(二) 申立の種類別

調停の申立には地主の申立、小作人の申立、地主小作人合意の申立の三種がある。又同一争議に付地主小作人の双方から申立てたもの即ち双方の申立に係るものがある。其の件数と割合を示せば次の通りである。

申立者別	件数	割合
地主の申立	一、〇七三	三三・六%
小作人の申立	一、九六六	六三・七%
地主小作人合意の申立	六	二・七%
双方の申立	三	〇・九%
計	三、二六八	一〇〇・〇%

即ち申立件数三千百六十六件中地主の申立は三四%、小作人の申立は六三%、合意申立は三%であつて、小作人の申立は依然として過半数を占めて居る。之を前年と比較するに地主申立及合意申立が稍々減少して小作人申立が増加した。

次に主なる地方に就いて觀察するに小作人の申立多きは北海道、青森、宮城、秋田、山形、福島、茨城、群馬、埼玉、山梨、長野等の各地方であつて、地主の申立多きは香川、福岡の各地方である。而して小作人の申立と地主の申立と大差なきは新潟、三重、鳥取の各地方である。又合意申立は山梨に最も多く五八%を占めて居る。斯の如く地主の申立多き地方や小作人申立の多き地方等を生ずるのは、各地方に於ける地主小作人の勢力の強弱、組合運動の消長、訴訟提起の多寡、地方當局者の事件取扱方針の差異等に因るものやうであるが、特に争議の先進地方に於て比較的地主申立の多い傾向を認める

のは、地主が訴訟よりも調停によるを得策とする爲かと思はれる。

調停申立の内容

(一) 申立の要旨

調停を求めんとする申立の内容は、其の申立人の立場の異なるによつて其の趣を異にする。之を概観するに最も多きは地主の申立に在りては土地返還請求、小作料支拂請求、小作条件確定等であり、小作人の申立に在りては小作契約繼續、小作料一時減額、小作料の改定(暫定的)又は永久的減額の要求等であり、合意申立に在りては小作条件確定、小作料改定等である。而して此等の要求は単一ではなく小作料支拂請求並に土地返還請求、小作料一時的減額並に小作契約繼續要求等の如く數箇の要求を併せて申立てるものが多いのである。今總件數三千六百六十六件に就きて要求別に之を見れば小作料に關するもの(小作料支拂請求、小作料支拂及土地返還請求、小作料減額及小作契約繼續、小作料改定、小作料一時的及永久的減額、小作料支拂延期、小作料値上反對等)合計一千二百七十件、總件數に對し四〇%に當り前年の四五%に比し其の割合は低減を示してゐる。次に小作契約の繼續及消滅に關するもの(小作契約繼續、小作料減額及小作契約繼續、土地返還請求、小作料支拂及土地返還請求、小作權確認、代地交付、土地賣渡要求等)は合計二千七十四件、總件數に對して六六%にして過半數を示して居る。

更に之が内容を検討すれば左の如くである。

(二) 申立の事情

(イ) 小作料に關するもの

(甲) 小作料支拂請求並に小作料一時的減額要求

第二部第一篇 勞働爭議

之に屬するものの要求は爭議單位件數三千六百六十六件中九百九十八件であるが之を申立人別に見れば左の如くである。

(イ) 地主申立の場合(小作料支拂請求)

小作人が小作料の支拂を爲さぬが故に、之が支拂の調停を求むるもので土地返還請求と併せて申立てるものがある。鳥取、秋田、山梨、徳島、福岡、長野、三重、山形、香川等に多く地主申立件數千七十二件中五百四十一件(五一%)を占めて居る。

(ロ) 小作人申立の場合(小作料一時的減額要求)

災害に因る不作及農産物價格下落等に因る收支不償を理由とする小作料の一時的減免は、小作爭議に於ける小作人の要求としては最も普通なものである。而して數年來小作料を滞納した爲地主が小作料請求訴訟小作料請求並に土地返還請求訴訟を提起した場合に小作人から小作料減額を要求して或は小作繼續と小作料減額との要求を併せて調停の申立を爲すものも相當に多い。之に關するものは小作人の申立件數千九百八十六件中四百五十七件(小作人申立の二三%)で秋田、山梨、鳥取、新潟、徳島、福岡等に多く前年の二割七分に比し其の割合は減少した。

(乙) 小作料改定又は永久的減額の要求

之に關するものは地主、小作人又は地主小作人合意の申立あり其の合計百五十八件、總申立件數の五%を占めて居る。之を申立人別に觀れば左の如くである。

(イ) 地主申立の場合

小作料の改定は小作人から申立てるものの方が、多いが地主に於ても時代の趨勢に鑑み小作料を改定せんとし、或は小作人よりの右の如き申立ありたる場合にその要求の趣旨には異議なきも之が相當額の決定に付調停を申立つるもの、或は年々の一時的減免交渉の煩を避ける目的で此の申立を爲すものがある。

又地主小作人間に小作料改定につき事實上の協定の出來たものに法律上の執行力を付與する目的で地主より申立てたものもある。此の申立は新潟に多く山梨、愛知、大阪、福岡等に亘り二十一件（地主申立の二％）ある。

(ロ) 小作人申立の場合

従來の契約小作料を過當であるとし又は小作料の不均衡或は農業の收支不償を理由として此の要求を爲すもので又此の内には小作料一時減額要求と併せ申立つるものがある。

此の件數は百三十四件（小作人申立の七％）で福岡、新潟、岡山、宮城、山梨、徳島の各地方に多い。

(ハ) 合意申立の場合

地主小作人間には小作料改定を爲すべきことに付ては協定なりたるが、之が相當額決定及改定方法に付調停を求むるもの、或は當事者間にては既に事實上の協定成立したものに法律上の執行力を付與すべく申立を爲したものである。

此の申立は山梨、兵庫、鳥取に亘り三件ある。

(丙) 小作料の値上又は値上反對要求（地主申立、小作人申立）
地主が小作料の値上を通告し小作人が之に不同意を唱へた場

合に地主から値上の申立を爲し、又は小作人が地主の値上に反對して調停の申立を爲すもので、地主の申立二十三件、小作人の申立三十二件、合計五十五件である。

(丁) 其の他

右の外小作料支拂延期、過納小作米の返還、小作料支拂濟の確認、小作料定免期間の延長、小作料減額率減免方法協定、小作米品質協定、小作料と土地賣却代金と相殺、獎勵米俵裝料支給等に付調停を申立てたものが八十九件ある。

(2) 小作契約の繼續及消滅に關するもの

(甲) 土地返還請求（地主申立）

小作人が小作料を支拂はざる爲地主が土地返還を請求し又は小作料支拂と土地返還とを併せて履行する様に調停を求むるものである。此の中には小作料の支拂を督促する手段に出たものと、小作組合運動其の他の事情に基因する感情の爲に土地返還を求むるもの等があるが、又地主が自家勞力を有利に利用する爲又は小作料の收得不確實に因る収入關係から耕地を引上げ自作せんとするもの、地主が財産整理等の爲小作地を賣却した場合或は抵當權の實行等に依り土地が競賣に附されたやうな場合に於て買受けた新地主が自作の爲に土地返還を求むるものもある。之を地方的に觀れば秋田、山梨、徳島、山形、香川、新潟、兵庫等に多く、六百三十二件（地主申立の五九％）に上り前年に比して件數増加してゐる。

(乙) 小作契約の繼續要求（小作人申立）

地主が小作地の返還を請求した場合に小作人が契約の繼續を

希望して調停を申立つるもので、小作料一時的減額と併せて要求するものも多い。又中には自作地の競賣にされた場合に於て、元の土地所有者たる自作者から小作として耕作繼續方を申出で調停の申立を爲したのもある。小作契約繼續申立件数は一千三百二十件(小作人申立の六六%)の多數に上り、宮城、山形、秋田、青森、新潟、山梨、福島、北海道、長野、茨城、徳島等の各地方に多い。

(丙) 小作權(永小作權を含む)の確認又は賠償及作離料の要求(小作人申立)

地主から土地返還を要求した場合に小作人は小作權の存在を主張し又は其の賠償若は作離料の支給を要求して小作人から調停を申立つるもので之に關するものは五十五件であつて前年に比し増加した。

(丁) 小作地賣渡要求(小作人申立)

地主が小作地を他に賣却せんとする場合に、或は新地主が小作料を値上せんとし又は小作地の返還方を求めた場合に小作人が其の土地を小作人に賣渡すやう要求するもので之に關するものが三十五件で、前年より増加した。

(戊) 其の他

右の外作物、耕作費、土地改良費等の補償、代地交付等に付調停を申立てたものが八十件ある。

(3) 其の他

右の如き小作料に關するもの、小作契約の繼續及消滅に關するものの外、小作條件確定(百八十九件)、假處分、假差押の

解除及訴訟取下、新小作契約の締結、中間小作人排除、耕作妨害排除、小作料受領者決定等の要求を爲して調停を申立てたものがある。

申立事件の結末

爭議單位調停受理件數三千百六十六件に就いて觀るに、既濟件數は二千五百九十六件で八二%を占め、未濟件數は五百七十一件で一八%である。

今最近三箇年に於ける事件結末の内譯を示せば左の通りである。

小作調停事件結末内譯件數表

結末	昭和七年		昭和八年		昭和九年		
	件數	割合%	件數	割合%	件數	割合%	
既濟	調停成立	一、〇五五	五・六%	一、七八二	六・四%	二、二四九	六七・八%
	調停不成立	三三	一・八	三三	一・三	一八	〇・五
未濟	取却	三六	一九・六	四四	一五・三	四七	一三・七
	計	一四	〇・五	一四	〇・五	三	〇・六
合	計	一、八四一	二〇・〇	二、六七〇	二〇・〇	三、二六六	二〇・〇

〔備考〕—各年の數字は何れも次年一月十日報告到達現在に依りたるものである。

以上の結果を前半と比較するに本年は未濟事件が増加し、既濟事件中調停成立は件數、歩合共に増加してゐる。尙取下事件中當事者間にて示談調つたもの多數あり、爲に既濟件數中事實上事件解決せるものは極めて多數を占むるのである。却下事件十二件は秋田、福

島、茨城、栃木、埼玉、千葉、富山、岐阜、徳島、高知、福岡の各縣に亘り、調停法第二條（當事者不當の目的を以て濫に調停の申立を爲したりと認むるとき）又は第三十七條（第二條に規定する事由あるとき）に該当するものとして却下し又は調停を爲さざりしもので、其の多くは調停を受くるの眞意が無く徒らに訴訟妨害又は強制執行手續の進行を阻止するような事情が明かになつたものである。

調停條件の内容

調停條項は爭議の内容に従つて多種多様であるが、爭議の中心をなすものが小作料の問題と小作契約の繼續及消滅に關する問題であるから、其の調停の内容に於てもその主眼となるものは矢張り此等の問題を解決するにある。然し調停は訴訟と異り手続きも極めて自由であるから、當初申立の際に問題となつた事項以外に亘り廣く調停條項を作成するものが多い。

いま昭和九年に調停の申立を受理した三千百六十六件の中調停成立した二千五百九十六件に付て主なる調停條項の内容を掲ぐれば左の通りである。

調停條項種別表

調停條項の種別	件數	成立件數 二、五九 六件に對 する割合	主なる道府縣名
一、小作料に關するもの			
(イ) 小作料の改定又は永久的減額を爲したるもの	一八九	七・二	新潟、山梨、福島、大 阪、岡山、秋田、鳥取、 香川
(ロ) 小作料の一時的減額を爲したるもの	五六一	三・八	秋田、山梨、鳥取、山形、 徳島、新潟、長野、宮城
(ハ) 協定の成立した小作料を一時に支拂ふことになつたもの	二七六	一四・五	山梨、秋田、徳島、山 形、鳥取、新潟、香川、 大阪、兵庫
(ニ) 滞納小作料に付協定の成立したもの、分割（年賦を含む）支拂ふことになつたもの	五二	二・二	秋田、山梨、鳥取、徳 島、山形、新潟、長野、 宮城、鹿兒島、群馬
(ホ) 不作の場合に於ける小作料の減免方法を以ての定を爲したるもの	七五	二七・九	秋田、新潟、山形、福 島、香川、山梨、兵庫
(ヘ) 小作料納期を確定し、入先を決定したもの	一、三〇	四六・九	秋田、山梨、新潟、山 形、宮城、福島、青森、 香川、長野
(ト) 小作料の品質、俵装形式を決定したもの	五三	二五・一	新潟、山形、山梨、秋 田、香川、青森、宮城
(チ) 奨励米、俵装料、金穀等の支給を爲したるもの	三三	四・七	新潟、鳥取、岡山、山 梨
二、小作契約の繼續及消滅に關するもの			
(イ) 係争小作地の契約を繼續したもの	七三	二七・四	秋田、山形、宮城、山梨、 青森、福島、新潟、長野
(ロ) 係争小作地の一部を返還し、一部を繼續したもの	三三	八・七	秋田、山形、宮城、長 野、北海道、福島
(ハ) 係争小作地を返還し、其の代地を貸付したもの	六	二・三	宮城、秋田、山形、新 潟、茨城
(ニ) 係争小作地全部を返還したもの	四六	一七・六	秋田、山形、兵庫、北 海道、香川、徳島、茨 城、青森、山梨

(ホ) 小作地賃借権の譲渡、轉貸、地形、地目の變更等を制限したるもの	五六	二・四	山梨、秋田、新潟、山形、香川、佐賀、栃木、福岡
(ハ) 小作契約條項に違反したる場合には解約返地することの定を爲したるもの	一〇三四	三九・四	秋田、山梨、山形、新潟、宮城、福島、香川、青森、徳島
三、小作權(永小作權を含む)を認めたるもの	三三	一・二	秋田、香川、山形、富山、三重
四、小作地を小作人に賣渡したるもの	九四	三・六	山梨、新潟、山形、三重、長野
五、將來地主が小作地を賣却する場合には小作人に先買の機會を與ふることと定めたもの	三三	二・四	新潟、秋田、山梨、滋賀
六、小作權を補償し又は作脚料の支給を爲したるもの	三九	二六、六	秋田、山形、香川、兵庫、北海道、徳島、青森、長野、福岡、佐賀
七、土地改良費、耕作費又は作物の補償を爲したるもの	七五	二・八	秋田、山形、兵庫、北海道、埼玉、廣島、徳島
八、繫屬中の訴訟の取下、假處分及差押の解除を爲したるもの	一八〇	六・九	山梨、群馬、北海道、福岡、山形、新潟、富山、兵庫、和歌山

各調停條項を通觀するに、數年來の經驗によつて各府縣共に其の調停成立後に於ける履行を確實にする爲に能ふ限り手落のないやうに之を作成すべく其の條項は漸次綿密となり、記述上の缺陷あるが爲に履行不能の生ずるが如きことなきやう細心の注意を拂ふ傾向が見られる。従つて調停調書の記載形式として、當面の係争問題の調

停事項と將來に亘る小作契約約款の部分とを区分するとか、又は條項の解釋上疑義を生ずる虞ある事項に就ては特に協定の事情、理由、沿革等を説明的に記述し、或は覺書を添附するが如きものも認められるのである。然れども地方によりては將來に亘る複雑なる取極めを爲すことを避け却つて調停條項の簡單化の傾向を示した所もあるやうである。

此の成立したる調停の結果は、他に影響する所が頗る大なるものがあるので、或る事件に關する極めて例外的の取極めが行はれた場合に、而も夫れが近隣に悪影響を及ぼすこと大なりと認められる事項なるときは、態と之を調停項中に記載することを省き單に其の當事者間の協定のみに委せたり、或はまた特に強制執行することが四圍の事情から見ても不穩當だと認められる調停に關しては直に執行を爲し得ざる如くに其の條項を作成したものが見受けられるが如き種々苦心の跡が窺はれるのである。

第三章 中間階級者の争議

第一節 争議の大勢

茲に便宜上中間階級と稱してゐるが指すところは主として俸給生活者である。しかし俸給生活者といつても、比較的下級の事務員、店員、映畫説明者、コック等が主である。この種の争議は年々増加の傾向にあつたが、本年は却つて減退を示してゐる。以下その狀況を各項に亘つて略記する。

争議の件数 當研究所において調査するところに據れば、昭和九年中に發生したこの種の争議は七四件で、前年の一一五件に比すれば四一件の減少であり、昭和七年（一六〇件）に比すれば實に八四件の減退となつてゐる。何れにしても、この種の争議も工・鑛・交通業における労働者の争議の情勢と同一歩調に近づいたと云へるであらう。

争議の業態別 争議總件数七四件のうち最多數を占めるものは演劇映画の六二件で、前年とその數に於いては大差がないが、しかし本年は中間階級争議の八八%（前年は六〇%）を占めてゐる。一昨年以來映畫關係者の争議が異常に多數に上つたのはレコード伴奏化の採用並にトーキー採用による解雇の増加によるもので、全國常設館のトーキー装置は一昨年より本年にかけて急激に増加しつゝある。映畫につぐもの、醫務従業員の十三件、商店従業員の六件である。いま七四件を便宜的に種類別にすれば大要左の如くである。

演劇	食堂	商店	醫務	其他の俸	其他	計
映畫	酒場	従業員	従業員	給生活者		
三	一	六	一三	三	三	三

争議の分布 本年度はこの種争議は三府十三縣に亘る。その最も多きは東京二八件で大阪の二三件が之についてゐる。此種争議が文化程度高き東京に最も多く京、阪、神の各大都市を有する府縣が上位を占めてゐる事は前年同様である。その各府縣における分布は左の通りである。

東京	六	大阪	三	兵庫	四	神奈川	二
京都	三	愛知	二	栃木	二	宮城	二

茨城 一 静岡 一 埼玉 一 新潟 一
千葉 一 石川 一 廣島 一 三重 一

争議の原因 總件数七四件のうち、その原因が大體に従業員側の受身に争議が起されたと見るべきもの四〇件、反對に従業員側がまづ要求を提げて立つた争議は三四件で、この割合は前年度とほぼ同様で、一昨年の一一〇對五〇の割合に比すれば昨年来従業員側の能動的態度が可成前進して來たと云はねばならぬ。能動的原因のうちでは待遇改善が依然最多數を占めてゐるのは注目すべきである。

受動的	閉鎖	解雇	解雇	休業	組合	賃銀	賃下	収入減	其他	計
七	一九	一	一	一	〇	七	一	三	二	四
能動的	賃銀	解雇	退職	待遇改	感情	其他	計	總計		
四	一	二	二	五	一	二	三	三	三	三

争議の経過 罷業が大部分を占め四一件に達してゐるが、示威は前年同様皆無である。これは此種争議の戦術の特徴を語るものであらう。即ち左の如し。

罷業	怠業	罷怠業	示威	罷業	罷・怠	怠業	紛議	計
四	一	一	二	一	一	一	三	三

争議の結果 これは見る人の見解によつて非常に異なるところであるが、當研究所の調査するところでは大體左表の如き状態を呈して

ある。前年は妥協的解決が最多数を占めていたが、本年は争議團に有利に解決したものが多かつた。

争議團に有利解決 同上 妥協 不明 計

三〇 二二 二七 一六 四

主要なる争議 上記七四件のうち主要なるものを拾ひ上げれば左の如くである。(括弧内は発生月を示す)

〔一〕月	〔二〕月	〔三〕月	〔四〕月	〔五〕月	〔六〕月	〔七〕月	〔八〕月
岸和田 館(大阪) 二〇 総同盟映畫演劇同盟	神戶松本 座(兵庫) 一五 映畫従業員組合	旭 座(大阪) 四 総同盟大阪合同労働	大塚松竹 館(同) 二 全勞全映	日本劇 場(東京) 五 全勞全映	都 座(東京) 一六 大日本映畫人同盟	江 館(東京) 八 全關映	日活(直營)日興系十八映畫館(東京) 一五 日本映從、全關映
神戶相生 座(兵庫) 二 全勞全映	名古屋築地劇場(愛知) 一〇 中部映畫同人組合	神戶相生 座(兵庫) 二 全勞全映	白山キネマ(同) 一〇 同右	大阪山 館(大阪) 五 全勞全映	敷島クハラ 座(大阪) 一四 全勞全映	立川キネマ(同) 八 全關映	
〔三〕月		日活 館(神奈川) 一七	鶴見 館(同) 一六 同右	〔五〕月	吉野 館(同) 一四 全勞全會 大阪映從	越後屋商 館(同) 三 同右	
〔四〕月		不 行(東京) 一五 全勞關東化學	四日市帝國 館(三重) 三 中部映畫同人組合	〔六〕月	東洋 場(同) 七 総同盟映畫演劇同盟	松戸常盤 館(千葉) 一六 大日本映畫人同盟	
大森會 館(東京) 三 大日本映畫人同盟				〔七〕月	新 館(同) 三 同右	日活關西支店(京都) 一五	
				〔八〕月	新 館(同) 三 同右		
					東洋 場(同) 七 総同盟映畫演劇同盟		
					吉野 館(同) 一四 全勞全會 大阪映從		
					敷島クハラ 座(大阪) 一四 全勞全映		
					都 座(東京) 一六 大日本映畫人同盟		
					電氣 館(神奈川) 一〇 國民映畫同盟		
					三都 館(兵庫) 八 全日本映畫従業員組合		
					公樂 座(同) 一四 総同盟映畫演劇同盟		
					大 館(大阪) 五 全勞全映		
					日 館(東京) 五 全勞全映		
					日本劇 場(東京) 五 全勞全映		
					電氣 館(神奈川) 一〇 國民映畫同盟		
					三都 館(兵庫) 八 全日本映畫従業員組合		
					公樂 座(同) 一四 総同盟映畫演劇同盟		
					大 館(大阪) 五 全勞全映		
					日 館(東京) 五 全勞全映		
					日本劇 場(東京) 五 全勞全映		
					電氣 館(神奈川) 一〇 國民映畫同盟		
					三都 館(兵庫) 八 全日本映畫従業員組合		
					公樂 座(同) 一四 総同盟映畫演劇同盟		
					大 館(大阪) 五 全勞全映		
					日 館(東京) 五 全勞全映		
					日本劇 場(東京) 五 全勞全映		
					電氣 館(神奈川) 一〇 國民映畫同盟		
					三都 館(兵庫) 八 全日本映畫従業員組合		
					公樂 座(同) 一四 総同盟映畫演劇同盟		
					大 館(大阪) 五 全勞全映		
					日 館(東京) 五 全勞全映		
					日本劇 場(東京) 五 全勞全映		
					電氣 館(神奈川) 一〇 國民映畫同盟		
					三都 館(兵庫) 八 全日本映畫従業員組合		
					公樂 座(同) 一四 総同盟映畫演劇同盟		
					大 館(大阪) 五 全勞全映		
					日 館(東京) 五 全勞全映		
					日本劇 場(東京) 五 全勞全映		
					電氣 館(神奈川) 一〇 國民映畫同盟		
					三都 館(兵庫) 八 全日本映畫従業員組合		
					公樂 座(同) 一四 総同盟映畫演劇同盟		
					大 館(大阪) 五 全勞全映		
					日 館(東京) 五 全勞全映		
					日本劇 場(東京) 五 全勞全映		
					電氣 館(神奈川) 一〇 國民映畫同盟		
					三都 館(兵庫) 八 全日本映畫従業員組合		
					公樂 座(同) 一四 総同盟映畫演劇同盟		
					大 館(大阪) 五 全勞全映		
					日 館(東京) 五 全勞全映		
					日本劇 場(東京) 五 全勞全映		
					電氣 館(神奈川) 一〇 國民映畫同盟		
					三都 館(兵庫) 八 全日本映畫従業員組合		
					公樂 座(同) 一四 総同盟映畫演劇同盟		
					大 館(大阪) 五 全勞全映		
					日 館(東京) 五 全勞全映		
					日本劇 場(東京) 五 全勞全映		
					電氣 館(神奈川) 一〇 國民映畫同盟		
					三都 館(兵庫) 八 全日本映畫従業員組合		
					公樂 座(同) 一四 総同盟映畫演劇同盟		
					大 館(大阪) 五 全勞全映		
					日 館(東京) 五 全勞全映		
					日本劇 場(東京) 五 全勞全映		
					電氣 館(神奈川) 一〇 國民映畫同盟		
					三都 館(兵庫) 八 全日本映畫従業員組合		
					公樂 座(同) 一四 総同盟映畫演劇同盟		
					大 館(大阪) 五 全勞全映		
					日 館(東京) 五 全勞全映		
					日本劇 場(東京) 五 全勞全映		
					電氣 館(神奈川) 一〇 國民映畫同盟		
					三都 館(兵庫) 八 全日本映畫従業員組合		
					公樂 座(同) 一四 総同盟映畫演劇同盟		
					大 館(大阪) 五 全勞全映		
					日 館(東京) 五 全勞全映		
					日本劇 場(東京) 五 全勞全映		
					電氣 館(神奈川) 一〇 國民映畫同盟		
					三都 館(兵庫) 八 全日本映畫従業員組合		
					公樂 座(同) 一四 総同盟映畫演劇同盟		
					大 館(大阪) 五 全勞全映		
					日 館(東京) 五 全勞全映		
					日本劇 場(東京) 五 全勞全映		
					電氣 館(神奈川) 一〇 國民映畫同盟		
					三都 館(兵庫) 八 全日本映畫従業員組合		
					公樂 座(同) 一四 総同盟映畫演劇同盟		
					大 館(大阪) 五 全勞全映		
					日 館(東京) 五 全勞全映		
					日本劇 場(東京) 五 全勞全映		
					電氣 館(神奈川) 一〇 國民映畫同盟		
					三都 館(兵庫) 八 全日本映畫従業員組合		
					公樂 座(同) 一四 総同盟映畫演劇同盟		
					大 館(大阪) 五 全勞全映		
					日 館(東京) 五 全勞全映		
					日本劇 場(東京) 五 全勞全映		
					電氣 館(神奈川) 一〇 國民映畫同盟		
					三都 館(兵庫) 八 全日本映畫従業員組合		
					公樂 座(同) 一四 総同盟映畫演劇同盟		
					大 館(大阪) 五 全勞全映		
					日 館(東京) 五 全勞全映		
					日本劇 場(東京) 五 全勞全映		
					電氣 館(神奈川) 一〇 國民映畫同盟		
					三都 館(兵庫) 八 全日本映畫従業員組合		
					公樂 座(同) 一四 総同盟映畫演劇同盟		
					大 館(大阪) 五 全勞全映		
					日 館(東京) 五 全勞全映		
					日本劇 場(東京) 五 全勞全映		
					電氣 館(神奈川) 一〇 國民映畫同盟		
					三都 館(兵庫) 八 全日本映畫従業員組合		
					公樂 座(同) 一四 総同盟映畫演劇同盟		
					大 館(大阪) 五 全勞全映		
					日 館(東京) 五 全勞全映		
					日本劇 場(東京) 五 全勞全映		
					電氣 館(神奈川) 一〇 國民映畫同盟		
					三都 館(兵庫) 八 全日本映畫従業員組合		
					公樂 座(同) 一四 総同盟映畫演劇同盟		
					大 館(大阪) 五 全勞全映		
					日 館(東京) 五 全勞全映		
					日本劇 場(東京) 五 全勞全映		
					電氣 館(神奈川) 一〇 國民映畫同盟		
					三都 館(兵庫) 八 全日本映畫従業員組合		
					公樂 座(同) 一四 総同盟映畫演劇同盟		
					大 館(大阪) 五 全勞全映		
					日 館(東京) 五 全勞全映		
					日本劇 場(東京) 五 全勞全映		
					電氣 館(神奈川) 一〇 國民映畫同盟		
					三都 館(兵庫) 八 全日本映畫従業員組合		
					公樂 座(同) 一四 総同盟映畫演劇同盟		
					大 館(大阪) 五 全勞全映		
					日 館(東京) 五 全勞全映		
					日本劇 場(東京) 五 全勞全映		
					電氣 館(神奈川) 一〇 國民映畫同盟		
					三都 館(兵庫) 八 全日本映畫従業員組合		
					公樂 座(同) 一四 総同盟映畫演劇同盟		
					大 館(大阪) 五 全勞全映		
					日 館(東京) 五 全勞全映		
					日本劇 場(東京) 五 全勞全映		
					電氣 館(神奈川) 一〇 國民映畫同盟		
					三都 館(兵庫) 八 全日本映畫従業員組合		
					公樂 座(同) 一四 総同盟映畫演劇同盟		
					大 館(大阪) 五 全勞全映		
					日 館(東京) 五 全勞全映		
					日本劇 場(東京) 五 全勞全映		
					電氣 館(神奈川) 一〇 國民映畫同盟		
					三都 館(兵庫) 八 全日本映畫従業員組合		
					公樂 座(同) 一四 総同盟映畫演劇同盟		
					大 館(大阪) 五 全勞全映		
					日 館(東京) 五 全勞全映		
					日本劇 場(東京) 五 全勞全映		
					電氣 館(神奈川) 一〇 國民映畫同盟		
					三都 館(兵庫) 八 全日本映畫従業員組合		
					公樂 座(同) 一四 総同盟映畫演劇同盟		
					大 館(大阪) 五 全勞全映		
					日 館(東京) 五 全勞全映		
					日本劇 場(東京) 五 全勞全映		
					電氣 館(神奈川) 一〇 國民映畫同盟		
					三都 館(兵庫) 八 全日本映畫従業員組合		
					公樂 座(同) 一四 総同盟映畫演劇同盟		
					大 館(大阪) 五 全勞全映		
					日 館(東京) 五 全勞全映		
					日本劇 場(東京) 五 全勞全映		
					電氣 館(神奈川) 一〇 國民映畫同盟		
					三都 館(兵庫) 八 全日本映畫従業員組合		
					公樂 座(同) 一四 総同盟映畫演劇同盟		
					大 館(大阪) 五 全勞全映		
					日 館(東京) 五 全勞全映		
					日本劇 場(東京) 五 全勞全映		
					電氣 館(神奈川) 一〇 國民映畫同盟		
					三都 館(兵庫) 八 全日本映畫従業員組合		
					公樂 座(同) 一四 総同盟映畫演劇同盟		
					大 館(大阪) 五 全勞全映		
					日 館(東京) 五 全勞全映		
					日本劇 場(東京) 五 全勞全映		
					電氣 館(神奈川) 一〇 國民映畫同盟		
					三都 館(兵庫) 八 全日本映畫従業員組合		
					公樂 座(同) 一四 総同盟映畫演劇同盟		
					大 館(大阪) 五 全勞全映		
					日 館(東京) 五 全勞全映		
					日本劇 場(東京) 五 全勞全映		
					電氣 館(神奈川) 一〇 國民映畫同盟		
					三都 館(兵庫) 八 全日本映畫従業員組合		
					公樂 座(同) 一四 総同盟映畫演劇同盟		
					大 館(大阪) 五 全勞全映		
					日 館(東京)		

京阪ダンスホール(京都)	三
〔九月〕	
第一 劇場(東京)	一 全 關 映
織物問屋久保田商店(同)	二
城 東	三 同盟映畫演劇同盟
神 戸 山 新	六 全 勞 全 映
〔十月〕	
新 生	一五 全關映城西支部
敷 島	一五 全國自聯映畫班
壽	一六 同盟映畫演劇同盟
〔十一月〕	
新 潟	一三 全農新潟縣聯
德 富 甘 納 豆	二〇
新 宿 驛 赤 坊(東京)	一五
〔十二月〕	
白 山	一五 全 勞 全 映
映畫館昭和、大和川、太陽館、(大阪)	四 同盟映畫演劇同盟
卯ノ日座	四
イ ロ ハ	座(同) 一五 同 右

第二節 特に主要なる争議

中間階級者の争議の代表的なものとして、東京日活直営館並に日興系の従業員の争議についてその顛末を記述する。

日本活動 株式会社直営館並に日本興業株式会社系映寫館二

十一館(東京市)の争議。

争議發生—昭和九年八月二十五日。終結—十月十六日。支援組合—日本映畫従業員組合及全關東映畫劇場従業員組合。

發生 日活會社にては過般來東京市内各館のトーキー装置を完備したので、不必要となれる樂士及説明者の整理を劃策しつゝあつたが、同年八月十八日日本劇場の合併を機とし各館所屬の説明者及樂士一五〇名を本社直屬となす事を内容とする協定書を作成し、各館主を通じて樂士並に説明者に強制的な調印を迫つた。誠首の前程たる右協定書承認の強要に全従業員は極度に動搖せるところ二十一日突如和樂士十三名の誠首を發表した。かくて市内各館従業員は寄々協議を重ね、二十三日従業員代表大原新溪氏外三名は日活本社に左の如き歎願書を提出した。

一、伴奏レコード化反對 一、誠首者十三名の復職 一、昨年獲得せる争議覺書の適用(不當誠首、賃下をなさざる旨の覺書)。然るに會社側は之を一蹴に附したので、従業員側は二十四ヶ條の待遇改善要求書を提出し、神田神保町日本映畫従業員組合本部にて、代表者協議の結果各館一齊にストライキを執行する事に決定、同日午後八時三十分、赤坂葵館、神田日活、大塚富士、四谷日活、日比谷日活、鳥越富士、麻布日活、三友館、大東京、芝富士、大井富士、兩國日活、深川富士、本所日活、本所富士、八丁堀日活、澁谷日活、の十八館全従業員は罷業に入つた。

經過 二十五日夜同盟罷業を執行せる日活、日興系各映畫館従業員一八〇名は日映本部を争議團本部となし同夜は争議團員全部本部に籠城し、全員を十四班に分つて結束を固めると同時に交渉

委員を任命して會社側と折衝を重ねる事となつた。同日爭議團より發表せるストフイキ宣言左の如し。

〔宣言〕

親愛なる全映畫演劇従業員諸君、並に全労働者諸君、インフレーション政策が生んだ人爲的利潤の増大に依る映畫資本の攻勢は、先に松竹従業員の本社引揚となつて現れ、今亦吾々の雇主日活資本の本社引揚命令、和樂部員の大量職首覺書の解消等々の呆れ果てた、ギヤング的行動となつて現れて來たのだ。

ヂャーナリズムが報ずる如く、日活資本はトーキー製作の徹底を企てる事に依り、人件費を節約せんとして遂に撮影所従業員に大混亂を與へ、同穴のムヂナ重役の對立を激化し、今や倒壊の危機に瀕しつゝかゝる血迷へる攻撃を吾々の頭上に加へ來たつたのだ。

今にして吾等が斷乎ストライキを以て戦ふに非ずんば、生活權擁護の機會は永久に失はれるであらう。

吾等は日活系従業員の技師、表方、女給等の未組織者を含めた全従業員の生活權を護るために、又トーキーに依つて失業せんとしつゝある全映畫産業従業員の利益を護らんがためにその前衛軍として斷乎ストライキを以て闘争を闘いぬく事を宣言し親愛なる全國の兄弟諸君の支持應援を希ふものである。

右宣言す。

二十六日爭議團は未參加従業員の獲得のため各自の職場たる映畫館に出勤の上未參加従業員並にスキヤップを説得しやうと云ふ所謂「出勤闘争」なる戦術を採用、二十六、八兩日の二回に亘つて

之を試みた。

一方日本映畫従業員組合と同種團體たる全關東映畫従業員組合では二十六日の執行委員會に於て極力この罷業を援助する事に決定、二十八日には更に全關映大會を開催して日活、日興支部と共同闘争を行ふ方針を決議した。多數の松竹従業員を包擁する全關映の爭議参加によつて、爭議は日活系以外の各館へも波及し全國的に擴大されるのではないかと見られるに至つた。日映全關映の他統一會議、全國自聯、深川登録向上會、江東工從聯絡委員會向島借家人組合、關東水産、江東一般、純勞、江東從協、芝浦登録者會、朝鮮一般、等十五團體は夫々爭議應援のため立ち二十九日には之等十五團體の代表者三十八名によつて日映主催の下に同本部に於て爭議應援團體會議が開催され、各團體は本爭議を積極的に支持應援する事を聲明し、各團體は正式に委員を出して爭議應援委員會を設置する事を決定した。同委員會は九月六日東京神田中央佛教會館にて日活日興爭議真相發表演說會を開き、中途之を市民大會に変更左の如き決議文を可決し八日之を日活、日興兩社に提出した。

〔決議文〕

日活並に日興兩社が此度トーキー政策を強行して、従業員との間に既存する覺書を破棄し、新協定を強要せるは、またせんとするは、私利のために大衆の生活を蹂躪して毫も顧る所なき破廉恥の行爲なり、かくの如き暴舉の公行は獨り映畫従業員の生活の脅威たるに止まらず吾等市民の社會生活は日活日興従業員今回の抗争を最も正當なるものとして支持せんとす。依つて

日活日興兩社は速かにその非を改め、従業員の全要求を即時容認されん事を期す。

争議團は會社側の個別訪問による切崩をもはねのけ、結束を固めて持久策をとり、出勤闘争の外、學童總退學、宮内省への請願、府への陳情運動等々の舉を發表する事によつて社會的にセンセイションを起した。この根強い闘争に會社側は屈せるものゝ如く、九月十六日遂に正式交渉を争議團に申込むに至つた。東、大友以下十餘名の争議團代表は同日日活本社にて田中常務と會見、協定書の撤回を要求したが、會社側は説明者、樂士の本社引上を強要して譲らず遂に第一次交渉は決裂の已むなきに至つた。同日同盟罷業を執行せる松竹系新宿第一劇場従業員三十名は日活日興争議團に合流した。

九月二十八日第二次交渉が、争議團代表大友、北野、會社側田中常務との間に行はれ、争議團側はレコード化の件、争議費用、技師、表方、女給々料値上等につき協議を重ねたが、會社側は之を容認せず却つて全員解雇を宣言して再び交渉は決裂し、事態は更に悪化するに至つた。然し數次の交渉により争議費用の點を除き他は漸次解決に近づき、日興側の交渉は十月三日、日活側は同月六日の最後の交渉によつて抗争四旬に亘つた争議も漸く解決の幕を下す事となつた。

終 結

1、日興との交渉經過

十月三日午後六時より三友館會議室にて象潟著特高係立會にて開始。日興代表者 大山支配人他二名、争議團代表 大友團長他

十一名、全關映代表者 霞無聲、單一同盟二名。日興側は最初より全員解雇を固執して譲らず劈頭から決裂状態となつたが立會當局の斡旋で二時間後に漸く再開、争議中の給料に關し意見の一致を見るに至らず交渉は意外に長引いたが遂に會社側は 一、給料全額支給 一、餓首は行はず 一、争議費用は支出せずの重點を初め争議團の要求の大部分を容認するに至り、遂に翌四日午前九時に至り左に掲ぐる如き細目協定なつて争議は争議團の勝利をもつて局を結ぶに至つた。

解決覺書左の如し。

- 一、餓首減給勞働強化をなさず、但し昭和七年五月の覺書を適用す。
- 二、勤務手當改正は時期を見て善處す。
- 三、年二回の定期賞與は祝儀を含めて支給す。
- 四、従業員死亡の場合は昭和七年五月の覺書によりて全従業員に適用す。
- 五、病氣缺勤の場合は前覺書通りのこと。
- 六、公傷の場合は日給及び治療費の全額を支給す。
- 七、全従業員中薄給者にして特に昇給の必要ありと認むるものは双方調査の結果により之を實施す。
- 八、女給の被服費一切は會社側に於て全額を負擔す。
- 九、衛生設備は完備す。
- 十、兵役召集の場合は左のごとく定む。
 - 1、豫備後備點呼の場合は給料全額支給す。
 - 2、現役召集の場合は退職の規定に従ひ除隊後再び採用す。

3、戦時召集の場合は最初の三ヶ月間は給料の全額を支給し更に次の三ヶ月間は給料の半額を支給す。

十一、館改築による休館中給料の全部支給とす。

十二、定員補充の臨時雇は二ヶ月のテスト期間を経て之を本雇とす。

十三、公休の場合は必要に応じて之を補充し費用は會社側にて全額負擔す。

十四、夏期休暇は五日間以上とす。

十五、日給制は月給制に改む。但しその計算は日給の十二分の三百六十五とす。

十六、十二時迄の残業の場合は館主任の協議により五十錢以内の交通費を支辨す。

十七、争議中の給料は全額支給す。

十八、本争議による犠牲者を出さず。

十九、本協議事項は全従業員に適用す。

2、日活との交渉経過

十月三日上記の如く日興争議が解決したが、日活側との交渉は同月六日、本社側田中常務、水野取締役と争議側東滔水以下八名と折衝協議が行はれ、その結果本社直接配屬雇傭改訂問題を今後の交渉に残し、従業員の要求二十餘項目は大體貫徹し、之も争議側勝利をもつて解決された。解決事項は大體日興のものと同様、日興側解決條項以外に左の七項目が附加されてゐるに止まる。

一、掛持自動車は必要に応じて設置す。

第二部第一篇 労働争議

- 一、定員補充の場合は一ヶ月のテスト期間を経て之を採用す。
- 一、婦人従業員の生理休暇を與ふ。
- 一、本人の意志に基かざる協定書の調印は取消を承認す。
- 一、今回の配屬は従業員側之を認む但し配屬の変更は兩者協議の上之を定め、職業の変更をなさず。
- 一、争議解決に當り金一封を支給すること。
- 一、本覺書を現組合員に適用す。

第四章 婦人労働者及び職業

婦人の争議

第一節 婦人労働者の争議

婦人労働者殊に謂ゆる女工の争議は一般労働者の争議に含めてこれを第一章に一般的に記述した。婦人にのみよる争議については本年の調査を缺いてゐる。随つて茲には昭和八年社會局調によるものを掲げて置く。

争議總件數(同業罷怠業・工場閉鎖を伴つた争議)六一〇件のうち二九件(四・八%)で前年の四二件(四・六%)に比し減少してゐるが、その全體に對する割合は略同率であり、更に男女合同の争議は二〇四件(三三・四%)で前年の三三三件(三七・三%)よりは可なり減少を示してゐる。婦人の争議参加人員は一二、七二六人で全體の二六%に當り、前年の一三、一九三人(二四%)に比し五〇〇人弱の減少であるが、全體に對する割合は約二%増加

したと報告せられてゐる。

いまこれら婦人参加の争議の業態別につき同局調査の報ずるところは次の如くである。

之等の争議は婦人の集团的労働者の多い染織工業に最も多く五一件、その参加人員八、三二四人に達し化学工業は六四件二、一七八人を算ふ。その他は雑工業の三一五件五六五人、土木建築業の一三件二三二人、運搬業の九件一七六六人、飲食物製造の五件一四三人、機械器具製造業の一四件一一二人、鑛業の四件八七人、通信従業員一件一四人の順序になつており、その他の業務に従ふ者四一件八九五人である。

第二節 職業婦人の争議

女工以外の勤勞婦人では謂ゆる職業婦人であるが、この種婦人の争議も依然微々たるものである。當研究所の調査によれば、昭和九年におけるその數は一七件で、前年より八件の、前々年より二件の増加となつてはゐるが、數的にはまづ殆んど發展を示してゐないといつてよい。

これを業態別に分てば、藝娼妓の争議四件、女給七件、ダンサー三件となつて居り、本年も前年も藝娼妓が首位を占めてゐる。

地方的分布を見れば、二府十一縣にて東京、兵庫、宮城、千葉の各二件、大阪、大分、奈良、山口、岩手、静岡、山形、和歌山、群馬の各一件宛となつてゐる。

これを原因別に見れば、婦人側よりの待遇改善要求十件、給料値上要求、解雇反對要求、感情のもつれ各二件、給料不拂一件であつ

て、大體に此種婦人が積極的に出たものと見ることが出来る。例年この傾向は強い。

争議の経過は罷業一五件、怠業示威、紛議各一件で、これまた前年の傾向と一致して居り、争議の結果は婦人側に有利解決七件、無條件解消三件、妥協一件、他の六件は不明である。

右一七件のうち主なるものを拾へば左の十一件である。

参加人員 關係團體名

【一月】	生 駒 檢 番 (大阪)	七
【二月】	銀座ダンスホール (東京)	二〇
	テイ カフェー (同)	一四
	相生組合病院 (群馬)	二五
	料理屋組合 (千葉)	一〇〇
	キヤバレー大和 (奈良)	一四
【三月】	ダンスホール (兵庫)	三〇
	ダイヤクラブ (山形)	一八
【五月】	カフェー 山形會館 (山形)	一六
【六月】	カフェー 日 活 (和歌山)	四〇
	キングダンスホール (兵庫)	七〇
【九月】	久成産婦人科病院 (宮城)	九

藝妓組合

第二篇 労働組合

第一章 工・鑛・交通業労働者

の運動

工・鑛・交通業労働者の運動は労働運動の大動脈であり、基本線である。そして、これら労働者の運動は主として労働組合を中心として進められる。労働者の政治運動たる無産政黨運動もまた、その實勢力の母體は労働組合にあること今更言ふを俟たない。それ故我が工・鑛・交通業労働者の組合運動の情勢を尋ねることによつて、一般に我國労働運動の趨向を探り得るであらう。

いま、工・鑛・交通業労働者の組合を量的方面から見ると、これらの組合を主要部分として構成されてゐる日本の労働組合の全組織は、その絶對量において昭和九年度も前年に比して可成り擴大してゐることは確かである。しかし、謂ゆる組織率、即ち全就業労働者數に對する相對的量的においては、前年の七・五％に比し更に減退し、僅かに六・七％を占むるに過ぎない。これは云ふまでもなく年來のインフレ景氣による臨時工その他をふくむ就業人員の増加のためであるが、その増加に對比しては、新たなる組織運動がこれに應じて伸び得なかつたことを示してゐる。日本における組織率の微弱、特にその停滞状態は今に始つたことではないが、これは我が労働運動の示す巨大なる一缺點であり、反省さるべき重大問題である。最近

の停滞状態については、ファッショ化による御用組合の簇出等が全體の組合運動を、またこの運動を貫ぬく精神を混亂に陥れ、全體の氣勢を著しく挫かんとする空氣の醸成されたことが與つて力あるものであらうが、一方において、我が運動の中堅部隊を占める社會民主主義的組合の多くが、組合經營と内部政治とに没頭するに至り、組合運動に一個の固定化を惹起しつゝある點が顧みられて然るべきではあるまいか。大衆獲得といふ本來の課題、それを目標とする本來的の活動が忘れられてゐる嫌ひがないではない。

次に、組合運動の質的動向を見ると、その主たる動きは、先づ、一昨年度において華々しく擡頭し昨年度において早くも龜裂を生じた國家社會主義的運動が、本年に入つて愈々混亂し、殆んど解消といふも過言でない状態に立到つたことであらう。國家社會主義的組合の中心をなす日本労働同盟を脱した「日本主義」の一派は不振をづけ、他方、日本労働同盟を國家社會主義の主張をもつて貫かんとした一派も、遂には労働組合陣營の單一化といふ名目のもとに東京方面は全國労働組合と合同し、大阪方面は労働總同盟と合同するに至り、各々それらが嘗て飛び出して來た古巢に歸つた形で、後に残つたものは實勢力としては殆んど云ふに足りぬ状態に立至つたのである。この舊母體への歸還派の運動は、労働運動におけるファシズム的方向の矛盾に對する一個の反省を示すものゝ如くであつた。これらと多少異なる角度から結成せられた日本主義的團體たる『日本産業俱樂部』の運動も、本年に入つては少くとも足踏みの形で、殆ど前進しなかつたやうである。しかし乍ら、積極的な組合運動としては、かゝる日本主義乃至國家社會主義の運動は明かに失敗

であつたが、引つゞく非常時情勢は各種の微温的態度の組合をして漸次に日本主義的乃至は階級闘争否定的な謂はゞ御用組合へと轉化せしめつゝあることは事實である。海軍労働聯盟の綱領變更の如きはその顯著な一例であつた。故に、ファッシズム的組合の分裂・破綻をもつて直ちにファッシズムの後退と速断することは許されない。國家主義的色調は、階級運動のあらゆる間隙を縫ふて、消極的な形で労働組合を内部的に浸透しつゝあると見られるのである。

尙ほ、本年度の組合分野における今一つの特徴として挙げられるものは、まだ明白な形をとつて表現されてはゐないが、従來合法左翼と稱せられて來た一部隊に、その「左翼」的態度といふか、「左翼」的偏狹といふか、かゝる獨特の色調が漸次に緩和される傾きが見られることである。日本労働組合全國評議會の結成の如きも、かゝる偏狹の一部が清算されることなくしては不可能事ではなかつたらうか。東交の態度、東京市従の近況、すべて、この傾向を示すものゝ如くである。これは、恐らくは、最近の客觀情勢に對應するこれら組合の根本方針の一步進展であり、見逃がし難い點であらうと思はれた。しかも、かゝる運動が、全協乃至共產黨の運動が表面上全く沈下し、従つて背後からこれら合法左翼の運動を壓迫せざる事情のもとに起つてゐるといふことは、注目さるべき動きであらうと考へられる。

第一節 労働組合の組織状況

我國における労働組合數並に組合員數の現況を社會局の發表にかゝる調査を通じて觀察してみる。

労働組合並に組合員總數 昭和九年末現在における我が労働組合數は九六五、その組合員數三八七、九六四人である。これを同期における労働者總數五、七六四、二七七八人に對比した組織率は六・七％である。これを前年に比較すると、組合數において二三、員數において三、三五一人の増加を示してゐるが、謂ゆる組織は前年の七・五に比し可なりの低下を示してゐる。組織率の低下は本年度において就業労働者の數が増加したのに對して組合員數の増加がこれに伴はなかつた結果に他ならず、これをもつて直ちに組織状況の低下を語り得ないこと論を俟たないが、しかし、労働組合員數の増加が昭和六年以來その割合を遞減してゐることは確かなる傾向である。社會情勢の動向がこゝに影響するところ尠くないこと、また云ふまでもあるまい。これについて社會局は云ふ「斯くの如く労働組合の組織率の減少を見たのは從來の労働組合の運動に慊焉たるものあり其の陣營より脱退し或は協調的組合を組織するものゝ多いことや、労働組合の外部的活動が比較的尠く且つ新組合の組織よりも却つて内部の組織或ひは戦線の統一等に力をなしたことも一因と見るべし。」云々と。

労働者總數並に組織労働者數

年	労働者總數	組織労働者數	組織率 %
昭和四年	四、八七三、〇八一	三三〇、九八五	六・八
同五年	四、七三三、〇〇一	三五四、三三三	七・五
同六年	四、六七〇、二七五	三六八、九七五	七・九
同七年	四、八六〇、二七六	三七七、六三五	七・八

同 八年	五、二六、七九	三、四、六三	七・五
同 九年	五、七六、二七	三、七、九六	六・七

業態別組織状況 組織状況を工・鑛・交通、その他に大別して見れば、組織労働者の数は交通労働者が最も多く十六萬四千七百人に達し組織率二九・六%である。これは絶対數においても組織率においても前年を超えてゐる。工場労働者は從來組織労働者數が最も多い部門であつたが、本年度は前記交通労働に劣つてゐる。尤も交通労働者のうち通信労働者の組織率は比較的尠く、また運輸交通労働者も海上に多く陸上は甚だ尠い。

労働者數並労働組合員數

労働者數	組織労働者數	組織労働者の労働者總數に對する比率%
工場労働者 二、五九、三四	一六〇、三五	六・三
鑛山労働者 二四七、一八六	六、四六〇	二・六
運輸交通通信労働者 五五五、二四	一六四、七四七	二九・六
日傭労働者 二、四三、五三	五、四三	二・三
其他 五、七六、二七	三、七、九六	六・七
計		

更にこれを各種業態別に細別すれば、運輸交通労働者の一五二、二三人(全組織労働者の三九・二四%)が最も多く、これについて機械器具製造業の九〇、一九〇人(同じく二三・二四%)で、以下化学工業、雜工業、染織工業、等の順序であるが、前二者に比して格段に尠い。前記二部門で全組織労働者の六二・五%を占めてゐる。

業態別組合數並に組合員數

第二部第二篇 労働組合

組合數	組合員數 (括弧内女)	組合數	組合員數 (括弧内女)
-----	-------------	-----	-------------

	昭和九年末	昭和八年末
機械器具	八六 九〇、一九〇(一、八一九)	八〇 八八、五五九(二、〇五三)
化学	一五 二四、三三〇(三、六三九)	八九 三三、〇六三(二、四三〇)
染織	三七 一四、二五四(六、四五三)	三九 一六、一九九(八、四五八)
飲食物	四 五、九三七(八六〇)	二五 六、三三三(九四三)
雜工業	一三 一八、三三八(二、三四九)	一四〇 一九、六四三(二、一九五)
鑛業	二〇 六、四六〇(二、三六)	二〇 五、七二一(一一四)
瓦斯電気	二〇 七、二六六(四〇)	三三 九、三〇六(一〇三)
運輸交通	一〇二 一五、八七五(二、六七四)	九五 一五、三三三(二、二五五)
通信	五 六、一七一(一一三)	七 二、九〇三(二)
土木建築	五〇 七、九〇四(三)	五〇 一〇、四三三(一)
其他	三七 四、五四八(二、八六〇)	三七 一〇、三三四(二、九七三)
計	九五 三、八六四(二、〇四六)	九三 三、六四三(二、五三三)

婦人労働者の組織状況 婦人労働者の労働組合に組織せられたるものは二一、〇四六人であつて、全組織労働者二八七、九六四人に對する比率は五%強、婦人労働者總數一、六九七、九五五人に對する組織率は一%強、いづれも前年と大差なく組織率は依然として甚だ低い。

婦人の組織労働者二一、〇四六人のうち、工場労働者が一五、一六〇人、そのうち最も多いのは染織關係の六、四五三人で全婦人組織労働者の三分の一に近い。「婦人労働者の運動」の項参照。

職業別並に産業別組合 労働組合の組織を職業別、産業別、およ

び各種労働者をもつて組織する一般労働組合に分けてみると、産業別組合は四五四、その組合員数三三三、四六九人にして全組織労働者の八八%に達してゐる。他の二者は依然非常に少い。その昭和八、九年の状況は左の如し。

職業・産業別組合並に組合員数

職業別	昭和九年末		昭和八年末	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数
職業別	一八四	三、七九五	一四九	二、〇九八
産業別	四四	三三、四六九	四六	三九、〇四七
一般労働者	三三七	四二、七〇〇	三三七	四三、四六八
計	九六五	三六、九六四	九三二	三六、六三三

単一組合及び聯合組合 その昭和八、九年の状況は左の如し。

	昭和九年末		昭和八年末	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数
単一組合	四四	二、七三三	五〇三	二二、八八三
聯合組合	六	一七〇、七二七	七〇	一七一、七三〇
(聯合加盟組合)	三五	三五〇	三七〇	一七一、七三〇
計	九五	一七三、四六〇	一二三	三六四、六一三

地方的分布 労働組合員数の多いのは兵庫縣、東京府、大阪府、神奈川縣、等であるが、兵庫縣は日本海員組合、海員協會の本部所在地たる關係であつて、實質的にはやはり東京、大阪が最も多く、

上記四府縣を合計すれば二十七萬餘人、全労働組合員数の約七〇%を占めてゐる。この他には廣島縣、福岡縣、北海道の一萬人以上が最も多い地方で、山梨、長野、福島、岩手、山形、富山、鳥取、島根、岡山、香川、大分、佐賀、熊本、宮崎等の諸縣は五百人に満たない。左に一千人以上の組合員をもつ府縣をかゝげてみる。

廳府縣別労働組合及び組合員数

廳府縣	組合員数 (括弧内女)	
	組合数	組合員数
北海道	二九一〇、四六六	五〇
東京	一四六五、五八六	七〇五
神奈川	四四一、三〇一	五三
兵庫	五九五、三三三	三七八
長崎	二〇九、六三二	一三五
新潟	一三二、〇二八	五〇五
埼玉	八三、〇七六	六四
群馬	一四一、三三三	八三
栃木	二六六、三三七	一一一
三重	八一、二六七	三三六
愛知	九、三三六	八三三
静岡	一三、一八三〇	五三七
岐阜	二七、四、三三三	一、〇七六
千葉	五、一、七三二	一九六
京都	三、五、三九九	一三六
大阪	一、〇六八、四七〇	四、二八四
福岡	五、一、〇四六	一〇
石川	一一、一、八七七	三〇
廣島	二、三、三五二	二四〇
山口	一八、四、〇〇八	一八
和歌山	二〇、二、一三七	一
徳島	一七、二、一六〇	一七
愛媛	八、一、〇三三	一五三
高知	三、二、八六五	九六
福岡	三〇、二、五八八	二四七
鹿兒島	九、一、〇五五	九

第二節 労働組合の共通運動

本年度において労働組合を通じての共通運動と目すべきものを擧

ぐれば、先づ例年の如く行はれた國際勞働會議に對する運動とメーデーの運動であり、組合の共同戦線運動としては「日本勞働組合會議」とこれに對立する日本主義的右翼組合の「日本産業俱樂部」の運動とがある。合法左翼組合の共同戦線機關として昨年結成された「關東勞働組合會議」は本年度に入つてはさしたる活動を示さなかつた。以下、これら共同運動の概況を記述する。

一 國際勞働會議（及亞細亞勞働會議）

第十八回國際勞働總會は昭和九年六月四日から同二十三日まで瑞西ジュネーブに開催された。今年度の總會は我國においては例年になく、開會前より一般から強い關心をもたれてゐた。と言ふのは、過去二ケ年に於ける日本商品の海外市場への躍進的進出に關し昨年未頃より英國初め歐洲諸國においては之をもつて所謂ソーシアル・ダンピングの結果であるとなし、日本商品の不正競争の排撃と之に對する防止手段につき論議の喧しかつた折柄であり、今次總會に於ても同問題が論議され、我國の低賃金と劣惡勞働條件との問題が當然組上に上ぼされるものと豫想されたためである。

國際勞働局は本年四月同局長モレット氏を勞働狀態視察のため我國に派遣し、その豫備的報告書は六月一日開催の理事會に提出されてゐたし、また總會に提出された國際勞働局長バトラー氏の報告がソーシアル・ダンピングの問題に觸れてゐたので、局長年報の討議に際し同問題が必然に論議されるものと豫想されたのであつた。かゝる豫想の下に日本勞働組合會議は勞働代表の出發に先だち、第四回執行委員會（四月十八日）において同問題に對する態度を決定

し、勞働總會において我勞働代表の執るべき態度を決定し指示するところあつた。

然るに總會においては、第九回より第十四回に亘る六回の本會議で行はれた局長年報の討議において我國四代表がそれら同問題に關して所信を述べ、局長が答辯演說中で之に答へたのみで、豫想に反し各國代表のソーシアル・ダンピング問題に關しての我國攻撃は全く見られなかつた。

今次の第十八回總會に於ては前後二十五回の本會議が開かれ、四ヶの條約案と一ヶの勸告が採擇された。以下同總會に我國より出席せる勞働代表並に顧問の選出情況並に總會の概況及び總會の結果を記述しやう。

1、勞働代表委員並に顧問の選出事情

勞働代表並に顧問の選出は從來右翼六組合の盟廻しの獨占到歸してゐたものであるが、昭和七年に、同年創立の日本勞働俱樂部がその人選に當り、昨年また同俱樂部の改組によつて設立された日本勞働組合會議が會議自體として申告をなすに致つてから、從來の右翼團體の獨占的狀態は稍改善されるに至つた。

本年勞働代表並に顧問の推薦をなせる組合は有資格組合三十餘組合のうち上記の日本勞働組合會議（加盟組合は日本海員組合、日本勞働總同盟、官業勞働總同盟、全國勞働組合同盟、日本勞働組合總聯合、海員協會、日本港灣從業員組合、日本勞働總聯盟、日本製鐵從業員組合、東京瓦斯產業勞働組合の十一組合）をはじめ、海軍勞働組合聯盟、足尾銅山鑛職夫組合總聯合會等で、その他昭和八年六月末日日本主義勞働運動を主張する組合によつて組織された日本産

業労働俱樂部（加盟組合）自彊組合、工信會、工愛會、興信労働組合等）が國際労働會議を支持し、代表の推薦申告をなしてゐる。各

團體の推薦せる候補者氏名は左の通りである。

労働者代表委員候補者氏名

同上顧問候補者氏名

推薦團體名

第一候補者

第二候補者

第一候補者

第二候補者

第三候補者

日本労働組合會議

菊川 忠雄

鈴木 倉吉

岩 永 榮一

—

海軍労働組合聯盟

林 助一

安田 加年彦

野副勝一郎

—

日本産業労働俱樂部

石井 熊藏

佐保 實

小出 道生

長 嶺 運一

足尾銅山鑛職夫組合總聯合會

村上 政之助

堀 綱四郎

森 孝二郎

八田 仁次郎

横堀 彌十郎

左翼諸組合は終始一貫して國際労働機關排撃の態度を採り續けてゐるが、就中日本労働總評議會、東京交通労働組合、全國労働組合自由聯合會、日本労働組合自由聯合協議會等を加盟組合とする關東労働組合會議は常に労働代表推薦を棄權したのみでなく、積極的に代表派遣反對運動をすら行つてゐる。その他國家社會主義的組合は我國の國際聯盟脫退以來國家的立場を強調して國際労働機關への參加を排撃してゐる。

上記四團體の推薦せる代表委員並に顧問候補者の決定に到る経緯は大體次の如くであつた。即ち昨年度代表を選出せる日本労働組合會議は、本年の第十八回労働總會に派遣すべき労働代表の選出に關し、昭和八年十月開催の組合會議第一回擴大執行委員會に於て協議の結果本年は全國労働組合同盟より推薦することとなり、人選は同組合に一任された。昭和七年日本労働俱樂部成立に致るまでは、引續き國際労働會議に對し否認的態度を採り續けた全國労働内部に於ては、代表推薦の問題に直面して反對説をとるものもあつたが、數回討議の末結局反對説は否決せられた。次で昭和八年十二月一日開

催の在京中央委員懇談會及び同月七日開催の中央委員會に於て代表選定問題が協議されたが、最後の決定は擴大中央委員會において之をなすこととなつた。かくて同月十四日大阪に開催された擴大中央委員會は、同問題に關し種々協議の結果現時の國內的情勢等から見て此際全國労働より代表を推す事を決定した。而してその人選を委任された主事、中央委員は十二月二十八日中央委員懇談會を開いて選任を行へる結果同盟關西事務局長鈴木悅次郎氏を推す事となつた。この人選に對しては總同盟その他が不満足の意を表しつゝあつたが、この不満は代表を決定すべき組合會議執行委員會に於て表面化されるに至つた。

日本労働組合會議執行委員會は一月十五日神戸市日本海員組合に於て開催、濱田、堀内（海員組合）、尾崎、鈴木（海員協會）、八木、丹羽、内田（總同盟）、西尾（總同盟）、坂本（總聯合會）、菊川、山口、茅野（全勞）、高橋（ガス産業）、西方（東電従業員組合）、西卷（港灣従業員聯盟）の各委員出席、全勞菊川氏は席上労働代表として全勞鈴木氏を推薦したが、各委員は全勞執行委員長河野密氏の出馬を希

望し、河野氏不可能の場合は主事菊川氏の出馬を希望するもの多数で、全勞側は同組合の決定を強硬に主張したが、容認されず、遂に同日の委員會は決定を見ることなしに解散された。全國勞働側は直ちに之が善後策を協議したが、結局組合會議の意思を尊重して菊川忠雄氏を推す事に決定し、翌十六日再會の組合會議執行委員會に於て更めて菊川氏推薦の旨を申出た。かくて同委員會に於て滿場一致菊川氏を代表に推薦する事に決定した。同時に同委員會に於て鈴木倉吉氏及岩永榮一氏を顧問に推薦する事に決定した。

政府は右の推薦に基き勞働者側代表並に顧問を任命すると同時に政府側並に使用者側委員をも任命し三月十七日之を發表した。各代表並に顧問氏名は次の通りである。

〔政府側〕

代表 國際勞働機關帝國事務所長吉阪俊藏、社會局書記官北岡壽逸。

顧問 內務事務官中村敬之進、社會局事務官灘尾弘吉、同齋藤昇、同安積得也、社會局技師引地亮太郎。

隨員 國際勞働機關帝國事務所事務官福田喜東、地方事務官鈴木宗正。

委員附 國際勞働機關帝國事務所書記岡田秀男、社會局屬根村當三郎。

〔雇傭主側〕

代表 淺野セメント株式會社副社長淺野良三。

顧問 淺野造船株式會社常務取締役小松隆、全國産業團體聯合會書記長森田良雄。

隨員 淺野セメント勞働課長三谷彌三郎。

〔勞働者側〕

代表 全國勞働組合同盟主事菊川忠雄。

顧問 海員協會庶務部長鈴木倉吉、東電從業員組合執行委員長岩永榮一。

隨員 全國勞働組合同盟關西事務局長鈴木悅次郎。

2、總會の概況

第十八回國際勞働總會に代表を派遣せる聯盟國數は昨年と同様四十九ヶ國で、派遣せられた代表は一四二名（政府代表八三名、雇傭主代表二九名、勞働者代表三〇名）であり、顧問の數は二〇三名（政府側八六名、雇傭主側五五名、勞働者側六二名）であつた。以上の締盟國の外エジプト及びアメリカ合衆國は本總會に對し正式のオブザーヴァーを派遣した。尙今期總會に於てはアメリカ合衆國に對し會議加盟の招請をなすべき決議が可決された。

本總會の議長にはジュスタン・ゴダール氏（佛政府代表）が、副議長には政府側カステイロ・ナジェラ（メキシコ）、雇傭主側―ゼラー（ベルギー）、勞働者側ヨハンソン（瑞典）の諸氏が夫々選舉された。

本總會に於ける會場事項は次の如くであつた。

〔正式會議事項〕 一、勞働時間短縮に關する問題（第二回討議）

二、失業保險及各種失業扶助方法に關する問題（第二回討議）

三、自動式板硝子製造工場に於ける休息及交替制度に關する問題

（第二回討議） 四、一國より他國へ移住する勞働者のため癈疾、老齡及寡婦孤兒保險に依り既に取得せる權利及取得の途にある

権利の保全に關する問題（第一回討議）五、労働者職業病補償に關する條約の一部改正問題（一回討議制に依る）六、一切の種類の鑛山に於ける婦人の地下労働に關する問題（第一回討議）七、夜間に於ける婦人使用に關する條約の一部改正問題（一回討議制による）

〔正式會議事項以外の諸問題〕一、事務局長の年次報告の審議
二、諸條約の適用に關する第四百八條年報の審査 三、各代表提出の決議案の審議 四、議事規則改正及手續問題 五、公共事業に關する報告の審議 六、理事會の改選問題

本總會において設置された議題關係委員會は、（イ）提議選擇委員會（ロ）資格審査委員會（ハ）案文委員會（ニ）決議委員會（ホ）議事規則委員會（ヘ）第四百八條委員會（ト）労働時間短縮委員會（チ）失業保險委員會（リ）硝子工場委員會（ヌ）年金權保存委員會（ル）職業病委員會（ヲ）婦人地下労働委員會（ワ）婦人夜業委員會の十三であつて、右の中我國代表並に顧問の委員として參加せる委員會は

▲政府側—イ、ト、チ、ル、オ、ワ ▲雇傭主側—イ、チ、リ、ル
オ ▲労働者側—イ、ト、チ、オの各委員會であつた。

上記正式會議事項の（一）労働時間短縮問題（第二回討議）は二條約案草案、一勸告草案及び一決議案が今次總會に提出され、第十六及第十七次會議にて審議され、「四十時間制條約案」第一條（第三項を除く）を表決に付したが定足數に達せずして不採擇となり従つて他の條文審議不能となつた。仍て總會は「メルテンス」氏の提案に基き本問題に關する審議を一時延期する事となつた。尙同問題に關し、

審議中三ヶの決議案が提出され、その第二の決議案が討議の結果可決せられ、此決議によつて本問題は次期總會に上提される事となつた。決議要旨は次の如くである。

第十八回國際總會は第十八回會議に於ては當該草案に關し必要なる定足數を得ること能はざりしことを認むるも、事務局に對しては更に資料を蒐集し且理事會に對しては一又は二以上の條約案の採擇のため來年の總會議題に再び労働時間短縮問題を上程することを要求す。

（二）失業保險及各種失業者扶助方法に關する問題（第二回討議）については一條約案及一勸告草案が提出せられ、第二十及第二十二次會議にて審議の結果條約は一部修正の上、勸告案は委員會にて挿入の條項を削除の上、前者は八十票對八票、後者は七十二票對十九票にて夫々採擇された（條約案全文後掲）

（三）自働式板硝子製造工場に於ける休息及交替制度の問題（第二回討議）に關しては一條約草案が本總會に提出され、第十四次會議にて審議の結果無修正にて可決、八十七票對二十八票をもちて採擇された。

その他正式會議事項の（四）及（六）は今次總會に於ては第一回討議であつたので何れも單に一般的討議をなし次回の總會で最終討議をなすべき事を議決すると共に各國政府宛て發すべき質問書の要點を決論の形式で決定したに止まる。

同じく正式會議事項の（五）は本總會が第一回討議であつたが、第五次會議に於いて一回討議制を採る事に決定すると共に一九二五年條約の第三條乃至第十條の代りに今次總會に於て採擇せらるゝ他

の條約に挿入せらるべき標準條項を挿入する事を決定した。即ち第十五次會議に於て審議の結果一九二五年の條約案及附表に僅少の修正をなしたる上改正職業病補償條約案として之を第二十次總會に於て表決に付したる結果百二票對十三票にて採擇せられた。

同じく(七)の婦人夜業條約一部改正問題については今次總會の第二次會議に於て「總會は本條約の第八條内至第十五條の代りに今次總會に於て決定せらるべき標準條項を挿入する」事に決し、第十二次會議に於いて審議の結果左の如き改正案が採擇された。

總會に於て採擇せられたる改正點

一、條約第七條の次に左の新條項を挿入すること

「本條約は責任ある管理の地位に在り通常筋肉労働に従事せざる者に適用せず。」

二、條約第二條第一項の次に左の但書を挿入すること

「但し特定の工業又は地方に於ける労働者に影響ある例外的事情存する場合には権能ある機關は關係ある使用者及労働者團體に諮問したる後當該工業又は地方に使用せらるる婦人につき夜十時より朝五時に至る時間に代ふるに夜十一時より朝六時に至る時間を以てすることを得ることを決定することを得。」

3 總會の結果

今次國際労働總會に於いては、前後二十五回に亘つて開かれた本會議の結果四條約案と一勸告が採擇された。これで國際労働總會の採擇せる條約案並に勸告の總數は何れも四十四箇となつた。

今次總會の採擇せる條約案及び勸告は次の如くである。

〔條約案〕

一、不任意失業者に對し給付又は手當を保障する條約案(全文後掲)

二、自働板硝子工場に於ける労働時間の規則に關する條約案。

三、労働者職業病補償に關する條約案(一九三四年改正)。

四、夜間に於ける婦人の傭使に關する條約案(一九三四年改正) — 改正條項後掲。

〔勸告〕

一、失業保險及び各種形態の失業者扶助に關する勸告。

以上の外今次總會に於いては年金權の保存の問題に關する質問事項が採擇されたほか尙次の八決議が可決されてゐる。

〔決議〕

一、國際労働機關に對する合衆國の加盟を招請する決議(提議選擇委員會提出)。

二、労働時間の短縮に關する決議

三、農業労働者の失業問題に關する決議(失業保險委員會提出)。

四、外國人失業者の救護を受くる權利に關する決議(失業保險委員會提出)。

五、自働式硝子工業のその他の部門に於ける休憩制度に關する決議(硝子工場委員會提出)。

六、職業病委員會報告附録甲

七、經濟復興に關する決議(丁抹政府代表ブラムスノー氏、白耳義労働者代表メルテンス氏共同提出)。

八、公共事業に關する決議(佛蘭西労働者代表ジョー氏提出)。

次に本總會において採擇された條約案中「不任意失業者に對し給

付又は手当を保障する條約案」の全文及び「夜間に於ける婦人の傭使に關する條約案」の改正條項を掲げて置く。

不任意失業者に對し給付又は手当を保證する條紙案

(前文省略)

第一條

(一) 本條約を批准する國際労働機關の各締盟國は、不任意に失業したる者にして本條約の適用を受くる者に對し、左を保障する制度を維持することを約す。

(イ) 給付(給付とは強制々度たると任意制度たるとを問はず、受益者の雇傭に關して納付せらるゝ掛金に關聯する給與をいふ)又は

(ロ) 手当(手当とは給付にも通常の貧窮救護施設に依る交付金にも非らざる給與をいふ、但し第九條に定めらるゝ條件に依り救濟事業への就勞に對する報酬たることを得)又は

(ハ) 給付及び手当の結合

(二) 右施設が本條約の適用を受くる一切の者に對し、第一項に定むる給付又は手当を保障することを條件として、右施設は左の各號の一たることを得。

(イ) 強制保險制度。

(ロ) 任意保險制度。

(ハ) 強制保險制度と任意保險制度との結合。

(ニ) 上記の諸制度の一と補足的扶助制度との結合。

(三) 失業者が給付より手当に移さるゝ場合の條件は必要に應じ國內の法令又は規則に依り決定せらるべし。

第二條

(一) 本條約は賃金又は給料を得て常時傭使せらるゝ一切の者に之を適用す。

(二) 尤も締盟國はその國內の法令又は規則に於て左の者につきその必要と認むる例外を設くることを得。

(イ) 家事に傭使せらるゝ者。

(ロ) 家内労働者。

(ハ) 政府地方廳又は公益企業に於て恒常的性質の職業に従事する労働者。

(ニ) 非筋肉労働者にして其の稼得が失業の危険に對して自ら保護し得るに足る高額なりと權限ある機關に依り認められたるもの。

(ホ) その職業が季節的性質を有する労働者、但し其の季節が通常六月未滿の期間のものにして、其の者が該季節以外の期間中本條約の適用ある他の職業に通常傭使せられざる場合

(ヘ) 特定年齢未滿の年少者。

(ト) 特定年齢を越ゆる労働者にして退職年金又は養老年金の支給を受くるもの。

(チ) 本條約の適用ある職業に隨時又は副次的にのみ従事する者。

(リ) 雇傭主の家に屬する者。

(ヌ) 例外的の種類の労働者にして其の特殊の性質により本條約の規定を之に適用すること能はざるもの又は適用することを要せざるもの。

(三) 締盟國は本條約の適用に關して其の提出する年報に於て前項に依り其の設けたる例外につき記述すべし。

(四) 本條約は國內の法令又は規則に依り定義せらるる海員、海上漁夫又は農業勞働者に之を適用せず。

第三條 部分的失業の場合に於て、給付又は手當は其の職業が國內法令又は規則に依り定めらるる状態に於て減ぜられたる失業者に對して支給せらるべし。

第四條 給付又は手當の支給を受くる権利は請求者が左の條件を具備することを條件とすることを得。

(イ) 其の者が勞働能力を有し、何時たりとも勞務に應じ得ること。

(ロ) 公設職業紹介所又は權限ある機關に依り承認せらるる他の事務所に登録せられ、且つ國內の法令又は規則に依り定めらるる例外及び條件に従ふの外、正規に右の場所に出頭すること並に

(ハ) 其の者が給付又は手當の支給を受くる條件を具備するや否やを示すため規定せらるる他の要件に合致すること。

第五條 給付又は手當の支給を受くる権利は其の他の條件及び資格條件、特に第六條乃至第十二條に規定せらるるものに從はしめることを得、上記の諸條に規定せらるるもの以外の條件又は失格條件は、本條約の適用に關し締盟國に依り提出せらるる年報中に之を指示すべし。

第六條 給付又は手當の支給を受くる権利は左を含む資格期間の満了を條件とすることを得。

(イ) 給付の請求又は失業期間の開始に先づ特定期間内に特定回数の掛金を納付すること。

(ロ) 給付若くは手當の請求に先ち又は失業期間の開始に先ち特定期間に亘り本條約の適用ある職業に傭使せられたること、又は

(ハ) 上記二方法の結合。

第七條 給付又は手當の支給を受くる権利は待期の満了を條件とすることを得、待期の存続期間及び適用條件は國內の法令又は規則に依り定めらるべし。

第八條 給付又は手當の支給を受くる権利は職業的又は其の他の講習會への出席を條件とすることを得。

第九條 給付又は手當の支給を受くる権利は公の機關に依り組織せらるる救濟事業に於ける職業を、國內の法令又は規則に依り定めらるる條件に依り受諾することを條件とすることを得。

第十條

(一) 請求者は適當の職業の提供を拒絶するときは相當期間中給付又は手當の支給を受くる権利を失格せしめらるることを得左の場合に於て職業は適當なるものと看做されざるべし。

(イ) 之を受諾することが適當の住居設備を得る見込なき地方における居住を伴ふべきこと。

(ロ) 左に對比して、提供せられたる賃金率が低きとき又は其の他の雇傭條件が一層不利なるとき。

(1) 提供せられたる職業が請求者の常例の業務並に其の最後に通常傭使せられたる地方に於ける職業なる場合に於て

りては、請求者が取得することを正當に期待し得べかりしものに對比すること、この場合、其の地方に於ける其の常例の業務に於て請求者が常時取得したるもの又は右の通り備使せられ續けたりとせば請求者が取得すべかりしものを考慮すること。

(2) 其の他一切の場合に在りては、其の職業の提供せらるゝ地方並に業務に於て當時一般に遵守せらるゝ標準に對比すること。

(ハ) 提供せられたる地位が労働争議に基因する作業停止の結果として空缺となりたるものなるとき。

(ニ) 請求者の個人的事情をも含めて一切の之に伴ふ事情を考慮して其の他の事由に因り、請求者が之を拒絶することが不當に非ざるとき。

(二) 左の場合に於て請求者は相當期間中給付又は手当の支給を受くる権利を失格せしめらるゝことを得。

(イ) 労働争議に基因する作業停止の直接の結果として失職したるとき。

(ロ) 自身の不行跡に依りて失職し、又は正當の事由なくして自發的に退職したるとき。

(ハ) 詐偽に依り給付又は手当を取得せんとしたるとき。

(ニ) 職業を求むるにつき、公設職業紹介所若くは他の権限ある機關の指揮に従はざりしとき、又は適當なる職業に就く正當なる機會を使用することを爲さざりしこと若くは之を怠りたることを權限ある機關に依り證明せられたるとき。

(三) 請求者にして其の退職に當り其の勞務契約に依り若干期間中其の稼得の喪失に對する補償又は實質的に之に相當する補償を其の雇傭主より受取りたるものは右期間中給付又は手当を受くる権利を失格せしめらるゝことを得、國內の法令又は規則に依り定めらるゝ解雇手当は右の補償と見做さるゝことを得ず

第十一條 給付又は手当を受くる権利はその期間を制限せらるゝことを得、右期間は通常一年につき百五十六労働日を下らざるべく、且つ如何なる場合に於ても一年につき七十八労働日を下らざるべし。

第十二條

(一) 給付又は請求者の窮迫状態の如何に拘らず支給せらるべし。

(二) 手当の支給を受くる権利は請求者の窮迫状態が國內の法令又は規則に依り規定せらるべき方法に依り證明せらるゝことを條件とすることを得。

第十三條

(一) 給付は現金にて支給せらるべし、尤も被保險者の再就業を容易ならしむる爲の補足的給與は實物たることを得。

(二) 手当は實物たることを得。

第十四條 本條約の適用を受くる者に依り爲さるゝ給付又は手当の請求に關して生ずる問題を解決するため國內の法令又は規則に従ひ裁判所又は其の他の権限ある機關を構成せらるべし。

第十五條

(一) 請求者は其の外國に居住する期間につき給付又は手当の

支給を受くる権利を失格せしめらるゝことを得。

(二) 一國に於て傭使せられ且つ他の一國に居住する國境労働者に關しては特別規定を設けることを得。

第十六條 外國人は自國人と同一の條件に依り給付及び手當の支給を受くる権利を有すべし、但し締盟國は本條約に依り拘束せられざる締盟國又は國の國籍を有する者に對しては、請求者が掛金を給付せざりし基金よりの給與につき、自國民と均等の待遇を與へざることを得。

第十七條 本條約の正式批准は登録のため國際聯盟事務總長に之を通告すべし。

第十八條 本條約は國際聯盟事務總長に依り其の批准を登録せられたる國際労働機關の締盟國のみを拘束すべし。

本條約は事務總長が締盟國中の二國の批准を登録したる日より十二日後に於て效力を發生すべし。

爾後本條約は何れの締盟國についても其の批准を登録したる日より十二日後に於て效力を發生すべし。

第十九條 國際労働機關の締盟國中の二國の批准が國際聯盟事務局に登録せられたるときは、事務總長は國際労働機關の一切の締盟國に右の旨を通告すべし、事務總長は爾後該機關の他の締盟國の通告したる批准の登録を一切の締盟國に同様に通告すべし。

第二十條 本條約を批准したる締盟國は本條約の最初の效力發生の日より五年の期間滿了後に於て國際聯盟事務總長宛登録のためにする通告に依り之を廢棄することを得、右の廢棄は該事務

局に登録告ありたる日の後一年間は其の效力を生ぜず。

本條約を批准したる各締盟國にして前項に掲ぐる五年の期間滿了後一年以内に本條に定むる廢棄の権利を行使せざるものは更に五年間拘束を受くべく、又爾後各五年の期間滿了毎に本條に定むる條件に依り本條約を廢棄することを得。

第二十一條 國際労働局の理事會は本條約の效力發生より各五年の期間滿了毎に本條約の施行に關する報告を總會に提出すべく且つ其の全部又は一部の改正に關する問題を總會の會議事項に掲ぐべきや否やを審議すべし。

第二十二條 總會が本條約の全部又は一部を改正する新條約を採擇する場合には新條約に別段の規定ある場合を除くの外、

(イ) 締盟國に依る新改正條約が效力を發生したるとき前記第二十條の規定に拘らず當然に本條約の即時の廢棄を生ぜしむべし。

(ロ) 新改正條約が效力を發生する日より本條約は締盟國に依り批准せられ得ざるに至るべし。

如何なる場合に於ても本條約は之を批准したるも改正條約を批准せざる締盟國に對しては其の現在の形式及び内容に於て引續き效力を有すべし。

第二十三條 本條約は佛蘭西語及び英吉利語の本文を以て共に正文とす。

夜間に於ける婦人の傭使に關する條約

(一九三四年改正) (抜萃)

(前文省略、第一條は一九一九年條約案と同一につき省略する)

第二條 本條約に於て「夜間」と稱するは夜十時より朝五時に至る時間を包含する少くとも十一時間の繼續の時間をいふ。

尤も権限ある機關は、特定の工業又は地域に於て傭使せらるる労働者に關する例外的狀況ある場合に於て關係雇傭主團體及び労働者團體と協議の上、右の工業又は地域に傭使せらるる婦人につき夜十時より朝五時に至る時間に代ふるに夜十一時より朝六時に至る時間を以てすべきことを決定することを得。

工業的企業に於ける夜間の婦人傭使につき未だ公の規則の適用なき國に於ては「夜間」とは當分の内且つ三年を超えざる期間内政府に依り夜十時より朝五時に至る時間を包含する十時間のみの時間をいふと宣せらるることを得。

(第三條乃至第七條は一九一九年條約案と同一につき省略する)

第八條 本條約は管理つき責任ある地位に在る婦人にして平常筋肉労働に従事せざるものに之を適用せず。(第九條乃至第十五條は標準條項なるが故に之を省略する)

亞細亞労働會の結成

尙本年特記さるべきは、本年五月セイロンのコロンボに於て亞細亞労働會議が結成された事であらう。

亞細亞労働會議は大正十四年第七回労働總會に出席の途次鈴木文治氏が東洋諸國の労働者の解放を目的として第三インターナショナルに對立して、國際労働會議支持の日本、印度、支那等東洋諸國の労働組合會議の開催方に關し印度側代表等と協議したるに初まり其の後國際労働會議の労働代表が會議出席の途次屢々打合せを行ひ、最近では日本労働組合會議が中心となつて其の結成運動が進めら

れ、本年に入つて會議の結成に關し開催場所その他に關し日印兩當事者間に具體的な協議が進められ、遂に本年五月コロンボに於て結成を見るに至つたものである。我國からは今年の國際労働總會労働代表菊川忠雄氏が日本労働組合會議を代表して日本代表として之にのぞんだ。

亞細亞労働會議の第一回會議はかくして本年五月十日コロンボに開催された。出席者は日本、セイロン及印度の代表者で支那側は招請されたが参加しなかつた。

右の會合に於て採擇された亞細亞労働會議規約の主要なる規定並にコロンボに於て可決された決議は左の如くである。

▲規約

【目的】(イ)參加國における労働組合間の關係を緊密ならしむることによつて亞細亞労働階級の間團結を齎すこと。(ロ)亞細亞における労働組合運動の利益及び活動を國內的及び國際的に促進すること。(ハ)亞細亞における労働組合に共通する一般的利益に關係を有する活動を遂行すること。(ニ)亞細亞労働者に對して課せらる差別的性質の法律上の拘束を排除し民族、國籍、又は皮膚色を問はず労働條件における待遇の均等を達成すること。(ホ)外國の主權の下に在る亞細亞諸國における労働者の搾取を排除すること。(ヘ)亞細亞諸國における労働者の生活及び労働條件を改善し以て現存する不平等を除外し且つ社會立法が充分進歩せる諸國における労働及び生活條件と同一水準引上げること。(ト)國際的社會立法の發達を促進すること。(チ)戰爭を避け國際平和を確立し且つ帝國主義及び資本主義と抗争すること。(第一條)

【手段】 會議の目的は民主主義的にして且つ一般に認められたる労働組合的方法によるものであつて其の中には特に左記が包含されてゐる。亞細亞における労働組合運動の爲有用なりと思惟せらるる限りに於て他の諸機關と協力すること。(第三條)

【會議の構成】 會議は亞細亞労働會議の目的及び手段を承認する亞細亞諸國における全國的労働組合の中心組織體により構成される。

【執行機關】 執行委員會は議長(一名)副議長(三名)及び書記(二名)より成り隔年の通常大會に於て選任せらる。(第八條)

【大會】 大會は會議加盟の亞細亞諸國の一に於て隔年度に開催す。前年次大會に於て決定せられざる場合は參加國の全國労働組合中心組織體と協議の上執行委員に於て決定す。(第十一條)本部、會議の本部は印度ボンベイに置く。(第二十條)

▲ コロンボに於て可決せる決議

一、總會會議に締盟國の植民地及び從屬國が直接代表者の選出権を確保すべきことを國際労働事務局に要求する。

二、締盟國は其の批准せる條約を其の植民地及び從屬國にも適用すべき義務があるが如き措置を採ることを國際労働機關に對し要求する決議

三、國際労働機關主催のもとに三部制の亞細亞労働會議を招集する件に關し、一九三一年通過せる決議に對し國際労働機關の注意を喚ぶる決議

四、國際労働機關理事會の少なくとも二つの席を亞細亞労働階級に割當てることを要求する決議

五、會議は労働組合國際聯合に對して共通の利害關係ある一切の事柄に對し充分なる協力を確保する決議

ニ メー・デー

第十五回の昭和九年度メーデーは五月一日全國一齊に行はれた。本年屋外示威運動の行はれた地方は、社會局調に據つて見れば、一道三府十五縣に亘り、その參加人員は約二一、六〇〇人(内、女約一、八〇〇人)であつて、昨年よりも更に減少を示した。一昨年の四萬人を越えた盛況を顧ると甚だ寂寥である。これには、非常時の鬱圍氣のうちに國家主義乃至國家社會主義的組合が擡頭し別に日本労働祭や愛國勤勞祭等を催したことが大いに影響してゐることは確かであるが、尙ほそれだけでは説明し盡せないものがある。非常時の情勢の影響は、一般に各種の労働組合に深く浸透してゐると見える。本年特殊な現象として、埼玉縣川口市において日本労働總同盟等によつて五月六日の第一日曜日にメー・デーが開催されたことや、メー・デー示威運動を排して五月一日を中心として工場災害防止週間が行はれこと等は、この際注目し價するものである。

次に、メー・デー標語中では、例年の如く労働賃銀、労働時間、失業反對等に關する事項は依然として掲げられてゐるが、特に本年度において自立つたものとしては、「政府は軍需工場の不當利得を取縮れ」、「臨時工を即時本工にせよ」、「公産聯團體保險絕對反對」、「フアッシュヨ紛碎」等々で、現在の國內政治經濟情勢を如實に反映してゐるものが多い。

最近における屋外示威運動の趨勢を社會局調によつて見るに次の

如くである。

年次	運動箇所数	参加人員数 (内女)
大正九年	一	一、〇〇〇 (一、〇〇〇)
同 十年	四	四、一五〇 (一、〇〇〇)
同 十一年	六	九、〇三〇 (二、〇〇〇)
同 十二年	三	一〇、七八〇 (一、〇〇〇)
同 十三年	三	一五、五六六 (一、〇〇〇)
同 十四年	二	二五、六三九 (一、〇〇〇)
昭和元年	五	四二、三三〇 (一、〇〇〇)
同 二年	六	四二、一〇〇 (一、五〇〇)
同 三年	六	二四、四〇〇 (一、〇〇〇)
同 四年	三	二三、〇〇〇 (一、五〇〇)
同 五年	五	三七、五〇〇 (二、〇〇〇)
同 六年	五	三九、三〇〇 (一、九〇〇)
同 七年	七	四一、〇〇〇 (二、〇〇〇)
同 八年	七	二五、四九〇 (一、六〇〇)
同 九年	六	二二、六〇〇 (一、八〇〇)

以下示威運動の行はれた地方につき、その概要を當研究所調にもとづいて記述する。

東京市 東京メーデーは昨年来左右二團體に分れて別々に行はれてゐる。

(A) 右翼諸團體のメーデー「司會團體 日本海員組合。参加團體」全勞(一二組合)、總同盟(一一組合)、東電從、東京瓦斯

産勞、生保從、海員協會、港灣從、日本縫工、海員組合。「参加人員」三、五〇〇名。「司會者」淺利重視氏(海員組合)。「場所」芝公園——上野公園。「標語」一、第十五回メーデー萬歳。一、一等國らしく労働賃銀を引上げよ。一、政府は軍需工業の不當利得を取締れ。一、全産聯團體保險絶対反對。一、一日八時間一週四十八時間制の實施。一、労働組合法を制定せよ。一、暴壓諸法令の改廢。一、失業者の生活保證。一、自主的船員保險法の實施。一、反動諸勢力の粉碎。一、健全なる労働組合主義の確立。「狀況」午前十時、司會者淺利重視氏が開會を宣し、メーデー歌の合唱、各團體代表の演説、宣言、決議の朗讀があり、午前十一時十分、海員組合東京支部を先頭に芝公園を出發、御成門を右折芝露月町から、昭和通に入り、芝口、江戸橋、和泉橋附近で警官隊と小競合いを演じ検束者を引抜かれながら上野公園美術館横の廣場に到着、午後二時半各團體毎に解散した。

(B) 左翼團體のメーデー「司會團體」總評。「参加團體」東交、總評、江東一般、自衛、朝鮮東興、極東労働、統一會議、江東從協、朝鮮一般、全關映、芝浦登録、深川向上會、小石川向上會。参加人員)約二、五〇〇名。「司會者」山花秀雄氏(總評)。「場所」芝浦グラウンド——上野公園。「標語」一、第十五回メーデー萬歳。一、労働者農民の敵ファッショを粉碎しろ。一、植民地の労働者農民と手を握れ。一、民族、性、年齢を問はず同一労働に同一賃銀をよこせ。一、分裂メーデー反對、統一メーデー萬歳。一、暴壓諸法令を改廢しろ。一、臨時工を即時本工にしる。一、労働者戦線の統一萬歳。一、物價は上つた賃銀を三割値上し

る。一、首切賃下げ労働強化絶対反対。一、失業者にめしと仕事を與へる。「状況」定刻より遅くれて正午司會者山花秀雄氏によつて開會が宣せられ、各團體代表の演説に入つたが十數名の辯士大半中止に逢ひ、うち二名檢束され、宣言、決議の朗讀が終つて午後一時出發、會場を出ると早くも濱松町驛わきガード下で警官隊と一せり合を演じ自由聯合の三名が檢束され、それより大門を右へ芝口の交叉點から右に昭和通りに入り右翼派の跡を追つて上野公園に向つた。途中警官隊と衝突あり、大門、芝口、江戸橋、和泉橋、上野山下などで續々檢束者を出し、午後四時上野公園美術館横の廣場で解散。

〔宣言〕 労働者が闘争の日メーデーは來た。労働者よ、農民よ、ガツチリ、腕を組んで階級的勝利の榮光に向つて突撃せよ、世界ブルジョアジーは歴史的必然としての資本主義崩壊の破局に臨み必死の腕きに蠢いてゐる。日本ブルジョアジーも當然に同じ軌道に在る。彼等の腕きは國際的に新資源の占權と新市場の獲得を目標とせる各國家間の武力的對立を激化せしめてゐる。又各國のブルジョアジーは國內の一切の反動勢力を總動員して階級的攻撃を熱病的に昂め労働者農民及び植民地大衆を名狀し難い窮乏のどん底に落し入れてゐる。之に對して労働者農民の憤激は刻々に昂りつつあるが、労働者農民階級に對する裏切者フツシヨア社會ファツシヨの首領共はブルジョアジーの前衛的支柱としてブルジョアジーの武力政策と階級的彈壓政策に協力してゐる。従つて彼等を徹底的に掃滅することなくしては我々の階級的勝利はあり得ない。第十五回メーデーは正に斯る状態の下に敢行されるのだ。全

第二部第二篇 労働組合

國の同志諸君、我々の闘争目標はおのづから明瞭だ。我々には斷乎としてブルジョアジー並びにそれが支柱としての「ファツシヨ」「社會ファツシヨ」の裏切首領共を撃破し切迫せる状態の下に闘はれる一九三四年のメーデーを光輝あるものたらしめねばならぬ。

大阪市〔參加團體〕總聯合（九組合）、總聯盟、總同盟（六組合）、海員組合、官業労働、全國労働（一三組合）、總評（三組合）、關西總聯盟、自聯、局闘同盟、大阪自從、日本製氷、統一會議、全農全會、全農本部。〔參加人員〕五、二〇〇名。〔司會者〕末中勘三郎氏（總聯合）。〔場所〕中之島公園——天王寺公園。〔標語〕一、労働組合主義の確立。一、一日八時間、一週四十八時間制の實施。一、最低賃銀の確立。一、暴壓諸法令の改廢。一、労働組合法を制定せよ。一、言論集會結社出版の自由。一、失業者の生活保證。一、第十五回メーデー萬歳。一、自主的船員法の制定。一、港灣労働者保護法の制定。一、交通事故に依る嚴罰絶対反対。一、立禁立毛土地取上げ不動産差押絶対反対。一、二重搾取制度の撤廢。一、耕作權の確立。一、全産聯の團體保險粉碎。一、敲首賃下労働強化絶対反対。一、健康保險法の徹底的改廢。一、労働者農民團結せよ。一、民族的封建的差別絶対反対。一、労働組合の戦線統一。一、同質労働に同一賃銀を支拂へ。一、労働諸立法の改廢。一、爭議調停法の徹底的改廢。一、國際労働條約案の批准實施。一、職業紹介權を日本労働組合會議へ。〔狀況〕正午總聯合末中勘三郎氏の司會により各團體代表の挨拶、總指揮總聯合今井武吉氏の挨拶があり、總聯合を先頭にグラウンドを一周のち天神橋から松屋町筋を南進統制ある示威をこゝろみ、途中内本

町、末吉橋、下寺町附近で検束者を出しつゝ午後三時過ぎ天王寺公園に到着、各團體別に挨拶があつて解散。

横濱市〔参加團體〕海員組合、港灣従、海員協會、總同盟、神奈川地方労働組合協議會、總聯合縣聯、外三團體。〔参加人員〕約八、五〇名。〔司會者〕本田武一氏（海員組合）。〔場所〕中區中村町石油倉庫跡に集合、舊横濱驛前空地にて解散。〔狀況〕赤化防止團による襲撃計畫の暴露により悽愴の氣をはらんで午前十時半中村町石油倉庫跡で舉行された。先づ司會者海員組合本田武氏によつて開會が宣せられ、各代表の演説あり、十一時四十五分出發、午後三時舊横濱驛前廣前で解散。

川崎市 總同盟系石油労働組合はじめ各労働團體および總聯合などの約一千四百名、富士紡裏埋立地に集合、午前十時二十分、司會者石油労働川畑孝藏氏によつて開會され、各組合代表および神奈川聯三木治朗氏の演説があり、宣言、決議の朗讀があつて和田純之助氏總指揮の下に十一時半行進に移り、石油労働組合を先頭に、新制の總同盟服に示威、京濱國道に出て一路鶴見へ進み總持境内で午後二時十分解散。

神戸市〔参加團體〕海員組合、海員協會、日本港灣従業員組合、全國労働、總同盟、神戸市電従業員組合。〔参加人員〕約一、五〇〇名。〔司會者〕長田濤利氏（海員組合）。〔場所〕舊關西學院グラウンドに集合、兵庫突堤で解散。〔狀況〕舊關西學院に勢揃ひ、午後二時長田濤利氏司會によつて始められ、宣言、決議の朗讀、各團體代表の演説があり、全勞永江一夫氏總指揮の下に出發、市電上筒井終點を下り、省線ガード下で最初の検束騒ぎ

があり、更に舊阪神電車通をダンロップ・ゴム工場前に至るや俄然物凄い検束が始まり約三十名引抜かれる。かくて瀧道、臨港道路を進み、元居留地のビル街を示威、四時半メリケン波止場に到着、海員組合のボートとランチを先頭に海上デモに移り、港内を一巡して五時半兵庫突堤に上陸、海陸合同メーデーの幕を閉じた。

京都市〔参加團體〕全國労働、總評（五組合）、統一會議（二組合）。〔参加人員〕一七〇名。〔司會者〕婦士鶴治氏（全國労働）。〔場所〕新大路西院新京阪廣場——岡崎公園。〔標語〕一、健康保險を資本金全額負擔しろ。一、労働者農民の敵ファッショを粉砕しろ。一、物價は上つた賃銀即時値上しろ。一、労働時間を八時間にして失業者を全部職場に入れる。一、言論、出版、集會、結社の自由をよこせ。一、第十五回メーデー萬歳。〔狀況〕午前十時開會、参加者百五十名といふ寂しき、例年のごとく四條通りを東進、東山線、三條通を経て岡崎公園に向つたが、途中四條通で警戒を破つて襲撃した右翼派十數名との間に大亂闘を演じて一波瀾を見せ、午後二時公會堂前で解散。

名古屋市〔参加團體〕日本港灣従業員組合外九團體。〔参加人員〕七二五名。〔司會者〕森田平八郎氏。〔場所〕鶴舞公園——那古神社。〔狀況〕午前十一時司會者港従森田平八郎氏によつて開會、各團體代表の挨拶、宣言、決議の朗讀があつて正午出發、出發前に起つた検束騒ぎに興奮した全員は港灣従を先頭に行進し上前津から大津町通りを北へ進み午後二時那古神社に到着解散。

札幌市 札幌一般労働組合、社會黨支部、全札幌勤勞互助會などの自由労働者三百五十名が参加、勤勞互助會の澤田武雄氏が司

會者となつて中島公園に集合、十旒のスローガン旗を押し立て、市内を行進した。

二日市町(秋田縣) 全農縣聯、秋田中央農民組合および秋田農民組合の農民約六百名が参加、近江谷友次氏司會の下に飯塚驛前に集合、稻村順三氏の指揮によつて四ヶ町村を示威行進、面瀉村夜叉袋神社にて解散。

能代港町(秋田縣) 日本労働總同盟の縣製材職工組合、樽丸組合、日本農民組合の約五百五十名、宮越庄太郎氏司會の下に八幡神社境内に集合、市内を示威行進して能代公園で解散。

盛岡市 南部鐵瓶工場に縣下各地から集まつた大衆黨員七十九名によつて舉行。労働自由權の確保、耕作權伸張、居住權の確立のスローガンを掲げ豫定コースを練り歩き岩手公園にて解散。

足利市 縣南の各方面から労働者百餘名が足利公園廣場に集、二十四時間のゼネスト、一等國なみに賃銀を引上げる、等のスローガンを掲げ、大衆黨支部長篠原長吉氏の挨拶があつて市内を行進、再び公園に至つて散會。

大田原町(栃木縣) 社大黨、全農、全勞合同にて舉行され約百名の参加あり。先づ下町藥師堂境内に集合、國家保證の市民銀行の設立外六項のスローガンを掲げて町内を行進、大田原神社にて解散。

川口市 今年のメーデーは五月六日に舉行された。参加人員は豫定より遙かに少く百六十名で總同盟埼玉縣聯の江部賢一氏司會の下に荒川舟戸ヶ原に集合、小岩井相助氏總指揮となつて示威行進、市内を一巡して再び出發所に戻つて無事解散。

市川市(千葉) 總同盟縣聯主催の下に同市三松館廣場に集合。約五百名、労働組合法制定等の長旗を掲げて國道を示威行進、中山町鬼越にて解散。

見付町(新潟縣) 過般の總選舉に總彈壓を蒙つた全農全會派は氣勢上らず、全農本部派の六名が檢束された外、五泉、高田兩町ともに平穩であつた。

沼津市 總同盟沼津支部、全農静岡縣聯、社大黨、婦人同盟等約六百名が三島町岳南労働會館に集合、司會者樋口藤吉氏の挨拶、全農福島義一氏の激勵演説があり、八時間労働制實施外五項のスローガンを掲げて行進、メーデー撲滅を策してゐた右翼を壓倒して三島神社に至つて解散。

豊橋市 豊橋市第六回メーデー共同闘争委員會主催のもとに合同労働組合、全農東三支部員ら百五十名、大手橋詰に集合、司會者合勞執行委員長李春信氏等の演説があつて正午行進を開始、諸所で警官との小ぜり合を演じたが東八町小公園に到り午後二時解散。

彦根町(滋賀縣) 金屬労働組合の中村氏司會の下に同町および附近の労働者約四十名、尾末公園に集合、労働歌に町内を示威行進、港灣埋立地にて解散。

上野町(三重縣) 伊賀無産労働團體主催の下に女工も交へた参加者二百餘名。和田新太郎氏を總指揮として町内を行進し、白鳳公園で解散。

四日市市 同市帝國館爭議團員も加はつて約四十名、諏訪公園に集合、市中を示威、三瀧橋詰で解散。

松坂市 メーデー第十回を迎へたが、今年は相つゞ轉向、ファッショの擡頭、水平社の排撃などのため僅かに二百人の参加、司會者米野俊男氏の下に愛宕山に集合、松坂木線會社等の工場地帯をめぐつて愛宕山國道に出て松坂公園に到つて散會。

西宮市 總同盟灘五郷、伊丹等の樽工組合、ゴム工組合等の約三百名、阪神西宮停留所前廣場に集合、總同盟金子巽氏の總指揮の下に出發して舊市街を行進、西宮市役所前廣場に到つて平穩裡に解散。

尼ヶ崎市 全國労働阪神聯合會、全勞統一會議阪神化學、關西線釘工同志會、總同盟尼ヶ崎聯合會等の九百名、尼ヶ崎國道線難波停留場前廣場に集合、全國労働山本辰次郎氏指揮の下に國道筋を示威行進、熊野神社に到つて平穩に散會。なほ途中戎橋附近にて六名の檢束者を出した。

岡山市 岡山労働組合、全農縣聯、旭川砂利採集労働組合、岡山靴工労働組合、岡山荷馬車労働組合などの約二百名参加。旭川中島積の廣場に集合して司會者の岡山労働の鹽田寅夫氏の挨拶、宣言朗讀等があつて示威行進に移る。出發早々約二十名が檢束されて一波瀾を見せたが、例年に比べて至極平穩に豫定コースを終つて解散。

土生町(廣島縣) 日本海員組合および日本港灣従業員組合因島支部主催。組合所屬従業員、入渠船舶員等約五十名が町内を行進して大山神社に参拜。また因島労働組合員約三百名は同町善光寺に集合、町内を示威行進した。

高知市 市内および附近の十一労働團體参加して行はれ、午後

一時約九十名高知公園迫手門内板垣伯銅像前に集合、自由労働の氏原一郎氏ほか六名の激勵演説あり、社大黨の小笠原國躬氏總指揮となつて組合スローガンを押し立て市内を行進、午後四時柳原公園で散會。なほ途中各所で檢束者を出した。

門司市 海員組合門司支部主催の第一回海上メーデーは、同下關支部、港灣従業員組合關門兩支部の海上労働者百五十名が参加、總指揮杉山海員組合門司支部常務の挨拶、宣言、決議の朗讀等があつて、海上デモを行ひ、港内一周、大里棧橋に上陸無事解散、直ちに小倉市のメーデーに参加した。

小倉市 海員組合戸畑支部を始め北九州の各労働組合員が商業學校廣場に集合、總同盟九州聯合會の久保氏の挨拶、宣言決議朗讀、組合員の激勵演説があつて、十八團體約二千名が労働組合主義の確立、失業者の生活保證確立等のスローガンを押し立て示威行進、九軌沿線を米町校前に至り、全農福岡縣聯組合員約四百名と合流、小倉驛前から淺野埋立地に到つて盛會裡に解散。

長崎市 社大黨支部、海員組合、海友同志會、長崎技工組合、縣無産青年同盟などの約三十名、大波止社大黨支部前に集合、支部書記長田中定吉氏の指揮の下に市中を行進、唐八景に登山散會。
田原町(愛知縣) 船倉場詰の廣場に集合、約百名。歸路驛前から新町本町旭町を経て巴江公園に到り事なく散會。

三 日本労働組合會議

1 運動の概況

『日本労働組合會議』は『日本労働俱樂部』の改組によつて昭和

七年七月二十五日に成立した。その結成に至る経緯は本年鑑前々年度版に詳細に記述したところであるが、結成後昭和八年、九年を通じて同會議は大體に順調なる経過を辿つた。同會議は、我が組合運動において従来右翼と呼ばれた總同盟はじめ諸組合と、嘗て中間派と呼ばれた全國労働等の中堅組合、要する社會民主主義的系統に屬する全國組合運動の大部分を包擁し、資本主義、共產主義、ファシズムに反對する謂ゆる三反主義のもとに「健全なる労働組合主義」の上に立つことを標榜するものであるが、最近の非常時的情勢は、本會議の發展には却つて好條件であつたらしく、加盟各團體は融合と協力とを重んじ、取上げるほどの波亂を示さなかつた。

主たる活動としては、依然、加盟組合の緊密なる聯絡を圖るとともに、産業及び労働の統制、或ひは各種の労働および社會立法の制定要求運動を行ひ、また國際労働會議對策、更に亞細亞労働會議の結成等に関する運動を行つた。内部の組織的方面においては、その加盟組合の一たりし東京瓦斯産業労働組合がその内部的事情のため九年六月本會議より脱退したが、一方において、その組織方針に基き昭和七年十月日本労働組合會議九州地方協議會が組織されたのを初めとし、八年十一月には北海道地方協議會、九年一月には中部地方協議會、同三月には神戸地方協議會が組織され、内部的にも次第に組織の充實を見つゝあるやうである。各地のリーダー等においても、これら地方協議會がその中心をなすものが多かつた。

いま東京瓦斯産業労働組合の脱退について組合會議側の報告するところを見るに左の如くである。

「昭和八年四月、本組合會議に加盟せる東京瓦斯産業労働組合

は、昭和九年六月十五日附を以て濱田議長宛脱退届を提出せられたので、組合會議第五回執行委員會並びに第二回評議員會は、慎重審議の結果、今回の東京瓦斯産業労働組合の脱退は本組合會議に對する不滿にあらずして全く會社及び會社内内の組合事情に原因するものであつて事情萬已むなきを認め之を承認するに決し、第二回評議員會後、濱田議長より瓦斯産業労働組合に對し、脱退を承認せる旨を述べ、尙貴組合が茲に本組合會議を脱退せらるゝも、今後出来る限り本組合會議並びに加盟諸團體と友誼關係を持続せられ日本の健全なる労働組合運動の發展のために協力せらるゝと共に、又一日も早く再び我が組合會議の陣營に復歸せられん事は全員の熱烈に切望する所でありますので、將來の御厚誼の程併て願ひ上げますとの意味の挨拶状を送つた。尙ほ東京瓦斯産業労働組合の脱退の已むなきに至つた事情は、同組合よりの聲明書に明かな如く、従来東京瓦斯會社における四千の従業員は單一労働組合を組織して居つたが、最近三年間に會社の巧妙なる分散政策のために、労働組合の經營は、全く四分五裂となり、獨り二千の同志を以て孤疊を守つて來た東京瓦斯産業労働組合は、昨春四月、社會大衆黨を支持し、日本労働組合會議に加盟奮闘し來つたのであるが、従業員の對外的行動を否とする會社首脳部は、凡ゆる手段を講じて同組合に對する彈壓を強化し來り、同組合も漸次會社の分裂政策のために其の陣營の混亂を招くに至り尙引續き組合員の脱退を見んとする形勢に立ち至つたので、しばらく横斷的組織より退き組合の陣營を守らなためと、今一つのは會社の分裂政策の對立を利用する組合操縦政策のため、既に九個に分裂對立せる

會社内の労働組合は、互に對立が激化し、對會社の共通の利害解決に當つても歩調一致せず、組合員の利益と生活擁護上少なからざる支障を來しつゝあるので、退いて先づ會社内の戦線統一を計ることの急務を痛感せるが爲である。」

かくて昭和九年度大會（十月二日）當時における同會議の陣容は次の如く、加盟十團體、組合員總數二十七萬六千十二名で、前年大會當時に比すれば一團體を失ひたるも組合員數においては多少の増加を來したことになる。この増加の一因は、全勞並に總同盟が別項記載の如く左右組合の一部を併合したことにあるであらう。

一、日本海員組合

組合員數 九八、七八五
 支部數 一五
 組合長 濱田國太郎
 副組合長 堀内長榮

二、日本労働總同盟

組合員數 四八、九六四
 加盟組合數 二同盟會、一二地方聯合會、七八組合會
 會長 松岡駒吉
 總主事 西尾末廣

三、全國労働組合同盟

組合員數 四二、一三六
 加盟組合數 七地方聯合會、四七組合
 中央委員長 河野密
 主事兼會計 菊川忠雄

關西事務局長

鈴木悅次郎

四、日本労働組合總聯合會

組合員數 二七、〇三六
 加盟組合數 五地方聯合會、三七組合、二三四支部、六七分會
 中央執行委員長 坂本孝三郎
 會計 皆川利吉

五、海員協會

組合員數 一三、八九三
 出張所數 八
 會長 小泉秀吉

六、日本港灣従業員組合聯盟

組合員數 一一、四〇〇
 支部數 一〇
 組合長 濱田國太郎
 主事 西卷敏雄

七、官業労働總同盟

組合員數 一〇、六〇六
 加盟組合數 一地方聯合會、九組合、三〇支部
 名譽會長 賀川豊彦
 中央委員長 西浦宇吉
 主事 川村保太郎

八、日本労働總聯盟

組合員數 八、六九二
 加盟組合數 三地方聯合會、二〇組合、六五支部

會長 八木信一
副會長 丹羽市太郎
主事 内田文市

九、東電從業員組合

組合員數 二、〇〇〇
支部數 一八
執行委員長 岩永榮一

一〇、日本製鐵從業員組合

組合員數 一二、五〇〇
支部數 三二
組合長 加藤良左衛門
副組合長 土佐野愛藏
同 花田熊次郎
主事 嶺慶二

組合會議加盟十團體組合員總數二十七萬六千十二名。

日本勞働組合會議の指導精神並に構成の詳細については前年度並に前々年度版の參照を乞ふこととし、以下、昭和九年中の組合會議の活動の一端を示すこととする。(右はすべて組合會議自身の報告にもとづく。)

ソシアル・ダンピング問題に對する活動 本問題に對する組合會議の活動は本年中最も注目せられたところであつたが、本問題に對する組合會議の態度は左の報告によつて窺はれる。

〔海外市場における日本商品の競争問題に對する我等の態度〕今日世界の問題となつて居る我國商品の海外進出の要素を我等は左

第二部第二篇 勞働組合

の如くに見てゐる。(1)圓貨の爲替安、(2)低賃銀と長勞働時間、(3)勞働者の勤勉、(4)優秀なる生産技術、(5)輸出貿易に對する政府の各種補助、(6)商標の偽造其他不正なる競争手段——右の内現在最も問題となつてゐるものは、圓貨の爲替安と、勞働條件の低劣なる二點であるが、圓貨の爲替安に就ては、工業原料を海外に求むる状態に在る我が國として、此の問題より生ずる利害は相殺さるゝ事を考ふるべき、我が商品の海外進出を促進する最大要素は生産費の低廉にありといはなくてはならない。然しながら此の生産費の低廉は直ちに以て低賃銀、長勞働時間のみなりと速斷し難く、既述せる勞働者の勤勉、優秀なる生産技術等も又之れを助長しつゝある事實に鑑みるとき我國商品の海外進出はソシアル・ダンピングの結果なりと爲すには尙幾多の疑點の存する事を我等と雖も之を認めざるを得ないのである。今假りに我國商品の海外進出がソシアル・ダンピングならずとするも、我等は歐米工業諸國の其れに比し著しく低劣なる我國の勞働條件が輸出産業の海外進出を促進しつゝある最大の要素なる事を茲に斷定するに躊躇しない。今日此問題の焦點である輸出産業の大部分が中小工業乃至家内工業の生産過程を経たる産物なる事を知るとき、蓋し思半ばに過ぐるものがある。然るに日本の政府當局及び使用者階級が此慘憺たる現實に目を塞ぎ、何等之を國內的に改善せんとするの誠意と努力を示さずして、徒らに國家的感情論より海外における非難を以て我國々力の海外進出を阻止せんとする政治的攻撃論なりと斷定し、舉國一致之れに當るべしと高唱する事により、當然の自己の爲すべき義務たる勞働條件の改善を故意に

黙殺し居る事は老獪卑怯なりと言はなくてはならない。日本使用者は従來國內的問題として労働條件の改善が論議されるとき、かくする事は海外における我國の産業競争を不利に陥れる結果となり、我國産業の海外發展を阻止する自殺的行爲なりと論ずるを常とした。然るに今や日本産業は破竹の勢を以て海外に進出し、今日に於ては従來と全然反對に他産業國の脅威となりつゝある現状にあるに鑑み、此の際我國労働條件を改善する事は、國內的には産業における労働力の濫用をセーブし、將來當然發生するものと考えへらるゝ能率低下を未然に防ぐと同時に勞資の和協的關係を促進し、産業平和を確立する事に役立つものであり、他方國際的には日本商品が搾取労働の生産物に非ざるを事を事實の上に立證し、たとへ海外における非難者の全部までなくとも、尠くとも、各種文化團體乃至労働團體をして我國の態度が不正我利ならざる事を認めしむる事となるのである。以上の理由により我國組織労働者の殆んど全部を網羅し、労働組合主義の旗幟の下に最も健實なる労働運動を伸展しつゝある日本労働組合會議は、我國労働階級の名に於て此の問題を國內的及び國際的に最も圓滿に解決するために緊喫不可缺の事項として左記問題の實現を政府當局及び使用者階級に要望するものである。(イ)輸出産業の統制及び當該産業における最低賃銀を決定すること。(ロ)労働組合法を制定し労働者の團結權を公認すること。(ハ)華府労働時間、婦人及び少年の夜業禁止、週休制の條約案を即時批准すること。

岡田新内閣及び團體保險に對する活動 昭和九年七月六日東京總同盟本部に於て第二回政治委員會を開催。東京瓦斯産業労働組

合の脱退に關する對策、岩永顧問の病氣對策、大會提出議案等に就て議したる後、岡田新内閣に對し、労働問題に理解ある政見政策を樹立すべきことを要望し、併て産業及び労働の統制に關する建議をなすことに決した。尙全産聯の團體保險反對運動に關しては左の如き決定を見た。(イ)組合會議本部より加盟各組合員に對し「全産聯の團體保險をボイコットせよ、若し萬己むなく參加の場合には、保險金資本家全額負擔の鬭争を捲き起せ」の指令を發し各加盟組合は機關紙其の他によつて右指令の主旨を徹底せしむること、(ロ)全産聯團體保險絕對反對、國營保險支持のポスターを製作すること、(ハ)國營保險の立案實施を政府當局に要求すること、而して七月十二日右委員會の決定によつて松岡政治委員長及び河野、山川兩委員は書記官長、後藤内相、床次選相等を歴訪し松岡政治委員長の名を以て「産業及び労働の統制に關する建議」並びに左の團體保險に關する決議を齎し其の實施を陳情要請す。「決議」一、團體保險は極めて重要な社會的意義を有するものなるに依り、我等は全國産業團體聯合會の日本團體生命保險株式會社の業務に對し絕對反對す、二、依つて我等は政府が速やかに國民團體保險法を制定實施せられんことを要求す。

大阪機械工作所爭議に對する活動 七月始め爭議開始高野山に籠城せる大阪機械工作所の爭議に對し、七月十五日在阪の組合會議加盟團體より成る爭議應援協議會が開催せられ、其の協議會に於て左の如き決定を見た。「日本労働組合會議政治委員會が海軍當局に對し、本會議の真相を陳情すると共に海軍當局が速かに本爭議解決の爲に善處せらるる様要望すること」。依つて七月十八日

松岡政治委員長は海軍省を訪ひ石井第三課長に面接右の趣きを述べ善處を要望したるに對し海軍當局も其の意を諒とし出来る限り誠意を以て努力する旨の回答を得た。

國營保險要求に關する活動 八月二十六日の大阪に開かれたる第二回評議員會に於て、全産聯團體保險反對、國營保險要求に關する決議が可決せられ、逓信省が再び國營團體保險の實施を決意し來るべき議會に提出すべき案を作成しつつあるに對し、商工省は依然として、逓信省國營保險に反對の態度を持續しつつあると傳へらるるので、組合會議は飽くまで逓信省案を支持し、商工省の反對を打破し、國營保險の實施實現のため此の際政治委員會をして政府關係當局に對して必要な活動をなさしむるの決定を見たので、九月十三日、松岡政治委員長は床次遞相に面接し、政治委員會評議員會の決議を手交し、理由として、一、保險は元來個人の營利を目的として經營さるべきものに非ず官公營によるべきである。二、全産聯は労働組合法反對のために生れ、爾來今日まで一切の進歩的政策に反對し來つた反動的の資本家團體である。先年現行健康保險法の實施されたる際に於てすら、資本家負擔の増加の苦痛を軽減せんため労働者負擔の増額を迫り之が労働爭議頻發の原因となりし實例あるに鑑み、かくの如き反動的の資本家團體の經營の團體保險に對しては一層強烈なる反對運動の展開せられるは火を賭るよりも瞭であつて鬭争を激生せしむること確實である。等を述べ逓信省案通過のため最善をつくされん事を要請したるに對し、床次遞相は、御趣旨は悉く諒解しました。然し政府内部で商工省と對立して相争ふわけにも行かぬので、目下根本

的諒解を遂げるために、努力中である、由の答があつたので、更に松岡治員長より元來逓信省案に商工省は反對し、全産聯の團體保險を許可したのであるから商工省に遠慮のみせられず決行せられたき旨を述べて會見を終つた。」

東京市電再興業に對する活動 昭和九年十月七日午後一時より東京總同盟本部に於て、緊急政治委員會を開催、松岡委員長外河野、山川、元廣の各委員出席、東京市電再興業に關し對策を協議して左の如き活動をなした。東京市電の再興業が十月七日より開始せられたるに對し、此再興業の結果如何は東京交通労働組合の運命並びに我が國の労働運動に重大なる關聯あるを思ひ、此重大なる機會こそ、我組合會議は東交に對し、眞に同志的誠意を以て其の對策應援をなすべき必要を痛感し急遽政治委員會を開催せり。而して協議の結果今回の再興業は、或程度東交の面目と従業員の實利的條件を確保して急速に解決することの緊要なることに意見の一致を見、此の旨を卒直に友誼的立場から東交首腦部に開陳勸告することに決し、當日午後三時東交首腦部と會見右の趣旨を傳達せり。其の結果、東交首腦部から特に同感の意を表された譯ではなかつたが、事茲に至つた經過の詳細なる報告を受け、且つ我等の同志的友情の發露の眞意を諒とする旨の挨拶があつた。かくて政治委員會は、大體急速なる爭議解決の可能なる確信を得るに至つた。尙之より先、社會大衆黨中央執行委員長安部磯雄先生より、我等と同じ立場から又同様なる意見を有せられ、積極的活動の必要と、慫慂を受けて居たので、以上の見透しに基き、安部先生の蹶起を促し、同道にて警視總監並びに吉田調停委員長に對

し、任意的調停を試みる様の奔走努力を依頼せり。

第三回年度大會決議の執行對策 十月十五日午後二時半より、東京總同盟本部に於て政治委員會を開催。松岡、河野、渡邊、元廣、森、岩永、淺利（山川代）の各委員及び上條常任書記出席、松岡委員長より東京市電再罷業應援報告をなしたる後、本年度大會決議事項の執行に關し協議し左の如く決定せり。1 産業及び労働統制に關する決議は、之を政府に建議し、來るべき議會に建議案として提出すること。2 大會決議を印刷に附し之を閣僚を始め各關係當局、府縣知事、各産業團體、工場懇話會等に送附すること。3 大會決議の印刷が出来た後、内務省、社會局其他關係方面を歴訪すること。

2 大會

第三回大會—十月二日、於東京芝日本労働會館。出席者七十八名（十組合）。「司會者」米窪滿亮氏。「議長」濱田國太郎氏。「副議長」松岡駒吉氏。「大會スローガン」一、産業及労働國策を確立せよ！ 二、一日八時間、一週四十八時間労働の即時實施！ 三、賃銀を値上して大衆購買力を増進せよ！ 四、全産聯團體保險反對、國營團體保險實施促進。「議事」一、産業及労働の統制に關する件。二、労働立法即時制定實施の要求に關する件。三、賃銀値上による大衆購買力増進に關する件。四、臨時雇傭制度廢止要求の件。五、軍需品工場統制に關する件。六、日本製鐵株式會社經營に關する件。七、官業における共済組合法人化促進に關する件。八、全産聯團體保險反對、國營保險實施要求に關する件。九、次年度大會開催地決定の件（大阪に決定）

3 運動方針

その最近の運動方針として第三回大會宣言を左にかゝげる。（尙ほその具體的方針については大會試案を参照。）

【大會宣言】

日本労働組合會議が我國における労働組合戰線を統一し、その中心的勢力を確立し、健全なる労働組合主義の大旗をかざして健闘すること二年、茲に第三回大會を迎ふるに當り、我等は我等の責務の益々重大を加へつゝあるを痛感するものである。世界は今や擧げて産業不況に苦悶しつゝあるの秋、我國資本主義はやゝ安定の傾向を示すものゝ如くである。しかしながら今日の安定は全く單に軍需インフレと輸出インフレに立脚したる跛行的一時的インフレ景氣であつて、斷じて健全なる全般的好況に非ざるは明白である。しかも農村の窮迫と一般産業の破綻は益々加重しつゝあるを見る。

この非常時局に際し、我が組合會議は昨冬、産業及労働の統制に關する重大なる建議を政府に要請し、我國の産業及労働の歸趨を明示すると共に從來の主張たる産業協力の實を擧ぐるために努力し來つた。

しかるに見よ、インフレ産業資本家階級は、徒らにその利潤を私しその従業員の賃銀は近來多少上騰しつゝあるもこれ一つに殘業夜業等による労働強化の結果にして、その健康と家庭生活を犠牲にせるものなりと斷ぜざるを得ない。しかして一般産業資本家は謂ゆる非常時に名を藉りてこれを逆用し、今回東京市電の更生案の如く、その不況切抜を一に労働階級の犠牲にのみ依據せんと

する攻勢的態度を示しつつある。

いふまでもなく眞の産業協力、産業平和は、勞資の公正なる分配と協同の精神に立脚せざるべからず、しかるに今日の資本家階級の態度を見ると、彼等自ら産業協力産業平和の精神を蹂躪しつつあるを遺憾とするものである。

我等は茲に第三回大會を開催するに當り、現下の我等の主張を卒直に宣明する。

政府は速かに産業協力の根柢をなす勞働者の團結權を確認すべし、今日の資本の不當なる搾取その分配の不正は、一に勞働階級の正常なる團結と組織の自由なきに基因す、しかして眞に國家産業の健全なる發達は勞働者の健全なる組織の協力に俟つべきこと勿論である。

次に我等は八時間勞働制と最低賃銀制を要求する。一は時間短縮による就業者の増加により失業問題の解決に資し、一は賃銀値上による勞働大衆の購買力の増進を圖り、ひいて産業の發展を促進せんとするものである。

顧みるに昨年末の我國勞働者數五、一六二、七一九人中組織勞働者は僅に三八四、六一三人であつて、七・五％の組織率を示すに過ぎない。しかも我等の信奉する健全なる組合主義に反對せる左右兩翼の勞働組合は、今日において既にその影を没して勢力の見るべきものなく、唯表面日本主義の假面にかくるゝ御用組合又は會社組合が資本家の傀儡としてその利益を擁護し、自主的勞働組合の陣營を攪亂するものあるのみであつて、我組合會議二十八萬組織勞働者のみが五百餘萬の全勞働階級の利害を代表して健闘しつ

ゝある。

しかして農村窮乏の深酷化と突如關西地方を襲來せる大暴風雨水害の影響は、更に我等勞働階級の生活を脅やかすものであつて勞働運動の前途又多難なりと信ず。しかしながら我等はこの苦難なる時局に際し、その陣營の内容を充實整備し、戦線の統一を圖ると共に未組織大衆の組織に努力し、自主的團結の威力によつてその生活を擁護し、進んで緊急なる勞働立法の獲得に邁進せんことを茲に誓明し、廣く勞働大衆の協力を切望するものである。

四 日本産業勞働俱樂部

『日本産業勞働俱樂部』は日本主義勞働團體をもつて結成された謂はゞ極右の共同戦線で、わが國の右翼中間派の大結成たる『日本勞働組合會議』に對して對立の姿勢にあるものである。その成立の經過については前年度版に詳記したのでこゝに繰返へさない。

日本産業勞働俱樂部の主たる構成分子は自彊組合、工信會、工愛會等であるが、昭和八年末に於て一四組合、一萬二、三千人のものが昭和九年末には二二組合、一萬七、八千人を數へつゝある。東京、横濱地方を中心としてその勢力は漸次ながら増大しつゝあると見られてゐる。本俱樂部は、階級闘争主義を排して勞資一體主義を唱へ、勞働組合運動に國家的道義的精神を鼓吹せること、前年版に述べた如くである。九年以來、メーデーを排して東京においては日本勞働祭を行つたことはその一例であり、又、俱樂部としては全國産業勞働會議の設置の運動等を行つた。日本勞働組合總聯合は日本勞働組合會議加盟組合であるが、その東京聯合會は

近年日本主義的方針を明瞭にし、日本労働祭への参加、その他本俱樂部と行動を共にしつゝあること總聯合の項に記述せるが如くである。

本年中の運動として最も目立つた日本労働祭の状況を左に摘記する。

第一回日本労働祭—共産主義反対、メーデー撲滅、産業報國を叫んで日本主義労働組合の一致的行動による第一回日本労働祭は昭和九年四月三日の神武天皇祭を期して開催された。取締當局もメーデーの如き嚴戒振りを見せず、メーデーに行はれる入場労働者の身體検査もなく、又前後を通じて検束者は一人もなかつた。當日は雨のため参加者の足並揃はず、案外氣勢が擧がらなかつた。午前十時半、集合地深川公園に於て、先づ君が代の合唱が行はれ、司會者自彊組合の東條喜七氏によつて開會が宣せられ、宣言朗讀、決議朗讀、代表者演説が終つて、一同日本労働者の歌、合唱の後、午前十一時四十分深川公園を出發、順路を九段靖國神社に向つた。午後二時二十分靖國神社に到着、代表者十數名は神社の修祓を受け、靖國神社に參拜、赤松克麿氏の閉會の辭があつて皇居を遙拜、聖壽萬歳を三唱して午後二時三十五分散會した。宣言は左の如くである。

【宣言】「今や祖國日本が内外共に非常時局に直面しつゝあるとき我等愛國労働者が相集ひて茲に第一回日本労働祭を舉行することは、我等の大なる悦びであると共に日本労働運動史上においても光輝ある劃期的事實であると確信する。願れば過去久しきに亘り労働運動はマルクス主義に支配され、その右翼たると左翼たると

を問はず階級闘争主義をもつて指導精神とし、而して彼等は年一回メーデーを舉行し國家を超越して國際的赤色労働運動と歩調を一にし來つたのである。我等愛國労働者は國家産業の發展によらずして労働者の幸福なきを確信し、労働者の運命は國家の運命と共にすることを確信する。従つて國家産業を破壊する階級闘争主義を排撃し、階級的利益のみに拘泥して國家全體の利益を顧みざる非國家的利己主義を撃滅せんとするものである。國家非常時に當り、我等は産業報國の旗の下に益々一致團結して國家産業發展に貢献し、併せて勤勞大衆の生活權確立に努力し、もつて祖國日本の興隆に微力を盡さんことを誓ふものである。記念すべき日本労働祭の劈頭に際し、我等は祖國に對する産業的責任をより一層自覺すると共に、全日本の労働大衆に對し我等の所信を訴へ、日本労働祭が今後年を逐ふて輝しき發展を遂げんことを切望するものである。」

尙ほ産業労働俱樂部が綱領として掲ぐるところは左の如くである。

【綱領】

- 一、我等は自己の本分を盡して公正なる勞資關係を確立し以て産業報國の實を擧げんことを期す。
- 二、我等は建國の本義に基き皇道日本の完成を期す。
- 三、我等は日本精神に則り和衷共力以て識見の開發徳操涵養に努め世界文化に貢献せんことを期す。

第三節 労働組合各個の運動

以下労働組合各派各個の運動について記述する。その順序としては、最初に我が合法労働運動の中堅的大部隊をなす日本労働組合会議加盟の諸團體（海員協會を除く）を記述する。（一）總同盟から（十）東電従業員組合に至る十組合がそれである。次に、組合會議には加盟せざるも、官業系組合として主要なる（十一）海軍労働組合聯盟を述べる。（十二）日本交通總聯盟から（十四）東京市從に至る三團體は、謂ゆる合法左翼の稱あるもの乃至それに近きものであり、（十五）から（十七）に至る三團體は國家社會主義乃至それに近き指導精神に立つもの、（十八）はアナキズム系自由聯合主義の運動を記述した。なほ以上の順序は、主として記述の便宜に出でたものである。

一 日本労働總同盟

1 運動の概況

日本労働總同盟の昭和九年度における状況については表面上取立てて云ふほどの變化はない。いはゞ平穩なる一ヶ年であつた。

昭和八年末の全國事務會議直後に決議された「産業および労働統制に関する建議」の精神が最近の總同盟の指導方針であり、その「勞資協調、産業平和」の標語は、着實に實現されつゝあるものと見られる。昭和九年度の大會の議題たる「労働組合法の制定」、「セメント産業の國家統制」、「健康保險法の改正」、「労働協約法制定」、「産業及労働統制」等は、この最近の方向を遺憾なく傳へてゐる。

その組織勢力においては依然組合會議加盟團體中第二位を占め、同盟自から報告するところによれば別項の如く昭和九年十月現在、

八十三組合、その組合員數四九、〇九九名、これを昭和七年八月末に比較すると、十一組合、約二千人の増加を見てゐる。その後十一月、日本労働同盟の一部をその傘下に吸収したから最近では恐らく五萬を突破するであらう。

しかしその活動を見るに、關係爭議は著しく減少してゐる。昭和七年九月より昭和九年八月の二ヶ年間における關係爭議中罷業に至つたものは九十三件、参加人員七千九百十九名である。これは明かに總同盟の「平和政策」の徹底に基くものと見てよからう。

以下九年度大會報告にもとづいてその活動の大要を見てみる。

組織活動 上記報告によれば「總同盟加盟組合は、昭和九年十月現在に於て、八十三組合、その組合員數は四萬九千九十九名にして、十地方聯合會、二地方同盟を構成す。昭和七年八月末に比すれば、一聯合會、十一組合約二千名を増加したり。加盟聯合會は高知聯合會」であるといふ。次に、

爭議活動 を見るに、「昭和七年九月より昭和九年八月の二ヶ年間に於ける労働爭議中、罷業に至りたるものは九十三件、参加人員七千九百十九名、一件平均人員八十五名、繼續日數二十三日にして、前年度に比して著しく減少を見た。……これ、産業界の稍々安定的な傾向、及び我總同盟の平和政策の徹底に基く。」

團體協約運動 も「大體に順調の道を辿り、昭和九年八月末現在に於て、六十二協約、關係労働者九千四百十八名を數ふ。昭和七年八月現在に比すれば、三十協約、五千四百四十八名を増加したり。そのうち、東京塗裝業組合對東京塗裝工組合、東京バルブ會對關東電球硝子産業労働組合との團體協約にして、他れも雇主

團體と労働組合の協力に依り、産業統制に一步を進めたる意味に於て、特筆すべきものなりとす。これ、多年我總同盟の主張せる中小工業に對する方針の實現であるとして報告されてゐる。

相互扶助的施設および活動 これは特に總同盟の得意とする方面であるが、總同盟は健實なる労働組合の當然の任務として、各種の相互扶助的施設、組合員の教育的活動を奨励しつつあるも、幸ひにして各加盟組合に於て着々實現を見つつある。即ち、労働會館は各地に建設せられ、昭和九年九月現在に於て十八會館に上る。日本労働會館は、財団法人の認可を受け、六會館はその分館にして、尙目下建設中のもの二會館なり。加盟組合の經營せる消費組合は、十八組合、その組合員數、四千五百八十五名、一ヶ月平均賣上高は五萬六千八百四十七圓。右の外、購買部の如き經營形態のものは相當多數に上る。關東同盟の金融部、東京鐵工組合、中央合同労働組合、製鋼労働組合等の共済部は相當擴充し、其他組合に於ても着々充實を見つゝあり。これ、この二ヶ年間に於ける顯著なる傾向なりとす」と述べられてゐる。

2 大會・中央委員會・その他

本年中において開催された大會・中央委員會・各聯合會大會、その他大小の會合の主なるものは次の如し。

▲大阪金屬労働栗本支部大會（一月五日）——於大阪天王寺公會堂）▲中京セメント労働豐國支部結成大會（一月五日）——於日本海員組合名古屋支部會館）▲日本工友會結成大會（二月一日）——於京都三條青年會館）▲映畫演劇同盟臨時大會（二月十六日）——於大阪新世界パンヤ食堂）▲中京合同労働廣川支部結成大會（三

月一日）——於名古屋南區今井說教所）▲大阪金屬労働朝日支部聯合會大會（四月一日）——於九條青年會館）▲製鋼労働川崎支部第九回總會（六月一日）——於製鋼労働會館）▲東京聯合會第八回大會（六月十六日）——於芝日本労働會館）▲關東釀造千葉縣聯大會（六月二十五日）——於葛飾郡八幡會館）▲神奈川合同労働第五回大會（六月二十八日）——於神奈川聯合會）▲石油労働日石支部倍大理事會（七月六日）——於石油労働會館）▲神奈川鐵工第九回大會（八月五日）——於川崎神奈川聯合會）▲神奈川鐵工昭和鋼管支部發會式（九月九日）——於神奈川聯合會）▲中央合同労働組合大會（九月十六日）——於日本労働會館汐町分館）▲紡織労働組合大會（九月二十六日）——於日本労働會館）▲東京鐵工組合第十一回大會（十月七日）——於日本労働會館）▲高知聯合會結成大會（十月七日）——於高知旭座）▲關東同盟會第十二回大會（十月二十一日）——於日本労働會館）▲九州聯合會第七回大會（十月二十一日）——於小倉製鋼労働會館）▲東京鐵工川口支部第十回大會（十月二十五日）——於川口市公會堂）▲出版印刷労働組合第九回大會（十月二十八日）——於日本労働會館）▲第二十二回全國大會（十一月三・四・五日）——於日本労働會館）▲石油労働組合全國大會（十一月六日）——於蒲田労働總同盟會館）▲京都聯合會大會（十一月十八日）——於京都三條青年會館）▲總同盟・労働同盟大阪聯合會・合同大會（十二月一日）——於大阪中之島公會堂）

右のうちの主要なるもの、經過を述べれば左の如し。

東京聯合會第八回大會——六月十六日、於日本労働會館。出席

代議員三百四名。議長小原源一氏、副議長大岡半忠、内田藤七兩氏。「議事」一、青年部擴張の件。二、共済部充實勸告案。三、規約改正の件。四、教育の徹底に關する件。五、産業労働統制に基づく國策樹立要請の件。(以上全部可決)「役員」會長原虎一、主事徳永正報、會計福岡金次郎。

神奈川聯合會第九回大會——九月十六日、於日本労働會館汐田分館。出席代議員百七名。議長三木治朗氏、副議長和田純之助氏。「議事」一、定期昇給復活要求の件。二、自由労働者賃銀保護法制定要求の件。三、人夫名義の臨時工使用反對の件。四、労働組合法、團體協約法即時制定要求の件。五、會社御用組合排撃の件。六、神奈川縣産業委員會設置の件。七、婦人労働者保護に關する件。八、メーデーを五月第一日曜に變更の件。九、消費組合加入勸告に關する件。十、全産聯團體保險絕對反對の件。(以上全部可決)「新役員」會長三木治朗、主事會計土井直平。

紡織労働組合大會——九月二十六日、於東京芝日本労働會館。出席代議員百二十三名。議長大岡半忠氏、副議長山田重太郎氏。「議事」一、全産聯團體保險反對の件。二、標準日額に依る諸手当支給反對の件。三、共済部加入勸告並に規約改正の件。四、組合規約改正の件。五、紡織労働一萬突破猛運動の件。六、定規昇給制度復活要求の件。七、紡織労働者保健に關する件。八、婦人労働者保護に關する件。九、結婚に因る通勤自由獲得の件。十、修養園排撃の件。(以上全部可決)「新役員」組合長松岡駒吉、副組合長大岡半忠、主事富田繁藏、會計福岡金次郎。

東京鐵工組合第十一回大會——十月七日、於芝日本労働會館。

出席代議員二百七名。議長内田藤七氏、副議長渡邊正志氏。「議事」一、全産聯團體保險排撃に關する件。二、規約中改正の件。三、動員網確立に關する件。四、労働組合法、團體協約法制定の件。五、關西風水害地同志の救援金募集の件。六、中將湯爭議應援の件。(以上全部可決)「新役員」組合長内田藤七、主事兼會計原虎一。

關東同盟會第十二回大會——十月二十一日、於東京芝日本労働會館。出席代議員二百十五名。議長松岡駒吉氏、副議長三木治朗氏。「スローガン」一、全産聯團體保險を斷乎排撃せよ。一、眞正産業協力實現の爲に戦へ。一、健實なる労働組合主義の擴大強化に邁進せよ。一、物價に應じて賃銀を引上げよ。「議事」一、産業及労働統制に關する件。二、労働賃銀引上げによる購買力増進の件。三、婦人労働者保護に關する件。四、全産聯團體保險絕對反對の件。五、労働組合法團體協約法制定要求の件。六、預金部を速かに労働銀行に改組する件。七、人夫名義、臨時工使用反對の件。八、規約改正に關する件。九、關西風水害罹災組合員救援の件。(以上全部可決) 緊急動議——關西災害救援本日代議員から寄附金募集の件(採擇、承認)。「新役員」會長松岡駒吉、副會長三木治朗、主事齋藤健一、會計福岡金次郎。

總同盟・労働同盟の合同——總同盟、労働同盟關西聯合會合同大會は十一月二日大阪の中ノ島公會堂に於いて舉行された。滿洲事を契機として出現した非常時局の産物として、昭和七年全國労働より分離した一派によつて組織された労働同盟は、やがて加盟團體間に意見の相違を來し、幾多の轉向離脱を生み、その陣營

は寂寞を感じるに至つたが、最後まで當初の主張を棄てず、國家主義團體として代表的地位を保有し政治的には勤勞日本黨を結成して今日に至つてゐたが、今回の合同計畫に際してはこれらの主義、指導方針については別段の論議を見ず、表面上極めて自然に進められたことは何れにしても注目すべきものがあつた。要するに、労働組織の分裂を無意味とし不利益とする反省、自覺が合同の根柢をなしてゐるであらうが、他面においてはその主義主張がその表面上の建前の如くには根本的の相違でないことがいまいつの根柢でもあらう。

〔合同式の經過〕 議長に西尾末廣氏が推されて簡単な挨拶があり、副議長に大矢省三氏その他各種の大會役員が任命され、かくて總同盟から前田種男、労働同盟から熊本與市の兩氏から簡単に合同の經過報告があり、次いで兩派の首領であつた西尾末廣、大矢省三の兩氏が壇上に現はれ萬場拍手の中で固い握手をなして感激的場面を展開して合同の式を終つた。「新役員」聯合會長西尾末廣、主事金正米吉、會計長田幸三、團體協約部長大矢省三。合同宣言は左の如し。

【宣言】

「本日茲に日本労働總同盟大阪聯合會と舊日本労働同盟大阪聯合會との合同成立し、その血盟式を舉行し得たことは吾等の欣快に堪へざるところである。願れば我國労働組合運動は各種の矯激なる觀念的思想運動の攪亂を蒙り多年分裂抗争を續くるに至り、その結果健實なる労働組合運動の受けたる災害は幾許なるを知らない。今や資本主義制度は全く行詰り國民經濟は破綻に瀕しつゝ

あり、資本主義制度の改造を斷行し國民經濟強化發展を圖るは刻下の急務である。而して時代の大勢はその原動力として強力にして統制ある労働組合を熾烈に要求しつゝある。この天下の輿望に應へんためには言ふまでなく、分裂せる労働組合の戦線を統一し、その實力と統制を強化するところから始めねばならぬ。既に健實なる労働組合主義の大旗は日本労働組合會議の結成を實現せしめたが更に一步を進めて全的大合同の完成を命じてゐる。思ふに今回の合同は斯かる全的大合同の先驅としてはじめてより大なる意義を發揮するであらう。今や日本労働運動の「分裂時代」は全く終りを告げ、輝ける「大統一時代」が今日茲に開かれたのである。全國の同志諸君、希くばこの大方針を支持し共に相協力せんことを望む。」

3 運動方針および綱領

最近の運動方針を窺ふ一資料として昭和九年度大會における報告の一部分を左に掲げておかう。

「……思ふに、最近の世界的情勢は、目まぐるしく變轉し、労働組合運動も、各國に於て一起一伏の状態なり。之を大觀すれば、労働組合は經濟組織の變質に伴ひ、その職能が進化を遂げつつあると共に、國民經濟上の地位は愈々重要性を加へつつあるを見る。我國も亦然り、大産業に於ける分配の不公正を匡し、中小工業に於ける無統制を調整し、以て健全なる國民經濟樹立の爲には、労働組合の必要、特に言を待たざるところなり。然るに、我産業及び労働界の實狀は如何。省みて自責に堪へざるものあり。我總同盟の使命、益々重大なるを覺ゆ。昭和七年第二十一回大會の決定に

よる、昨年十一月の第一回全國事務會議が、所期の好收穫を得たるは當時既に報告せる如し。會議直後の中央委員會は「産業及び労働統制に関する建議」を決議、日本労働組合會議と協力して、その實現に努力しつつあり。この「建議」の精神は、我總同盟の精神にして、同時に又日本労働運動の指導方針なり。この方針をして、我産業及労働界の上に具現する爲めには、健實にして強大なる組織を完成せざるべからず。然して大なる理想には大なる献身的努力を要す。紛々擾々たる現状を打開するの道は、労働階級の自力奮闘のみ。」

【日本労働總同盟綱領】

- 一、我等は同朋相愛の理想に遵ひ識見の開發技術の進歩徳性の涵養を圖り以て自己の向上と完成を期す。
- 一、我等は労働者の自主的組織と訓練により労働條件の維持改善並に共同福利の増進を期す。
- 一、我等は國情に立脚し資本主義の根本的改革を圖り以て健全なる新社會の建設を期す。

二 全國労働組合同盟

1 運動の概況

全國労働は日本労働組合會議の中にあつて、總同盟に劣らぬ組織勢力を有し、しかも最も左翼的色彩に富む組合である。本同盟は本年度において、從來反組合會議の立場をとつてゐた關西労働總聯盟（七月）と國家社會主義を標榜してゐた日本労働同盟の一部（十一月）とを併合して、その組織構成を擴張した。一般にファッシュ派の崩

壊、その舊母體への歸還は、昭和九年の運動の一方であつたが、この昭和九年は同時にこの母體たりし中間派の溫健化、着實化をも進めたやうである。昨年度の本年鑑は、全國労働最近の傾向を述べて一般に、全勞の着實化、慎重化の裏面には、我國内外の新情勢の逼迫が影響するところがなかつたであらうか。嘗つて合法團體の限界線上に立つたこの組合がすでにこの限界から近かに内側に進み來つたことは、そのことの當否を別として、ともかく事實であることは確かであらう」と云つてゐるが、全勞がこの「着實化」の途を辿つてゐることは本年度の活動において更らに明示せられたやうである。

國際労働に對する從來の稍極的態度は前年度においてすでに排棄せられてゐたが、本年度は一段と積極的になり、労働代表並に隨員を送り、亞細亞労働會議の設立に参加し、また組合會議各地方協議會の結成を率先提唱し、産業及労働統制要求の運動にも參加した。かくて從來可成りの距離をつくつてゐた總同盟とも相當に接近し來つたやうである。爭議活動においても——それは組合の爭議方針ばかりの反映とは見られないが——八年度に比すれば一一八件の激減を來たしてをり、特に賃銀増額要求によるものが前年度の八八件から三七件に減退したこと等は兎もかくも注目し價しよう。

たゞ組織活動は前述の如く進展してゐる。九年八月現在において六聯合會、四五組合、四五、〇〇八名で前年の四二、一三四名に比較して約三千の増加を見、これに十一月復歸した労働同盟關東側の三千五百を合すると約六千五百名の増加を來したわけである。新加盟組合の中主なるものは三月にダンロップゴム従業員組合の千三百

名、東京モス吾孀工場従業員組合の約千名、七月には關西總聯盟の二千三百、十一月に労働同盟の三千五百名で、全國映従は産別整理の結果、東京、大阪、神戸、その他映畫關係を整理統一して千名を突破する全國的組織として更生した。

一方、共済活動の方面では總同盟に較べて遜色を免れぬが、八年度大會で可決を見、九年一月より實施された罷業相互金庫設置の運動の如きも漸く準備期を脱し大阪聯合會の會館建設も近く實現されんとしてゐる。

かゝる状態にあつた全國労働の昭和九年度における闘争の跡をその大會報告を通じて詳細に窺つてみよう。

活動の一斑

まづその活動の全般を概観するに、報告は曰く、

「我全國労働は、昨年度大會に於て所謂「非常時當面闘争方針要綱」を決定し、これが遂行に努めたが、當時に於ける非常時に對する我等の認識と態度は、その後の事態の發展に照して何等の誤りがなかつたことを認める。我等は主體の完成と實行性に富む運動を樹立することを目指して進んで來たのだが、その主なるものとしては、第十八回國際労働會議に對して、從來の消極的態度を改めて労働代表を選出し情勢の變轉に應じた効果ある活動をなさしめ、日本労働組合會議と協力して、地方協議會を各地に組織し、アジア労働會議を結成し、産業及び労働統制要求の運動を進め、ソシアル・ダンピング問題に乗じて我等の立場を宣明するなど對外的に活動した。また神戸ダンロップゴム工場、東京モス吾孀工場、關西労働總聯盟、更に近くは、日本労働同盟に於ける關東、東北地方組合などの同志を迎へて、大分勞を築き上げ、多難の情勢

の中にあつて加盟四五組合、六聯合會、五萬に垂れんとする堅城を築き上げた。主たる日常闘争は、昨年以來引續きインフレ闘争において示して來たが、既にその同一段階に於て効果を收めて、着々待遇改善其他の闘争に進みつゝある。内部充實の方面は、最も努力した點であるが、共済活動、相互金庫設置などは漸く準備期を脱した程度である。それらは不斷の健實なる努力を續けることによつて成功を期してゐる。最後に、政治闘争への積極的努力は、全國労働の最も重要視する所であるが、我等は職分を確立充實すると共に常に反ファツシヨ、戦争防止、暴壓反對、労働立法獲得、失業反對などの諸活動を通じて、社會大衆黨と協力し、他面労働組合運動の政治中立的傾向の克服に努めてゐる」と。次に個々の部門について見るに、まづ

争議活動

「本年度に於ける全勞の争議件數と内容に於て、一般的傾向と多少の相違する點に賃銀増額要求が一昨年よりは勿論増加してゐるが、昨年度に比して著しく減少してゐる事實は、インフレ闘争の方針に基いて有効に戦はれ昨年中に一延した結果によるものである」と云ひ、そしてかゝる事實は「全勞争議方針が有効に計畫的に戦はれた證である」と報告されてゐる。

全勞の争議統計

原 因 別	七年度	八年度	九年度
賃 銀 値 上 要 求	一〇	八	七
待 遇 改 善 要 求	六	五	三
解 雇 退 職 手 當 制 定 要 求	三	二	三
諸 手 當 要 求	一	一〇	一五

仕事よこせ	1	4	1
賃銀値下反対	1	2	2
臨休反対又は手当要求	4	4	7
工場閉鎖反対	9	3	6
賃銀不拂反対	3	2	7
減首反対	6	9	15
解雇退職手当要求	5	7	12
待遇低下反対	3	2	5
差別待遇反対	1	1	2
組合歴迫	3	4	7
同情罷業によるもの	2	1	3
工場経営者變更による	1	8	9
契約不履行	1	2	3
特殊なもの	1	8	9
合計	29	33	62

組織活動 前年末から本年中にかけての全労内部の組織状態を示すと左の如し。

〔新加盟組合〕

▲ダンロップゴム従業員組合（神戸聯合會に加盟）昭和九年三月。▲京モス吾孺工場従業員組合（日本紡織労働組合加盟）昭和九年三月。▲關西總聯盟（大阪聯合會加盟）昭和九年七月

〔改組〕 京都一般労働組合、昭和八年十二月。▲關東化學一般労働組合

第二部第二篇 労働組合

昭和八年九月。

〔脱退及び自然消滅〕

中部映畫同人組合（脱退）昭和八年十月。▲中國廢物労働組合（自然消滅）

〔産別整理〕

全國映畫劇場従業員組合（全労加盟の大阪、神戸、東京其他の映畫關係を整理統一して全國的組織とす。）

我等は中部映畫の脱退、中國廢物の自然消滅を見たが、内部の強化のために積極的に組織の整理變更を斷行した。本年は神戸に於ける一千三百名のダンロップ従業員組合を始め、京モス吾孺従業員組合の日本紡織への加盟、關西總聯盟の大阪聯合會への合同加盟によつて昨年度の組織人員四二、一三六名が一躍四五、〇〇八名に増加を見た。尙ほ報告書作成中に日本労働同盟關東側並に一昨年の分裂當時中立的立場を取つて來た職場あわせて約五千名の申込があつた。以上で我が同盟の組織人員は五萬となつた」と報告されてゐる。

教育活動

その主なるものを擧ぐれば、「一、メーデー・カンパ——第十五回メーデーに際し、其の意義を徹底せしめるために全國的に研究會茶話會を開催した。二、夏期教育運動——全國大會を前にして七月二十七日、夏期教育活動を指令したが、各地方聯合會に於ては、それらの地方情勢に基いて講習會、研究會等が行はれた。特に東京聯合會は一週間に亘つて最も組織的な講習會を開催した。三、労働政治學校等の活用——大阪労働學校は昨年十二月新校舎が建設されたが、全労大阪聯合會は積極的に之を支

持し、活用した。更に日本協同組合學校（東京）、中央政治學校等に對しても聴講生を派遣し、新幹部養成のために努力して來た。四、一般的教育活動―其他時局問題を中心として隨時研究会、茶話會を開催し、或ひは全國労働新聞等の出版物によつて其の有効なる徹底に努力して來た。」

戦線統一運動「全國労働本年度に於ける戦線統一運動に對する態度は従來にも増して積極的であつた。全國労働内部に於ける産別整理を伴ふ戦線統一は着々これを實現する一方日本労働組合會議を中心とする戦線統一運動には最も積極的に協力した。即ち組合會議地方協議會の結成に當つては全國労働は當該地方の聯合會又は組合をして協議會に進んで参加せしむべく努力した。現在、九州地方、北海道地方、名古屋地方、神戸地方は既に結成し、大阪東京は結成の前夜にあり、其他の地方も着々準備を進めつゝある。結成促進の運動にも勿論全勞は忠實に協力してゐる。また、關西總聯盟と全國労働大會聯合會との合同問題起るやこれが速かなる實現のために努力し全國労働産別方針に則り七月十五日合同を完成した。」

國際労働代表選出「第十八回國際労働代表選出に當つては全國労働は従來の如き消極的態度を清算して積極的態度をとり労働代表及び隨員を全勞より出すに至つた。……人選は中央委員會一任となつたが、中央委員會では組合會議の希望を考慮に入れ代表に菊川忠雄氏、隨員に鈴木悅次郎氏を全國労働より推すことゝなつた。」

罷業相互金庫の設置「第四回大會に於て罷業相互金庫設置の案

が可決され、その後中央委員會では、これが具體化のために左記の通り特別委員を擧げ、草案を得たのでこれを十二月開催の擴大中央委員會に提案審議の結果、左の規約を採擇、即時實行に移すことになり、實行方法として第五回大會迄の間は同規約は暫定的のものとして實施し加盟組合は昭和九年一月度より出資積立を開始することとなり加盟組合は着々實行に移しつつある。」

【罷業相互金庫總則】

第一條 本金庫は全國労働組合同盟中央相互金庫と稱し加盟組合の共通利益を擁護し其運動効果を一層顯著ならしめんがため各地方聯合會並に組合罷業基金の共同管理と其金融を行ふを以て目的とし中央委員會の監督を受くるものとす。

第二條 本金庫出資組合は組合員一千名に對し十圓以上の月次出資積立をなすことを原則とし規定に従ひ罷業資金借受の權利を有するものとす。

第三條 本金庫が發行する預金通帳は賣買讓渡、擔保及び質入書入等をなす事を得ず。

2 大會・委員會・その他

- ▲大阪聯合會常任會議（一月十日―於大阪聯合會）
- ▲關東木材産業労働組合大會（一月二十一日―於東京本所喜樂館）
- ▲全映關西支部聯合擴大委員會（一月二十九日―於大阪日本橋立花屋旅館）
- ▲大阪金屬労働組合理事會（二月六日―於此花區組合事務所）
- ▲全映兵庫支部擴大執行委員會（二月八日―於支部事務所）
- ▲神戸市從業員組合第五回大會（三月十六日―於葦合區春日野俱樂部）
- ▲阪神聯合會大會（三月二十五日―於尼ヶ崎大物會館）
- ▲大阪金

屬勞働組合第十四回大會（四月三日—於天王寺公會堂）▲大阪化學一般產業勞働組合大會（四月七日—於此花區大阪勞働教育會館）▲大阪聯合會緊急執行委員會（四月八日—於大阪聯合會）▲大阪運輸交通勞働組合第八回大會（四月八日—於港區市岡會館）▲中央委員會（四月十八日—於此花區大阪勞働學校）▲關東木材產業勞働支部代表者會議（四月二十二日—於東京深川本部）▲大阪聯合會委員會（五月二十一日—於大阪聯合會）▲全國映畫劇場從業員組合大阪支部第三回大會（五月二十四日—於此花區大阪勞働學校）▲大阪電氣從業員組合第四回大會（五月二十八日—於南區大槻會館）▲大阪聯合會執行委員會（二月二十八日—於大阪聯合會）▲大阪都市從業員組合第三回大會（七月四日—於築港高野山）▲全國勞働・關西總聯盟合同大會（七月十五日—於大阪九條青年會館）▲大阪聯合會大會（九月十六日—於天王寺公會堂）▲大阪聯合會執行委員會（十月二十四日—於大阪聯合會）▲關東化學第八回理事會（十月二十九日—於本部）▲東京地方自由勞働者組合第六回大會（十一月七日—於東京深川小松亭）▲全勞・勞働同盟合同大會（十一月十一日—於東京芝協調會館）▲全國映從第四回大會（十一月十七日—於東京神田佛教會館）▲第五回全國大會（十一月十八・十九・二十日—於東京芝浦會館）▲廣島地方勞働組合同盟結成大會（十一月十八日—於廣島朝日俱樂部）▲第一回中央委員會（十一月二十一日—於本部）▲神戸聯合會大會（十二月二日—於神戸下山手青年會館）▲神奈川縣土木建築勞働組合結成大會（十二月九日—於川崎市公會堂）▲關東合同・關東化學勞働代表者會議（十二月九日—於東京下谷公會堂）

右のうち主なるもの、經過は左の如し。

大阪金屬勞働組合大會—四月三日、於天王寺公會堂。出席代議員四百十九名。議長山口常次郎氏、副議長鈴木悅次郎、西風金之助、井上良二の四氏。「大會スローガン」一、資本家地主のための戰爭反對。一、一日七時間一週四十二時間制實施。一、反動ファシズムを粉碎しろ。一、臨時雇二重雇制度を撤廢しろ。一、最低賃銀法の即時制定。一、自主的勞働組合法即時制定。一、中央罷業相互金庫を充實しろ。一、失業者に仕事とパンを與へろ。一、勞働組合戦線の統一へ。一、第十四回大會萬歳。「議案」一、協同組合運動に關する件。緊急動議—一、支部表彰に關する件。一、大阪機械製作所、大阪鐵管兩爭議應援に關する件。二、團體保險に關する件。三、爭議方針に關する件。四、勞働組合戦線統一に關する件。五、メーデー對策に關する件。六、產業勞働法制定要求に關する件。七、組織方針に關する件。八、函館大火に就いて全國勞働函館聯合會救援に關する件。九、資本家地主のための戰爭反對に關する件。（以上可決）「新役員」組合長山口常次郎、主事鈴木悅次郎。

大阪都市從業員組合大會—七月四日、於築港高野山。出席議員四百七十名。議長田萬清臣氏、副議長國安進、飯田宗次郎兩氏。「大會スローガン」一、不平等待遇の改善。一、人件費削減絶對反對。一、全市從業員單一組織化へ。一、第三回大會萬歳。「議案」一、指名從業員の本傭採用促進の件。二、共濟組合退職給與金電氣局並額及逕及效實施の件。三、減員減給絶對反對の件。四、半期昇給増額の件。（以上可決）次いで殘部議案全部時間の都合上

一括上提全部可決さる。「新役員」組合長田萬清臣、主事大場米太郎。

全國労働・關西總聯盟・合同大會—七月十五日、於大阪九條青年會館。出席代議員四百名。議長河野勇氏、副議長中川重吉、大森種市兩氏。「スローガン」一、ファツショ反動を粉碎せよ。一、一等國並に賃銀を引上げる。一、鬭争力の倍加、戦線統一萬歳。一、労働者の生活を守る爲の合同だ。

大阪聯合會大會—九月十六日、於天王寺公會堂。出席代議員三百七十三名。議長山口常次郎氏、副議長鈴木悅次郎、井上良二兩氏。「議案」先づ議事委員長より會則改正の議案を除く七議案は凡て「當面の時局鬭争方針に關する件」の議案と内容が一致するたためこれに一括する旨が報告され全代議員これを承認し審議に入つた。一、會則改正の件(可決)。一、當面の時局鬭争方針に關する件(可決)。「新役員」會長山口常次郎、主事鈴木悅次郎。

労働同盟・全國労働・合同大會—十一月十一日、於芝協同會館。

「議長」茅野真好。さきに關西方面の日本労働同盟が總同盟に復歸合同するに際し全國労働組合同盟に合同申込みをなしてゐた日本労働同盟の東京聯合會及東北地方協議會は、全國労働の全國大會を目前に控えた當日、正式に全國労働との合同大會を舉行した。當日は總同盟松岡駒吉、社會大衆黨麻生久その他の諸氏が來會し祝辭を述べ、和やかな空氣の中に全勞の茅野真好、労働同盟の白鳥廣近兩氏が握手を行ひ、合同宣誓をなした。「合同宣言」：(前略)我々は、今こそ大衆的、階級的労働組合の強力なる統一戦

線への結果が、當面せる最大任務であることを切實に感ずるものである。過去二年に亘つて、不幸にして分離、對立を餘儀なくされた我々は過去の苦き經驗を實踐の上に生かし、天下情勢の訓ふる處に従ひ、大衆の要望に沿ひ、再び統一合同の巨壘を築くの日にあつて、自ら卒直なる批判を以て合同の新たな意義たらしめんとするものである。我等の統一は單なる量的合同ではない、我等の合同は、非常時の嵐をついて躍進する鋼鐵の機關車となつて、やがて來らんとする全國的統一戦線樹立の拍車とならなければならぬ。かくてのみ、我が全國労働の歴史的任務が果されることが確信する。茲に統一合同に際し、かゝる決意の下に斷乎として全國労働の戦闘旗を守り新たな階級的任務の遂行に向つて勇躍邁進することを誓ふものである。」

第五回大會—十一月十八、十九、二十日、於東京芝浦會館。出席代議員百四十八名。議長河野密氏、副議長山口常次郎、永江一夫、高橋涉、井上良二の四氏。「大會スローガン」一、労働結合で窮乏農村を救へ。一、罷業相互金庫の確立。一、七時間労働で失業者を救済せよ。一、労働組合の全的統一を促進せよ。一、反ファツヨ鬭争の強化。一、産業並に労働國策を確立せよ。一、労働組合共済機能の確立。「議案」一、失業者共済組合制度擴充要求鬭争に關する件。二、全勞政治方針徹底化に關する件。三、失業反對鬭争に關する件。四、日本産業労働俱樂部粉碎鬭争の件。五、水上生活者保護施設獲得促進に關する件。六、自主的労働組合法即時制定の件。七、臨時雇傭制度對策の件。八、土木建築請負業者の賃銀不拂取締の件。九、交通事故特別法制定促進に關する件。

十、最低賃銀法制定要求に關する件。十一、屋外労働者災害扶助法令改正要求に關する件。十二、國民健康保險に關する件。十三、全國労働會館建設に關する件。十四、青年部細則要綱審議に關する件。十五、「アジア」労働會議に關する件。十六、國際労働會議に關する件。十七、戰爭防止に關する件。十八、戰線統一に關する件。十九、全勞都市關係團體協議會結成に關する件。二十、一九三五年度運動方針に關する件。二十一、臨時議會對策の件。緊急動議——一、國民健康保險に關する件。一、東北地方の窮農民救援金募集の件。

3 綱領・運動方針

全國労働が從來掲げ來つた綱領は左の如し。又、運動方針書は昭和九年末の大會において「一九三五年運動方針」として可決せられたものである。

【綱領】

一、我等は團結の威力を以て労働條件の向上を圖り進んで労働階級の解放を期す。

一、我等は強固なる組織と有效なる戰術を以て資本家階級の搾取と壓制に對し徹底的に鬭争せんことを期す。

一、我等は階級的立場に立ち無産階級的政治勢力の擴大を期す

【運動方針】（昭和九年大會決定）

（一）國際政策の要綱。一、國際労働機關を積極的に活用すべし本年度の國際労働會議に代表を送りたる精票を更に擴充し、國際労働機關をより活用すべきである。二、アジア労働會議の内容を充實し、名實伴ふアジア労働運動の中樞機關たらしむべし。本年

第二部第二篇 労働組合

五月アジア労働會議の結成を見たのは、東洋における労働運動の一エボックであつて、從來植民地化若しくは植民地視せられてゐた被壓迫民族大衆解放のために大なる期待をなすものである。更にこの會議に支那、波斯等の代表を加へ、内容を充實して極東における労働運動の參謀部たらしむべきである。三、海外労働運動との積極的連繫により戰爭の危機防止のために戦ふべし。國際労働機關アジア労働會議を通じて労働運動の國際的連繫を更に密接し、戰爭の危機防止のために、また反ファツシヨ運動のために戦ふべきである。四、自給、自足、孤立經濟主義に反對し、新たな國際經濟樹立のために戦ふべし。現在の爲替關稅鬭争、輸入禁止、輸入割當等の國際經濟戰が、結局その負擔を労働階級の上に轉嫁する事實を明白にし、經濟的國家主義を超克して、新しい國際經濟樹立の方針を示して戦はなければならぬ。この運動を通じてまた國際的と國內的運動の密接不離なる關係を明らかにすべきである。

（二）國內政策の要綱。一、労働立法の制定促進。現下労働運動の焦眉の急は労働立法の制定を促進することである。これがための從來の運動をより統一合理化し、急速に具現に努力すべきである。二、日本労働組合會議の擴充、日本労働組合會議が、名實共に日本における労働運動の中樞となりつつあることは疑ふべくもない。經濟的行詰りが深刻化し、各種の革新の氣運が擡頭すると共にその傾向は愈々強まるであらう。日本労働組合會議の線に沿ふ運動により精力的となると共に、それが支柱をなす覺悟が必要である。三、労働組合戰線統一の具體化。日本労働組合會議の結成

と共に戦線の統一は數歩前進したが、まだ残された分野は廣い。次の一步は組合會議加盟團體の合同統一、産業別整理の促進から始められなければならない。四、組合と政黨との連繫。闘争を政治的に展開することは益々必要になつて来る。大にしては日本労働組合會議と社會大衆黨との間における共同委員會の設置、小にしては社會大衆黨に對する積極的支持の方針を強化すべきである。政黨中立、政治的無關心の傾向に對しては出来るだけ克服して行かねばならぬ。五、ファツシヨ、日本主義労働運動對策。ファツシヨ反對は勿論、日本主義の名にかくれて御用組合を糾合し健全なる労働運動を阻害せんとする運動に對しては、積極的に戦ふべきである。唯その闘争は從來の如く機械的觀念的でなく、實質的であらねばならぬ。六、農村運動との提携。農村恐慌の深刻化、農村工業化の運動と共に、農村運動と労働運動との連繫は愈々切實となつて來た。これを積極的に進めることは現下の急務である。七、争議統制政策の採用、インフレーションの行詰りと共に、一九三五年度に於ては守勢的の争議發生の傾向ありと見なければならぬ。争議に對して從來の自然發生、放任主義の態度を捨て、現實的效果を収めると言ふ見地の下に一定の統制方針を採るべきである。

(三) 組合内部行政の要綱。一、産業別整理の促進。産別委員會を充實し産業別整理を促進す。二、共済、事業等建設的施設の實施、多年の懸案たる組合の建設的方面たる共済、事業施設を立案實施す。三、争議金庫制度の確立、争議金庫制度の實施は既に前年度大會に於て決定せられてゐるのであるが、不幸本年度におい

ては充分實施を見るに至らなかつた。一九三五年度においては是非とも實施せねばならぬ。四、教育機關の充實。機關紙、パンフレットは勿論、定期的なる學校講習會等の開催において組合員大衆の教育を充實す。五、人的結合の強化、指導者相互は勿論、組合員大衆の人的結合を強める。

三 日本労働組合總聯合

1 運動の概況

日本労働組合總聯合は、日本労働組合會議に加盟しつつ、他方では新日本國民同盟を支持し日本主義的諸團體とも聯繫がある。その最近の組織勢力は昭和九年四月の大會において組合側の公表するところによれば、九年三月十五日現在で二七、〇三六六、七、九月末現在の二五、四三七七人に比較して約千六百名の増加となつてゐる。總聯合の政治方針は、(イ) 國體を尊重し國情に即せること。(ロ) 統制經濟を實施し、搾取の廢棄を期することをその基底としてをり、従つて上述の如く日本主義的色彩が濃厚である。

總聯合全體としても組合會議加盟團體中最も右翼的であるが、就中東京聯合會は、昭和七年春の國防献金運動以來、九年四月の日本労働祭の提唱参加等を通じて漸次ファツシヨ的色彩を濃化し九年十一月の年度大會で新運動方針を決定し、判然日本主義を鮮明にした。この傾向の進展は、總聯合の組合會議脫退を今はたゞ時の問題としてゐるやうである。

最近の活動狀況については九年度大會の報告するところを前年度本年鑑に記述したので右を参照されたい。

2 大會・委員會・その他

昭和九年中に於ける大會その他の主なる會合を擧ぐれば左の如くである。

▲大阪聯合會大會（二月六日―於中之島公會堂）▲浪速鐵工恩加島支部結成大會（三月二十七日―浪速區大槻會館）▲本年度全國大會（四月十五日―於大阪中之島公會堂）▲愛知聯合會代議員會（六月六日―於名古屋東二葉町愛知聯合會）▲神奈川聯合會大會（十月七日―於横濱開港記念會館）▲硝子工組合全國協議會（十一月一日―於名古屋市公會堂）▲東京聯合會大會（十一月十一日―於芝公會堂）▲大阪電球勞働第二回大會（十一月二十六日―於浪速區大槻會館）

右のうち主なるもの、經過を述べれば左の如し。

昭和九年度全國大會―四月十五日、於大阪中之島公會堂。出席者九七名。議長坂本孝三郎氏。本部報告に對し本部のメーデーに對する態度、新日本國民同盟との關係、及びソシアル・ダンピング問題等に關する質問がなされた。議案審議は次の如し。「議事」一、臨時工制度の改革に關する件。二、船夫保護法制定要求に關する件。三、勞働爭議調停法改正の件。四、同一産業全國協議會結成の件。五、工場法改正に關する件。六、規約審議の件。（以上全部可決）宣言發表。新役員執行委員長坂本孝三郎、會計皆川利吉、執行委員高山久藏、宇野信次郎、高橋慶次、今井武吉、橋本定吉、森脇甚一、佐野好夫、森榮一、川島裕三、石井光長。

なほ本大會においてなされた活動報告は便宜上これを前年度本
年鑑に載録した。

第二部第二篇 勞働組合

東京聯合會大會―十一月十一日、於芝公會堂。同聯合會は一年の國防献金運動以來、本年四月の「日本勞働祭」の提唱等を通じて漸次愛國主義的色彩を強くし、本大會も著しく日本主義を宣明した。その産業勞働俱樂部への接近は、組合會議からの脱退を問近に豫想せしめるものがあつた。出席代議員二百餘名。議長高山久藏氏、副議長高橋慶次、高橋峰吉兩氏。「スローガン」一、勞働組合は愛國主義を基調とせよ。一、愛國的勞働組合の全國會議を促進せよ。一、勞働者團體非常時日本を克服せよ。一、産業協力は勞資信頼の徹底より。一、非國家的資本家を膺懲せよ。「議事」一、船夫保護法制定に關する件。二、組合機構統制促進に關する件。三、工場代表者協議會設置に關する件。四、運動方針に關する件。五、政治對策委員會に關する件。（以上全部可決）「新役員」會長高山久藏、主事兼會計皆川利吉。

大阪聯合會大會―二月六日、於中之島中央公會堂中 會場。出席代議員百二十名。議長今井武吉氏、副議長中本笹一氏。本大會においては從來の如き議案審議が一新され、恒常的委員會設置による組合内部充實の方法が採用された。「議事」一、事業部計畫委員會設置の件。二、消費組合對策委員會設置の件。三、勞働銀行調査委員會設置の件。四、勞働會組織の件。五、會計委員會組織の件。（以上全部可決）「新役員」會長今井武吉、主事橋本定吉。

大阪電球勞働組合大會―十一月二十六日、於浪速區大槻會館。出席代議員百九十八名。議長今井武吉氏、副議長酒井要次郎、栗山角次郎兩氏。「スローガン」一、勞資協力の合理化を圖れ。一、公正なる産業統制機關を確立せよ。「議事」一、解雇退職手當制定

の件、二、大阪電球各産業部門全組織の件、三、賃銀統制に関する件、四、相互共済金融機關設置の件、五、電球産業統制機關確立の件（各産業部門を包含する労働者と企業家との産業協力精神に基く産業統制機關を設置すること。本大會はこの勞資協力機關の設置によつて注目を引いた。）六、消費組合協會支持の件（以上可決）。（役員—組合長、今井武吉、書記長、栗山角次郎。）

3 運動方針及び綱領

總聯合としての運動方針は昭和九年度大會の大會宣言において見られるが（前年度本年鑑三〇三頁参照）、こゝには最近の傾向を代表するものとして東京聯合會大會（昭和九年十一月十一日）が決定した宣言をかゝけておく。

【東京聯合會大會宣言】（東京聯合會の「運動方針」としては別に發表されてゐるが、右は長文に亘るをもつて、こゝには大會宣言によつて、これを窺ふこととする。）

「日本の文化は維新を出發點として、從來の鎖國的態度を開放的進取的な態度を採らざるを得なくなり、次第に向上し、現今の文化を築き上げた。而しそれは、極めて急造であり模倣であり、物質萬能の文化であつて外觀上のみ成立つた文化である。そこに健全な實體をなす精神がなかつた。日本の現在凡百の悩みは總て茲にある。西歐に憧れアメリカに隨喜した文化が今、その内容を曝露し、破綻して來たのである。今日本の現状は非常時を以て傳へられてゐる。その根本は、日本精神を輕んじ、歐米主義に陥つた弊害であると斷ずることが出来る。教育上に、經濟上に、政治上に限りなき不正、害悪を冒しつゝあるは、單なる制度上の缺陷の

みではない。日本を襲ひつゝある非常時は外患のみではなく、これらの内患又非常時と云はなければならぬ。これらの克服の第一は、實に日本精神の確立であつて、吾々の爲さんとする心構は茲にあると云はねばならない。日本の急激なる文化の發達に幾多の矛盾と、害悪を發見すると同時に、これらの線に沿ふて發達し經過し來たつた、日本の労働運動並に農民運動は是また幾多の誤りを犯して來た。今工場に、鑛山に、農村に、海上に、幾多失業苦にまた生活苦に、悩みつゝ倒れつゝ行く同胞に、何等實質的救濟をなし得ないのが、日本の労働運動の實狀である。是の労働組合の實狀は、單に政府又は企業家の無關心、無慈悲、彈壓等を以てのみ、日本労働運動の無力を律することは出来ない。元來日本の労働運動は労働者自からの欲求に依つてなされたと云ふより、指導に依つてなされ、思想的に支配された事實が多分にあつた、歐米追隨の運動であり、唯物主義の範疇がら一步も出てゐない運動であり、功利的な立場にのみ立つて權利を主張し、自己の本分を盡す事をよくしない、相手の不信のみを責める事に熱中して階級闘争を事としてゐた傾向が多分にある。當然これらの動向は不道義な非産業、非祖國的な、日本の國情、國民性に相容れない運動に墮して仕舞つたのである。無論、企業の方針も左様であつたと云ひ得る。即ち勞資の立場は外道を踏んで來たのである。この不道義な運動が發展したとて眞に労働者の力たり得る事が出来ないのであると云はなければならぬ。本大會の使命は實に日本の労働運動の道義的確立と、愛國精神の高揚、即ち日本主義労働運動の採用にあると信ずる。今や何等の躊躇することは許さない。

過去の誤りは斷乎清算し、産業人としての自覺に徹し、その使命の遂行に邁進しなければならぬ。全日本の労働者諸君！ 茲に吾が東京聯合會大會は、産業人として、一は祖國日本の非常時を救ひ、一は日本の労働者として眞に労働者の味方たらんとするものである。即ち祖國日本の繁榮なくして何ぞ日本の労働者の幸福あらんとの心構である。今こそ、日本労働組合總聯合の全員を通じて、愛國精神を堅持し進んで愛國的労働團體の全國的結成に努力せんとするものである。かく吾々は訴へ、かく決意する處を率直に述べ、本大會の宣言とするものである。」

【總聯合綱領】

- 一、我等は労働組合主義に基き労働階級の解放を期す。
- 二、我等は團結の威力を以て公正なる分配の實現を期す。
- 三、我等は相愛扶助の信義を確立し以て新社會の建設を期す。

四、日本海員組合

1 運動の概況

昭和九年に入つて組合員十萬を突破したと報告された日本海員組合は、昨年九月赤崎組織部長の辭任をきっかけにその潜在せし内訌を暴露して以來、本年を通じて内紛は募る一方であつた。従つて、その外部的活動は、内部分裂に惱されて概して不振であつた。混亂の起りは組合會計の紊亂にあると云はれてゐるが、濱田會長を中心とする幹部派に對する反幹部派の攻勢は、濱田氏一派に對する告訴問題にまで擴がつた。かくして濱田氏が司法當局に召喚されて以來は、組合内の紛擾は一段と拍車を加へられ、各地の支部は異常なる

混亂を呈し、幹部の專斷、組合費使途不正、等々をあげて、謂ゆる革新運動は全國的に波及し分裂の危機に當面するに至つた。本部幹部派の地位は初めから不利に見えたが、この難局を乗切するため本部は遂に十月十八、十九兩日の第三回評議員會において革新同盟派幹部七十餘名除名の處分に出で、事實上組合は分裂を來した。除名された革正同盟派は、飽くまで分裂反對を高唱して現幹部の斷罪を主張して迫り、紛争は本年中においては終に解決に至らず、翌年に持ち越されるに至つた。但し革正派は量的には左して大でなく、その思想傾向はヨリ右翼的に見える。

以上は海員組合本年度の狀勢における暗き一面であるが、この紛擾を背景として、他方において組合は郵船、商船、近海郵船の三社に船員待遇改善要求を提起し一應の和協成立を得るに至つた。その詳細は後記の如くである。

いま昭和九年度大會報告によつて各方面における本組合最近の狀況を見るに左の如くである。

組織活動 まづ組織の方面に就いて見るに報告は云ふ、「本年度

に於ては別表の如く二千四百二十名の新加盟者を吾等の陣營に迎へ、組合員總數は十萬を突破するに至つた。此等の新加盟率を過去三ヶ年のそれに比較するとき

昭和六年度	新加盟者	四、八八二	新組織率	〇、〇五四
昭和七年度	新加盟者	二、七八五	新組織率	〇、〇二九
昭和八年度	新加盟者	二、四四五	新組織率	〇、〇二五
昭和九年度	新加盟者	二、四二〇	新組織率	〇、〇二五

であつて、一見その組織率は遞減の傾向を續けてゐるが、是は主

として本組合の傘下に結集せる勢力が漸く飽和状態に在ることを物語るものである。即ち本組合員が配置せられたる職場数（船舶数）を見るに、左の如く本組合の組織網がほぼ完成に近きことが明である。

一千噸以上 ○、九六二。一千噸—五百噸 ○ 六九七。五百噸—三百噸 ○、三六四。三百噸—百噸 ○、二〇五。百噸

—七十五噸 ○、〇九八。（昭和十年一月現在）

特に過去一ヶ年に於ける本組合運動が、内に反組合分子の熾烈なる攪亂運動があり、外に非常時の叶びに躍るファツシヨ勢力の一見魅惑的要素を有する運動があるにもかかはらず、尙ほ且新たな多数の同志を迎へ得たことは、健實なる労働組合主義に基く本組合の運動がよく海上大衆の實感に觸れつゝある證左でなければならぬ。次に、

爭議活動 の方面に就いて本組合運動を見るに、「主要なる交渉のみに就いて見るも

- 一般交渉 一六
- 賣船手當交渉 三
- 漕難手當交渉 八

總計二百八件に上つてゐるが、全般的に是を觀察するとき、同年度に於ける特殊の現象は日本經濟界並日本海運界が等しく肯定する好調に對應して、多年不況の重壓と戦ひつゝ、消極防衛を續けて來た本組合が、相當積極的行動に出た事實である。是を交渉記録の中について見るに一般的交渉百七十八件の内、實にその八割までが本組合の能動的要求に基くものである。即ち、

給料増額	件數	適用船舶數
手當増額（新設及復活を含む）	三	七
増員	七	一、八九〇
増食料増額	三	三
合計	一七	二、〇六三

更に此外廣汎に互る労働條件協定が二九件、適用船舶三六九隻に上つてゐる事實は、海上未曾有の騷擾の裡に尙且本組合が或は日本郵船、大阪商船並に近海郵船の各社に對して廣汎なる労働條件改善の要求をなし、或は日本船主協會に對して職長及機關部員手當の要求を敢てして、よく海上大衆の要望に酬ひえたことを裏書するものと言はねばならぬ。然しながら本組合が多年に亘り強力なる産業協力の運動を進め、而して着々とその實績を擧げ來つたにもかかはらず、一部船主中組合内紛を機として組合破壊の策動を敢てせるものがあつた事實は、吾々の最も遺憾とする處であつて、吾々は労働組合の本質的立場より、此の如き逆襲に對しては斷乎として停船を賭して是に應戦し、労働者の團結權並罷業權を確立せしむるがために抗争を敢てしたことは、過去一ヶ年間に於ける組合の積極的運動と相俟つて、産業協力運動が斷じて労働者の一方的犠牲負擔をのみ意味する卑屈なる方針に非ざることを、從來組合運動方針を誤解乃至曲解し來つた一部人士に對して事實を以て正當に理解せしむるに役立つであらう。」

政治活動 本組合政治部は……日本労働組合會議政治委員會並びに社會大衆黨と緊密なる有機的連絡を保ちつつ活動したのであ

る。就中、社會大衆黨は我が國唯一の無産政黨として、無産労働者農民の階級的利害に立脚しつつ政治運動象面に於ける活潑なる闘争を敢行しつつあるのである。無産階級運動の政治的表現、それは無産政黨によつて遺憾なく發動されつつあるものでありそれを支持することによつて政治部活動の任務の一半は遂行されたりとは言へ、それを以て萬全を期し得らるるものではない、組合員の政治教育並びに組合運動の政治運動への繋り發展が是である。斯くて政治部の活動は、第十三回大會の議題として取上げられたる「労働時間制」の問題、「労働組合法」の制定要求の問題「船員法改正」の問題等々の具體化のために闘争しなければならなかつた。それらは、日本労働組合會議政治委員會の活動範圍に迄發展せしめられた。

國際的活動 「労働組合主義を以てその運動の基本的指導精神となし外來の思想たる共產主義並びにファシズムを共に排斥して進んで來た我組合が「我國情國民性に立脚し、労働者の實感に觸るる現實の問題を、主として經濟的に解決せんとする」その從來の方針を擴大延長する意味に於て、或はI・T・Fに加盟し、或は國際労働總會に代表を派遣した態度は、恰かも我國々策と合致するものであつて、今日に於ても勿論今後に於ても毫もこれを變革する必要を認めないのである。以上の精神はやがて過去一ヶ年間に於ける我組合國際部の態度及び活動となつて現はれ、I・T・F及びI・F・T・Uと協力して、或は海事聯合委員會（昭和十年三月八日巴里にて開催）に對する態度となり、或は米窪國際部長の國際労働理事會正理事就任（昭和九年六月）となつたのである。」

第二部第二篇 労働組合

失業海員救濟事業 「昨年度に於て、全國十四ヶ所の各本支部所在共済部に於て收容したる延數は、人員に於て一九、一七八人、支給金に於て二八、六四六圓三四錢に及んでゐる。之を數的に前年以前に於ける授産事業の收容數と比較する時適用者數の減少を印象づけるものがあるが、是は主として前述の如き諸原因に基づく失業海員數の減少、救濟制度擴大化の本質に據る規約改正等々によるものであつて、此の如き事業經營の裡に本組合の國家産業協力の運動が着々具現されつつある事實を看取しなければならぬ。本事業の實績に鑑み主務省又補助を約して本年も引續き救濟事業を繼續し得る運びとなつたのであるが、此種施設が單なる失業救濟の範疇を脱し漸次失業保險制度にまで發展移行しつつあることは吾國労働組合運動に重大なる意義と影響を與へるものであると確信する。」

船員待遇改善要求の運動 本組合は郵船、商船、近海郵船の三社に對して海運界の好轉に伴ふ船員待遇改善の要求を提出し屢々折衝するところがあつたが、終に本問題を議する海事協同會特別委員會が九月二十七日午後二時から神戸市京町の同會で再開され、協議の結果、午後七時四十分に至り左の如く和協成立、更にこれを本委員會に報告満場の賛同を得て同八時二十分手打ちを終へた。その解決條項は次の如くであつた。

【解決條項】

三社共通——一、年二回昇給の詮考をなし經過年數を考慮すること。二、食糧の改善に努力。三、需給關係より見たる機關部員の特別手当支給は船主側で考慮し船員側で最近の海事協同會に一

般問題として提出してこれを議事録に止めておく。四、各職長の待遇改善については努力す。郵船、商船——一、航海手當は最近擡頭したるものの全員にわたり増額す、年度手當は會社の營業成績に應じて考慮。一、海外における食料品積込入夫會社配給は考慮。郵船、近海郵船——一、夜荷役手當は必要と認め調査研究する。郵船のみ——一、艙口蓋開閉に船員を使用するときの手當は最低二割を増額、仕事の難効を考慮。商船のみ——一、内航船乗組員の待遇改善に努力。近海郵船のみ。——一、退職手當の支給は年内に成文化して實施。二、年度手當の増額は營業成績に應じて考慮。なほ乗組定員の復舊（商船、郵船のみ）は條項に入れず、不文のうち諒解し必要に應じ船長の要求があつた場合増員するといふ暗黙の協定がなされた。

2 大會・その他

▲第五回評議員會（二月十二日—於神戸組合本部）▲第十三回全國大會（五月七日—於神戸組合本部）▲第二回評議員會（七月二十日—於神戸組合本部）▲第三回評議員會（十月十八・十九日—於神戸日本海員會館）

第十三回全國大會—五月七日、於神戸組合本部。出席代議員八〇〇名。議長濱田國太郎氏。先づ昭和八年度事業報告及會計報告があつて異議なく承認。議案審議は左の如し。「議事」一、船内労働時間制定の件。二、年二回定期昇給制度の確立に關する件。三、各種手當の復舊並に獲得に關する件。四、船舶乗組定員制確立並に減員復活に關する件。五、食糧改善並に食料金割増統一に關する件。六、ダイゼル船機關部員の増員並に保健に關する件。七、

官船乗組員の労働條件及船内待遇に關する件。八、最低賃銀制度の噸數差別撤廢に關する件。九、労働組合法の制定及實施に關する件。十、港内航通機關の公營及改善に關する件。十一、退職金支給制度確立に關する件。十二、各船に司厨長又は賄長を乗船せしむることに關する件。十三、船員法改正實施促進に關する件。十四、大會宣言。（以上全部可決）

第三回評議員會—十月十八、十九日の兩日に亘り評議員會を開催、一、會計報告承認、二、事業報告承認、三、人事に關する件、四、郵、商、近郵屬員待遇改善要求解決經過報告、五、阪神地方大風水害被害海員救濟報告等に關して評議し、問題の組合内紛擾については「豫め通告せる議題のほか、組合を攪亂し、組合規約第九條規定の精神に違反する言動を爲し來りし七十四名の組合員を除名するの止むなきに至つたのであるが、被除名側即ち組合攪亂の運動を爲す事のみを目的として結成されし所謂日本海員組合革正同盟及び最近その尻馬に乗つてこの反對運動に合流するに至れる日本海友俱樂部は、極めて公平合法的に開催されし右評議員會に對し、彼業の常套手段たる荒唐無稽誠に笑ふべき逆宣傳を流布して居る現状に對し、右評議員會の開催及決定經過を叙述して廣く組合員諸君に報告するものである」として長文の報告書を發表した。

3 運動方針及綱領

日本海員組合の運動方針をその大會宣言について見れば左の如くである。

【宣言】

我等はいま我國労働運動史の上に一轉期を劃せんとする重大なる時期において、意義ある日本海員組合第十三回年度大會を迎へた。

労働運動に對する我等の信念、我等の理想、我等の熱情は今も昔も決して變るものではない。労働條件の改善、社會的地位の向上こそは、我等の理想であり、支配階級に對して或は闘争し、或は協調することは實にこの理想を實現するための手段と戰術に過ぎないと我等は固く信じてゐるのである。

我等が團體協約をもつて労働運動の有力なる手段となし、産業協力をもつて非常時的對策となす所以は茲にあるのである。

しかしながら労働階級の眞面目なる苦闘の酬ひられざること既に久しい。幾度か熱湯を呑み幾度か裏切られた。我等が多分の考慮を拂ひつゝある國情國民性も、支配階級の作爲的偽裝にすぎざる非常時の美名に歪曲されて、今や完全に行き詰れる資本主義經濟機構の打開策乃至延命手段として利用されつゝある現状にあるではないか。即ち自由主義的發展に行き詰れる我國資本主義は、一方においては日滿ブロック經濟政策の實現に向つて、又他方においては「労働者の勤勉」なる美名に蔽はる低賃銀と長労働時間をハンディキャップとする日本商品の海外進出において、その活路を見出さんとその我利的努力を傾倒してゐるのである。

齋藤非常時内閣組織されて既に二年有半、議會の開かるゝ事數回、しかも一片の勞働法制、一個の社會政策的施設だに提議されざる事は、いかに、我國政府が産業振興の原動力たる労働階級の存在價値を無視し、その希望乃至要求に冷淡であるかを雄辯に物

語るものでなくして何である。しかも政府及使用者階級は外に向つては労働條件の低劣ならざる事を強辯し、舉國一致國論統一の美名の下に労働階級も亦これに合流すべき事を強ひて居るのである。

我等は斷乎として茲に宣言する。今日我國産業が破竹の勢を以て海外に進展しつゝある事は、我國労働者が國家産業のために忍ぶべからざるを忍び、堪ゆべからざるを堪へ、異常なる犠牲を拂ひつゝあるその低賃銀と長労働時間の賜といはなくてはならない。労働階級のこの涙ぐましく謙虛的態度に對し、政府當局及使用者階級たるもの今において反省しその不遜我利の態度を改むべきである。

我等は産業協力のために讓るべきものは讓り、拂ふべき犠牲は拂つた。今こそ我等は決然として從來の態度を改め、その最小限度の要求を爲すべき時に到達せる事を認むるものである。

最小限度の要求とは何ぞや！

労働組合法の制定である。船内労働時間制の確立である。各種手當の復舊並に獲得である。船舶乗組員制の實現である。

其他本大會において決議されたる事項の實現である。しかもこの我等の要求は、かくすることによつて産業において濫用されつゝある労働力を蓄積し、將來當然發生すべき能率の低下を未然に防ぐと同時に、勞資の和協的關係を實現し、産業平和と能率増進を確保する結果を招來することを確信するからである。

偽裝非常時の正體白日の下に暴露されんとする今日、我等は日本海員組合第十三回年度大會において高らかにかく宣す。

【綱領】

- 一、我等は我國特異の國情と國民性に立脚し労働組合主義に基き民族性及人間性の全面的把握をなし正義と自由の確保を期す。
- 二、我等は合理公正なる經濟的並に政治的行動を通じて無産階級の解放を期す。
- 三、我等は労働團體の組織團結の威力を以て海上労働大衆の生存權の徹底的確立を期す。

五 日本港灣従業員組合

昭和八年單一組合として結成した日本港灣従業員組合（前年度版参照）は昭和九年度においては大會を開催しなかつた。その主要なる活動としては大阪の大正運輸争議に對する支援活動があげられる。主なる會合は左の如し。

- ▲港灣従業員組合第三回中央委員會（二月十三日―於神戸海員組合會議室）
- ▲港從名古屋支部委員會（三月十日―於名古屋支部）
- ▲港從組合常任委員會（三月十日―於神戸本部）

港從は組合會議加盟の組合であるが、其掲げる綱領は左の如し。

【綱領】

- 一、我等は團結の力と自治的訓練により生活の向上を期す。
- 二、我等は相互扶助の精神に基き共同福利の増進を期す。
- 三、我等は交通運輸労働者の社會的使命の完成を期す。

六 官業労働總同盟

1 運動の概況

官業労働總同盟は、昭和九年現在において加盟組合八、組合員一萬五百七十三名と報告されてゐる。本年度においては淀橋煙草従業員組合が解散を見たので、一組合を減じたが、組合員数は昨年と大差がない。九年七月現在における加盟組合は、陸軍労働組合協議會を構成する東京工廠従業員組合、名古屋向上會、大阪向上會、大倉革正會の四組合、煙草労働組合協議會を構成せる芝煙草従業員組合名古屋煙草従業員組合、大阪煙草従業員組合の四組合、および大阪市従業員組合の八組合である。

いま本年度の大會報告に基づきその組織および運動狀況の一斑を窺うに次の如くである。

組織狀況 報告によると、第十五回大會當時の本同盟は省別協議會二、聯合會一、加盟組合九、組合員總數、一〇、四七七名であつたが、本年度に於て淀橋煙草従業員組合が工場當局の壓迫のため七月を以て遂に解散の止むなきに至り、現在では省別協議會二、聯合會一、加盟組合八、組合員總數一〇、五七三名と言ふことになつてゐる。しかし乍ら淀橋煙草の一部は東京市内煙草工場にも呼びかけ最近東京煙草労働組合準備會を組織し正式發會後は本同盟加盟を條件に機關紙の配布並びに援助を求めて來てゐるが其の數今の處僅かに三十三名に過ぎない。昨年度に比し、會員總數の上に大した變化はないが、東京工廠の移轉に依つて幾分減少し向上會大被支部並びに市從に於て幾分の増加を示してゐる。尙組

織部として重要な事は東京工廠の小倉移轉に依つて官勞の東京に於ける勢力が殆ど無くなるといふことである。この中央に於ける勢力の消長は本同盟には重大なる關係あるものにして今後此點に關して相當考慮を要するであらう。而して現在では小倉工廠内に於ては革正會と東京工廠従業員組合の二組合があるわけであるが、東京兵器の移轉完了と共に當然一つの組織となるであらうことを附言して置く。」

活動狀況 まづ陸軍關係を見るに、「昨年度大會に於て議決されたる事項中陸軍關係に於て實現を見たるは期限付工の普通工編入の件のみにして、九年度に於て、千數百名の臨時工が普通工に編入された。本同盟多年の要望たる共濟組合の法人化並びに年金制々定は未だ實現の運びに至らない。しかし乍ら年金制々定については當局も斷念せられたものではなく毎年大藏省に豫算を要求してゐるのであるが、他に緊急を要する經費が多いため削除されて來たので今一息の努力を要するであらう。尙幼年工の賃銀問題は八年度に於て初任給十錢の値上をみて以來年々改善されつつある。年末年始及び陸軍特種の休日給全額支給の件中特に陸軍特種の休日については當局も考慮を約束せられた。次に、第二回中央委員會の決定に依る共濟組合資金で住宅組合經營の件は、始めての要求であるため當局に於ては意見はないが、將來研究の上充分考慮するとの言明を得た。その他重要な問題は第六十四議會に於て昭和十六年度移轉完了の豫定であると言明を得てゐた東京兵器製造所の小倉移轉は第六十五議會に於て昭和九年に於て殆ど完了する旨答辯があつたので本同盟は東京工廠従業員組合と協力

して運動をしたが従業員の處置及び其の他について誠意ある回答を得九月中旬を以て全従業員（普通工）の約半數（五百餘）の移轉を終了するが殘る大部分は本年度内に移轉することになつてゐる。」

次に「專賣局關係について見るに專賣局關係に於ては大會決議事項は今日迄のところ實現されたるものがないのは遺憾であるが前年度に於て實勞働八時間制の實施、退職手當法の制定等の大問題が解決された後であるため止むを得ないであらう。しかし乍ら功程拂の廢止に關しては當局に於ても相當考慮されてゐるから來る一ケ年中に努力すれば實現必ずしも困難ではない。その他、淀橋工場の移轉問題及び名古屋工場の刻作業問題について活動するところがあつたが、兩問題とも未だ確定はしてゐないものの如くであるが、何れにしても近く解決を要することであるので關係組合で充分對策を講ずべきであると思ふ。尙昨年度大會で緊急上程された大阪工場内に於ける淨化問題は有利解決した。」

市從關係については次の如く報告されてゐる。大阪市從は共濟組合退職給與金の市電並増額を多年の要求として來たが、八年十月十日より幾分の改善を見た。尙ほ「十月十八日三十一項目に互る嘆願書を提出したが九年一月二十四日八項目の實現考慮の回答を得た。その他、大阪市從は組織の進展と相まつて運動を進め着々待遇改善に成功してゐるが、土木部東部出張所島本主任の解職問題等についても怠業をもつて有利解決した。」

2 大會・委員會

その主なるもの次の如し。

▲大阪聯合會執行委員會（八月十三日―於組合事務所）▲第十六回全國大會（九月二十三・四日―於大阪天王寺區役所講堂）▲第一回中央委員會（九月二十四日―於大阪福助旅館）▲大阪市從業員組合擴大執行委員會（十日二日―於組合事務所）▲大阪市從業員組合第六回大會（十一月三日―於天王寺區役所講堂）

第十六回大會―九月二十三・二十四日、於大阪天王寺區役所講堂。出席代議員七四名。議長西浦宇吉氏、副議長辻井安治郎氏。

〔大會スローガン〕一、非常時藉口の減首減給労働強化反對。二、臨時雇傭制度反對。三、賃銀値上による大衆購買力の増進。四、産業労働政策を樹立しろ。五、労働組合法を制定せよ。六、官公業の労働戦線統一。〔議事〕一、退職手当増額の件。二、成年工及少年工の昇給率改正の件。三、陸軍特殊休日並年末年始日給金額支給の件。四、失業救済事業擴大即時實施に關する件。五、期限付職工待遇改善に關する件。六、市井注文増加による廠内作業減少反對の件。七、大阪市從業員待遇統一改善の件。八、昇給延期賞與減額反對の件九、陸軍職工規則第二十一條及第二十三條改正に關する件。十、請負制度即時撤廢の件。十一、組長、公長互選の件。十二、共済組合資金で住宅組合經營の件（中央委員會に一任）。十三、共済組合年金制實施促進の件。十四、労働組合法即時制定要求の件。（以上並外十項全部可決）

大阪市從業員組合第六回大會―十一月三日、於天王寺區役所講堂。出席代議員百五十七名。議長川村保太郎氏、副議長藤原惣太郎、中村俊彦兩氏。〔スローガン〕一、組合強化の倍加運動を起せ。一、労働悪市條令の改廢。一、賃下首切労働強化絶対反對。

一、共済組合の徹底的改善。〔議案〕一、市交付金の増額による共済組合徹底的改善の件。一、健康保險改善の件、一、賃下首切労働強化絶対反對の件。一、既往要求實施促進運動に關する件。外十八議案。〔新役員〕委員長川村保太郎、主事市道與吉、會計森岡峯雄、山下清太郎。

3 綱 領

- 一、團結の力に依り着實なる方法を以て労働條件の維持改善並びに社會改造の目的を貫徹すること。
- 二、組織なき官公業労働者に團結を促すと共に純眞なる他の労働團體と提携して共同戦線に就くこと。
- 三、加盟團體の統一を圖ると共に官公業労働者に共通せる各種の労働問題を解決すること。

七 日本製鐵從業員組合

1 運動の概況

昭和八年、製鐵合同法案の議會通過を機として、從來八幡製鐵所において對立の形にあつた日本製鐵労働組合聯合會と労働組合同志會（官業總同盟加盟）とは強力なる單一組織に合同するの必要から八月二十六日結成大會を擧げて成立したものである。「健實なる労働組合主義」を標榜し、日本労働組合會議に加盟してゐる。組合員は昭和九年大會當時一萬二千五百名と報告されてをり、西日本唯一の大組合である。昭和九年の大會の狀況は左の如くである。

日本製鐵從業員組合大會―九月二十一日、於八幡市大谷會館。

議長谷口友太郎氏、副議長幸義知氏。「議事」一、規約改正に関する件二、収入増加に関する件。三、職夫待遇改善に関する件。四、退職手当増額に関する件。五、住宅料支給に関する件。六、割増本給繰入に関する件。七、中元、年末賞與増額に関する件。八、共済組合法人化促進に関する件。九、日鐵會社政黨化及財閥代表増員反對の件。十、一週四十八時間労働制實施に関する件。十一、完全労働組合法制定要求に関する件。十二、出張旅費の規定通り支給並に前拂要求に関する件。十三、安全運動に関する件。十四、製鐵首脳部と組合幹部と座談會開催に関する件。

〔役員〕 組合長加藤良左衛門、副組合長土佐野愛藏、吉田八十吉、主事嶺慶二。

2 綱 領

【綱 領】

- 一、われ等は相愛互助の精神に沿ひ、知識の啓發技術の進歩徳性の涵養を圖り、自己の向上と完成を期す。
- 一、われ等は製鐵産業の重要性に鑑み、全従業員の自主的組織と訓練に依り、製鐵産業の平和と發展に協すると共に労働條件の維持改善並びに共同福利の増進を期す。
- 一、われ等は國情に即し、健實なる労働組合主義に依つて産業に協力し、合理的なる社會進化を促進して健全なる新社會の建設を期す。

八 日本労働總聯盟

日本労働總聯盟は、大阪及び名古屋を中心に官業労働従業員を主

第二部第二篇 労働組合

體とする純向上會の改組によつて、昭和六年五月生誕したものである。昭和九年現在、組合員八、六九二人、加盟組合数は三地方聯合會、二〇組合、六五支部と報告されてゐる。その主要方針は團體協約運動、争議最少化であり、日本労働組合會議に加盟してゐる。本年度も大會を開かず、屢々役員會を開いて運動を進めた。會長、八木信一氏。

【綱 領】

- 一、我等は團結の威力と組織の完成とに依りて労働階級の使命を完ふせん事を期す。
- 一、我等は相互扶助の精神を基調として凡ゆる有效なる戰術を以て労働階級の經濟的福利の増進を期す。
- 一、我等は加盟組合の統一を以て進むで理想的新社會の建設を期す。

九 東京瓦斯産業労働組合

1 運動および方針

本組合は、幾分合法左翼的傾向をもつてゐた元の東京瓦斯工組合の分派せるもので、昭和八年二月四日結成せられたものである。その成立に至る経緯については本年鑑前年度版にやゝ詳しいので茲に繰返へさないが、昭和九年四月現在における組織は十支部、組合員一、三六八人と稱してゐる。いま九年度大會において決定された本年度「運動方針要綱」によつてその最近の運動傾向を窺つてみる。

- 一、産業協力―我々は既に當該産業圏内に於て資本家と徹底的に對立抗争することは現實的立場から見て殊に我瓦斯事業の如き

公共的重要性を持つ産業に於ては決して労働者自身の利益と生活を擁護する所以に非ざることを悟り、結成以來其主旨に基いて健實なる方針を以て進んできた、然しそれは極めて消極的態度であつて眞に斯る方針を徹底せんとするには積極的に産業協力の旗印を鮮明にしなければならぬ、即ち斯る積極的態度は産業の発展を助長し繁榮をもたらし、従つて従業員自體の利益と生活をも向上せしめ得るものと確信する。而して産業協力と云ふことは單に言葉の上氣持の上、況んや資本家の命令的行動だけでは行はれるものではない、労資間の完全なる計畫的、組織的共同動作に依つて初めて實現され得るものである。即ち産業協力の徹底に團體協約の必要なる所以である以上の見地に基いて今後に於ける産業協力運動は先づ團體協約の締結を先決問題として漸次具體運動へ進むべきである。

二、組織統一—我が瓦斯従業員の組織體は現在七組合に分割されてゐるが斯る現象は不自然も甚しく、且つ産業上に及ぼす、有形無形の悪影響も亦尠くない、これを確固たる統制力を有する單一體に組織し、健全なる發達を促し、其組織を根幹として資本家側と團體協約を締結することが我瓦斯産業の繁榮と而して従業員自體の利益を助長する最良の策であると信ずる我組合は如上の主旨に基いて全従業員の組織統一の爲めには多少の犠牲は忍んでも其實現に努力すべきである。但し右の如き統一は飽くまで各組合の自發的意志に基くものであつて其間不純な第三者の介入や反動性があつてはならない、斯る不純分子の介入による反動的統一は右の主旨に反する結果を招く處の敗北的統一であり終局に於て再

分裂を招くに至ることは必然である。

三、待遇の防衛と向上—現在會社の營業狀態は根本的には従業員の待遇を低下すべき何等の悲觀材料はなく寧ろ積極的に改善向上を求むべきでさへある（會社自ら斯く言明してゐる）と云ふ現狀に鑑みて、かつて昨年度に於て歎願し未だ解決を見ざる集金員に對する雨具給與の件は勿論本年度の大會可決になる一切の待遇改善案の實施、更に進んでは退職手當、精勤休暇給與條件其他一切の労働條件の修好的改善に努力すべきである。

四、對外的行動—我組合の社會的政治的行動の基幹は原則として日本労働組合會議であり、社會大衆黨である、従つて我組合の社會的活動の方針は此兩者の指導精神に負ふべきこと勿論であるが、然し乍ら我組合は其指導精神に背反せざる以上其社會的活動の提携を此兩者のみに限定せず、進んで廣く他團體と協力して我組合に與へられたる一切の社會的任務に努力すべきである。

九年度發表の支部人員數は左の如し。

金杉支部八四人、淺草支部二四五人、神田支部一九四人、本所支部二二二人、赤坂支部八五人、澁谷支部七二人、麻布支部一〇八人、中野支部一五四人、戸越支部一〇人、蒲田支部一三四人、合計一、三六八人。

2 大會・その他

その主なるもの次の如し。

▲東京瓦斯産業労働組合年次大會（四月七日—於芝浦會館）▲産業協力施設研究委員會（八月一日—於本部）▲消費組合設置研究委員會（八月三日於本部）▲家屋建設委員會（八月六日—於

本部)

東京瓦斯産業労働組合大会—三月七日、於芝浦會館。出席代議員七十七名、傍聴組合員百五十名。議長小林健一郎氏、副議長野口鶴吉氏。「大會スローガン」一、反動と分裂の嵐を蹴つて全瓦斯の統一へ。一、労働強化、嚴罰幟首絶對反對。一、強固なる團結をもつて既得労働條件を守れ。一、正義の信念と行動をもつて一切の彈壓を蹴飛せ。一、東京瓦斯産業労働組合擴大強化萬歳。「議事」一、宣言發表の件(可決)。二、消費組合設置研究に關する件(可決)。三、團體協約締結に關する件(可決)。四、瓦斯従業員組織統一に關する件(可決)。五、本部規約改訂の件(可決)。六、本部家屋建設に關する件(可決)。七、共濟會の内容充實に關する件(可決)。八、作業服改善に關する件(可決)。九、外套支給期短縮に關する件(可決)。十、會社使用人の瓦斯代割引率引上に關する件(可決)。十一、昭和九年度運動方針の要綱(可決)。「新役員」執行委員長小林健一郎、書記長高橋清人。

なほ九年二月現在の役員は左の如くであつた。

執行委員長小林健一郎、書記長高橋清人、財政部長田口角藏、教育出版部長大門亨、組織宣傳部長小原直太郎、調査部長神田幸七郎、政治部長石添龍太郎。

3 綱 領

【綱 領】

- 一、我組合は労働階級の利害に立つて全組合員の團結と協力に依り労働條件の維持改善を期す。
- 一、我組合は組合員の組織的訓練に依り社會的地位の向上を期す

第二部第二篇 労働組合

一、我組合は労働階級の戦線統一を促し、大衆的組織に依て資本主義社會の矛盾を是正し、以て労働者の解放を期す。

十 東電従業員組合

1 運動および方針

曾ては戰鬥的組合として合法左翼の陣列にあつた本組合は、昭和七年には労働組合會議に加盟し、八年に入つては更に一段と右へ進んで猪突的闘争主義を排して「従業員第一主義」のもとに幟首食止め主力をそゝいで來たが、九年に入つても同じ方向に進み、本年度大會においては總同盟と同様の「健全なる労働組合主義の徹底」を標榜するに至つた。その運動方針を窺ふために、本年度大會(九年三月)における一般運動方針書の一部を見るに左の如くである。尙ほこの點については後掲の大會宣言をも参照。

〔一般運動方針書〕(抜萃)我が組合は以上述べたやうな頗る窮迫せる情勢の中にありながらも、組合最大の能力をもつて僅かに自己陣營の整備と東電資本家の巧妙なる攻勢を辛うじて防止するの狀態におかれてゐる現状である。従つて現状における我が組合は労働者の連帶性は意識するも、その行動への積極的参加は殆んど不可能におかれてゐる。従つてかゝる運動は我が組合の支持する社會大衆黨並に日本労働組合會議の運動を通じて、僅かにその職分を果すの餘儀なくされてゐる。従つて我々はかゝる現状を打開して行くためには何より先づ對東電闘争の方針を通じての東從組合の擴大強化、即ち潰滅支部の再建、組織従業員の獲得、組合内部の充實こそ當面の任務でなくてはならない。

2 大會・その他

本年中の主要會合は左の如し。

▲東電従業員組合第九回執行委員會（二月十七日―於組合本部）

▲第十回執行委員會（三月十一日―於組合本部）

▲第八回年度大會（三月二十五日―於東京芝浦會館）

▲第三回執行委員會（五月十一日―於組合本部）

▲沼津支部結成大會（六月五日―於沼津三島町堀井宅）

▲第四回執行委員會（六月十三日―於本部事務所）

年度大會の經過を述べれば、

東電従業員組合第八回大會―三月二十五日、於芝浦會館。社大黨代表三輪壽莊氏祝辭をのべ、東電最近の傾向に關聯して友誼的立場から批判的意見を述べたことは注目された。議長岩永榮一氏。「スローガン」一、減賃下げ絶對反對。一、東電従業員組合擴大強化萬歳。一、健全なる労働組合主義の徹底へ。一、定期昇給を即時實施せよ。「議案」一、缺員補充の件。二、強制販賣の絶對反對に關する件。三、差別待遇絶對反對の件。四、危険作業特別保護法制定の件。五、定期昇給促進に關する件。六、一般運動方針書。（以上全部可決）「新役員」執行委員長岩永榮一、執行委員池上榮吉、小田島權太郎、鈴木作三郎、土橋善磨、今野正雄、他。「大會宣言」（抜萃）「……吾々は先づ東電従業員の城塞東電従業員組合の擴大強化こそ、與へられた任務であり、且つ支配階級に對しての偉大なる示威と思ふ。吾々は今後産業協力の旗を掲げ健全なる運動を押し進めて東電従業員の生活擁護の爲めに闘ふと同時に微力ながら日本労働組合會議を支持して戦線の統一と労働者

の向上の爲めに、たゆみなき努力を続けんとするものである。」

3 綱領

【綱領】

一、我等は組合員の協力により生活向上を計ると共に無産大衆の解放を期す。

一、我等は公共産業労働者の大同團結を計り全國的總聯合を目標す。

十一 海軍労働組合聯盟

1 運動の概況

海軍労働組合聯盟は吳海工會、横須賀工友會、佐世保労働會、舞鶴共立會、廣廠工僚會、徳山燃工會、平塚綱愛會より成る。海聯の昭和九年度の活動において注目すべきものは、何よりも新情勢に應じてその綱領を改正したことであらう。新綱領は、別項にその變更の理由とするところと共に之を掲げておいた。前年度大會の決議に基づき要求貫徹の運動も、次に掲ぐるごとく好結果を收め得なかつた。いま「第十二回大會議事録」によつてその状況を見るに次の如くである。

決議事項請願の成績

一、定期賞與復活に關する件（本件に關しては軍縮整理以來終始一貫せる熱意を以て復活實現に努力した結果支給期を年二回に改正することは容認せられたるも、其の増額は非常時豫算の窮迫せる現状より見て徹底的に労働報國の實を擧ぐるに非ざれば當分期待を持つ能はざるものと考察せらる。）一、依願解備者に退職手

當金額支給方の件（當局に於ても本件に於ては非常時工作實施中到底實現不可能と認めらる。）一、工務規則第二十八條第一項第十號改正の件（各工作廳に於ては本條文の運用に就て海軍聯盟の要望に添ひある實情にあるを以て殊更規則改正の要なかるべしとの當局の意嚮である。）一、昇給配布額増加の件（本件は第四回大會以來我聯盟の運動中最も重點を置いた懸案の一つであつたが切迫せる非常時豫算にも拘らず本年五月の昇給期に於ては吾等の要望を認められ僅少ながら増額せられたことは諸君と共に同慶を頒つものである。）一、海軍共濟組合脱退年金基準額増加の件（本件は海聯創設以來の懸案であつて、不斷の努力を以て之が實現方を當局に要請し來つたが毎回共濟組合の基礎計算上不可能なりとて今尙解決の運びに至らざるが今般制定せられた海軍共濟組合諮問委員會の活動と相俟つて基礎計算の内容を知悉することに依つて對策を講ずべきである。）一、共濟組合の經營に特別委員を設け組合員に參與權を與へられ度件（我等が多年要望して熄まなかつた共濟組合法人化は海軍當局の理解ある援助ありたるにも拘らず四圍の情勢上直ちに實現困難なる實狀に鑑み、海軍限り實施可能なる本件を提案したのであるが幸ひにも當局は海聯の誠意を諒とせられ今回共濟組合諮問委員會を制定せられるに至つた。無論諮問委員會制は海軍聯盟の志向せる參與權とは全く其の本質を異にするのであるが組合員の熱意を以て其の運用の妙を得ば我等の要望する以上の成果を期し得られることは明かである。要するに法は死物であつて之を生かすは法を運用する人にはあることを識り積極的に本制度を利用して我等の目的を達成すべきである。）一、團體

交渉權確立に關する件（團體交渉權の問題も亦海聯結成當初よりの懸案で當局に折衝すること既に十年の歴史を有するに拘らず今尙些の進展を示さざるは當局に於て軍令に依る命令系統より絶對不可能なりとせらるる故であつて本案は極めて暗澹たる前途を有するのである。然し乍ら實際問題として團體交渉權を有せざる海軍聯盟がその機能を遂行するに當り左まで痛痒を感ぜざる今日名を棄て實を獲る意味に於て尠くとも勞働組合法が制定に至るまでは本決議を解消するを有利なりと考察せらる。）一、酷暑日課中晝食休憩時間を十分間延長せられ度件（暑熱灼くが如き炎天下の作業或は蒸風呂の如き艦底作業等酷暑日課季に於ける從業員の苦痛と疲勞とを訴へ能率に及ぼす影響に就て實例を擧げ、極力當局の諒解を求めたる對して、當局の見解は晝食休憩時間の延長は其の必要を認むるも非常時工作實施の今日就業時間の短縮は到底容認し難し、但し就業時間を短縮せずして本案を實施するとせば就業時間外の朝夕の時間を割くか或は現制午後の休憩時間を以つて之に充つるの外なしとの事であるが我等も非常時の今日能率増進上慎重なる研究を要するものと認めらる。）一、靖國神社春秋例祭日に給料支給方の件（本年も昨年報告せしと同様の狀況である。次に第十二回大會の議題とはならなかつたが前年末の問題であつた特殊工の優遇に關してはその後機會ある毎に當局に對して之が實現を要請し來つたのであるが、今春工務規則の改正に依り計劃助手及び研究助手の制度を見、工手級の定員増加となつて特殊工の進路を開拓したるは本件の目的の一部を達成し得たものである。）なほ右について報告は云ふ、之を要するに既往における決議事

項は悉く我等の切實なる要望に出づるものであることは勿論であるが現下の如く窮迫せる國家財政の下に於ては到底多くの期待を持つ能はざるのみならず、國を擧げて非常時打開工作に全力を傾到せる折柄、獨り海軍労働者のみの利益を固執するが如き運動は、國家の大局より觀て個人的利己主義の誹謗を免れず、依つて一應既往における決議事項を清算し、更めて新綱領案の軌道に則り、國家に協力することこそ、非常時日本に處する我國民の最大義務であり且つ海軍國防の第一線を擔當する我等海軍労働者の重要義務であると確信する次第である。」

2 大會

海軍労働組合聯盟第十三回大會——昭和九年十月二十六、二十七日、二十八日、於横須賀工友會館。議長相原元廣氏、副議長今井英明氏。「スローガン」一、脱退年金の増額。一、労働報國。「議案」一、綱領改正の件。二、聯盟規約一部改正の件。三、脱退年金基準額増加調査機關設置の件。四、海軍共済組合貸付部規則一部改正の件。五、昭和九年度決算報告の件。六、昭和十年度豫算の件。七、住宅資金貸付資格低下と貸出總金額増加の件。八、職業教育機關設置の件。九、次期大會主催地決定の件。(以上全部可決)。「新役員」常任中央委員山本龍二、安田加年彦、主事熊本義一。

3 運動方針

本聯盟の運動方針は上記請願事項の運動成果に對する聯盟自身の評價においても見られ、次項にかゝる新舊綱領においても見られるところであるが、左には第十三回大會における宣言の一部

を摘記してみる。

【宣言】

「逼迫せる非常時日本の現實的全貌を直視し將來の飛躍日本を擔ふ我が海軍の工作廳に勤務する労働者としては既に第十一回大會に於て表明せる如く「國家の興廢」に殉すべき誠心に何等滌るところなしと雖も現在狀勢の認識に於て海軍聯盟の把握せる指導精神を一層擴大強化するの緊要なるを痛感し新に我等の進路を示すべき綱領を議定するに至つたのである。惟ふに刻下非常時局は我が國體の精華を認識せる日本民族の武力、生産力、體力、精神力、智能力等の綜合的結合に依つてのみ打開せられることを確信す。乃ち我海軍聯盟は 一、我が建國の精神を以て最高至上の道徳とし 二、我が光輝ある國體の精華を認識し我等海軍労働者は率先以て其の實踐射行の範を示せむことを期し、三、率先労働報國の實を擧げ以て我が日本民族の興隆發展に資し、四、日本民族の結合力を阻害するが如きあらゆる指導原理並びにその行動は合法的方途によつて斷乎之が排除を期し、斯くて我が海軍聯盟は新綱領を直ちに實行に移さんとす。然れども其の前途は荆棘に滿ち必ずしも樂觀を許さざるものあるを思はしむるも國家の危機は焦眉の急にして一秒の躊躇一刻の逡巡をも藉せざるものあり、茲に於て我海軍聯盟は協力一致敢然として非常時克服の牢乎たる決意と不拔の覺悟を披瀝し、崇高なる日本精神の精髓を高揚すると共に我國独自の労働運動に邁進し以て國家の隆昌に寄與し併せて國民全般の平和と福利を増進せんことを期す。右宣言す、昭和九年十月二十八日 海軍労働組合聯盟」

4 綱 領

本聯盟の改正綱領は本年の第十三回大會において決定せられた。いまその新舊綱領とその改正理由として大會において述べられたところを摘記すれば左の如し。

【新 綱 領】

一、本聯盟は祖宗建國の國是と三千年の民族的傳統に遵ひ、勤勞階級としての道義と規律を重じ團結、戮力して識見と徳操の涵養に努め、技能の向上練達を計り以て勞働報國の實を擧げんとを期す。

二、本聯盟は海軍工作廳の任務を體し従業員たるの使命遂行に向つて和衷協同すると共に公理公正なる勤勞制度を確立し以て福祉の増進を期す。

一、本聯盟は信愛誠實を旨とし、眞に國情に適正なる經綸を以て社會問題の解決に盡瘁し以て邦家の隆昌に貢獻せんことを期す。

〔改正理由〕「綱領の變改と申しましても、根本的に其の精神から變へて行く場合とも一つは字句的修正に止まる場合もあるのであります。今回の海軍聯盟の綱領變改は其の後者に屬するものであります。精神に於ては既往の綱領と何等の變りがないと言ふことをはつきりさせて置きたいと存ずるものであります。然らば何の必要があつて綱領を變改しなければならぬかと言ふ御疑問が生ずるだらうと思ひます。それは先程開會の御挨拶にも申し上げます。昨年暮における定期賞與増額の問題で我海軍聯盟の運動に行詰りを生じたのであります。さうした海軍聯盟の從來の

運動方針或は進め方を致しますると、先程も申しましたやうに聯盟自體が内外の信用を失墜するばかりでなく、内部的にも運動上に行詰りを生ぜなければならぬ羽目に立至つたのであります。此の局面を打開致しますべく急遽中央委員會を開催致しまして、過去における指導精神の再討を試みたのであります。其の結果從來の綱領を此の機會に於てハツキリさすことが局面打開の一策なりと考へた次第であります。」

【舊 綱 領】

一、本聯盟は海軍工作廳従業員に對する勞働條件の維持並に改善を期す。

一、本聯盟は勞働階級者の勞働不安の艾除を期す。

一、本聯盟は議會政治を是認しこれに依る吾人の地位確立を期す。

一、本聯盟は國際勞働規約に基く勞働會議を是認しこれによる吾人の地位進展を期す。

一、本聯盟は勞働階級者の人格を蔑視し其の勞働不安を助長する法規の改廢を期す。

十二 日本交通勞働總聯盟系組合

1 運動の概況

「交總」の名をもつて呼ばれる日本交通勞働總聯盟は、六大都市における市電従業員を中心として成れる各交通勞働關係の組合によつて結成されたもので、盟主の地位にあるものは依然東京交通勞働組合である。その思想的傾向は必しも判然せず、また構成組合によ

つて多少の相異はあるが、大體に盟主たる東交のそれが主流をなしてをり、合法左翼的傳統をもつてゐる。昭和八年以來、この交總にもファツシヨ的忠潮の影響は及び、同年においては可成りの動搖を見たが、その後この反動的勢力は必ずしも伸張せず、九年度においては、大體に安定的であつた。

九年度における交總の主たる動きとしては、東交の市電爭議に集中せられた活動と、大阪市電關係諸組合の單一結成の運動とを擧ぐべきであらう。後者は、大阪市電自助會、大阪電氣労働組合、大阪市電愛友會の三組合が合同し、十二月十一日、「大阪市電従業員組合」を結成した。(但し、自助會中の合同反對派は舊名稱のまゝ現存することゝなつた。)

東京交通労働組合の九年度における活動として第一に擧ぐべきは上述の如く東京市電爭議であらう。

交通産業界も世界的經濟恐慌の深化と各種交通機關の競争激化とにより一般に經營困難に陥りつゝあるが、路面電車の如き舊様式のものはその困難最も著しく、特に東京市電は二億三千万圓の内外債を負ひその利拂ひのみでも一萬二千の従業員の人件費總額よりもはるかに多いといふ始末であるが、市當局者は、その負擔の大半をつねに従業員への轉嫁によつて切抜けようとして來た。しかも、それが公營事業たる特殊の強みは、終に山下前局長のその如き暴案となつて現はれたのであるが、かゝる従業員への壓迫の必然はなほ今後においても残されてゐる。東交の使命は従つて重大であると共に、その前途の多難も豫想されるところである。爭議は別項(第一篇第三節)述べた如く慘敗であつたが、それが宏く現在並に將來の運動一

般にむかつて投げた問題は大きかつたといへる。なほ、東交自身は、この當局の暴壓に應へるために奪はれた諸條件の奪還を期するものゝ如く、九年十二月十五日舉行された年度大會が採擇せる新運動方針及決定事項はその決意を示してゐる。なほ又、東交はメーデー、關西風水害救援、東北農民救援及び大タク爭議應援、等、一般連帶闘争において常に帝都の階級労働團體の中心部隊となつて活動した、

東交の組織現勢は一萬一千名と云はれてゐるが、然し東京市電の職場内には少數ながら日本交通従業員組合および新日本國民同盟の組織並びに影響がある。なほ、昭和八年度の大會において團體協約締結に關する方針を決定したが、未だその成果を得るに至つてゐない。

2 大會・委員會・その他

交總本部並に加盟團體について別々に見れば、主なるもの次の如くである。

〔本部〕

▲第三回常任委員會(七月十七日——於東京本部) ▲擴大中央委員會(十二月十六日——於東京本部) ▲第一回中央委員會(十二月十七日——於東京本部)

〔東京交通労働組合〕

▲中央執行委員會(二月二十二日——於本部) ▲緊急中央委員會(八月二十九日——於本部) ▲第一回中央闘争委員會(八月三十日——於本部) ▲本年度大會(十二月十六日——於東京芝協調會館)

〔大阪市電従業員組合關係〕

▲局内同盟執行委員會（一月二十二日——於同盟事務所）▲自助會執行委員會（二月二日——於自助會事務所）▲局内同盟第一回局内單一組合同準備會（二月十二日——於同盟事務所）▲局内同盟執行委員會（五月二十四日——於同盟事務所）▲自助會緊急執行委員會（七月十六日——於自助會事務所）▲自助會擴大中央委員會（七月二十三日——於九條青年會館）▲局内同盟執行委員會（八月七日——於同盟事務所）▲市電愛友會執行委員會（八月十日——於組合事務所）▲局内同盟中央委員會——十月十二日——於同盟事務所）▲自助會更生擴大委員會（十月二十日——於鶴町支部クラブ）▲大阪市電従業員組合結成大會（十月二十一日——於九條青年會館）▲第一回中央委員會（十一月五日——於本部）

右のうち主なる會合の經過は左の如し。

交總擴大中央委員會——十二月十六日、於東京築地本部。出席代議員四十八名 議長熊本利男氏。「議事」一、運動方針書。二、組織活動に關する件。三、健保強制加入對策。四、事故による二重三重の處罰反對の件。五、初任給引上鬭争の件。六、歳末鬭争の件。七、反ファッショ鬭争の件。八、争議調停法改悪反對の件。九、大會に關する件。十、役員改選の件。

東京交通労働組合大會——十二月十六日、於芝協調會館。出席代議員三百三十五名。議長熊本利男氏、副議長野平末松、河野平次兩氏。「スローガン」一、減首賃下労働強化反對。一、最低賃銀を

二圓五十錢にしる。一、減首全員を即時復職させる。一、反動ファッショを粉碎しる。一、組織の擴大強化で決定的勝利へ。一、大會より即時賃銀引上鬭争へ。一、共同鬭争を通じて、戦線を統一しる。「議案」一、賃銀引上鬭争に關する件。二、更改給實施期延期に關する件。三、女子車掌結婚による減首絶對反對の件。四、減首者全員即時復職要求の件。五、家族入院料値下に關する件。六、非乗務各部を支部に改組の件。七、最低賃銀制確立に關する件。緊急動議——七時間制による日給最低二圓五十錢支給の件。八、補助手昇給規定確立に關する件。九、犠牲者救済に關する件。十、有給生理休暇（七日間）獲得に關する件。十一、反動ファッショ撲滅の件。外、十五議案全部可決。

大阪市電従業員組合結成大會——十月二十一日、於九條青年會館出席代議員百八十八名。議長安部伊勢太郎氏、副議長石原猪藏、高橋節太兩氏。「スローガン」一、輝ける傳統的階級性を死守しる。一、赤字犠牲に俺達の人件費削減絶對反對。一、市長、市會へ全市従業員共同鬭争を盛り上げる。一、健保擴大で儲ける金で保険料金額を負担しる。一、俺達の利益を賣るファッショ反動共を掃蕩しる。一、眞向から既得條件剝奪を狙ふ新惡規定を撤廢しる。一、全未参加大衆を引入れて鬭争力を擴大強化しる。一、大阪市電従業員組合結成萬歳。「議案」一、運動方針に關する件。二、行動綱領に關する件。三、昭和十年度豫算削減反對の件。四、労働強化反對鬭争に關する件。五、新従業員規程撤廢要求鬭争の件。六、臨時備制撤廢要求の件。七、健康保險組合改善要求に關する件。八、不當處罪反對鬭争の件。九、對市共同鬭争強化擴大

の件。十、車掌補運轉手補制度撤廃要求の件。十一、規約決定の件。十二、會計規定に關する件。(以上全部可決)

3 運動方針

交總擴大中央委員會(九年十二月十六日)において採用された交總の運動方針のうち比較的具體的方針にかゝる主要部分、および、新たに成立した大阪市電従業員組合の運動方針書をかゝれば次の如くである。

【交總運動方針書】

……この重要な時機に於て我々は如何に活動し闘争しなければならぬか。

(一)組織の強化擴大、我々は自己の持つてゐる組織を百パーセント強固にすることと、更に未組織の組織化の活動とを積極的に併せ行はなければならぬ。

イ、各組合の組織をもつと、中央集權的に強化すること、職場内に殘存するファッショ分子の徹底的殲滅幹部の融和協力、人的結合の強化等のために努力しなければならぬ。特に大阪市電に於ては合同に取殘されてゐる大衆の獲得糾合を最重要の仕事として是非成し遂げなければならぬ。

右の如き組合の強化の爲めの活動において忘れてはならぬ事は大衆の日常の經濟的利益擁護と伸長の爲めの活動を具體的に果敢に行ひ、これと結びつけて組織強化を圖る事である。闘争との交互關係においてのみ組織は眞實に強化されるのだ。

ロ、尨大なる未組織労働者の組織化の爲めの活動は交總に取つ

て最重要の仕事の一つだ。我々は從來の如き消極的乃至放任的態度を改め積極的に活動しなければならぬ。東交の果敢なる闘争によつて未組織の労働者に多大なる衝撃を與へ組織への關心が異常に昂まつたのだ。組織活動の爲めにこの機を見逃してはならぬ。この活動に當つては一度に全面的にやつて効果をあげやうとしてもそれは甚だしく困難であり策の得たものではない。一定の目標經營を定めてそこへ精神を傾注する、そしてそれが或段階に迄まとまつたら他にとりかゝると言ふ風にやるべきだ。その目標は必ずしも一つでなくともよい。二つでも三つでもよいが今日の我々の持つ活動力を考慮した上で決めるべきだ。

更にこれについては當該職場の實情を正しく認識把握しそれに適切なる細密にして屈伸性のある方策を樹てることが必要である。

ハ、各加盟組合が強化し、未組織の獲得がある程度成功することとは交總自體の強化の條件である、だがたゞそれだけでは駄目だ。右の條件を備へること、もとより必要だがそれと共に交總自體が今日の如き自由聯合的なルーズな状態から脱し中央集權的に組織並びに機關を確立し重要な闘争を交總の立場から統一し指導統制するやうにしなければならぬ。この爲めには經濟的にもつと確立されなければならぬし、活動分子も更に必要であり一朝一夕には成し難い仕事ではあるが我々はこの目標に向つて絶へざる努力を續けなければならぬ。

(二)戦線統一最近各所に戦線統一の氣運が濃厚となりこれが着々

として實踐化されつつあるは誠に喜ばしき現象である。益々加重して来る資本の搾取と抑壓に抗して勤勞大衆の生活を守るために今後戦線統一の必要は痛切であり今日これを實踐化するところが日本の労働組合運動の一大飛躍をもたらすものである。

故に我々は資本の搾取抑壓との闘争、反動ファツシヨとの闘争に於て共同し得る全線的統一を目標としこの實現に向つて努力する、これが具體化に當つては幹部と幹部との協力ももとより必要であるが共同闘争を通じて大衆的に結びつくことが一番正しいから、最も密接なる利害關係を有する同一産業下、或ひは同一資本に雇傭される従業員の組合との共同闘争を積極的に行ふ事、更に同一地方における共同闘争、全國的共同闘争——議應援や今回の東北飢饉救援カンパ等はこの爲めの好題目だ。——を通じて目的實現に進むべきである。

(三)政治的活動今後の状態は我々の日常經濟的利益擁護並びに伸長の闘争に對して政治的抑壓が益々加はることを示した。このことは労働組合においても従来よりも活潑に政治的活動をしなければならぬことを教ゆるものだ。現に内務省において企圖しつつある争議調停法の改悪に對する反對闘争、健康保險法の改正、失業手当法、其他の社會立法の制定、労働者暴壓令の改廢、言論、出版、團結の自由、戦争防止、ファツシヨ紛碎等々の爲に闘争しなければならぬ。この闘争は他團體と協力提携して行はなければならぬし又これによつて戦線統一への強力な拍車ともなるのだ。

(四)貸下減首労働強化反對並びに賃銀引上げ

賃銀引下、労働強化、減首等の攻撃が色々の形において益々強化して来ることは明らかだ。我々の日常闘争の主要點はこゝに置かなければならぬ。初任給の引下げ、勤續従業員の巧妙なる整理による従業員の入替へ、スピード・アップ、サービス改善、新型ボギー車の一人車掌制、タクシーにおける料金競争の強要、助手の廢止等の方法による労働強化、賞與諸手当の漸減昇給の停止による賃銀引下げ等々に對しては積極的に戦はなければならぬ。又今日初任給を極度に引下げてゐるがこれに對しては引上げのための闘争をしなければならぬ。更に共済組合、健康保險組合に對してこれを従業員に有利ならしむる爲めの闘争その他職場大衆の日常利益に關する問題はこれを敏速にとりあげて闘はねばならぬ。前にも述べたる如く日常活動を活潑に闘ふことによつて眞實の組合の強化が成し遂げられるのだからこの闘争は極めて重要である。

(五)全國的統一闘争、全國的統一闘争と言へばゼネストのみがさうであるかに思ふ者もあるがそれは甚だしき曲解であり公式論である。同一要求を掲げて同一手段で闘ふことは望ましいことではあるが實情はこれを許さぬことが多い。闘争は常に具體的でなければならぬ。職場の有する中心的要求をとりあげ、組合の持つ力や情勢に應じた手段をとることが闘争を眞に強力に大衆的に發展せしめる所以になるのだ。例へば東交がストライキに奮起した場合にどうするか、最も望ましい形態は自己のもつ要求を掲げて共に闘争に奮起することだ。この奮起がストライキに迄發展し得れば尙いゝ。しかし組合の實情がこれを許さぬ

場合にはサボタージュでもその他の方法でもいゝ、組合のないところは組合組織のための闘争でもよい。要は一つの組合が重要な闘争に奮起した場合、他の組合は單なる物質的應援のみ止ることなく―物質的援助ももとより必要だが―自己の要求を掲げ力に應じた手段によつて共に闘争に起ち上ることでありこれを交總が指導統制することが全國的統一闘争の具體化である。

【大阪市電従業員組合運動方針】（結成大會における決定）
當面の活動方針。

一、日常闘争方針。回復し得ざる經濟不況に赤字難を口實とし特種既得條件の一般的切下げ彈壓を唯一の財政更正の目標とする市當局の彈壓の狂暴積極化は、我々をして未曾有の危機に曝して居る。従つて既得労働條件の、防衛確保闘争は、當面日常中心闘争である。年度豫算人件費の逐次削減、最低賃銀の切下げに依る高級者減首入替、諸手当獎勵金取上げに依る實収入の低下激減、職制改革と作業累進並びに定員減少に依る過大なる労働強化、不當減首、不當處罰の強化續出等凡ゆる角度から我々を攻撃し來つた。インフレ政策に依る物價騰貴は我々の生活をより窮乏化してゐる。此れが效果的な果敢な闘争遂行は全大衆を基礎に置かねばならぬ。―（中略）―分散闘争を統一闘争に、獨自闘争を連帶闘争に引上げ、日常不斷の實踐に依り統制ある團體訓練を積む必要がある。作業の不同、職場分散、細目労働條件の相違等に依る日常問題の成起は區々別々であり、必ずしも全問題が全體的統一闘争へ發展するものではない。公式的な、闘争の結合や特種要求の主

觀的放棄の如き嚴重に技術的に考慮され、全大衆の信認に答へねばならぬ。此の爲めに、各機關の確立、中央集權確立の必要は言ふ迄もない。現業員の素質の過重評價や、現闘争實力に依る敗北的方針と過去の誤謬缺陷を斷乎清算揚棄し、果敢なる效果的闘争を展開せねばならぬが、飽迄も過去の上調子的闘争を清算し、全職場の中から全大衆自らの闘争とせねばならぬ。彈壓過重に處して、労働者の日常利益擁護のために、當面當局の彈壓動向に抗し左の主闘争を果敢に闘はねばならぬ。（イ）昭和十年度豫算人件費削減反對。（ロ）剝奪條件の××、（ハ）諸手当獎勵金減少額補償並びに、此れが一切の本給繰入れ要求。（ニ）不當嚴罰主義反對。（ホ）職別上の階級性撤廢。（ヘ）職制並びに規程改惡反對。

二、組織方針。（前略）過去の各々独自の組織の合一に依る幾多の障害を克服し、完全なる統制連絡に各機關の確立強化は特に緊急を要するものである。中央機關と各機關の有機的活用連絡の確立、嚴然たる中央集權の確立、機關の大衆化と、緊密な配合機關の權威高揚等、全機構を擴大確立し、全機關の100%活動と完全なる統制を樹立せねばならぬ。特に各専門部門の擴大と綜合的活動は能動化されねばならぬ。青年部、婦人部の特種部門の確立並びに活動には全的助力を必要とする。組織大衆の強化は教育活動と共に日常不斷の訓練の中から築き上げねばならぬ。未組織大衆並びに組織大衆に對する組織活動は機械的、觀念的活動に墮さず、不斷の日常闘争の協力に依る當面共通利害の立場から執拗に理解せしめねばならぬ。

三、教育活動方針（略）。

四、爭議方針。吾々の組織が労働者の利益のために資本家と闘争する限り、それが效果的闘争の上からも、部分的、地域的不統一なる分散的闘争でなく全国的な最大級の統一闘争へ発展せしめるための方針は絶対に必要である。過去の失敗は部分的戦術の誤りであり、方針其のものの失敗では断じてない、斯る方針は日常闘争の中に不断に織込み統一闘争への試練を積み重ねなければならない。

五、政治活動方針。(前略) 特に公共産業労働者に於ては経済闘争の政治闘争化は必然である。故に我々の日常闘争と密なからざる關係を持つ政治的諸問題について我々は時宜他團體と協力提携し、當面々の如き政治的活動を果敢に闘ふものである。(イ)健康保險法の改正、失業手當法の制定、危険作業特別保護法制定、其の他社會立法の制定、(ロ)團結權及罷業、出版、言論の自由、(ハ)無産者抑壓諸法令の撤廢、(ニ)ファッシュ並びに一切の反動粉碎、(ホ)××の危機に對する闘争。

六、其の他の諸問題。其の他幾多の問題が山積し、日々成起しつつあるが、主たる問題を摘記すれば、共済組合に對する闘争。(略) 健康保險擴大に對する闘争。(略) 對市共同闘争強化。都市綜合産業資本下の労働者としての、市一般労働者と、我々の緊密な連繫、提携闘争の必要は今更言ふ迄もない、過去の如き幹部交渉戦のみの提携では眞の強力な闘争は展開し得ない、大衆と大衆の直接の提携こそが強大な共同闘争の必須の條件である。凡ゆる障舌を脱して大衆的闘争力結集に積極的な努力を拂はねばならぬ。ファッシュ並びに一切の反動勢力の粉碎。(略) 戦線統一に對する協力。強烈なる彈壓下に全國労働者の勢力が大なる打撃を

蒙つた斯る時こそ、強力な労働組合の存在が必要であり、全大衆の要望は之に集中され、今や階級的分散闘争の統一は着々その緒に就きつつある。我々は交總の組織下に於てその統制を亂さざる範圍内に於て、之に極力提携する。

七、結論、以上が當面せる諸闘争の大綱方針であるが、組織綱領に掲げたる諸闘争と共に適切果敢なる闘争を以て實踐化せねばならぬ。局内勢力の結集強化に依る發展的闘争への試練を百%に遂行完成することが今我々に課せられた重大な任務である。

4 綱 領

交總および新たに結成された大阪市電從の綱領は左の如し。

【綱領】(日本交通總聯盟)

- 一、交通運輸労働者の戰團的單一組合結成のための闘争。
- 二、未組織交通運輸労働者獲得のための闘争。
- 三、日本交通労働總聯盟の民主的中央集權確立のための闘争。
- 四、國內労働組合戦線の戰團的統一のための闘争。
- 五、自主的労働者スポーツ團組織のための闘争。
- 六、餓首賃下げ絶對反對のための闘争。
- 七、二重賃銀制撤廢並に六時間労働最低賃銀二圓五十錢獲得のための闘争。
- 八、スピードアップ其他による労働強化反對のための闘争。
- 九、交通事故による労働者處罰反對並損害料罰金等一切の資本家全額負擔獲得のための闘争。
- 十、業務上による傷害疾病に對する完全なる保護獲得のための闘争。

- 十一、公私傷疾病による疾癒者及び死亡者遺族の生活の完全なる保證獲得のための闘争。
 - 十二、同一労働に同一賃銀獲得のための闘争。
 - 十三、青少年婦人労働者の保護獲得のための闘争。
 - 十四、婦人労働者に生理休暇七日間獲得のための闘争。
 - 十五、兵役應召者の給料全額支給による休職制獲得のための闘争。
 - 十六、停年減首反対のための闘争。
 - 十七、容疑者検束拘留による減首反対のための闘争。
 - 十八、自動車従業員に對する車輛取上げ反対並相互組織撤廢のための闘争。
 - 十九、交通労働者の就業停止並免許證取上げ反対のための闘争。
 - 二十、共済組合管理權獲得のための闘争。
 - 二十一、失業絶對反対のための闘争。
 - 二十二、團結權、罷業權獲得のための闘争。
 - 二十三、言論、集會、出版、結社の自由獲得のための闘争。
 - 二十四、治安維持法、治安警察法、争議調停法その他一切の労働者暴壓諸法令のための闘争。
 - 二十五、ファッシュイズム並に一切の反動團體撲滅のための闘争。
 - 二十六、勞資協調主義排撃のための闘争。
 - 二十七、帝國主義戦争の危機に對する闘争。
 - 二十八、國際労働會議排撃のための闘争。
 - 二十九、國際労働組合戦線の戰鬪的統一のための闘争。
- 【行動綱領】(大阪市電從)
- 一、言論、集會、結社、出版、の自由獲得。
 - 二、無産者抑壓諸法令の改廢。
 - 三、團結權、罷業權獲得。
 - 四、争議調停法の改廢。
 - 五、ファッシュヨ並一切の反動粉碎。
 - 六、危険作業特別保護法獲得。
 - 七、國際労働會議排撃。
 - 八、市債利子モラトリアム斷行。
 - 九、全國労働組合、農民組合戰鬪的統一。
 - 十、労働者農民の自主的相互救援。
 - 十一、自主的消費組合結成。
 - 十二、對市戦線戰鬪的統一。
 - 十三、地方的階級勢力の統一。
 - 十四、全國的交通労働者の組織化と其統一。
 - 十五、全國的電氣労働者の組織化と統一への助成。
 - 十六、統一的政治的進出。
 - 十七、收入引下、労働強化、減首反対。
 - 十八、剝奪された一切の労働條件の獲得。
 - 十九、採用、懲戒、服務一切の従業員彈壓規程の撤廢。
 - 二十、女子従業員の生理休暇獲得。
 - 二十一、同一労働に同一賃銀獲得。
 - 二十二、共済組合改惡反対及管理權獲得。
 - 二十三、健康保險料當局全額負擔獲得。
 - 二十四、事故嚴罰反対並業務上事故に依る損害料、罰金當局負擔。

二十五、賞與、昇給、勤績給與金、初任給増加統一。
二十六、獎勵金、諸手当本給繰入れ。
二十七、交代制改正。
二十八、週休制及衛生掃除日、十二月三十一日、選舉投票日、休暇獲得。

二十九、酷暑、酷暑特別休暇及手当獲得。

三十、臨時備制廢止。

三十一、七時間労働による最低賃銀（二圓五十錢）獲得。

三十二、兵役應召者休職制獲得。

三十三、殉職者遺族の扶助と従業員参加による局葬。

三十四、業務上に於ける一切の實務時分獲得。

三十五、自動車特殊作業に依る休暇及手当の獲得。

三十六、病院の徹底的改善と療養所の設置。

三十七、公舎増築、住宅補助料、並電燈料無料獲得。

三十八、危険作業手当獲得。

三十九、健康保險法の徹底的改正。

十三 日本労働組合全国評議會

1 その結成および運動

全国労働組合同盟の日本労働俱樂部加盟に端を發し、昭和六年末同組合内部から「俱樂部排撃分裂反對同盟」が分離した。この排撃同盟の一部は昭和七年中に再び全国労働の母體に還つたが、残留派はその後日本労働俱樂部が日本労働組合會議に再組織されるに及んで依然組合會議の非階級性を排撃して活動をつづけた。さらに、昭

和八年三月に至つて全国職場代表會議を開き沈滞氣味の氣運に自ら活氣を興へると同時に組合名を正式に「全勞統一全國會議」と決定した。これまでの経緯については前年度までの本年鑑に引つゞき報導した通りである。

かくて本組合は、階級闘争を基礎とした謂ゆる下からの統一戦線を主張し、困難な條件の下で組合強化にとめてゐたわけであるが今春に至つて、同じく合法左翼の立場に立つ日本労働組合總評議會との間に戦線統一の協定成り、その他の單獨左翼的労働組合を誘つて一丸とする戦線統一體結成の準備を進め、日本労働組合會議派の「労働組合主義」に對し「階級闘争主義による統一」を企てつゝあつた。この機熟して、十一月十八日、東京芝協同會館において十二團體五十八組合代表者三百名參集のもとに新同盟結成大會を擧げ、「日本労働組合全国評議會」を創立した。新組合について特記すべきことは、新同盟結成途上において産業別に各組合を再編成したことである。組織員數よりいへば日本労働組合會議に遠く及ばないが労働組合分野における二大中心勢力として今後の相剋が注目されてゐる。

尙ほ新組合としての活動は、結成匆々であり本年中にはまだ見るべきほどのものはなかつた。

2 大會・委員會・その他

合同結成に至るまでの大會・委員會その他を便宜上「總評」および「統一會議」を共に一括してこゝにかゝける。

▲總評關西地評擴大執行委員會（二月七日）於大阪港區關西地評事務所）▲總評關東地評評議委員會（二月十日）於東京四谷關東

地評事務所) ▲總評泉州協議會結成大會(二月十四日|於堺綾之町櫻之席) ▲總評中央執行委員會(三月七日|於大阪港區關西地評本部) ▲江東一般勞働組合第二回大會(三月十七日|於東京深川美都利俱樂部) ▲統一會議關東地協大會(四月一日|於東京神田佛教青年會館) ▲總評中部地評評議員會(四月三日|於名古屋總評中部地評本部) ▲關東化學產業勞働第六回大會(四月二十一日|於東京龜戶メソヂスト教會) ▲統一會議關東地協第一回委員會(四月二十二日|於東京本部) ▲九州統一勞働組合同盟第一回大會(四月三十日|於八幡枝光ニコノ座) ▲統一會議關東地協第二回常任委員會(五月八日|於東京本部) ▲江東地方組合會議結成協議會(五月十一日|於江東從協事務所) ▲統一會議關東地協第三回常任委員會(五月十五日|於東京本部) ▲統一會議關東地協戰線統一委員會全體會議(五月十九日|於東京本部) ▲統一會議關東地協第四回常任委員會(五月二十三日|於本部) ▲江東地方組合會議第一回事務局會議(五月二十三日|於江東從協事務所) ▲統一會議關東地協第二回地方委員會(五月二十八日|於東京本部) ▲總評關西地評第三回執行委員會(六月二日|於大阪關西地評事務所) ▲統一會議常任委員會(六月四日|於東京本部) ▲江東地區戰線統一懇談會(六月十二日|於統一會議關東化學本部) ▲統一會議・總評第二回合同懇談會(六月十九日|於統一會議本部) ▲統一會議關西地方委員會(六月二十一日|於大阪關西地協事務所) ▲統一會議・總評關西地方統一懇談會(六月二十五日|於總評關西地評事務所) ▲統一會議關東地區第一回全體會議(六月二十六日|於本部) ▲京都地方戰線統一懇談會(七月三日|

於京都河原町鹽小路柏原宅) ▲總評關西電氣勞働組合分會代表者會議(七月五日|於大阪港區組合事務所) ▲統一會議關東地協全體會議(七月六日|於本部) ▲統一會議全國委員會(七月十一・十二日|於東京本部) ▲統一會議常任委員會(七月十七日) ▲統一會議總評江東從業統一第一回準備會(七月十八日) ▲統一會議總評江東從業統一第二回協議會(七月二十五日) ▲總評・統一會議關西地方統一世話役會議(八月二日|於大阪總評事務所) ▲總評中央執行委員會(八月十七日|於東京本部) ▲戰線統一代表者會議(八月十八日|於東京芝協同會館) ▲新同盟結成準備會第一回協議委員會(九月七日|於大阪總評關西地評事務所) ▲九州統一勞働組合擴大委員會(九月二十三日|於九州統一勞働事務所) ▲總評關西電氣勞働組合執行委員會(十月二十一日) ▲新同盟結成準備會全國協議委員會(十一月十三日|於東京統一會議本部) ▲日本勞働組合全國評議會結成大會(十一月十八日|於東京芝協同會館) ▲第一回中央執行委員會(十一月十九日|於東京芝濱松町總本部) ▲關東地方協議委員會(十一月二十八日|於東京芝總本部) ▲中部地方評議會結成準備組合代表者會議(十二月四日|於舊總評事務所) ▲關東化學勞働組合執行委員會(十二月八日|於關東化學勞働本部) ▲關西地方評議會結成準備組合代表者會議(十二月八日|於大阪港區事務所) ▲東京合同勞働組合結成大會(十二月十五日|於總本部事務所) ▲中部地方評議會第一回執行委員會(十二月十八日)

右のうち結成大會の經過を左に摘記する。

日本勞働組合全國評議會結成大會——十一月十八日、於東京芝

協調會館。參加代議員二百名（統一會議、總評等十二團體五十八組合）。議長加藤勘十氏（統一會議）、副議長山崎常吉（新同盟中協）、津司悅次郎（新同盟西協）、安島高行（同）三氏。本大會において注目された點は、報告の質問に於て日本肥料爭議に關聯し、「幹部の意志に依る解決を許さず大衆の總意に依り」との立前から、織本侃氏が爭議中に金錢授受をなしたる點に就き強く指彈され、之に對しては幹部は聊かの辯護もなさず、組合の階級的名譽保持の爲め織本氏を査問委員會に附し斷乎たる處置を加へるといふ決定を見たこと等であらう。此のことは將來にも生起する虞れある此種問題につき教訓を残すもので大會最後の役員代表挨拶に於ても、加藤勘十氏は特に此の點につき階級道德の堅持を強唱した。

〔大會スローガン〕 一、全労働者戦線統一萬歳。一、ファツシヨ、社會ファツシヨ排撃。一、敵首賃下労働強化絶對反對。一、帝國主義戦争の危機と闘へ。一、飢饉地農民の救援、労働者農民の提携。一、日本労働組合全國評議會結成大會萬歳。

〔議事〕 一、名稱決定に關する件（「日本労働組合全國評議會」と可決） 二、運動方針決定の件（可決）。三、規約決定に關する件（可決）。四、行動綱領決定の件（可決）。五、役員問題に關する件（可決）。六、次期大會の件（可決）。七、役員發表。八、兎作地農民救援闘争に關する件（可決）。九、労働者農民の提携に關する件（可決）。十、臨時工制度撤廢に關する件、徒弟工制度撤廢の件、工場法違反摘發の件（可決）。十一、關東地方メーデー統一に關する件（可決）。十二、歳末闘争に關する件（可決）。十三、宣言發

表。十四、役員代表挨拶及閉會の辭。「新役員」中央執行委員長加藤勘十、書記長田部井健二、中央執行委員難波虎一、山花秀雄、安平鹿一、高野實、山崎常吉、近松信一、赤松勇、兼島景毅、安島高行、三木一夫、津司市太郎、伊藤清遠。

【大會宣言】 「荒れ狂ふ反動の嵐の眞只中に『階級的労働組合の全線的統一』の旗を高らかに掲げ進むこと茲に半歳、すべての迫害を押しつけあらゆるデマを蹴飛ばし、ついに我々は全國十二團體、五十八組合の統一を完成し、輝ける『日本労働組合全國評議會』を堂々と結成した。鐵の陣營はついに確立されたのだ。だが無論我々は、今日この統一合同を以て満足するものではない。今日の成功はやがて確立さるべき『全労働者戦線統一』への第一歩に過ぎないのだ。日本の全労働組合勢力の統一！ 一切の組織未組織労働者大衆の結集、これこそが我々の中心目標である。見よ！ 軍需インフレ破綻の徴候は、既に露骨に現れ、深刻なる國際的危機は眼前にさしせまつてゐる。今や全労働者の生活は脅かされてゐるのだ。此の秋、この際、五百萬労働者大衆の利害を代表して立つ我が全國評議會の任務は、極度に重大である。勿論我々の前途には幾多の難關が横たはり、數知れぬ迫害が待ちかまへてゐるであらう。だがすべては覺悟の上だ。鐵は熱火によつて鍊へられ、樹は嵐によつて強められる。最後の勝利はプロレタリアートのものだ。我が全國評議會は、勝利の旗が青空高くひるがへるに至る日まで全國五百萬労働者の生活擁護のために、全力を擧げて勇往邁進するであらうことを、茲に創立大會に際して宣言する。」

3 綱領および規約

【行動綱領】

(一) 經濟闘争目標

- 一、最大限の賃銀値上げ、總ての形式に依る賃下げ反對。
- 二、定期昇給制の獲得。
- 三、残業並びに臨時出勤の場合の歩増獲得。
- 四、皆勤手当の獲得。
- 五、休業日の日給全額支給制の獲得。
 - イ、定休日。ロ、臨時休業の場合。ハ、點呼、豫後備召集、等の場合。ニ、病氣、傷害に依る休業の場合。ホ、忌引の場合。ヘ、祭日、年始、年末の休業の場合。ト、會社慰安會等の場合。
- 六、健康保險法の掛金資本家全額負擔。健康保險給付金の資本家立替。
- 七、強制貯金制反對。
- 八、罰金制度、辨償制度反對。
- 九、作業服、帽子、靴、外套、雨具、類の年二回以上の支給制獲得。
- 十、有料住宅反對、無料住宅設置。
- 十一、退職手当制の獲得。
 - イ、勤続年限に比例せる充分なる退職手当。ロ、充分なる養老金の支給。ハ、死亡の場合の遺族への特別手当。ニ、入營期間の勤続年限への加算。
- 十二、公傷並びに職業病に對する充分なる扶助料の獲得並びに其原因に依り死亡せる場合の遺族の生活保證規定の獲得。
 - イ、工場法、鑛山法、等々の傷害扶助規定に依る最少限扶助料の支給反對。
 - 十三、同一労働に對する同一賃銀の獲得。
 - イ、鮮人労働者の賃銀引上げ。ロ、青少年、婦人労働者の賃銀引上げ。
 - 十四、單純日給制の獲得。
 - イ、出來高制（請取り制）反對。ロ、混合賃銀制（日給と請取りとの混合制、本給と手当との混合制その他）反對。ハ、諸手当の本給への繰入れ。
 - 十五、賃銀を低下せざる労働時間の短縮。労働時間延長反對。
 - イ、特に青少年、婦人労働者の労働時間短縮。
 - 十六、休憩時間の延長。
 - イ、晝食時一時間。ロ、午前午後の休憩三十分宛。
 - 十七、定休日の改革。
 - イ、日曜日定休制の獲得。ロ、メーカーの休業。ハ、選舉投票日の休業。
 - 十八、婦人労働者の生理休暇獲得。
 - イ、月經時並びに分娩時の充分なる休養。
 - 十九、病氣、傷害の場合の充分なる休養期間の獲得。
 - イ、健康保險法の規定に依る療養期間の打切り反對。
 - 二十、一切の敲首反對。
 - イ、機械化その他「人員整理——労働強化——政策」に依る敲首。ロ、修業工と熟練工との切りかへ政策（低給者と高給者の切りかへ政策）に依る敲首。ハ、事業縮少、工場閉鎖に

よる減首。二、反対政策に依る減首（分會の中心人物、ストライキの指導者等に對する減首）ホ、入營による減首、ヘ、停年制——充分なる養老金の支給なきによる減首。

二十一、あらゆる形式の労働強化反対。人員増加による過重労働の緩和。

イ、機械化による労働強化反対、ロ、罰則、獎勵歩合金、等による労働強化政策反対、ハ、増員なきスピードアップ反対、ニ、強制労働反対。

二十二、工場、鑛山、その他に於ける設備の改善。

イ、危険、有害、防止、設備の改善、ロ、通風、採光、暖房、その他衛生設備の改善、ハ、不完全なる機械、器具の取りかへ、ニ、食堂、洗面所、便所、休憩所、その他の改善。

二十三、強制寄宿制度反対。寄宿舎の内規並びに設備改善。

イ、外出、通信の自由、ロ、賄の改善、ハ、自主的部屋長制度の獲得、ニ、諸設備の改善。

二十四、監獄部屋制度の廢止。

二十五、臨時工制度、人夫制度、中間親分制度、反対。臨時工、人夫を即時本工へ。

二十六、天下りの共済組合、購買組合、工場委員會、反対。これらの諸組織の自主化。特に自主的工場委員會の確立。

二十七、自主的工場委員會に依る團體交渉権の獲得。ファツシヨ組合もしくは改良主義組合と資本家との間に締結されたるインチキ團體協約の廢棄。

二十八、天下り就業規則反対。團體交渉による新就業規則の獲得。

得。

二十九、高壓的雇傭契約、封建的雇傭契約、反対、團體交渉に依る新雇傭契約の獲得。

三十、天下りの工場監督（工場長、職長、伍長、班長、組長、飯場頭）制度反対、従業員の選舉を基礎とせる工場自治制の獲得。

三十一、工場、鑛山、その他、すべての職場内に於ける労働組合運動の自由獲得。

三十二、反動的講演會、ファツシヨ的訓練、反対。修養會その他反動的組織への強制加入反対。

三十三、従業員クラブ、圖書館、娛樂機關の設置、並びに自主的工場委員會に依る管理権の獲得。

三十四、就業中の面會禁止反対。

(二) 政治闘争目標

一、最低賃銀制の獲得。

二、長時間労働禁止法の獲得。

イ、一般産業に於ける七時間労働制（一週三十九時間制）ロ、鑛山その他有毒危険作業に於ける五時間労働制（一週二十八時間制）ハ、電氣、交通、その他終夜作業を必要とする場合の六時間四部交替制、ニ、十八歳以下の青少年並びに婦

人労働者の五時間労働制、ホ、一般産業に於ける夜間作業（午後八時より午前八時迄）禁止。

三、日曜日公休制の獲得。

四、資本家並びに國庫全額負擔の養老保險制の獲得。

五、健康保険法の徹底的改正。

イ、かけ金の資本家國庫全額負擔、ロ、休養期間中の給料全額支給、ハ、治療範圍並びに治療期間の制限撤廢、ニ、婦人労働者の生理休暇規定挿入（月經期三日間、分娩時八週間）

ホ、被保険資格の全労働者、一般使用人への擴張、ヘ、健康保険組合規定の改正。

六、工場法、鑛山法、海員法、屋外労働者災害扶助法徹底的改善。

七、交通、運輸、通信、電氣、鑛山、水産、森林、鹽田、土木、建築、農業労働者の利益を確保するめたの特別法の獲得。

八、資本家、國庫、全額負擔の失業保険制度の獲得。

九、失業労働者の生活權擁護のための闘争。

イ、「労働時間の全面的短縮による失業労働者の即時就職」のための闘争。ロ、國庫よりの失業手當の獲得。ハ、「失業救済事業補助」金の増額。ニ、各府縣、市町村に於ける失業救済事業費の増額と日給の値上、労働時間の短縮。ホ、職業紹介所の増設、並びにその労働者管理。ヘ、無料住宅、並びに休憩所の設置、無料宿泊所の増設、設備の改善並びにその労働者管理。

十、封建的雇傭契約（人身賣買的前借年期雇傭契約、徒弟制度、中間親方制度）禁止法の獲得。

十一、青少年、婦人労働者の危険、有害、夜間、作業禁止制並びに滿十四歳以下の男女少年工の雇傭禁止制の獲得。

十二、監獄部屋禁止法の獲得。

十三、入營時、點呼、豫後備召集、並びに戰時召集の場合に於ける日給全額支給制の獲得。

十四、日用品に對する消費税並びに關稅の廢止。

十五、工場労働學校制度の獲得。

十六、反動的労働組合法反對。自主的労働組合法獲得。

イ、政治的活動の自由。ロ、組合の事務に對する報告義務反對。

十七、選舉法の徹底的改正。

イ、十八歳以上の選舉權、被選舉權。ロ、保證金制度撤廢。

ハ、全國一單位（府縣選舉の場合は府縣一單位、市町村選舉の場合は市町村一單位）の大選舉區制。ニ、團體立候補を基礎とする比例代表制。ホ、選舉日の日給附公休制。

十八——二十六……（削除）

二十七、水上労働者子弟の義務教育期間中に於ける無料寄宿舎の設置。

（三） 組織活動目標その他

一、階級的労働組合の確立、擴大、強化。

イ、産業別労働組合とその聯合體の確立、擴大。ロ、民主的中央集權制の確立。ハ、未組織労働者（特に大工場、大經營の従業員）の組織化。

二、労働者戦線の統一。

イ、工場委員會運動、工代會議運動を通じての全労働組合大衆並びに未組織大衆との「下からの統一」ロ、階級的労働組合の統一合同（階級的労働組合の全國的協議會の結成）

三、自主的工場委員會運動並びに工場（職場）代表會議運動の強化、擴大。

四、農民闘争支持、労働者農民の階級的提携の確立。

イ、農民の經濟闘争、政治闘争支持、應援。ロ、階級的農民組合への農民の組織運動支持應援。ハ、農民との共同闘争。

ニ、農民組合との聯絡提携。

五、民族運動支持。

イ、植民地、半植民地民衆に對する政治的壓迫反對。ロ、朝鮮、臺灣、滿洲に於ける労働者、農民運動支持。

六、水平社運動支持。

七、ファツシヨ反對。

イ、ファツシヨ的諸運動に對する闘争。ロ、ファツシヨ労働組合の大衆との共同戦線の確立。ハ、ファツシヨ組合の官僚幹部排撃、ファツシヨ組合内に於ける反ダラ闘争支持。

八、社會ファツシヨ反對。

イ、國際労働會議排撃。ロ、改良主義組合の官僚幹部排撃、改良主義組合内に於ける反ダラ闘争支持。

九、プロレタリア教育運動の強化。

イ、組合内教育活動の強化。ロ、プロレタリア文化運動の強化。

十、階級的消費組合運動の強化。

十一、無産者救済運動の強化。

イ、無産者運動犠牲者並びにその家族の救済。ロ、災害の救済。ハ、無産者醫療運動の強化。ニ、無産辯護士團運動支持。

ホ、托兒所運動の支持。ヘ、セツルメント運動支持。

十二、プロレタリアスポーツ運動の強化。

イ、工場スポーツ團の確立、並びにその全國的、地方的協議會の確立。

十三、プロレタリア青少年運動の強化。

十四、プロレタリア婦人運動の強化。

【規約】

第一條 本會は日本労働組合全國評議會と稱す。

第二條 本會は本會の綱領並に諸決議を遂行することを目的とする。

第三條 本會は本會加盟の労働組合をもつて組織す。

第四條 本會の總本部事務所は東京に置く。

第五條 本會は地方別もしくは大地區別の産業別組合を基礎として構成す。但し、全國大會、中央評議委員會、地方聯合會の大

會、もしくは地方聯合會の評議委員會において必要と認めたる場合は、合同型労働組合を組織することを得。

第六條 同一地方もしくは同一地區に、二つ以上の同上産業の組合を組織することを許さず。新らたに本會に加盟せる組合は、

既存の同一産業別組合と合同することを要す。合同型労働組合の場合は産業別に整理す。

第七條 各加盟組合の規約は、本會の「組合規約準則」に基き、各組合の大會において決定すべきものとす。

第八條 同一地方に二つ以上の加盟組合ある場合は、必要に應じ地方聯合會を組織す。但し必要の有無の規定は、中央執行委員

會の決定による。

第九條 地方聯合會の規約は、本會の「地方聯合會規約準則」に基き地方聯合會の大會において決定すべきものとす。

十四 東京市従業員組合

1 運動の概況

東京市従は東京市の土木局、保健局、財務局等の事業従業員約三千名をもつて組織され、永く合法左翼組合と見られて来たものであつたが、昭和八年幹部の檢舉があつて以來左翼方針の清算を行ひ、運動方針の轉向を試みたものである、九年度大會報告のいふところによれば「極く初歩的な經濟團體としての立前から新たに直出し、他團體との組織的聯絡を斷ち、組合行動の規範を對市關係のみに限り一意力の集中を内部の充實と組織の擴大に注ぐ動向をとつてきた」といふ。その昭和八年六月から九年五月に至る活動の概要を報告によつて見れば左の如くである。

(イ) 諸事項審議のため本部で持たれた常任執行委員會は四十二回、中央執行委員會は十二回で平均毎月五回乃至六回の會合が持たれてゐる。

(ロ) 又それ等審議事項遂行のため常任執行委員やその他の代表が市役所へ二十八回にわたつて出かけ、交渉乃至質問調査を行つてゐる。

(ハ) ニュース其の他の出版物は計七十三回發行され毎月平均六回で、五日に一度の割合になつてゐる。

(ニ) その他重要な事項としては、

1 河港課首切反對闘争、2 七月の大檢舉、3 八月の擴大中央執行委員會、4 指定人夫の首切反對闘争、5 要求條項の提出とその結果、6 救済部の廢止と共済部の復活、7 潰滅支部と新區の宣傳活動、8 谷口君の本部書記再任、9 歳末活動、10 活動基金獲得として祝餅カンパ、11 組合旗と組合マークの改作、12 石川君の選舉應援、13 市民稅反對運動、14 機關紙保證金問題の解決、15 八年度末活動、16 函館火災の義捐金募集、17 メーデー。等。

2 大會・委員會・その他

その主なるものは左の如し。

▲東京市従業員組合大會(六月三日——於深川佛教會館) ▲東京市從蒲田支部發會式(七月十五日——於東京市從本部) ▲東京市從中央執行委員會(七月十八日——於本部) ▲東京市從中央委員會(七月二十三日——於本部)

本年度大會の経緯は左の如くであつた。

東京市従業員組合大會——六月三日、於深川佛教會館。本大會は反組合會議派統一戦線の進みつゝある際、この間にあつて更生の市從が如何なる態度をとるかにつき注目せられるのであつたが、「他團體との組織的聯絡を斷つ」といふ本部の意向が全體に反映して、何等の取立てるほどの收獲は見られなかつた。議長橋本富喜良氏、副議長小野正造氏。「スローガン」一、全市従業員の大同團結。一、組合機關の充實強化。一、潰滅支部と清掃職場の再確立。一、既得條件の確保と差別待遇の改廢。一、規定外作業の強要反對と不當日給の即時値上。一、最後まで大會を守れ。「議案」一、

運動方針草案。二、規約變更の件。三、要求條項對市提出の件。四、教育雜誌發行の件。五、忌引規程要求の件。六、塗油作業用具改善要求の件。七、作業服並びに雨具改善要求の件。八、公傷手當と給料日毎に支給要求の件。九、一年を通じて燃料支給の件。十、市電割引パス支給の件。十一、箱番増設並びに、水道、便所施設要求の件。十二、自動車作業に深夜防寒外套支給要求の件。十三、轉勤による轉勤實費並びに休暇要求の件。十四、河川課土運船夫の收入制限撤廢要求の件。十五、河川課土運船を本年中に廿隻新造要求の件。十六、河川課土運船夫に點呼、演習應召の日給支給要求の件。十七、河川課土運船夫に作業上必要なる一切の道具を備品にして支給要求の件。(以上全部可決)

3 運動方針

その運動方針については前述せるところからも窺へるが、いま本組合の對市方針のうち、「我等の中心的要求」とせる對市常面の闘争方針を見るに次の如くである。

「我等の要求すべき事柄は實に多數であり多方面である。その中から要約して我々は次の如き事項の獲得を當面の目標とし、あらゆる機會、あらゆる場合にそれ〴〵適宜の方法を以つてその實現促進を市役所に迫らねばならぬ。

- (一) 退職死亡給與金規程中、勤續年限は本市に採用の日より之を通算すと改めること。
- (二) 九十日以内の私傷病休養に對し生活保證の方法を制定すること。

- (三) 備員低利貸付金規程を作ること。

第二部第二篇 労働組合

- (四) 十一月一日より翌年三月末までの勤續時間を出勤午前八時、退廳午後四時に短縮すること。
 - (五) 忌引賜暇規程を吏員同様とすること。
 - (六) 備員昇給を吏員同様規程を以てすること。
 - (七) 備員慰安會を復活すること。
 - (八) 塵芥屎尿備員に對する規格外作業の強要を改め、消毒と詰所の設備を完全にすること。
 - (九) 備員にして一圓五十錢以下の不當日給にあるものを一圓五十錢以上に引上げること。
- 右諸事項は從來既にかゝりてきたものであつて今更説明を要しない。唯最後の二項は清掃及び新區の實狀により新にかゝるものである。」

十五 日本労働同盟

1 運動の概況

日本労働同盟は昭和七年十一月二日、當時日本國家社會黨を支持した總同盟および全國労働の脱退轉向派によつて創立されたものであるが、本組合の支持政黨たる日本國家社會黨の内部における國家社會主義と日本主義との争は組合にも波及し、その執行委員長たる今村氏等は日本主義を強調して昭和八年八月、日本産業軍準備會を組織して本組合より脱退した。かくて日本労働同盟は獨り大矢省三氏等の國家社會主義的主張の一派によつて守られて來たのであるが、その運動意の如く進まず、且つ労働組合の分散對立の非なるを見て、九年六月開催の第二回大會においては、(イ)國家無視の共產主

議を排すること、(ロ)資本主義の根本的改革を目的とすること、(ハ)天皇と民族の絶対性を承認すること等を条件とする戦線統一の方針を決定、委員を擧げて先づ日本労働同盟との合同交渉を開始したのであるが、十一月二日の中央委員會においては當初の方針を稍變更して労働組合陣營の單一化を目標とし大阪方面は總同盟と、東京方面は全國労働組合同盟と別個に合同することに決定、同日總同盟と日本労働同盟(大阪側)とは合同を執行し、超えて十一日全國労働東京地方聯合會と日本労働同盟東京聯合會の合同成立するに至つたことは、別項記載の如くであるが、かくて本同盟は實勢力も極めて微弱となり一時殆んど解消の形となつた。

2 大會・委員會・その他

▲東京聯合會創立協議會(一月九日)——於同盟本部事務所) ▲東京聯合會結成大會(一月二日)——於神田中央佛會館) ▲滋賀縣聯合會第三回大會(一月十五日)——於天津市報公會大講堂) ▲大阪市現業員同盟結成大會(二月四日)——於港區九條會館) ▲第二回全國大會(六月三・四日)——於大阪中之島中央公會堂) ▲第一回中央委員會(六月五日)——於大阪北區曾根崎泉旅館) ▲大阪聯合會執行委員會(十月二十四日)——於大阪港區八雲町熊本宅) ▲第二回中央委員會(十一月一日) ▲日本労働同盟大阪聯合會・總同盟合同式(十一月二日)——於労働會館) ▲全國労働・労働同盟東京聯合會合同(十一月十一日)——於東京)

東京聯合會結成大會——一月二十日、於神田中央佛會館。出席代議員五十一名。議長白鳥廣近氏、副議長川上利嗣、綠川勝美兩氏。「議事」一、關東地方組織特設委員會設置に關する件。一、

國民の黨結成促進の件。一、國際労働會議排撃並にアジア労働會議樹立の件。一、宣言發表。「役員」議長白鳥廣近、主事兼會計山本富嘉。

第二回全國大會——六月三、四日、於大阪中央公會堂中央集會室。出席代議員百四十五名。議長大矢省三氏、副議長矢尾喜三郎、野口吾松兩氏。「議案」一、關西事務局設置の件。二、非常時資本家利得稅稅徵收の件。三、賃銀値上げ運動に關する件。四、治安維持法改惡反對闘争に關する件。五、失業救濟事業徹底的要求の件。七、團體保險法に關する件。八、軍需品製造下請負に關する件。九、労働諸法規制定に關する件。十、労働組合戦線統一に關する件。十一、同盟大會隔年制度實施に關する件。十二、鑛夫組合全國的統一に關する件。十三、昭和九年度運動方針。(以上可決)「新役員」會長大矢省三、主事兼會計白鳥廣近。

3 綱領

日本労働同盟の綱領および主張については前年度版(三三五頁)参照。

十六 遞友同志會

赤松克麿氏去つた後、中野正剛氏を迎へて陣容を新たにした遞友同志會は、昭和九年に入つて遞信部内における單一組合結成の運動によつて更に内部分裂を生じ遞信従業員組合戦線統一協議會の成立を見、且つそれが別項記載の如く「遞聯」結成のために離脱したので、同志會は全く孤影悄然たるに至り、遂に八月の中央委員會は總同盟への復歸方針を決議した。本年中における主要なる大會・委員

會は次の如し。

▲遞友同志會第十六回執行委員會（一月二十一日——於本部）▲第十七回執行委員會（一月二十五日——於本部）▲第十九回執行委員會（二月二十三日——於本部）▲京都支部聯合會擴大協議員會（三月二十一日——於京都北野櫻井屋）▲荏原支部第五回大會（四月二日——於中延町二十八區會館）▲京都七條支部第一回總會（四月三日——於西洞院三哲報公會大講堂）▲第二十回執行委員會（五月十二日——於東方會本部）▲第二十一回執行委員會（七月二十九日——於本部）▲第二十二回執行委員會（七月三十一日——於本部）▲第二十三回執行委員會（八月五日——於本部）▲第三回中央委員會（八月十五日——於本部）▲第二十八回執行委員會（十月二十八日——於本部）▲遞友同志會・遞友自治會合同大會（十一月五日——於日本勞働會館）▲遞友同志會・遞友自治會・大阪支部聯合會合同大會（十二月九日——於大槻會館）

十七 遞信從業員聯盟

遞友同志會から新たに分裂した遞信從業員組合戰線統一協議會と日本遞信從業員組合および遞信從業員會聯合の三派は約半歳に亘つて合同の折衝を進めてゐたが、九年十一月四日正式合同大會を開き遞信從業員聯盟として新生した。こゝに約一萬の組合員を有する遞信部内最大の組合が成立し、遞信單一組合の達成を目指してその第一歩を踏み出した。その大會において強調した諸點は、一、通信産業の公共性、一、官營事業の特質、一、非常時の客觀的情勢、一、從聯の傳統的色彩、等であり、合同折衝には遞信當局の斡旋が與つ

て力あつたと云はれ、會社組合たるの色彩がやゝ濃い。

本聯盟の運動方針を見るために、後にその大會宣言の一部をかゝげておく。

遞信從業員聯盟結成大會——十一月四日、於東京淺草公會堂。出席代議員三百四十四名。議長島田徳長氏、副議長春日井秀雄、尾崎悦三郎兩氏。「スローガン」一、二十萬從業員團結せよ。一、遞信從業員聯盟結成萬歳。「議事」一、事業の改善並に待遇の改善を伴はざる郵便料値上絶對反對の件（可決）。「役員」會長島田徳長、副會長磯崎勇、尾崎悦三郎、書記長伊藤直茂、事務長綿貫由三郎。

【大會宣言】（前略）我が聯盟は從業員の生活改善をその第一任務とする。今日我等下級從業員の生活状態は、一般文化生活線より甚しく阻隔されてゐる。之が改善は、聯盟が將來に負はされた重大使命である。我等の運動は、一般社會運動の線に沿ふて行はるべきは當然であるが、官業勞働者としての我等の行動には、自ら獨自の見解がなければならぬ。矯激なる手段と觀念的小兒病的運動方針とは斷乎として是を排撃する。更に我等は産業人としての責任感の上に、一切の行動を求むべきであり、公益事業たる遞信産業の擁護發展のためには、献身的努力を拂ふは勿論なるも、將來の遞信産業の運営は、從來の封建的、官僚主義的觀念を以てしては、到底事業の圓滿なる進展は期し難いと信ずるが故に、全遞信事業人の遞信事業であるべきを主張するものである。我等は茲に、國家的社會的客觀情勢に基き、正しき組合運動の方針を確立した。我等が合同完成への努力は、部内運動人としての正義感

に出発する。過去數ヶ年に亘る對立感情の集積を、見事に克服し、分散せる勢力を結集統一して我が遞信従業員聯盟の輝やかしき誕生を見たるは、實に畫期的一大飛躍である。然しながら、前途は遠く幾多の困難も亦覺悟しなければならぬ。我等は如何なる難關も是を突破して、遞信産業の健全なる發展と部内従事員の生活向上のために、一路勇往邁進せんとするものである。」

十八 アナ系労働組合

一 運動の概況

アナキズム系の組合運動、即ちいはゆる自由聯合主義戦線は、永く「全國労働組合自由聯合」と「日本労働組合自由聯合協議會」の兩派對立して運動は沈滞時代に入つてゐた。しかるに、昭和七年秋以來陣營の立直しが叫ばれ、兩者合同の氣運が醸成されてゐたが、昭和八年中には合同ならず、九年三月に到つて終に合同大會の開催を見るに至つた。爾來、この派の運動も再び更生の姿を示すに至つた。

いま十一月の全國委員會の報告によつて本年中の活動情勢を窺へば左の如くである。

- 一、組織人員数は三月合同大會を舉行せる當時は約二千名と稱されてゐたが、同大會決定の「三萬人獲得カンパ」により最近可成り組織の擴大を來しつゝある。
- 二、爭議闘争は合同以來十二件でその參加人員一七三名、出版、金屬、木材關係が大部分を占めてゐる。最近自主的團體協約の締結を期し、爭議の激發を避けてゐる。

三、教育活動は各聯合會、組合で獨自に行はれ、本部は統一政策をとつてゐないが、東印の「青年戦士の會」關西聯合會の「夏期講習會」等は相當の効果を收めた。

四、全國自聯の強力確立のため、本部書記局は單一的全國組織の構成を提案してゐるが、然しこの事は自聯の本質上、他方聯合制の廢止を意味せず、僅かに弱小組合の整理統合を期するものであり、京都印刷工組合の解消もかゝる見地から理解すべきであらう。

五、自主的團體協約の締結獲得は最近自聯の闘争方針の一つになつてゐるが、未だ締結工場はない。

六、連帶闘争についてはメーデー闘争に於て日本労働組合會議派の分裂メーデーに絶對反對し、統一メーデーを叫んで關東労働組合會議派に參加し、本年度メーデーにも關東一五〇名、關西一〇〇名を動員した。

次にスト應援闘争に就ては日活日興の爭議、東京市電ストに際し應援團會議に加入して連帶的協力を惜しまなかつた。尙ほ關西風水害救援には内部的事情より、無産團體救援協議會には參加しなかつたが、獨自の救援闘争を展開した。

七、戦線統一に關しては勿論、賛成するところであるが、今度の新同盟の結成に就ては政治的意見の相違のため、參加を拒絶してゐる。然し支持協力はなすものと見られる。

八、本部の内部變更。本委員會までは書記に山田健介君が就任してゐたが、今後は梅本英三氏がこれに代つた。尙ほ三月大會で選舉された委員の中に多少の變動を見せてゐるが大差はない。

2 大會・委員會・その他

その主なるものは次の如し。

▲日本自協關東出版第十七回協議委員會（一月十日——於關東出版事務所）▲日本自協解消代表者會議（一月十四日——於關東出版事務所）▲朝鮮一般労働者組合結成式（一月二十一日——於東京本所事務所）▲東京印刷工組合第一回協議會（二月六日——於神田神保町本部）▲自聯・自協合同大會（三月十八日——於東京芝浦會館）▲全國印聯再建代表者會議 ▲關東自聯第七回協議會（五月十六日）▲東印第三回協議委員會（五月十五日）▲東印三部合同協議會（五月十七日——於組合事務所）▲東京印刷工組合第一回青年部會（五月二十六日——於神田組合本部）▲「青年戰士の會」第一回講師團會議（五月二十八日——於神田東印本部）▲關東自聯第八回協議會（六月——於自聯事務所）▲關東自聯第九回協議會（六月十五日——於自聯事務所）▲東印第四回協議委員會（六月二十八日——於本部）▲全國自聯本部擴大協議委員會（八月十日——於東印事務所）▲關東聯合會第十回協議會（於本部）▲關東聯合會第十二回協議會（九月七日——於本部）▲東印第六回協議委員會▲東印第七回協議委員會（十月二十日——於本部）▲關東聯合會第十三回協議會（十月五日——於自聯事務所）▲全國労働組合自由聯合會第一回全國委員會（十一月三・四日——於東京神田神保町キング俱樂部）

右のうち合同大會と第一回全國委員會についてその經過を左に述べる。

労働組合自由聯合會・労働組合自由聯合協議會・合同大會——三

第二部第二篇 労働組合

月十八日、於東京芝浦會館。出席代議員七十餘名。議長大塚貞三郎氏（東印）、副議長邊見吉三氏（關西自協）。「大會スローガン」一、嵐の時代戦線の集結強化。一、首切賃下げ臨休絶對反對。一、資本家の手先フアツシヨを倒せ。一、自由聯合戦線統一合同完成萬歳。一、全國自聯擴大強化、大會を守れ大膽に細心に。「議事」一、規約審議の件（可決）。二、行動綱領。三、運動方針（可決）。四、全國組織充實の件（可決）。五、同一主張團體の會議確立の件（可決）。六、全國聯合名稱改稱の件。七、統一リーダーに關する件（可決）。八、宣言發表。

【宣言】「（前略）切迫せる危機の中に吾全國自聯は、過去六ヶ年の苦き分裂抗争の歴史を清算し、舊日本自協の戰闘的合約によつてその陣營を樹立した。吾等はいま茲に再建の途上に當り過去吾々の犯せる一切の誤謬を抛棄して新たなる轉換期に起つ。今日の日本の労働組合運動は漸次下降状態にあり労働者數五百萬の中、組織労働者僅々三十六萬を占むるに過ぎず吾全國自聯は僅かにその一部を組織するに過ぎない。大衆的労働組合として大衆の支持なき團體は何等その價値を見出せぬ。（中略）親愛なる全國の労働者農民諸君吾全國自聯はこの意味に於て強力なる戰闘的労働組合として果敢なる日常闘争を通じて彼等より分離し労働大衆を吾等の旗の下に組織するであらう。反動の波に抗して押し進む全國自聯の旗に大企業經營に集中し、連帶と協力とを以て全國自聯再建闘争を意義あらしめよ。一九三四、三、一八。全國労働組合自由聯合會第四回全國大會。」

全國労働組合自由聯合會第一回全國委員會——十一月三、四日

於東京神田キング俱樂部、出席代議員二十數名。議長梅本氏。「スローガン」一、嵐の時代新テーゼ樹立による全國自聯の強力躍進。一、セクト主義の清算大衆運動への結合強化。一、反ファッショ的労働者戦線の統一。一、全國委員會の畫期的遂行萬歳。本委員會は本年三月、労働組合自由聯合會(自聯)と労働組合自由聯合協議會(自協)とが合同結成されてより初めての全國的な會合であり、合同大會で決定された「三月テーゼ」に修正を加へた新テーゼ大綱を審議するために召集されたものであるが、この新テーゼには政治的意見が復活され、又労働者、戦線の統一が強調されてゐる。委員會第一日は大會役員の決定、祝辭、祝電の披露、各參加組合の情勢報告(全部承認)があり、第二日は左記六議案を審議可決した。「議案」一、全國自聯新テーゼ大綱審議の件。二、「労働者新聞」に關する件。三、同一主張團體との綜合的活動に關する件。四、第五回全國大會召集の件。五、労働争議調停法改悪反對の件。六、歳末闘争に關する件。(尙ほテーゼ大綱は全國委員會の中心議案であるがテーゼ大綱は當局よりの注意箇所多く殆ど審議不能の状態であつたので次期全國大會迄に新しく起草委員を擧げて再作製することとなり、起草委員は殘務整理に一任することに決定、更に労働者戦線統一の問題につき各自意見を交換し、結局統一問題に就ては積極的に働く可きであると言ふことになつた。)

3 綱 領

【行動綱領】(三月の合同大會による決定)

- 一、解雇、賃下げ工場閉鎖臨休反對の爲の闘争。
- 一、強制休日並びに時間短縮に依る直接間接の賃銀低下反對の爲

の闘争。

- 一、減收に依らざる一日八時間の労働制實施獲得の爲の闘争。
- 一、最低賃銀(二圓)制、年二回の定期昇給實施獲得の爲の闘争。
- 一、請負制、時間制並びに中間搾取の廢止、歩増、賞與等の本給繰入による日給制確立の爲の闘争。
- 一、夜業、徹夜業の廢止、臨時出勤の場合は日給倍額支給獲得のための闘争。
- 一、危険有害作業に従事する労働者並びに婦人、幼年工の労働時間短縮及び特別手当の割増獲得のための闘争。
- 一、性、年齢、民族別を問はず同一労働に對する同一賃銀獲得のための闘争。
- 一、工場設備、災害防止設備、衛生設備、スポーツ、娛樂等の設備、並びにその管理權の獲得の爲の闘争。
- 一、一切の懲罰制度監督制度、廢止のための闘争。
- 一、解雇、勤續、退職手当獲得のための闘争。
- 一、資本家負擔による公病者、癩疾者の生活保證、その死亡者の遺族生活保證のための闘争。
- 一、健康保險金の資本家全額負擔並びに保險施設の自由獲得のための闘争。
- 一、徒弟年期制度、寄宿舎制度の廢止、臨時工の即時本工への編入のための闘争。
- 一、入營による解雇反對。入營中の日給全額支給並びに除隊者の即時復職のための闘争。
- 一、反動的協調的工場委員會職場反動團體の階級的戰闘化、共済

組合、購買組合の自主的戰鬥化並びにその管理權獲得のための闘争。

一、言論出版、結社、集會、ストライキ、示威運動の自由獲得のための闘争。

一、社會民主主義、共產主義、ファシズム的労働組合の自主戰鬥化のための闘争。

一、一切の無産政黨の暴露排撃のための闘争。

一、失業者に對する資本家負擔に依る生活保證獲得のための闘争。

一、國際労働會議、汎太平洋労働組合會議及び第二、第三インターナショナル排撃のための闘争。

十九 その他の労働組合

以上各項に述べた以外の労働組合のうちその主なるものゝ會合をあげれば左の如し。

〔全日本映畫演劇從業員組合〕

結成大會——十二月二十三日、於東京芝協調會館、出席代議員百三十一名、議長堀口義郎氏、副議長赤坂幸造、三浦信義兩氏。「スローガン」一、大會を大膽に細心に護れ。一、餓首、減給労働強化絶對反對。一、定員制の確立並に臨時雇傭制を撤廢し。一、失業手當並に失業保險を制定し。一、東北飢餓農民を吾等の手で救へ。一、技藝士税その他從業員負擔の直接間接の改廢。一、小林系八館争議を大會の壓力で勝たせる。一、全日本映畫演藝從業員組合結成萬歳。「議事」一、組合名稱決定の件。二、綱領決

第二部第二篇 労働組合

定の件。三、規約決定の件。四、運動方針決定の件。五組合旗及びパツチ制定の件。六、事務所決定の件。七、機關紙發行の件。八、財政確立の件。九、次期大會の件。十、トーキー、サウンドに依る犠牲反對の件。緊急動議——一、トーキー製作各社へ抗議文を付きつけるの件。一、小林系八館應援基金カンパの件。十一東北凶作農民救済の件。十二、労働條件確立の件。十三、戦線統一の件。十四、青年部確立の件。十五、役員選出の件。十六、宣言發表の件。(以上全部可決)。「新役員」議長東滔水、書記長大友保、會計水谷正雄、會計監査小島櫻村、春日、顧問森脇甚一。綱領は左の如し。

【綱領】

一、我等は全労働者の産業別全國的單一結成の先驅としての映畫演劇從業員の全國統一を期す。

一、我等は團結の威力を以て映畫演劇從業員の經濟的、政治的、社會的地位の向上解放を期す。

〔全日本製氷從業員組合〕

▲全日本製氷從業員組合關西聯合會總會(一月十六日——於大阪大正區聯合會事務所) ▲全氷大日本支部總會(四月二十九日——於東京神田中央佛教會館) ▲全氷常任委員會(五月五日——於東京神田組合協議場) ▲全氷第八回中央委員會(五月十二日——於神田組合協議場) ▲全氷本年度大會(五月二十九日——於東京本所區役所公會堂) ▲全氷第二回常任中央委員會(十一月二十九日——於本部事務所)

全日本製氷從業員組合大會——五月二十九日、於本所區役所公

會堂、出席代議員三百四名、議長野口榮治氏、副議長男澤、間宮兩氏。「スローガン」一、労働組合の産制組織に依る全國的統一萬歳。一、全日本製氷従業員組合擴大強化萬歳。一、首切、賃下げ労働強化絶對反對。一、生産原價を割る不正亂買競争絶對反對。「議案」一、單一化闘争繼續に關する件。二、賃下げ解雇労働強化反對の件。三、組織擴大強化に關する件。四、資本肩替りに依る雇傭契約更新對策に關する件。五、不正亂賣競争防止に關する件。六、單一化闘争繼續に關する件。七、資本肩替りに依る雇傭契約更新對策に關する件。八、共済部設置促進に關する件。九、未組織工場組織化に關する件。十、教育活動充實に關する件。(以上全部可決)

〔日本交通従業員組合〕

▲常任理事會(二月十六日——於芝區虎ノ門ビル組合本部) ▲緊急理事會(二月二十日——於組合本部) ▲常任理事會(三月二十二日——於組合本部) ▲常任理事會(五月八日——於組合本部) ▲常任理事會(八月二十四日——於組合本部)

〔その他〕

▲富士スレート従業員組合結成大會(三月二十五日——於荻窪竹下道場) ▲名古屋製陶労働組合執行委員會(二月三日——於組合本部) ▲大同電氣労働組合結成大會(七月七日——於大阪府下八尾町中村座)

第二章 農民の運動

九年度農村經濟は、例年よりも早く表面化した飯米飢饉と、この飯米難を一層激化した未曾有の繭價の慘落との挾撃によつて破局の前に立たされたのであるが、更に大凶作はその農村の窮乏に益々拍車をかけたのである。かくの如きが本年度農村經濟の特徴であるが吾々はこの集中的表現を東北農村の慘狀にみるのである。これは昭和五年來の農業恐慌の深化を意味するものであつて、打續く恐慌に喘ぐ農民の前には今や正に餓死あるのみの有様である。而かも政府當局はこれに對して、米穀統制法や粃貯藏で地主や中間商人を儲けさせたにすぎず、その上自らの法律に縛られて一千万石の死藏米を腐らせるのみで何等爲す所がない。饑饉線上にある農民を前にして何たる皮肉だ！ 又養蠶農民救済に投げ出した三百萬圓も養蠶收入減三億圓に比べれば正に百分の一、九牛の一毛にもあたらず小額である。

この様な農村の一般的情勢の裡にあつて各農民組合は、地主、政府及び議會に對して、未曾有の凶作によつて益々深刻化した農村窮乏の打開運動を行つて來たが、その内最も顯著なものは耕作權の確立を目標とする小作法制定運動並に飯米一ヶ年差押禁止法獲得運動であらう。各農民組合はいづれもその立場を異にするにも拘はらず、凶作に刺戟されて益々その法制化を痛感するに至り之が議會通過のためには共同戦線さへ辭せず來る第六十七議會を目指して全國的大請願運動が起らんとしてゐる。

併しながら本年度の各農民組合の運動も一般的に云つて依然低調にあつたと云へるであらう。それは相繼ぐ彈壓にもよるであらうがより根本的には農民戦線の統一が行はれてゐないことが重大な原因

であらう。即ち我國に於ける中心的組合たる二、三の有力組合が何れも思想的背離に基く分裂或は内部的抗争に組合勢力の大部分を殺がれる有様で農民大衆の獲得に多く意を用ひ得なかつたことである。だが分裂も内部的抗争も要するに組合運動の低調は社會各般の情勢の然らしむるところで、このことは本年に於ては前年に比し約三百の小作人組合数の減少を來した事實に徴してみるも明らかであらう。

次に個々の中心的なる各農民組合についてこれが運動の大略をみやう。

第一節 全國的農民組合の運動

一、全國農民組合の運動

1、運動概況

全國農民組合は現在その大衆的基礎と活動力に於て農民團體中に於ける最も重要な存在である。即ち殆んど全國に涉つて二十七の府縣聯合會と公稱五萬二千人の組合員を有し農民層への指導力、影響力は大きく従つて農村の經濟的並に政治的運動に於て或は農民戦線の統一運動に於て殆んど常に中心的地位を占めてゐるものである。かくて本年度に於ける全農の活動も全國的にして大衆的であるため廣汎且つ複雑なる様相を示してゐるが特に著しく現はれた傾向を列擧すれば大體次の如くであらう。

小作料の減免其他小作條件の維持改善に關する運動。

小作料に關しては小作人は相團結して一時的又は永久的小作料の減額、小作料の値上反對、小作料の改定、納米の格下、込米の廢止獎勵米の増加等の要求をなし、又最近地主側に於て特に農村不況の爲に自作經營、小作料滞納、小作契約期間の満了、小作人の變更、地目の變換等を理由として、積極的に小作地の返還を要求するものが激増したのに對しては、小作人の生存權を壓迫するものとして極力之に反對し、耕作權の確立を叫び、小作契約の繼續を主張し、若し返地の已むを得ざるに至つた場合は耕作權の賠償、作離料其他の名目を以て相當額の代償を要求しつゝある。而して之が要求貫徹の手段としては地主糾彈演說會の開催、宣傳ビラの散布、多數行列等の示威其他の運動を行ひ、地主が立毛假差押、土地立入禁止其他の處分を行ひ又は訴訟を提起した場合には、之が反對の請願運動を起し又は顧問辯護士を置いて抗辯方法を講ずる等益々複雑を加ふるに至つた。

凶作對策運動

本年は各種の災害の發生に依る農作物の甚だしき凶作のために一般的に凶作對策運動が行はれたが、全農に於ても九月二十一日の關西地方大風水害の直後「大風水害對策について、全國的凶作活動を即時開始せよ！」との指令を發し、全國的凶作に對する全農の要求として政府米の長期年賦貸下又は災害地に對する無償交付、肥料、種子の無償交付、農業更生資金の無利子長期年賦による即時融通、勤勞農民負擔税の減免若は免除、農民負債支拂猶豫、穀物検査本年度免除、救農土木事業の即時實現、國有林野の窮乏農民による利用、

小作法並に差押禁止法の制定等の標語を掲げ、又東京、大阪等に於て各種無産團體を糾合して東北飢饉救援無産團體協議會を結成し、又臨時議會の終了するや「臨時議會の議決による新闘争題目」なる達示を出して凶地に對する政府所有米穀臨時交付、復舊應急土木事業、風水被害者に對する租税の減免猶豫等に對する活動方針を示し、各府縣聯合會は本部の方針に基き各種大會、凶作對策協議會等を開催し、所屬支部を督勵して決議事項の實現を促し、一面政府又は府縣當局或は地方裁判所、小作官に陳情又は要求を爲し相當活動する所があつた。

小作法制定要求運動

全農に於ては昭和四年度の大會に於て「完全なる小作法制定に關する件」を決議すると同時に小作法對策委員會を設置し、昭和五年には小作法要綱を發表したが、最近に於ては社會大衆黨と合議の上、小作料の低下並に小作地立入禁止や土地引上禁止、即ち小作料減免權並に耕作權の確立を主要内容とする小作法案を作成發表し之が制定實現に努めてゐる。

飯米一ヶ年差押禁止法獲得運動

更に本年度に於ては農民生活權保證要求の民事訴訟法改正乃至は立法運動が廣く行はれるに至り、先づ北日本農民組合、全農新潟縣聯合會及自治農民協議會が主體となり農民生活擁護聯盟を結成して、民訴第五百七十條に關する農民の食糧及び農具、生産に必要な農産物の差押禁止規定に對し、一人一ヶ年一石、一戸八石を最低限とする生活保證飯米一ヶ年間差押禁止の法律案即時實施を叫んだが、第六十五議會に於て貴族院にて審議未了の故を以て同法案は不

通過となつた。全農に於ても三月の全國大會に於て早くもこの問題を探り上げ議會に通過促進運動をしたが、その後も各農民團體に提唱し、農民代表者會議の名の下に前述の小作法並に差押禁止法の獲得を期し來る第六十七議會を目指して全國的なる署名請願運動を爲さんとしてゐる。

農民戰線統一運動

農民戰線統一運動は本年三月の「近畿地方農民團體統一協議會」の成立によつて拍車をかけられ、次いで全國大會に於ける大阪、奈良の二聯合會の全農への復歸の承認によつて局部的とは云へ統一運動は具體化するに至つたが、その後もこの農民戰線統一の一般的動向の裡にあつて地方的戰線統一は着々と成功し既に京都、栃木、千葉、北海道の各府縣聯合會は合同を完成したのである。

又全會派の中堅である兵庫、福岡、三重其の他の合同問題も、五月上旬に召集された前記統一協議會の殘務整理委員會を統一のため暫定的機關として、當面の共同闘争を通じて漸次促進されることとなつたのである。その後十月にも同殘務整理委員會が召集されたが、實際にはなほ統一的效果に關しては何ものも齎らすことが出来なかつたとは云へ、全農總本部の召集せる凶作對策全農懇談會の提唱によつて小作法並に飯米一ヶ年差押禁止法に對する全國農民代表者懇談會の開催が決定されその準備も進められてゐる實情にあるから本會合が成功し一段と發展すれば全國的、大衆的農民戰線の統一は兎も角も一應は完成されるものと見られてゐる。

2、大會その他の會合

全國農民組合第十三回全國大會——三月十一日より三日間、於東

京市芝協同會館、出席者本部員十五名、地方代議員約二百二十名、傍聴者は盛時に於て約八十名。

今回の大會に於て注目すべきことは先づ本大會を第十三回全國大會としたことである。即ちこれは舊日本農民組合の創立された年(大正十一年)より起算したるのであつて、全國農民組合設立より起算すれば第七回に當るのである。次に注目すべきは從來の例を破り、第一日を全體的な總會とし第二日を各種分科委員會に充當し従つて總會を開かず第三日に至つて一部委員會の續行後改めて總會を開いて大會となし、第二、三日の各種分科委員會の議案審議に對して決定權を與へたことである。かゝる委員會制の議事法は最近既に勞働組合に於て試みられたことがあるが農民組合の大會としてはこれが最初である。

本大會に於ては先般來運動を續けつゝあつた所謂農民戰線の統一を目標とする「近畿地方農民團體戰線統一協議會」との関係より延いて全農全國會議派との關係が相當注目を惹いた様であつたが各種の事情より後述の如き結果となり急速な展開を示さなかつた。併しながら本大會を契機として一度分裂した全國會議派が局部的なりとは云へ同志として迎へられたことは、全農としては組合發展上收穫があつたと云へるであらう。

かくの如く全國會議派の復歸問題といふ特筆すべき問題を有つてゐた故もあり、本大會前日赤坂三會室に開かれた全日本農民組合に比して數段の緊張味を帯び、代議員も北は青森より南は福岡、高知まで全農の各縣聯より洩れなく出席し、大衆的組織としての全農の威容を遺憾なく發揮した。

尙場内掲出のスローガンは左の通りであつた。

- 一、貧農の土地と自由を守れ
 - 一、土地取上、立禁、農具家畜差押反對
 - 一、耕作權確立、小作保護法の即時制定
 - 一、勤勞農民食糧米一ヶ年分差押禁止
 - 一、農民組合運動の不當干涉暴壓反對
 - 一、養蠶農民の損失國庫負擔
 - 一、肥料三割値下、現物貸下
 - 一、全國活動の強化、未組織獲得
- 左に議案を中心として大會の狀況を略述する。

第一日 (總會)

議案

- 一、小作保護法制定要求の件 (可決)
- 前略、小作料減免權並耕作權の確立を主要内容とする小作法を至急制定すべし。
- 二、土地取上、立禁、農産物差押禁止要求の件
- 左の如き決議を議會に提出することに決す。

決議

窮乏農民ケ三千萬の經濟的自衛の爲めの最少限要求たる農民糧米一年分差押禁止に關する法律案は既に衆議院を通過したり。故に貴族院に於ても會期切迫の故を以て審議未了たらしめず速かに通過せしめられん事を要請するものなり。

- 三、米穀統制法改正に關する件

(可決)

(摘要)

1、米の買上單位を五俵に引上ぐること。

2、小口買上金は現金を以て即時交附すること。

3、買上米の格を引下ぐること。

4、政府所有古米を罹災者及貧困者に簡易なる手續を以て無償若くは廉價に拂ひ下げる様にする事。

四、貧農兵士家族生活保證に關する件 (可決)

五、養蠶農民の生活保證要求闘争に關する件 (可決)

第二日 (委員會)

前日大會委員會に於て割當てられた議案に就き各々別個に委員會を開く。

第一委員會

一、本部報告に對する質問

前日の本部報告特に大會直前の中央委員會に於ける近畿地方農民團體戰線統一協議會に出發する全國會議派との關係に就て質問應答あり續いて積極、消極の意見の開陳あり後幹事會を開き結局「奈良、大阪は聯合會として承認、他は新に調査機關を設立、審議調査の上決定」することとなる。

二、總本部財政確立に關する件 (可決)

三、規約改正に關する件

原案に依る第二十九條(名譽役員)を可決。

四、一九三四年度豫算に關する件

五、次期大會に關する件

六、役員改選に關する件

(殘餘の議案は翌日に繰り延べとす)

第二委員會

一、旱害地農民の生活保證要求の件 (可決)

二、自家用酒醸造、自家用煙草栽培許可の件 (可決)

三、救農土木事業對策の件

四、政府貯藏米貸下並償還緩和要求並政府貸下米強制取立反對の件 (可決)

五、肥料闘争に關する件 (可決)

六、農工銀行の土地に對する政策反對の件 (可決)

七、町村に於ける地主的機關に對する件 (可決)

八、産業組合運動に關する件 (可決)

九、民族的差別絶對反對の件 (可決)

第三委員會

一、米穀検査に依るコムズリ白強制利用反對の件 (可決)

二、穀物検査撤廢獎勵米俵五升増額要求の件 (可決)

三、土地闘争基金積立實行に關する件一部修正 (可決)

第三日 (委員會及總會)

第一委員會續行

一、機關紙「土地と自由」並にパンフレット發行確立に關する件 (可決)

二、行動綱領作製委員會設置に關する件 (可決)

三、農村政治運動に於ける農民團體協議會結成促進に關する件

(新潟縣聯合會提出)

農民戰線統一に關する件(福岡縣聯合會提出)

右二件は緊急動議の結果類似議案として併合さる。相當の質問あ

り殊に協議會に結成さるべき團體の範圍に關し異論があつたが結局「農村政治運動を強化する爲め貧農團體の協議會を結成し其の過程に於て全農は農民組合の統一の爲めに努力す」ることに決定。

四、緊急動議

栃木縣聯合會の一代議員より同縣の内紛問題に關して審議調査を乞ふ旨の動議あり之に對して茨城縣聯合會の主張にて近縣代表者を以て小委員會を開催し善處することとなりその結果近縣の聯合會及總本部は大局に立ち一時同聯合會の報告（大會報告書に印刷されたるもの）を撤回し且役員の選出を保留することゝす、尙茨城、群馬、埼玉、福島の代表者と新中央委員會より共同調査委員を擧げて解決に努力することゝして落着す。

第四委員會

一、一九三四年度運動方針に關する件原案可決總會（以上委員會の終了後改めて全體的な總會に移る）

總會に於ては前記委員會の結果を報告、承認を求め所があつたが何れも何等の質問討論なく可決決定された、尙審議未了の議案大會報告等左の通りなされた。

一、農民組合運動の不當暴壓反對に關する件

（可決）

二、緊急動議

暴壓反對に關する決議文を作り關係各省を訪問之れが徹底を期せんとするものにして可決さる。

三、大會委員會報告

委員會より一任された規約改正の件並に豫算決算報告等は原案通り決定の旨の報告あり尙新役員に就てもそれ〴〵發表あり何れも

承認可決さる。

第二回中央委員會——九月五、六日、於阪急沿線瓦木村一麥寮。出席者中央委員十一名、本部長七名

議事——米穀對策、土地鬭争の傾向と對策、養蠶對策、小作法と飯米差押禁止法獲得運動、復歸統一地方對策（京都、千葉は承認栃木、北海道、兵庫は調査會を設けて統一に努力すること）

米穀對策の決議——米穀統制法及粃貯藏を以てした政府の米穀政策は端境期に於ける米價の異常なる昂騰をもたらし有ガスレと云はれる在米の地方的並に階級的偏在を強め、さなきだに深刻な窮乏に悩める貧農をして賣る時は安く買ふ時は高く飯米缺乏によつて一層の苦しみをなめさせた。これらは資本家地主本位に立てられた米穀政策がもつ必然の歸結ではあるが、政府は一般勤勞農民殊に貧農、勞働者、人口の過半を占めるこれらの階級層のため、即時當面に於ける飯米缺乏による直接の要望を満たし且つ米穀統制法の改正をせらるゝ様要求す。

一、窮乏農民に對して即時政府米を貸出すこと

一、政府米貸下規定を緩和すること

一、出廻期と端境期値の幅を縮小せしめること

養蠶對策に關する決議——繭價慘落に對する政府の諸政策は悉く農村の實情を無視せるものにして殆んど全く效を奏することなく、養蠶農民はもとより飯米にすら窮して今や餓死せんばかりである。

即時左記の如き養蠶應急施設を實施せんことを要求す。

一、政府所有米の長期年賦による貸下げ（繭價が繭生産費に一

致するやうになつてから五ヶ年々賦)

一、桑園小作料全免

一、債務取立の休止

一、生繭差押の禁止

凶作対策全農懇談會——十一月二十八日 於東京芝協調會館 出席者五十餘名

議事——凶作秋闘に於ける各地方の報告、東北地方救援運動、全國的凶作に對する全農當面の要求、全國大會までの計畫特に署名運動等々

要請(抄)——政府米を長期年賦で貸下げられたし、肥料、種子を無償交付せられたし、農業更生資金を無利子長期年賦で即時融通せられたし、救農土木事業を即時大規模に實施せられたし。勤勞農民負擔税を減免せられたし、勤勞農民負債の支拂猶豫法を制定せられたし、災害地に於ける穀物検査を本年度は中止せられたし、國有林野を窮乏農民に利用せしめられたし、自家用酒、煙草製造の自由を許可せられたし、民法第五百七十條第一項乃至第四項の差押禁止規定を嚴守せられたし、農民の食糧一ヶ年分差押禁止法を制定せられたし、土地取上を禁止し小作料を引下げる小作保護法を制定せられたし。

風水害凶作秋闘対策全農關西地方聯合會協議會——十二月九日、於大阪市中央公會堂

議事——凶作減免闘争対策、救農土木事業対策、政府米拂下運動対策、肥料、種子、農具資金獲得運動対策、災害地税金免除対策、借金延納対策、産米検査本年度廢止運動対策、食糧一ヶ年差

押禁止法案獲得小作保護法獲得運動対策、第六十六議會對策

北海道聯合會支部代表者會議——六月十日、於北聯本部事務所。出席者九名

議事——組織方針大綱の件、運動方針の件、政府米代金の強制的取立反對の件、凶作義捐金の死藏反對の件、無産村議團結成の件、小作料減免闘争の件、土地取上立入禁止反對の件、差押反對運動の件、産業組合實行組合、對策の件、貧農兵士家族生活保證の件、組織整備の件、青年部婦人部對策の件、總本部復歸の件、杉山委員長招聘の件、官公有地又貸反對及官公有地を窮農に貸付の件、借金闘争の件、ファツシヨ運動粉粹の件、規約改正の件、財政確立の件、役員選任の件、専門部設置の件、(組織、青年、財政、争議教育各部)

北聯は全會派から離脱して全農總本部に復歸し四月二十三日聲明書を發表したが、右代表者會議は其の後の組合の再建強化に就いて協議せるものである。尙この會議は昨年旭川市で開催の直前旭川署に總檢束されて以來始めての會合であつた。

青森縣聯合會支部第六回大會——九月二日、於五所川原町公會堂 出席者三百名、警戒嚴重

議事——政府米獲得の件、規約改正の件、米検査制度改正の件 農村金融行詰打開の件等々。

全農奥羽地方協議會——十一月十日、於仙臺市、出席者十一名

議事——全農東北地方協議會組織の件、社大黨東北地方對策協議會へ共同委員會提唱の件、政府米十ヶ年々賦貸下げの件、自家用酒、煙草製造自由の件、小作法並に飯米一ヶ年分差押禁止法制定

要求に關する件、差押禁止規定嚴守要求の件、肥料種糶配給要求の件、借金モラトリアムに關する件、更生農業資金一戸當り百圓即運融通要求の件、救農土木事業に關する件、ブルジョアの救済運動に關する件等々

全農秋田縣聯合會總會——十一月十四日、於南秋田郡一日市町一日市劇場 出席者數百名 警戒嚴重

議案——凶作地の農民の生活權擁護に關するもの、即ち凶作につき小作料減額要求の件外八件の決議を議了し、農民生活權擁護を政府、縣、裁判所へ要求した。

全農宮城縣聯合會全體會議——十二月十一日、於仙臺市新寺小路友愛クラブ 出席者六十三名

議案——政府米の貸下、肥料種子の無料交附、農業更生資金の無利子融通、救農土木事業即時實施、窮乏農民負擔稅、電燈料の減額等々の不況に喘ぐ縣下農民大衆の生活確保のための日常闘争の基本議案にして、これを縣當局に要請書の形式で提出した。

福島縣聯合會擴大執行委員會——十月二十九日、於同右事務所 議案稻作六分作以下は小作料を減免すること、飯米貸下を貧農本位とし優先權を與へること外數項を議決し、この運動を特別委員會に付託する事とし、愈々猛運動を開始した。

栃木縣聯合會大屋派大會——三月七日、於縣公會堂、出席者五百餘名 警戒嚴重

議事——組織方針中農民組合は從來の對自作農、對小地主との闘争を止め、それをも含めた廣汎なる大衆化を計らばねならぬと農民戦線の新たなる轉向を決定す。

第二部第二篇 勞働組合

尙、栃木縣下の農民運動は全農派が本部派の大屋派と社大黨派の石山派に分立し各々全農の正式なる縣聯を名乗りその對立は相當深刻なるものがあり、又全農派も右二派と勢力は均等であつて、以上三派内部抗争は從來小作運動の度毎に戦線不統一の醜態を演じてゐたが農民戦線統一の潮流にのつて本縣に於ても全農大屋派と全農派と合同することゝなつた。即ち、

栃木縣聯合會（大屋派）と全農派との合同記念大會——五月十五日於宇都宮市縣公會堂、出席者二百五十名、警戒嚴重

議事——組織方針の件、土地取上立禁闘争の件。小作料減免闘争の件、借金肥料金に對する闘争の件、産業組合自主化の件、フアツショ反動粉粹の件、勞農協議會結成の件、飯米獲得闘争の件

因に全農派は全農石山派をも含めたる三派合同を提唱したるも大屋、石山兩派の確執の爲め成らず、よつて先づ社大黨支持の態度に就て思想的に相接近せる大屋派と合同したものであると云はれてゐる。

千葉縣聯合會合同支部代表者會議——七月十五日、於成田町新勝庵、出席者本部派二十六名、全農派十一名

議事——農民戦線統一の件
千葉縣に於ては本年五月全農派はその解消を聲明すると共に之を契機として合同の氣運促進され遂に右代表者會議に於て農民戦線は事實上の統一を見るに至つたのである。

新潟縣聯合會第二十一回大會——八月十八日、於新津町歌舞伎座、出席者千五百名、警戒嚴重

議事——飯米差押禁止法獲得問題を始めとし、運動方針の決定、小作料減免要求、土地取上立禁絶対反対、耕作権の確立、政府死蔵米の解放、養蠶農民の救済等々が上程可決された。

尙大會終了と共に全縣下に飯米差押禁止問題に關する啓蒙的遊説を開始することとなり、同十九日これが火蓋を切つた。

大阪府聯合會合同支部代表者會議——五月二十一日、於大阪土佐堀青年會館出席者全會派三十八名、總本部八名

全農全國大會に於て大阪の復歸が認められたので、本會議に於ていよいよ従來の政治的意見の對立を清算して全會派は總本部派との合同を完成したのであつて、合同後に於ける活動方針の件等々が議題に上程された。

京都府聯合會第四回大會——五月三日 於三條青年會館、出席者四百餘名。

議事——一九三四年度運動方針の件、立入禁止土地取上反對闘争の件、自主的小作法獲得闘争の件、自作農創設低利資金支拂延期の件、産米産麥検査制度反對闘争の件、自轉車稅荷車稅廢止の件等々。

右大會は全農本部派と全農全會派との合同後最初の大會であつてこれにより全會派京都評議會は一應解消した譯である。

和歌山縣聯合會擴大支部代表者會議——四月一日、於縣聯本部、出席者四十名。

議事——全農和歌山縣聯は如何に闘ふべきか（本年度運動方針）、立禁土地取上げ立毛差押絶対反對闘争に就て、新幹部養成教育活動、其他。

全農和歌山縣聯は日高争議の慘敗によつてその勢力を極度に弱め未だ大會を闘ひとる力を持たないので擴大支部代表者會議を以て大會に代行することになつたのであるが、右會議に於ては日高争議に對する自己批判が熱心にとり上げられ、次いで本年度運動方針が上提され再建運動の具體的方針が決定されて、昨年來總本部の援助の下に進められて來た全農和歌山縣聯の再建運動はこゝにその巨歩を踏み出すに至つたのである。

和歌山縣聯合會支部代表者會議——十月三十日、於縣聯本部。右會議は未曾有の天災による窮乏農民の窮狀打開を目指して開催されたもので、暴風被害對策、小作料減免要求對策等々がその主なる議題であつた。

岡山縣聯合會第七回大會——一月十日、於岡崎市公會堂、出席者百五名。

議事——一九三四年度活動方針大綱の件、小作料減免闘争の全縣的統一に關する件、獎勵米俵五升増額運動に關する件、立禁土地取上反對闘争の件、穀物検査規則撤廢運動の件、縣聯擴大強化の件、ファツシヨ、社會ファツシヨ粉碎の件等々。

愛媛縣聯合會第三回大會——一月十五日、於松山市愛媛青年會館、出席者二十九名。

議事——産米検査廢止闘争の件、小作料減免闘争の件、土地取上反對闘争の件、非常時農村救済要請の件、活動方針大綱の件等々。

高知縣聯合會擴大執行委員會——十月六日、於縣聯本部、出席者三十名。

議事——減免闘争、土地闘争、風害緊急対策、飯米一ヶ年分差押禁止法及び小作法獲得のための闘争、労働運動及農民運動に對する彈壓絶對反對。

福岡縣聯合會第三回大會——十月三日、於福岡縣三井郡北野町民衆俱樂部、出席者約五百名。

議事——土地引上立入禁止反對の件、小作保護法獲得の件、秋季小作料減免闘争の件、農民組合戰線統一に關する件、財政部確立に關する件、新進幹部養成に關する件、運動方針大綱確立の件、農民一ヶ年間の食糧差押禁止法獲得の件、電燈電力値下運動に關する件、地主町村保證に依る政府米貸下要求の件。

3 規約・運動方針

【規約】 本年三月の第十三回全國大會に於て改正されたが、その主要點は第二十九條（名譽會員）の挿入其の他である。

參考の爲め改正規約全文を掲ぐれば左の如し。

第一章 總 則

第一條 本組合は「全國農民組合」と稱し總本部を大阪に、出張所を東京に置く。

第二條 本組合は本組合の宣言綱領及び決議の貫徹を計るを以て目的とす

第三條 本組合は全日本に於ける小作農、小作兼自作農及び日傭農其他本組合の承認したるものを以て構成す。

第二章 機 關

第一 大會

第四條 大會は本組合の最高決議機關にして本組合の主要なる事

第二部 第二篇 労働組合

項一切を審議す。

第五條 大會は大會代議員、中央委員及び總本部役員を以て構成す。

第六條 大會代議員は聯合會を選舉區とし、その選出方法は中央委員會に於て決定す。

第七條 大會は毎年一回中央委員長之を召集し、前年度大會に於て決定したる時期及び場所に於て開催す。

中央委員會に於て必要と認めたる時は臨時大會を召集することを得。

臨時大會を召集し得ざる時は擴大中央委員會を召集することを得。擴大中央委員會の構成は中央委員會にて決定す。

第八條 大會の議長、副議長は大會之を選舉す。議長は大會書記及び大會各種委員を選任す。

第九條 大會は大會代議員の二分の一以上出席するに非れば議決することを得ず。

第十條 大會の議事は代議員の過半数を以て決す。可否同數なる時は議長之を決す。

第十一條 大會は中央委員長一名、中央委員若干名、會計監督若干名を選出す。但し中央委員選出方法は別に之を定む。大會は名譽役員を推薦することを得。

第二 中央委員會

第十二條 中央委員會は本組合最高の執行機關にして大會の決議を執行し特に緊急を要する事項を審議決行す。但し此の場合は次期大會の承認を得ることを要す。

第十三條 中央委員會は中央委員長、中央委員を以て構成す。

第十四條 中央委員會は必要に應じ中央委員長之を召集す。中央委員三分の一以上の請求ありたる場合は中央委員長は直に之を召集することを要す。

第十五條 中央委員會は中央委員の半数以上出席するに非らざれば議決することを得ず。

第三 中央常任委員會

第十六條 中央常任委員會は、本組合の常務の執行機關にして特に緊急の場合には中央委員會に代りて審議決行す。但し此場合には次期中央委員會の承認を経ることを要す。

第十七條 中央常任委員會は中央委員長、中央常任委員を以て構成す。

中央常任委員は中央委員會に於て互選す。

第四 總本部

第十八條 總本部は本組合の中央事務機關にして中央委員長、中央常任委員及び書記を以て構成す。

第十九條 中央委員長は本組合を代表し本組合一切の事務を總理す。

第二十條 書記は總本部事務を助け中央委員會並に中央常任委員會に發言權を有す。書記の任免は中央委員會之を行ふ。

第二十一條 總本部に左の部門を置く。

組織部、政治部、争議部、産業部、財務部、國際部、機關紙部。

第二十二條 各部は部長一名部員若干名を以て構成す。部長部員の選任は中央委員會之を行ふ。但し部長は中央常任委員を之に充つ。

員を之に充つ。

第二十三條 總本部は必要に應じ各種の委員會を設けることを得。

第二十四條 總本部の事務を統一敏活ならしめるために書記局を設く。

第二十五條 總本部は必要ありと認めたる時は、支部、聯合會に本部書記を派遣す。但し派遣書記は總本部統制の下に、當該支部及び聯合會の書記として活動するものとす。

第二十六條 青年部、婦人部は中央委員會統制の下に獨立部門とし、規約は之を別に定む。

第二十七條 總本部會計は財務部長之を管掌す。

第五 名譽役員

第二十九條 名譽役員は本組合に多年功勞ありたる組合員中より大會之を推薦す。名譽役員は本組合の諮問に應じ諸種の會合に發言することを得

第三章 組織

第一 班、支部

第三十條 班は一部落、字を區域とし數名の組合員を以て組織し必要に應じてその下に組を組織す。

第三十一條 支部は一町村を區域とし班二個以上若しくは組合員十名以上を以て組織す。

第三十二條 支部を新に設立する時は支部規約及び組合員名簿に所定の組合費一ヶ年分を添へ聯合會に提出し其承認を得ることを要す。當該地方に聯合會なき時は總本部に直屬するものとす。

す。

第二 聯合會

第三十三條 聯合會は府縣を單位とし當該府縣内の五支部以上を以て組織す。

第三十四條 聯合會は中央委員會の統制下に所屬支部の行動を統一し共通の事項及び事務を處理するものとす。

第三十五條 聯合會の規約並に聯合會費に關する規定は中央委員會の承認を得ることを要す。

第三 地區委員會

第三十六條 地區委員會は府縣聯合會内に於て鬭争と動員に必要な地區内の班及び支部の代表者を以て構成し聯合會の指導統制の下に所屬班及び支部の活動を統制處理す。

第四 地方協議會

第三十七條 地方協議會は鬭争と地理的關係に基く近接の二個以上の聯合會を以て構成し總本部統制の下に關係聯合會の聯絡統一を計り本組合の全國的統一補助機關とす。

第四章 會 計

第三十八條 本組合の經費は組合員の負擔とす。

第三十九條 總本部費は一ヶ年前納とし支部より直接徴收す。但しその徴收を聯合會會計に依託することを得。

第四十條 總本部の經費豫算は中央委員會に於て原案を作成し大會の協賛を経る事を要す。

第四十一條 總本部の經費決算は大會の承認を得ることを要す。

第四十二條 中央委員會の承認を得るに非ざれば豫算外の支出を

第二部 第二篇 勞働組合

なす事を得ず。

第四十三條 本組合の會計年度は二月一日に始まり翌年一月三十一日に終る。

第五章 機關紙

第四十四條 本組合は本組合の機關紙規定に基き機關紙を發行す。

第六章 罰 則

第四十五條 本組合所屬支部聯合會及個人にして本組合の宣言、綱領、規約、大會の決議及中央委員會の規定に服せざる場合は中央委員會又は大會にて除名することを得。

第四十六條 除名の決議は凡て定員の三分の二以上出席し且三分の二以上之に同意する事を要す。

附 則

第四十七條 本規約の修正又は變更は大會に於て出席代議員の三分の二以上の賛成を要す。

第四十八條 聯合會は必要に應じ當該府縣内の適當の地方に聯合會出張所を設くる事を得。

【運動方針】 第十三回全國大會に於て可決された昭和九年度の活動方針大綱左の如し。

一九三四年度活動方針大綱（拔萃）

一、周圍の情勢 （説明略）

二、農村情勢 （説明略）

三、鬭争組織の力點

▲小作料をまける、安くしろ、小作条件をよくしろ。

▲土地は手放さぬ、立禁をやらせぬ、取上げさせぬ。

これこそ小作地によつて働き喰つてゐる貧農にとつて一番重大な利害問題だ。……どこから云つても根本的な要求題目である。

……土地取上の強制執行、立禁假處分に對してはその事前に粉砕しなければならぬ。……又裁判官その他の役人にも事情を説明し納得させなければならぬ、そして小作人を押へる法律を作りかへうる慣習を作らせてゆくことも大切だ。小作調停に際して成立と履行について慎重な扱ひ方が必要だ。小作料減免、小作条件改善要求の闘争は利益の多い程よいのは勿論だが地主に土地を取らしてはならない。すべては闘争力を發展させるため組織を擴充するためといふ基準から割出される。

▲安い肥料を貸せ、肥料を買ふ金を低利で貸してくれ、肥料を安く賣れ。

……肥料カルテルをもつてゐる資本家共への對策は政府に要求する。政府、縣廳には肥料資金の低利融通を要求する。……我々が購買組合若くは共同購入でやることも出来るが、資金関係と多少安く買ふためには、部落單位の農事實行組合を作つて、産組に加盟するのも當面の方法でもある。

▲養蠶農民の利益を戦へ

……生産費引下げのためには、何よりも桑園年貢を引下げさせ、肥料を地主に出させることだ。對政府、府縣に對して、養蠶農民の損失補償、肥料代の貸與、養蠶共同施設補助の増額等々を要求して闘ひ、更に農民の子女よりなる製糸資本家に對立する女工に

對する問題を捉へ、労働組合と協力して、これを闘はねばならぬ。

▲情勢をしつかり見る

どこからみても、どんな點を細かくしらべても、本年における農民組合の組織活動は新らしき地域にのび眠つてゐた支部を生きかへらせることの出来る條件を具へてゐる。……それなのに、なぜ！ 全農は全體的にみて擴大強化がのろ／＼してゐるのか、上向線を氣持よくグイ／＼と昂まらないのか？ いろ／＼複雑な事情がある。彈壓、分裂等々のそんな外部的な又古いことを繰返へしてみる前に、全農で活動してゐる先立つ人々が問題なのだ。

▲現幹部再教育と新進幹部養成

……今日まで全農に生き残つてゐる人々は……眞に尊敬さるべき人々だ。が……全農の旗の下を去らぬからと云つて、すくなくともいま自分の一生を投げこむでも足りぬといふほどに、我が全農に對する確信、全農の帯びてゐる役割を理解した上でこれに専心しつゞけるだけの確信をもつてゐるかどうか。……さらに新進幹部の養成に至つては農民組合も亦この後に來るものではなくしては衰頽するの外はない。……時代は人間を作る。腐つたものに手を入れるよりは新しいものを早く成長させるがよい。……

▲(一)統一された全國活動を強める總本部を充實させること。

このごろのやうな農村情勢、例へば政府にとつて農村を、農業をどうするかと極めて重大な國策となつてゐるとき、その政府の政策に對してすぐさま村々で農民大衆の日常利益の上からみて、矢をうけとめ投げ返へすだけに全農が活動する力がなくてはなら

ない。又爭議の激増、土地取上げの激化……の傾向に對して全農がどんな對策を講じ得るか、それにはそれだけの力ある總本部を組合員が作らなくてはならない。總本部にそれだけのことをやりうるだけの人と金とを備へなくてはならないのだ。

(イ) 總本部、聯合會(地區)、支部とが組織の上で、人の出入で、文書で生き／＼とした緊密な全農としての直接の連絡を打ち立てることが大切だ。

この間が離れ／＼になつてゐたのでは、今日の時勢に於ては組合員の利益を守ることは到底出来ない。

(ロ)、(ハ) 省略。

(ニ) 全農で働く人は、殊に常任は全農のことを専任にやつて貰ひたい、……全農の仕事は片手間で作れるやうな簡単なものではない。總本部、聯合會の常任は一人一業でなければならぬ。

(ホ) 總本部、聯合會、地區、支部の會計を立て直せ。

▲(二) 既成組合の統一

(イ)……我が全農はその任務を (1)小作制度(小作料・土地)による直接の利害のために戦ふ。(2)大資本と地主中心の經濟、政治制度による直接の利害のために戦ふ、と規定してゐる。政黨との關係に就ては、組合と政黨との事務分離、活動上の區別を主張し、黨即組合に反對である。そして「組合員はもし情勢がこれが必要とするならば社會大衆黨と協力するものとす」と定めてある。この全農の立場を排撃しないのであれば、どの團體とも共同闘争を拒むものではない。

(ロ) 單獨小作組合に就ては、農業上、生活上又は地域的その他

の點から普通の闘争題目、共通の要求をかゝげて大衆に働きかける場合は必ず努力しなければならない。

▲聯合會をがっちりしろ、活動を強める。

▲地區委員會の確立。

▲支部活動を自主化しろ。

▲班の強化。

▲村落活動上の注意。

いろんな題目をとらへて、村落活動をやつてみて、古くから組合があつて組合だけで小さく固まつて来たところは未組織貧農や自作農の動員がうまくゆかなかつた。そこで組合員と未組織との親密をつとめてはかるようにせねばならない。……又一般の働く農民の中から世話ずきな信頼のある人をつかまへ、この人を正しく動かしていはゞ世話人活動をやらせる。そして一つの世話人のグループをつくつてよく相談し合ひながら闘争をすゝめる。部落に根を下して闘争することは何と云つても大切なことだ。……吾々は常に部落から敵への攻撃を役場を中心とする一連關としてゆくことが肝要だ。我々が役場への乗り込みに成功すればすべての施設は部落單位にやることになるのだ。部落で謄寫版を手に入れたてニュースを頻繁に出すことは中々金と暇のかゝることだが、大衆を動員し教育するのに非常に効果がある。

▲中農運動に全農を埋没するな。

▲産業組合、農民に對する態度。

▲好戰主義的宣傳團排撃。

▲ファツシヨ反對。

二 全國農民組合全國會議派の運動

1 運動概況

多年の戰鬪的傳統に輝く我國最大の農民組合たる全國農民組合を二分し（昭和六年）、その革命的反對派として日本共產黨農民部の指導協力の下に尖鋭なる鬪争を全國農村に展開してゐた全農全國會議派も吹き捲くるファッシュの嵐と日本共產黨の極左的指導の爲めに彈壓に次ぐに彈壓を以てされ遂に地下に潜入せざるを得ぬ情勢となつてその全國的統制は不可能に陥るに至つたのである。此の結果漸く各地の戰鬪的農民の間に全會の極左の方針に對する自己批判が行はれると共に合法的本部確立の要望が起るに至つたのである。この合法主義への方向轉換は福佐、千葉その他關東三縣等の有力各府縣聯が主體となつて昨秋來積極的活動が行はれるに至つたが、この活動は遂に千葉縣聯の提唱による同年十月の全農全國會議派關東四府縣代表者懇談會及び同年十一月下旬の全農全會派全國代表者懇談會の開催となつて現はれたのである。然るにこの所謂轉向派の運動に對して「全會常任全國委員會」は之を「スパイ的敗北主義」としてこれが徹底的暴露による反對鬪争を開始し一應の成功を見たかの如くであつた。かくて全會内部はその去就に關し兩派對立して大波瀾が捲き起るされに至つたのである。（詳細は前年度本年鑑參照）

かくの如きが前年度までの大體の情勢であつたが、昭和九年に入つてより此の所謂轉向派の一派は全農全國會議派再建本部確立鬪争委員會の名の下に同志の獲得に狂奔を續けたが諸種の事情により運動は意の如く進まなかつたやうである。而も其の主張は要するに共產

黨との關係を一應精算して兎も角もその羈束より脱せねばならぬと云ふにあつたやうであるが、その所論は必ずしも明確ではなく全國の組合員はその去就に迷ふ有様であつた。以上の如く全農の戰線は異常に緊張し組合の再建と大同團結の要望次第に盛んとなるや本年二月本部派に屬する徳島、和歌山の兩聯合會は福井、京都、大阪、奈良、兵庫、高知の兩派聯合會に對して近畿地方農民團體會議の開催を提唱したのである。

然るに一時總本部派を脱退して現在殆んど中立的立場にあつた奈良縣聯合會は更に近畿地方の有志と圖り、前記徳島、和歌山兩聯合會とも協議の結果改めて戰線統一の爲めの近畿地方農民團體懇談會の開催を關係各聯合會に提唱し同二月二十一日大阪市西區土佐堀基督教青年會館に於て遂にこれが開催をみたのである。

出席者は全農總本部派たる大阪、京都、奈良、和歌山、徳島、高知、岡山（傍聽）の各府縣聯合會及び全會派たる大阪、京都、兵庫、高知の各府縣聯合會の十一團體正式代表二十二名であつた。會議は取敢ず兩派の顔合せ程度で終り内容に就いては何等まとまつたものを残さなかつたが、たゞ兩派代表が戰線統一の件に關し引續き誠意を以て努力することの申合せがなされた。たゞ問題となつたのは全會派によつて主張された「政黨支持の自由」であつたが、本問題は第二回の懇談會に移すこととなり、一先づ無事に切り抜け、結局三月七日大阪勞働會館で開催された第二回懇談會では政治的意見に固執せざることを申合せ、統一そのものに關しては基本的諒解が成立するに至り一瀉千里上からの合同成立が決議され名稱も近畿地方農民團體統一協議會と改稱されたのである。

そこで全會の所謂轉向派たる再建闘争委員會は果然時到れりとかかり右の懇談會を支持し、「戦線統一に關する聲明」を發表して積極的に統一運動に乗り出したが、「一方全會常任全國委員會」に於ても「統一戦線活動に就いて——近畿地方農民團體懇談會に關聯して」と題する新運動方針を發表して敢然「全農民戦線統一」のため劃期的轉換を行ふに至つたのである。即ちこの新運動方針によれば、全會本部派は右の「上からの戦線統一」を部落單位とする「下からの戦線統一」のために正しく指導すべきであると云ふのであつて、この部落よりの再編成による「下からの戦線統一」こそは全會の歴史的使命であるとなし、その爲めには全國會議派の名稱をも放棄して全農の名稱に統一さるべきであるとなすのである。

しかるに三月十一日より東京に於て第十三回全國農民組合全國大會が開催せらるゝや前記協議會より田邊納、竹村奈良一の兩氏が代表として派遣せられ右協議會の全農復歸の希望を明かにしたが討議の結果新潟縣聯合會の反對により遂に大阪、奈良の二聯合會のみ復歸を承認すると云ふ折衷的決定をみ、他の兵庫、京都、高知等に對しては時期尙早の故を以てその合流を認めざるの態度に出でた。

かくて統一協議會は全農組織の内外に渉る機關となり更に全農内部の合同反對派の動き如何によつては實質的に右協議會の瓦解を招く危険性が多分に生じて來たので、全會本部派では農民新聞號外を以て檄をとばし、近畿統一協議會の逸脱を未然に防ぐと共に部落よりの再編成の勝利的進行を計つたが、次いで全農總本部内の對立激化を捉へて全會派年來の要求たる除名解體の要求を集中せよと云ふ指令を發した。

その指令によれば豫ねてから全農總本部内部にわだかまつてゐた社大黨系と本部系との軋轢が近畿統一協議會の不公平なる復歸問題によつて暴露された譯であるがこれは社大黨系によつて代表されてゐるファシスト的戦線分裂政策に基くものであるとなし、これが大衆への徹底的暴露をなすと共に不公平なる復歸承認の真相と理由とを糾問し併せてこの機會に除名解體取消要求をなすもので、更に根本的に重要なことはこの取消要求を通じて逆に下からの共同闘争を積極的に作つてゆくと云ふこと、即ち統一戦線活動の基本原則たる部落よりの再編成の一端緒として且つ分裂的社會ファシストの暴露の絶好の機會として此の問題を捉へて闘へといふのである。而して右の闘争は勿論執拗に全期日を通じてなさるべきものであるが、特に全國的にこの闘争を集中するため、第一次の期日を本指令發行日より向ふ一ヶ月とし、來る五月十五日までにこの活動に對する何等かの責任ある報告を全會常任委員會宛に提出する様努力され度いと結んである。

かくの如く戦線統一が緊急課題となつてゐる時、正に未曾有の激化を豫想される立禁闘争に當面するに當つて「全會常任全國委員會」は「立禁土地取上反對共同闘争の激發」を指令し、この闘争を農民戦線統一のあらゆる契機として利用すべしと云ふ立禁闘争方針書を發表したのである。

其の後地方的戦線統一は着々と成功して既に京都、栃木、千葉、北海道等の各府縣聯合會は合同を完成し、兵庫、福佐、三重等に於ても共同闘争を通じて漸次合同の氣運をみせて居り、又現在全農總本部の小作法並に飯米一ヶ年差押禁止法獲得請願運動に對する全國

農民代表者懇談會提唱の準備も進められてゐる實情にあるから本會合が成功すれば全農派との統一は何等かの展開を示すものと見られてゐる。然し乍ら、全會派は政治的意見と民主的の下からの戦線統一運動に對する戦術の點に於ては、全農派と根本的に對立するものと如くである。

尙現在全會派の支柱は兵庫、福佐兩聯合會であると云ふ。

2 大會其の他會合

全農全會派兵庫縣聯合會第五回大會——四月八日、於兵庫縣三原郡洲本町公會堂、出席者約百名。

兵庫縣聯合會は昨年三月の播州地方日本共産黨檢擧の後を承けて組合活動は一時停頓の状態にあつたが、同年五月三・一五事件の犠牲者長尾有氏の出獄を迎へて以來再建闘争が開始され同年十一月の所謂千葉會議——再建本部確立闘争委員會等に對して反對を表明し、更に本年二月大阪に開催された近畿農民團體統一協議會に對しては積極的に參加して幹部と幹部との合同に強く反對し日常闘争を通じての下からの戦線統一を標榜し之が努力を惜しまなかつたが、不幸にして總本部大會に於てそのまゝ受容する所とならなかつた。而かもかゝる困難な状態の下によくその傳統的精神の遂行に邁進し、右第五回大會に於ても飽くまで既定の方針による農民戦線の統一強化を主張し、又その後五月大阪で統一協議會の殘務整理委員會を開き實際に於て統一されたと同じやうに共同の闘争應援等をやつてゆくことを申合せ、先づ徳島縣聯合會に麥年貢全廢の共同闘争を提議し着々これが實行を期しつゝある。

全農全會派栃木縣聯合會と全會同縣聯合會(大屋派)との合同記

念大會——五月十五日、於宇都宮市縣公會堂、出席者二百五十名。即ち全國的情勢に順應して栃木縣に於て全農、全會兩派が合同することゝなつた。而して全會派は全農石山派をも含めたる三派合同を提唱したが、大屋、石山兩派の確執の爲め成らず、よつて先づ社大黨支持の態度に就て思想的に相接近せる大屋派と合同したものであると云はれてゐる。

全會全會派千葉縣聯合會執行委員會——五月十五日、於千葉縣佐倉町縣總本部派事務所、出席者十二名。

議事——農民戦線統一に關する件。

即ち過去の全農全會兩派の活動を嚴重に檢討し、その結果新しき独自の立場より農民戦線の統一を目指して飛躍すべく、多年懸案とされてゐた全農總本部派との合同を期しこゝに全會派は本日より解體することに満場一致を以て決定した。

大阪府聯合會合同支部代表者會議——五月二十一日、於大阪土佐堀青年會館、出席者全會派三十八名、總本部派八名。

議事——次期大會の件、合同後に於ける活動方針の件、等々。
決議——未曾有の農村不況に面し從來の政治的意見の對立を清算し爰に總本部派、全國會議派兩聯合會の合同を完成し、全國農民組合の擴大強化に邁進することを決議す。

即ち、全農全國大會に於て大阪、奈良の復歸のみが認められたので、全農大阪府聯合會本部派では同會議派に合同の交渉を進めてゐたのであるが、これが遂に右會議となつて茲に全農兩派の統一が完成したのである。

北日本、新潟縣全會派合同擴大支部班長會議——七月一日、於

新潟市本部。

四・二一事件の赤色大弾壓により壊滅に瀕した新潟縣全會派はその後農民が組合より次第に離反してゆくと共に組合内部にも全會派脱退の氣運が急激に擡頭し來り、同派自然解消の大勢は避け難い情勢に進んでゐたが、右會議に於て全會派の戰術は農民運動の見地よりして決して農民に利益をもたらすものではないとして今後同派との組織的關係を絶ち、北日本農民組合の旗下に合流することゝなつた。

農民組合三重縣聯合會支部代表者會議——七月十三日、於松阪市縣聯事務所、出席者約二十名。

從來全會としての左翼的傳統を守つて來た農民組合三重縣聯合會は、相次ぐ彈壓と社會情勢の推移に刺戟されて農民戰線統一へと各聯合會が動きつゝあるに鑑み屢々協議を重ねて來たが、遂に右會議に於て從來の方針を變更して農民戰線統一の大原則に立ち總本部派との合同に向つて進むことゝなつた。

千葉縣聯合會支部代表者會議——七月十五日、於成田町新勝庵出席者本部派二十六名、全會派十一名。

議事——農民戰線統一の件（滿場一致合同に可決）役員選舉の件等々。

昭和六年千葉縣聯の分裂以來總本部派と全會派とが對立抗爭してきたが、今春來全會派の復歸運動が進展し既に各地で合同が完成される有様であり、かゝる全國的大勢に順應して千葉縣に於ても去る五月十五日全會派がその輝かしい農民運動史を閉ぢると共に之を契機として合同の氣運促進され遂に全會派の一部は全農に

合流し、右代表者會議と共に縣下無産農民戰線は事實上の統一完成を見るに至つたのである。

全農全會派福佐聯合會第七回大會——十月十九日、於福岡市記念館、出席者約四百名。

議事——農民の一ヶ年間の食糧差押禁止法獲得闘争に關する件小作法案反對の件、部落世話役活動、農民委員會活動に關する件、農民戰線統一に關する件等々。

農民戰線統一に關する議事理由の大略次の如し。即ち今日程農民戰線統一の必要が痛感され全組合員大衆にその欲求の熱が高まつたことは稀であるのであつて、統一は吾々の戰線の擴大であり強化であるから何等反對すべき理由はないのであるが、過去の統一に於けるが如き名目のみの合同、幹部と幹部との上からの合同の誤謬を再び犯してはならない。統一の眞の目的は小作農民の小作料減免、土地引上反對に又日常利益の擁護のための經濟的闘争に於て下からの共同闘争を通じて闘争の過程に於て意識の向上を計りダラ幹共の影響から切りはなし階級的統一を計つてこそ成し遂げられるものであると云ふのであつて、こゝに全會最左翼派としての傳統的精神を堅く守つてゐる福佐聯合會の姿を見得るであらう。

尙右大會は從來本部所在地の鳥栖町に於て開催されるを例とされてゐたが、最近に於ける福岡地方の組織擴大と本年の旱害激甚地たる衛島郡、早良郡地方農民への影響を重視して前記福岡市に開かれたものである。

三、日本農民組合

本組合は昭和六年一月全日本農民組合同盟の後身である全日本農民組合と舊日本農民組合總同盟との合同に依つて組織された組合であつて、その創立當初に於ては、社會民主主義を奉じて社會民衆黨支持の態度を明かにしてゐたが昭和六年末頃より擡頭した國家社會主義の影響を受け昭和七年に入つてより其の動搖甚だしく遂に明かに此の主義に轉向し爾來現在の愛國政治同盟の前身たる日本國家社會黨の有力なる支持團體となつた。しかし其後日本國家社會黨内とも社會の認識を必ずしも同一にするものには非ずとして同黨支持を解消し、兵農一致の大衆運動に基礎を置く皇道會を積極的に支持するに至つたもので、爾來益々緊密な連絡を保ちつゝある、

此の組合は全國農民組合に次ぐ大なる組織を有し、現在組合員は公稱四萬二千人縣聯合會十五、同準備會四、支部(町村單位)四百五十と云はれて居り、本年中に約三千の大衆を組織し、新設支部約三十餘ヶ所を増大するに至つた。而かもその組織は全農の如く比較的に全國に分散されてゐるのではなく、主として福岡、山梨、新潟等に於て集團的に結合されてゐる關係上其の地方に就ては一勢力を形成してゐる。尙山梨縣聯合會の如きは在郷軍人部なる一専門部門を設けてゐるが、之等は農民組合や労働組合には稀に見るところである。最近我國國策の第一義は農村問題解決にありとの立場から「國防と農村問題」並に「農村國策審議會」の設置等を緊急當面の問題として活潑に鬭争を展開し、所謂一君萬民の社會を理想として皇道政治の徹底と中間搾取階級の排撃とによる農民の解放を求めつゝある。

尙、本組合は東北凶作地の救済對策としては皇道會と提携して特別委員會を設置し、緊急對策として義捐金の即時町村分配を主張して活動し廣汎な運動を捲き起してゐる。而して此の運動は東北農民自治聯盟へ参加し農民の下からの要求として目下注目されてゐる。更に飯米鬭争に就ては農民代表を動員して政府當局に執拗な鬭争を行ひ、本組合の主力たる山梨縣下に於ては一萬俵、十萬圓の飯米を獲得し、その代金一ヶ年延納に成功を見てゐる。尤も本組合の運動は皇道會の旗下に屬した後は殆んど日農獨自のものではなく皇道會の一部分をなすに過ぎず皇道會の農民部の觀があると云はれてはゐるが、所謂日本主義軍民協力の農民組合として可成りの成果を擧げてゐると云へるであらう。

尙本年三月五日東京赤坂三會堂に於て本年度の全國大會を開催したが、出席者本部員十六名、地方代議員八十一名で、「農村窮乏打破」をスローガンとして掲げ國旗を議場の正面に掲出してあつた。本組合は傳統的に平野力三氏を唯一最高の指導者としてその支配下に動いて來た右翼勢力であるから内部的に何等問題を持たず従つて大會は至つて變哲のない無事平穩なもので、たゞ綱領を皇道主義精神に基いて改正したことが本組合近來の動向に徴して相當注目に値するであらう。

審議の議案を列擧すれば左の通りである。

【議案】

一、規約改正の件

(可決)

二、綱領改正の件

審議の結果左の如く決定、便宜のため舊綱領をも記載し置く

舊綱領

- 一、我等は皇道政治確立のために闘ふ
- 一、我等は資本主義を打倒し國家統制經濟の確立を期す
- 一、我等は團結の力に依り農民解放の決死的闘争を決行す

新綱領

- 一、皇道政治の徹底を期す
- 一、資本主義經濟機構の改廢を期す
- 一、農村文化の建設を期す
- 三、小作地國有に關する件 (可決)
- 四、小作料減免の件 (可決)
- 五、肥料專賣に關する件 (可決)
- 六、米穀國家管理の件 (可決)
- 七、協同組合運動擴大強化の件 (可決)
- 八、農村窮乏打開の件 (可決)

本件の要旨は現下の行詰れる農村の局面打開は最早普通の手段を以てしては到底困難なり、されば茲に一種の非常手段として明治神宮若くは宮城前等に於て一大祈願運動をなすべしと云ふにあり。

- 九、宣言發表の件
- 十、新役員の發表

【宣言】

我が日本農民組合が兵農一致の農民運動を展開するや、我國農民運動陣營に一大旋風を捲き起し全國農村よりマルクス主義を驅逐しいまや我等の運動は我國農民運動の主流を形成するに至つた。惟ふに昭和維新の斷行は農民の奮起に依らざれば不可能である

實に農村の興亡こそは國家の興亡にして農民の解放を完うして後初めて我國政の安定がある。

我等は昭和九年度全國大會を茲に開催し同志の結束を堅め一君萬乘の國體原理に基ける搾取なき社會建設のため一層精力的に闘ふことを誓ふものである。

尙本組合は去る十月二十五日、東京赤坂三會堂に於て臨時全國大會を開催したが會する者本部員十名、地方代表者約二百六十名、傍聴者其他五十六名であつた。

今回の大會は從來の如き單なる年度大會と趣を異にし今回開會せられんとする臨時議會に對し農村の窮乏を訴ふると共に其救濟對策決定を中心として開催されたものである。従つて通例見る様な各種議案の提出なく本大會の趣旨の下に左の事項に就き審議したるものであつた。開會後本部情勢報告につき九州、中國、近畿、關東、甲信、東北の數縣の代表者より夫々各地方農村の窮乏狀況の報告あり、尙場内掲出のスローガンは左の通りである。

- 一、國防は農村問題の解決に在り
- 二、農村國策審議會設立を提唱す

續いて左記の議案に基き各々審議された。

【議案】

- 一、本部提出
 - (イ) 國防と農村問題に關する件 (可決)
 - (ロ) 國策審議會設立提唱の件 (可決)
- 二、地方提出

- (イ) 田租全免運動の件 (栃木) 可決
 - (ロ) 軍部パンフレットに關する件 (山梨) 内容支持に決定
 - (ハ) 農村負債の低利資金運用の件 (埼玉) 可決
 - (ニ) 東北冷害地救済の件 (山形)
 - (ホ) 農村既得權侵害絶對反對の件 (富山)
 - (ヘ) 飯米一ヶ年分差押禁止法獲得の件(福岡)
 - (ト) 耕作權侵害絶對反對の件 (新潟)
- 右四件は一括し本部に一任することに可決
- 三、緊急動議
- (イ) 農村問題に對する新聞通信社激勵の件 (可決)
- 右議案審議の後左の決議をなした。

【決議】

農村の興亡は國家の興亡なり。
農村經濟破局に瀕し國防危し。
我國國策の第一義は農村問題解決にあり。
政府は速かに農村國策審議會を設置し斷乎之が解決に當るべし。
三千萬農民の聲を代表し右決議す。

四、日本農民組合總同盟

昭和七年の春、社會民衆黨第三次分裂に依つて赤松一派が日本國家社會黨を結成したとき、從來社會民衆黨を支持して來た日本農民組合は、國家社會主義に轉向して社會民衆黨支持を取消すに至つたので、同組合の内部に於て之を否とする一部の者は同組合を脱退し昭和七年四月二十七日別に社會民主主義を奉ずる組合を組織した。

この組合が日本農民組合總同盟であつて、全國農民組合及び日本農民組合に比して勢力稍々遜色あるも、近年愈々健實な歩みを見せ地方聯合會數も十六を算し組合員數は公稱一萬二千人に上ると云はれてゐる。而して本組合は全國農民組合と同様、社會大衆黨を支持してゐる。

本組合は組合結成以來常に直接労働者と連携を密接にして農村過剩労働の消化に努め、現在の農村不況の重壓に喘ぐ農民の經濟的負擔の軽減に努め、又農家保險の確立の爲めに該法の獲得運動に邁進して來たことは他の農民組合と著しく異なる所であるが、小作法及び飯米一ヶ年差押禁止法の獲得に果敢な闘争を展開して來たことは他の農民組合と同様である。

本組合の第一回全國大會は、本組合中最も活潑な運動の中心をなしてゐる神奈川縣聯合會の旗下川崎市で、十一月二十三日に開催された。出席者は約百八十名で、會場には左のスローガンが懸けられてあつた。

- 一、完全小作法即時制定
- 一、農家食料一ヶ年分差押禁止
- 一、農業保險即時實施
- 一、凶作の損害は國家と地主負擔せよ

議案並に可決されたる宣言は左の如くである。

【議事】

- (一)、完全小作法獲得に關する件 (可決)
- 前略耕作權の確保生活維持に必要な耕地の差押並小作人の土地立入禁止を廢止し耕作本位となすことを主要内容とする小作

法制定を要求す。

(二)、農業保險制即時実施の件

(可決)

(三)、農民食料一ヶ年分差押禁止法即時要求に關する件(可決)

前略農業を保持し民農の生命を維持するに足る最少限度を保證すべく本法即時制定を要求する。

(四)、東北凶作地方に對する免租要求の件

(可決)

(五)、醫療組合協同運動促進の件

(可決)

(六)、緊急動議

(可決)

北米アリゾナ州に於ける日本農民に激勵文を送る件。

異郷の地にあつて自己の生命財産に對し不法極まる迫害を受け

苦境をなめつつある我日本農業移民に對し、勤勞大衆の名を以て

激勵慰問文を贈ると同時に大使館に保護を依頼すること。

(七)、養蠶農民救濟應急措置要望に關する件

(可決)

(八)、全國小作地を自作化する件

(可決)

前略小作地を國有化し現在小作せる者に對し無償にて耕作せしむること。

(九)、綱領改正の件

(可決)

(十)、宣言發表の件

(可決)

(十一)、規約改正の件

(可決)

(十二)、役員改選の件

(可決)

役員改選の結果顧問安部磯雄、會長鈴木文治、中央委員會議長片山哲其他中央執行委員並地方役員夫々改選された。

【改正綱領】

一、我等は勤勞農民の自主的組織と訓練とに依り相互の識見の

啓發を圖り、徳性の涵養に努め、農業技術と經營の進歩發達を促進し、以て農民の地位の向上と福利増進を期す。

一、我等は人間性の全的把握の上に立ち、我國情に即する合理公正の手段により、資本主義を打破し、以て健全なる新社會の建設と勤勞農民の完全なる解放を期す。

【宣言】

一九三四年今や時代轉換の潮流は地殻を破つて行進しつゝあり、茲に全勤勞大衆の指針を決定する我が日本農民組合總同盟全國大會を迎へた。

我が國資本主義の内在的矛盾の暴露と行詰りは勤勞大衆に犠牲を強要し飽くなき搾取を強行しつゝ、全く民衆生活維持の能力を失ひ前途に指針なき状態である。恐慌に於ける農村中小地主の没落と共に土地所有權は都市に集中し農民血涙の結晶たる收穫も都市金融財閥の利潤を増大する爲めの勞苦となつた。比較的良作たりし昨年も農村に飯米無く滿々と農業倉庫に封印された米穀は農民の飯米に非らずして米穀統制法と共に商人の利益増大の材料となつたに過ぎなかつた。此の生活不安の嵐に喘ぐ農村の實情を輕視する支配階級は窮乏救援の表面を糊塗するに止まり、軍需インフレは重工業資本家に提出し救農土木の効果は極めて薄く刻々として農村の生活不安は深刻化し加ふるに本年は稀有の凶作に遭遇し、さなきだに困窮せる農村生活戦線は尖鋭化し、寒冬に飯米なく、地主の搾取強化に啼泣する悲惨なる實情である。斯くの如く良作を問はず凶作を問はず、強度化する農村疲弊没落の根因は資本主義の積弊と缺陷によるものであると確信する次第で今こそ長い隠

忍の線を断ち切つて起き揚る時が来た。我等は農村の重壓を打破し、農村大衆の共同利益増進の爲めファッショ反動を粉碎し、公式主義小兒病を排し、大地に足を踏みつけ堅固な組織と統制ある訓練によりて消極的劣勢より積極的攻勢に轉じ、弾力性ある戦術により搾取なき農村建設の使命に立つて愈々確信を以て邁進せん事を誓ふ。

第二節 地方的農民組合の運動

前節に記載せる全国的農民組合の外、独自の運動を續けつゝある地方的農民組合中主なるものは左の如くである。

本部所在地	組合名
新潟	北日本農民組合
愛知	愛知中央親向會
岡山	南部農事改良組合
山梨	農事研究聯合會
鳥取	中國振興會
山形	山形縣農民組合
福島	縣南興農會
滋賀	滋賀縣農民聯合會
大阪	皇國農民同盟

こゝには皇國農民同盟に關してのみ簡單に記して置く

皇國農民同盟

本同盟は昭和八年十二月全國農民組合大阪府聯合會（總本部派）から脱退した一部の人々に依つて所謂日本精神に基く農村共同體の

完成を目的として創立されたものであつて、本同盟創立の趣旨はその綱領の一部を見るも明らかなるが如く、「我等は徳を磨き勞働を尊び、相互犠牲の精神を以て堅く相結び、萬難に耐へ此の綱領の實現を期す」と稱し新日本の建設、昭和維新實現の爲めの大團結を圖らんとするにある。爾來本同盟は新幹部の養成を目的として講習會の開催を計畫し、外に向つては幹部の縁故を頼り組織の擴大に努めてゐる。尙本同盟は日本農民組合と共に國家主義運動のあらはれであつて其の創立は我國農民組合の運動史上に一新思潮を形成した。（詳細は本年鑑、昭和九年版参照）

第三節 その他の運動

全日本農民大會

標記大會は社會大衆黨、全國農民組合、日本農民組合總同盟の共同主催で別項記載の如き全國農民組合第十三回全國大會を期として其の前日たる三月十日東京市赤坂の三會堂で開催された。出席者は黨及組合の本部員十四、五名と地方代表者百六十名であつた。此の大會の目的は目下開會中の帝國議會に對し農村の窮乏を訴ふると共に其の打開の爲の應急措置を要請することに中心を置いて居つた様である。従つて通例見る様な各種議案の提出なく本大會の趣旨の下に左の一、二の事項に就き審議したに過ぎなかつた。而して開會後本部報告として中央に於ける農民生活保證に關する工作の経過を發表し續いて東北、關東、中部の十餘縣の代表者よりそれ／＼各地方農村の窮乏報告あり、更に黨選出代議士の「議會鬭争報告」等があつた。

尙其の中途に於て「アメリカの農業に就いて」と題する高橋龜吉氏の講演があつたが之は主としてアメリカの農業と不景氣との關連を説き延て世界及日本の農業問題に言及したものであつた。從來の無産政黨及小作人組合等の主催に依る此の種の大會に比してかゝる教育的な企ては稀に見る所であると言はれて居る。

會場の正面には左のスローガンが懸垂されて居つた。

- イ、勤勞農民の生活を保證せよ
- ロ、完全小作法を制定せよ
- ハ、出征兵士家族生活國家保證
- ニ、農家食料一ヶ年分差押絶對反對

【議案】

- イ、農民飯米差押に關する民訴改正法案に關する要請書作製の件
簡單に提案理由の説明ありて別記の如く可決
- ロ、農民窮乏打開應急處置並法律即時實施要求決議に關する件

別記の如く決定

ハ、附帶決議に關する件

別記の如く決定

要請書

三月八日、衆議院を通過せる農民飯米差押禁止に關する民訴改正法案は窮乏農民三千萬の經濟的自衛のための最小限要求の故に本大會は貴族院に對し會期切迫に藉口して握潰すが如きことなく即時可決すべきことを要請す。

決議

本大會は我國に於ける勤勞農民三千萬の利害を代表し政府並に

議會に對し農村匡救の緊急對策として左記六項目を内容とする應急處置並に法律を即時實施すべきことを要求す。

- 一、完全小作法の制定の件
- 一、政府低利資金辦濟延期並に義務教育費全額國庫負擔
- 一、桑園整理獎勵費増額、養蠶實行組合補助金並に共同施設獎勵費補助の件
- 一、農家食料一ヶ年分差押禁止の件
- 一、自給肥料用牛馬構入費半額國家補給並に金肥三割引下げの件

第四節 農業者團體

昭和九年末現在に於ける小作人、地主、地主小作人協調の各組合數並に各組合員數は農林省調によれば左の如くである（昭和九年十二月末日迄に設立せられた組合にして、昭和十年一月十日迄に到達したる報告に基くもの）

種類	組合數	組合員數
小作人組合	四、三九〇（三、八六四）	二六、四四六（二三五、〇九九）
地主組合	六三三（四七六）	四八、八三六（三六、七〇〇）
協調組合	二、二九九（一、三〇九）	二七、四四四（一五三、七四七）

（括弧内數字は社會局調）

〔備考〕—農林省調は「農務時報」第七十七號所載、「地主小作人組合の概要」に據る。

社會局調は昭和十年七月、「勞働時報」臨時増刊、昭和九年勞働運動概況」に據る。

小作人組合 組合數四、三九〇、組合員數二七六、二四六人にし

て、之を前年に比すれば組合數に於いて四二〇、員數に於て二六、四九〇人の減少となつてゐる。

組合數は昭和二年末の現在數を境として一時減少を見たが、昭和五年以降再び漸増の傾向を辿り、昭和八年中の組合數は昭和二年末の組合數を凌駕して今日迄の新記録を示した。然し昭和九年に於ては再減少を示して居る。組合員數にあつては昭和二年末を最高とし、以降大體に於て漸減の途を辿つてゐる。

斯の如き小作人組合衰退の原因は種々あらうが、其の主なるものは組合運動者の政治運動の偏重、共産黨事件に關聯せる取締の嚴重、一部小作農民の組合運動の嫌忌、先進爭議地方の或程度迄の小作條件改善、農村不況の影響、滿洲事變以來勃興せる右翼運動の影響等々、要するに現代の社會事情は之等組合運動に對して少からず苦難の時代であることを物語るものと謂へるであらう。

農林省並に社會局調により小作人組合の組合數及び組合員數の年次別現在數を示せば左の如し。

年次	組合數	組合員數
大正十年末	六一(二、二四)	？(三三、三三)
大正十二年末	一、五〇(一、五〇)	一六三、九三(一六三、九三)
大正十四年末	三、四九六(三、三三)	三〇七、一〇六(三〇七、一〇六)
昭和元年末	三、九二六(三、九二)	三四六、六九三(三四六、七〇四)
昭和二年末	四、五二(四、二七五)	三六五、三三三(三四七、四一九)
昭和三年末	四、三五(四、一五)	三三〇、四〇六(三三五、九三)
昭和四年末	四、二五(三、八六)	三二五、七七一(三〇一、三六)

昭和五年末	四、三〇八(三、九七九)	三〇一、四六六(二八六、八五二)
昭和六年末	四、四二四(三、九二七)	三〇六、三〇一(二七二、一五四)
昭和七年末	四、六五〇(四、〇六三)	二九六、八三九(二五五、二九七)
昭和八年末	四、八二〇(四、一五〇)	三〇三、七三六(二四六、一七二)
昭和九年末	四、三九〇(三、八六四)	二七六、三三六(二三五、〇九九)

〔備考〕—農林省調中大正十年は警保局、同十二年は社會局、同十四年以降は農務局の調査である。

右の小作人組合を組織地域別に觀れば、全國を單位とするものは大阪の全國農民組合、東京の全農全國會議、日本農民組合及び日本農民組合總同盟の四、數府縣を單位とするものは二、一府縣を單位とするもの五十八、數郡を單位とするもの十五、一郡を單位とするもの三十三、數町村を單位とするもの百三十二合計二百四十四以上數町村以上に跨るものは全部で總數の五%餘に過ぎない状態である。之に反し一町村を單位とするもの九百八十一で約二十二%、數大字を單位とするもの三百三十二で約八%、一大字(一部落)を單位とするもの二千五百四十三で(社會局調では二千二百十五)總數の五十七%餘を占めてゐる。又一大字未滿を單位とするもの二百三であつて、其の他は八十七である。

かくの如く我國小作人組合はその過半數以上が農村の一部落を單位とするものであつて、その規模甚だ狭小なるを看取し得るが、この事情は之を組織人員數別に見ても明白である。即ち社會局調に依れば、組合員數五十人未滿のもの二、三二七組合にして總數の約六〇%、百人未滿のもの九〇六組合にして二三%餘を占め、群小組合の甚だ多いことを示してゐる。尙千人以上の組合を見るに僅かに二

十餘に過ぎず、而もこの中には全國農民組合等の府縣聯合會を相當包含してゐるので獨立組合は洵に少いのである。

以上の如く我國に於ける小作人組合は人員別より見るも亦組織地域別より見るもその大部分は小組合且つ獨立組合にして、多數の組合員を有するか或は組織地域比較的廣汎にして所謂主要組合と稱せらるゝものを擧ぐれば僅か十餘組合に過ぎない。之を兩三年に比較すれば多少の減少を來した様であるが、之は最近所謂主要組合にして全國農民組合と協同して獨立性を失つたものが相當多い結果である。次に之を地方別に見る時は、沖繩を除く一道三府四十二縣に散在し、その特に多い地方は新潟、山梨、岐阜、福岡、岡山、長野、愛知、千葉、兵庫の諸縣である。

左に參考の爲め多數の組合員を有する二十府縣を列擧して置く。

		(社會局調)	
府縣	組合員數	組合數	組合員數
新潟	二六、三三三	五三四	七、九三四
山梨	一九、一三五	二七一	七、五六一
愛知	一三、五五五	一三四	六、五〇二
埼玉	一三、二二七	一三六	六、三〇八
群馬	一三、三五六	一三三	四、八二〇
岐阜	一一、九三七	二〇二	四、六七七
岡山	一一、五〇四	一六六	四、五九二
長野	九、八九〇	二二九	四、二九九
兵庫	九、四四五	一五三	四、二八八
静岡	八、三九六	一三三	四、〇〇八

第二部第二篇 労働組合

地主組合 組合數六三三、組合員數四八、八三六人にして、前年に比すれば組合數は五三、員數に於ても八〇九人の減少を示してゐる。

地主組合は元來小作人組合運動の刺戟により漸次發達したものと云はれ、従つて小作人組合の運動の最も盛んであつた昭和二年を最高として一時多少の増加はあつたが大體に於て漸減の傾向を辿り、又組合員數も昭和二年以來漸減の傾向を示してゐる。

大正十年以降の組合數及び組合員數を年次別に表示すれば次の如し。

年次	組合數	組合員數
大正十年末	一九二	？
大正十二年末	二九〇(二九〇)	二二、五六一(三、五六一)
大正十四年末	五三(四九八)	三四、五五九(四、九二七)
昭和元年末	六〇五(五九一)	四一、四三五(五、八七九)
昭和二年末	七三四(六五五)	五七、〇五二(六、九六四)
昭和三年末	六九五(六一四)	五五、六九五(四、三六四)
昭和四年末	六五五(六四三)	五五、一三六(四八、一〇四)
昭和五年末	六四〇(五四九)	五三、二七八(五〇、五四〇)
昭和六年末	六四五(四八五)	五〇、五六六(四三、七二一)
昭和七年末	六三(五三九)	五〇、四五四(四五、三〇四)
昭和八年末	六六(五二九)	四九、六四五(四二、一一〇)
昭和九年末	六三(四七六)	四八、八三六(三六、七〇〇)

〔備考〕—前に同じ。

地主組合の組織地域別單位に就いてみるに、數府縣以上を單位とするものは大阪の大日本農政協會のみであつたがこれが解散後は存在せず、一府縣を單位とするもの十一、數郡を單位とするもの十三、一郡を單位とするもの二十八、數町村を單位とするもの五十、一町村を單位とするもの三百六、數大字を單位とするもの二十八、一大字を單位とするもの百七十二、一大字未滿を單位とするもの八であつて、其の他は十七である。

次に之を地方別に見る時は、青森、岩手、東京、佐賀、熊本及沖繩を除く一道二府三十八縣に散在し、其の特に多い地方は愛知、新潟、岡山、兵庫、栃木、三重、岐阜、奈良、埼玉の諸縣である。

地主組合の聯合會に就ては其の數少なく全國を單位とするものは僅かに大正十四年大阪に設立せられた大日本農政協會（舊大日本地主協會）であつて、本協會は尙昭和五年十一月關東六縣農村振興會、東北十縣農政團體及月曜會と共に農政團體聯合會を組織し、地主組合中唯一の全國的聯合會として活動しつゝあつたが、各種の内部的事情に依り昭和八年十二月一應解散するに至つた。かくて現在に於ては、同協會所屬の各府縣聯合會に於ても活動力の旺盛な組合は甚だ稀である。尙群馬縣所在の強戸村自治會が近來全國農民組合の強戸村支部と對立して村政問題に關し相當熾烈な運動を續け兩者の確執益々激化し社會の注目を少からず引きつゝある。

地主組合の狀勢を觀察するに當り看過すべからざるは所謂土地會社である。茲に謂ふ土地會社とは地主が商法の規定によつて設立したる株式、合名又は合資の會社組織をなすものを總稱するものであつて、これは地主組合が法人格を有しないが爲めに小作爭議等に於

て生ずる種々の不便利を除去する爲めに考案されたものと稱されてゐるが現今九十餘の會社が設立されてゐる。（尙地主組合の運動其他詳細に關しては第三部第一編第三章、農業地主の對策の項參照）

協調組合 本組合は小作人組合及地主組合とは趣を異にし大正十年以來組合數、組合員數共に増加の傾向を示しつゝあつたが、昭和九年末は昭和八年末に比して稍減少した。即ち昭和九年末は組合數二、二二九、組合員數二七二、四三四人にして昨年末に比し夫々一一〇組合、七、九九七人の減少である。

參考の爲め大正十年以降の組合數及組合員數を農林省並に社會局調により示せば次の如し。

年	組合數	組合員數
大正十年末	八五	?
同 十一年末	一（一七）	一（三、九五）
同 十二年末	三七（三三）	四七、五八〇（四〇、五八〇）
同 十三年末	一（五九）	一（七九、二七七）
同 十四年末	一、三二（七五）	一四、四三九（二三、七〇六）
同 十五年末	一、四九（八九）	一四、五八五（二三、〇九七）
昭和二年末	一、七三（一、〇三五）	一七四、二〇六（二九、二九六）
同 三年末	一、九〇（一、〇六〇）	一九〇、三五八（一四七、七三〇）
同 四年末	一、九七（一、二六四）	二四四、九四三（二六九、四三二）
同 五年末	一、九〇（一、三三三）	二四七、八八〇（二七〇、三三三）
同 六年末	二、〇七（一、二七六）	二五五、〇八八（二九六、七六四）
同 七年末	二、〇九（一、二七三）	二五六、六三三（二五五、四五六）

（括弧内は社會局調）

同 八 年 末 二、三〇九(一、二七八) 二七九、四三二(一五三、〇〇四)
 同 九 年 末 二、三二九(一、三〇九) 二七二、四三六(一五三、〇七七)

〔備考〕―前に同じ。

協調組合の區域に就いて見れば、一大字を區域とするもの一、四六五にして總數の六六%餘を占め、本組合もその大部分が規模狭少なるを示してゐる。之が分布に就ては、神奈川、大分及沖繩を除く一
 道三府四十縣に分布し、其の特に多い地方は群馬、千葉、兵庫、新潟、岐阜、埼玉、香川、山梨、岡山、徳島、秋田の諸縣で、從來小作爭議等の最も盛んな地方か或は其の反對に此の種の問題の最も少ない地方に多くの協調組合の存在を見るは注目を要する事項である。(尙協調組合の運動其他詳細に關しては第三部第一編第三章、農業地主の對策の項參照)。

自作農組合 右の小作人組合、地主組合及協調組合の三組合の外に自作農組合があるが、之に就て「農務時報」第七十七號所載、「自作農組合の概要」より摘録すれば左の如し。

自作農創設維持者は長期に渉り借入金償還を繼續すべきものであるから、その間經濟事情の變動、凶作其他各種の災害に遭遇すべく、斯る場合に處して遺憾なきを期する爲めの一方法として資金の償還確保、相互共濟其他農事改良を目的とする自作農組合を組織するものが自作農創設維持事業の進展に連れて著しく増加するに至つた。而して大正十五年自作農創設維持補助施設實施以前に在りても自作農組合の設立はあつたが資金の融通額少額なる等の爲未だ成績の見るべきものなく、従つて自作農組合數の如きも極めて少く、大正七年より同十五年までに設立せられたる組合は僅に二十二組合

に過ぎぬ有様であつた。然るに大正十五年補助施設實施以來融通資金の増額と制度の充實統制に依つて事業は著しく進展し府縣當局の指導に依り資金借受入の累増につれ自作農組合は逐年著しく増加するに至り昭和八年十月現在に於ては組合數一、二八一、組合員數四、〇〇一人に達した。今其の増加の傾向を示せば左の如し。

昭和三年三月現在	組合數	組合員數
同 四年十二月同	五三	一、七六
同 五年十二月同	七三	三、〇五
同 六年十二月同	九二	一八、五五
同 七年十二月同	一二五	二五、九七
同 八年十月同	一、三六一	四、〇〇

此等組合は資金借受者が自發的に設立せるもの、道府縣、市町村の奨勵に依るもの等があるが後者が最も多い。

組合の分布は一道二府三十九縣に及び、其の數の最も多きは、群馬縣の百七十組合、之に次ぐは三重(九二)、滋賀(七五)、静岡(六八)、岡山(五八)、福島(五四)、宮崎(五四)、宮城(四九)、山形(四九)、山梨(四七)、香川(四〇)の諸縣である。而してこの種組合の設立あると否とを問はず各道府縣に於て其の必要を認め之が指導奨勵を爲して居るので貸付資金の累増と相俟ち漸次普及増加するに至るであらう。

組合の組織地域に就て觀るに縣單位のもの(町村單位組合縣聯合會)一、郡單位のもの二、數町村單位のもの十三、町村單位のもの千九十一、一乃至數大字を單位とするもの百六十五、部落を單位と

するもの九組合である。而して大部分は國庫補助施設に依る資金借受者が主となりて組織する組合であつて其の數千二百七十組合、補助施設以外の資金借受者の組織する組合は少數であつて僅に十一組合である。

組合の事業狀況は各種各様であるけれども、その殆んど全部は年賦金の積立、備荒施設、相互共濟等の爲の積立、及び農事の改良其他の互助施設を爲し農村一般の福利増進に貢献するところ大なるものがある。近來農産物價暴落の爲め備荒、共濟等の積立を爲すは稍困難なる事情にあるが、猶數百圓、數千圓の積立金を有する組合も尠くなく、組合の發達せる地方に於ては年賦金の償還成績も亦一般に良好なる有様である。

第二章 中間階級者の運動

中間階級者の運動は、勢ひ俸給生活者の組合運動といふ形をとるわけであるが、その代表的で且つ古いものは高級海員の組合とも見らるべき海員協會であらう。俸給生活者といつても、海員協會に見

〔日本労働總同盟系〕

組 合 名	創 立	所 在 地	支 部 數 (内分會)	組 合 員 數 (内 女)	組 合 長	主 事 會
生 保 從 業 員 組 合	昭 七、三	東京市芝區三田四國町二ノ六	五分會	二五	松 岡 駒 吉	〔藤田久 治 尻 鈴 木 久 治 尻 鈴 木 久 治 尻 鈴 木 久 治〕
全 關 西 映 畫 演 劇 同 盟	昭 一〇、二	大阪市此花區上福島南一ノ一七	二〇支部	九〇(一五〇)	森 口 ス ス ム	〔伊 尾 井 重 三 雄 郎〕

られるやうな比較的高級の俸給生活者が組合運動を進めつゝある例は他には見られないやうである。先年來サラリーマン組合なるものが、東京、大阪を中心に、屢々組織されたが、しかし出來ては忽ち遅緩するといつた状態で、一途の發展を見なかつた。一昨年以來映畫從業員の組織が頓に進展しつゝあるが、これを中間階級者の組合と見做し得るならば、その進展はまさに顯著であると見なければならぬ。殊に本年は日活日興系映畫館從業員の爭議により此種組合の統一の氣運すら認められるに至つた。しかしそれが中間階級組合と見られ得るや否やは一考を要する問題であり、その運動の形態から云へば著しく一般労働運動のそれに近く、何等か中間階級的な特殊形態をとつてゐるとは考へられないやうである。そしてその多くは、一般の労働組合運動の中に包括されて進められてゐる。

中間階級の運動は一般の労働運動とは別途の研究を要する特殊問題である。茲では左に現存するこの種組合をその所屬組合別にあげるとに止める。(尙左表は作表の便宜上昭和十年七月現存のものをあつめた。)

〔全國勞働組合同盟系〕 廣島統一勞働組合、全敦賀合同勞働組合モ班程度ノ組織ヲモツ

全國映畫劇場從業員組合 昭 九、一 東京市神田區東福田町三 九四分會 一、〇三五(二三〇) 靜田錦波 〔波邊惣藏、千馬米次郎〕

〔日本勞働總聯盟系〕

映畫從業員組合 昭 八、五 大坂市北區相生町七 四支部 一九(二七) 青山耕花 〔勝野見昌郎、佐野茂昌郎〕

大阪サラリーマン組合 昭 六、六 同 右 四支部 二七(四四) 淡河繁清 〔西野井三郎、矢野千束〕

〔日本勞働組合全國評議會系〕 大坂一般勞働者組合、石川合同勞働組合モ少數ノ組合員ヲモツ

中部映畫同人組合 昭 六、五 名古屋市中區門前町五ノ三中春ビル 一支部 一五〇 近藤信一

〔日本勞働組合總聯合系〕

京濱司厨會 昭 三、四 横濱市中區石川仲町一ノ一〇 六支部 五四(二三) 森榮一 〔山形今朝吉〕

大阪演劇從業員組合 昭 七、三 大坂市南區高津四番町七二 一 二七〇 今井武吉 〔末中勘三郎〕

兵庫縣司厨從業員組合 昭 六、八 神戸市神戶區永澤町三ノ六六 三支部 二〇五(九六) 森脇甚一 〔小原作治〕

神戸興業從業員組合 昭 八、五 同 右 五分會 二二七(六七) 森脇甚一 〔角田一郎〕

〔大日本勞働組合協議會系〕

大日本映畫人同盟 昭 九、二 東京市芝區今入町和合クラブ 五地區聯 四六(九〇) 近藤靜調 〔古川綠水〕

〔單獨組合〕

關東俸給生活者組合 昭 六、五 東京市小石川區八千代町三三 一〇支部 五〇(八〇) 吉川守國 〔山信川哲夫、大信田哲夫〕

全日本映畫演劇從業員組合 昭 九、三 東京市本所區江東橋三ノ八 一三支部 三、〇〇〇(?) 東滔水 〔大友保、顧問森脇甚一〕

全關東映畫劇従業員組合 昭 八、三 東京市淺草區三間町 二三
海 員 協 會 明 元、一 神戸市神戸區下山町 八ノ二九七

五支部 八〇〇(二〇〇) 〔三〕 山 秀 華
八出張所 一三、〇〇五 小 泉 秀 吉 〔鈴 木 倉 吉 兵 太 郎〕

第四章 婦人労働者の運動

婦人労働者のみの労働組合としては見るべきものはないが、婦人労働者の本年に於ける組織状況は、社會局調によれば、

婦人の組織労働者總數は二一、〇四六人であつて、全組織労働者三八七、九六四人に對する比率は五%強であつて婦人労働者總數一、六九七、九五五人に比すれば一%強で其の組織率は甚だ尠い。而して婦人の組織労働者二一、〇四六人中一五、一六〇人は工場労働者であつて内最も多いのは染織關係の六、四五三人で全婦人組織労働者の三分の一に近い。

次に労働組合以外の無産階級婦人独自の團體としては、社會大衆黨系の社會大衆婦人同盟（昭和七年八月二十七日、社會大衆婦人同盟と無産婦人同盟との協同によつて成立）、同じく社會大衆支持の無産婦人同盟（大阪、昭和五年成立）及び國家社會主義系統の日本婦人同盟（昭和七年七月日本國家社會黨の傘下に「日本國家社會婦人同盟」として成立、同八年同黨の分裂に際し、現在名に變更）等が比較的健實なるものと認められてゐる。

右のうち無産婦人同盟は本年六月三十日の執行委員會において、從來友誼的な關係にあつた全國労働組合同盟を正式に支持する事を

決定した。また同盟は本年七月大阪機械工作所爭議に際し、同盟の經營に屬する無産者病院の醫師看護婦を動員して救護班を組織して高野山籠城の爭議團を慰問激勵した。尙同盟は無産者病院の他、優生兒相談所をも經營し社會事業の部面に於ける活動をも續けてゐる。

社會大衆婦人同盟は婦選大會に参加して普選獲得の運動を試みた外、婦人參政同盟その他の婦人團體と協議會を組織し委員をあげて女子扶助法制定の運動を行つた。

第五章 労働者教育運動

我國における労働者教育に關する最近の研究（森戸辰男氏「我國に於ける労働者教育について」月刊大原研究所雜誌、九年八、九、十月號所載）によれば「労働學校の現状は微々として振はない」といふ。本研究調査によれば、昭和八年末現在において活動せる労働學校は（資本家的のもの、政府施設的のものを除いて）次の如くである。

一、獨立の労働教育をなすもの。十一校（日本労働學校、大阪労働學校、神奈川労働學校、横濱労働學校、神戸労働學校、埼玉労働公民學校、プロレタリア政治學校、日本協同組合學校、上

越農民學校、自由農民學校、強戸共愛女塾)

二、宗教的・人道的のもの。三校(日本農民福音學校、農村青年共働學校、純眞學園)

三、協調的のもの。三校(中央勞働學院、協調會勞働學院、廣島勞働學校)

(但し右のうちにも閉校状態に近きものがある。)

以上のうち獨立の勞働者教育を施す十一校も、上掲論文の記するところによれば、「稍性質を異にする農民學校を除外すれば、残りは八校となり、そのうちにもなほ氣息奄々たるものもあるから、正常的な機能を發揮してゐる勞働學校は恐らく日本勞働學校、大阪勞働學校ほか二三校にすぎないであらう」と。尙ほかやうに勞働學校が現在不振であると云はれる所以は、學校數のかゝる激減といふことの外に、各學校の活動が萎縮してゐるためである。即ち、開校期間はだん／＼短縮されて來てをり、生徒數は減少してをり、その生徒の質も變化して、組織勞働者の割合が減じて市民層のものが相對的には却つて増加してゐる。尙これに、政府施設の勞働學校の増加傾向なども取入れて考ふれば、勞働學校不振の問題は更に質的な斷面をも示すことが觀取される。これらの諸問題については上掲研究論文と共に、同誌八月號所載本所調査「本邦主要勞働學校現況一覽」の參照を乞ふこととする。

茲では右調査から主要事項を抄録し、上記十七校に加ふるに、本年中閉校したるもの若くは最近の活動の不明なるものをも併せてその狀況(昭和八年現在)を簡單に記述する。

日本勞働學校 東京市芝區三田四國町、明治四四・九創立、大

正一〇・九改稱、財團法人日本勞働會館經營、理事長松岡胸吉。

〔授業〕 週三回夜二時間二科目、一ヶ年修了、月謝五〇錢。

〔學科〕 經濟學(松下)、政治學(原)、社會問題概説(木村)、勞働組合法(松永)、勞働法(佐藤)、社會思想史(石川)、勞働組合論(齋藤)、世界勞働運動史(茂木)、財政學(河野)、實用經濟學(山崎)、日本勞働運動史(上條)、消費組合論(福岡)、日本産業概論(山田)、世界の貿易(西本)、婦人問題(赤松)、其他科外、研究會、演習等。〔生徒〕 創立以來三三九名、三〇名(金屬、化學、紡績等、總同盟大部分、その他東交、東京瓦斯、海員各組合員)、卒業生總數三三九名。

〔入學資格〕 勞働組合の派遣生及び個人(小卒程度)。

大阪勞働學校 大阪市此花區吉野町一丁目、大正一一・六創立、大阪勞働學校經營、委員長高野岩三郎。

〔授業〕 週三回夜二時間一科目、一期三ヶ月、二期修了、一期三回。

〔學科〕 經濟學(齋藤・笠)、政治學(河上・高橋)、財政學(同上)、唯物史觀(森戸・小岩井)、勞働組合論(松澤)、勞働法制(小岩井・色川)、勞働・社會運動史(森戸・松澤・小岩井)、科外——時局・農村・借家問題等(森戸・小岩井・笠・杉山・田萬・辰巳)計六〇時間、その他研究會、討論會。

〔生徒〕 三九名(勞働者一八、その他二一——全勞、官業勞、市電、總聯合、大衆黨、全水その他、卒業生總數九九一名)。

神奈川勞働學校 神奈川縣川崎市新川通、昭和二年一月創立、日本勞働會館川崎分館經營、校長三木治朗。

〔授業〕 週三回夜二時間一科目、一ヶ年修了、月一圓。

〔學科〕 労働組合論(齋藤)、實用經濟學(山崎)、日本資本主義發達史(高戸)、政治學(西本)、社會思想(重廣)、社會立法論(片山)、その他研究會、討論會。

〔生徒〕 五七名(總同盟、社會大衆黨所屬員)。

〔入學資格〕 總同盟加入労働者。

横濱労働學校 横濱市中區長者町八丁目、昭和三・四創立、森榮一經營、校長同上。

〔授業〕 週二回夜二時間一科目、三ヶ月修了。

〔學科〕 労働組合論(森)、労働法制(川島)、政治論(近藤)、社會主義史(近藤)、經濟學(高瀬)、科外——爭議論(高山)、國家社會主義論(林)、其他計三六時間。

〔生徒〕 一八名(工場労働者特に精密工業——全部總聯合關係者)、卒業生總數一五六名。

〔入學資格〕 一般労働者にして總聯合加盟團體の推薦せる者、小卒。

神戸労働學校 神戸市兵庫區湊町三丁目、昭和八年五月創立、同校經營委員會經營、委員長高野岩三郎。

〔授業〕 週三回夜二時間一科目、一期三ヶ月、一期三圓。

〔學科〕 經濟學(松澤)、唯物史觀(森戸)、政治學(河上・中島)、労働組合論(米窪)、海上労働運動(西卷)、爭議論(永江)、價值論(佐藤)、産業史(佐藤)、計四二時間。

〔生徒〕 九名(労働者——全勞、海員組合、社大黨その他)、卒業生總數二九名。

埼玉労働公民學校 埼玉縣川口市金山町、昭和三年四月創立、

昭和四年下半年より臨時講習に變更(理由——川口鑄物業會の極度の不況の爲め解雇・賃下等に因る爭議續發し開校困難となれる爲め)、東京鐵工組合川口支部教育部經營、校長松永義雄、本科公民科の二級。

〔授業〕 週三——四回夜三時間一乃至二科目、六ヶ月修了、一期五〇錢。

〔生徒〕 卒業生總數二〇五名(鑄物工、機械工、小商人)。

〔入學資格〕 勤勞者。

プロレタリア政治學校 東京市麴町區麴町八丁目、昭和五年七月創立、高瀬清經營、主事高瀬清。

〔授業〕 週三回夜三時間一科目、二ヶ月修了、授業料一圓五〇錢——二圓。

〔學科〕 社會運動史(高瀬)、經濟學(岡田)、唯物史觀(河上)、政治學(高瀬)、農村問題(角田)、婦人問題(堺)、最近政治情勢(龜井)他に研究會、演習等。

〔生徒〕 三五名(無產政黨員一五、組合員一〇、その他一〇)、卒業生總數四〇三名。

〔入學資格〕 小學校卒業以上の者。

日本協同組合學校 東京市本所區東駒形四丁目、昭和八年九月創立、日本協同組合教育協會經營、校長、賀川豊彦。

〔授業〕 一週四回夜二時間半一科目、三ヶ月修了、授業料三圓。

〔學科〕 社會問題概論(安部)、實際經濟學(北澤)、協同組合運動(賀川)、組合會計及簿記(伊藤)、消費組合論(山村)、保險論(園)

醫療組合經營法(黒川)、協同組合經營法(木立)、歐洲協同組合運動實情(長岡)、産業組合法規(濱田)、庶民金融(東畑)、農村社會學(杉山)、農村經濟更生(松村)、市場取引の實際(青山)、明治維新社會經濟史(山口)、日本産業組合史(小野)、社會倫理(安部)、計九五時間。

〔生徒〕 二六名(消費組合員五、勞働(農民)組合員一二、無産黨六その他)、第一期修業者一九名。

〔入學資格〕 團體推薦。

上越農民學校 新潟縣中頸城郡和田村下箱井、昭和六年六月創立、全國農民組合新潟縣聯合會上越協議會經營、主事 山田信十郎。

〔授業〕 青年部、婦人部一週二日夜二時間(少年部一週一回)一科目、月謝ナシ、期間不定。

〔學科〕 日本歴史、經濟學、法律、農村問題、農業經濟學、國際情勢、時事問題等、講師 沼田雅二。昭和八年五月行政命令に依り校舍閉鎖。

〔生徒〕 六四名(全農和田支部員、社會大衆黨和田支部員——農四一、勞九、その他一四)。

自由農民學校 大阪府北河内郡諸堤村字横堤、昭和八年二月創立、小岩井淨經營、責任者同上。

〔授業〕 週三回・夜、一期二ヶ月乃至三ヶ月、一期五〇錢位。

〔學科〕 農業經濟學、財政・自治、人類の歴史(以上小岩井)。

〔生徒〕 十數名(農その他、主として全農全會所屬員)。

〔入學資格〕 制限なし。

昭和八年秋農繁のため休校。

強戸共愛女塾 群馬縣新田郡強戸村成塚、昭和三・一創立、強戸農民組合婦人部經營、校長 須永かつ。

〔授業〕 農閑三ヶ月、一、二、三月中第一、第三日曜外祭日、三年修了、一年一圓。

〔學科〕 農業(須永)、農業加工(同)、裁縫(野村)、家事(須永)、普通學(須永好)。

〔生徒〕 六〇名(農五一、商四、職工五)、卒業生總數一三〇名。

〔入學資格〕 組合員の子女。

日本農民福音學校 兵庫縣武庫郡瓦木村高木、昭和二年二月創立、杉山元次郎經營、校長同上。

〔授業〕 週間日・晝間六時間——八時間・五科目、一ヶ月修了、授業料なし。

〔學科〕 農村經營、農村問題(以上杉山)、農村社會事業、農業經營(以上賀川)、農學、立體農學(以上藤崎)、農村副業(竹崎)、聖書(金田)、キリスト傳、基督教史(以上吉田)計二二〇時間餘、外に研究會、討論會等。

〔生徒〕 二二名(農)、卒業生總數七五名。

〔入學資格〕 一八歳以上・小卒。

同系統の臨時又は常設の農民福音學校は昭和七年六月現在五二校に及ぶ。

農村青年共働學校 静岡縣駿東郡富岡村葛山、昭和二・二創立、岡本利吉經營、校長同上。

〔授業〕 毎年一月十日より冬期五十日間、半日授業、半日開墾作

業、授業なし、寄宿費用一期十八圓。

〔學科〕 生物發生學と進化論(石井)、遺傳學と育種學(見波)、生理學(福田)、組織學と病理學(星川)、理論物理學(石原)、近代思想と文藝(新居)、哲學と心理學(澤田)、農業制度講話(小野)、農業組織と農産價額論(中澤)、國際關係と滿蒙問題(大藏)、農村文學講話(大田)、農村婦人問題(住井)、都市生活の解剖(草野)、エスペラント語(中垣)。

純眞學園 横濱市外新治村美愛郷、昭和八年十月創立、經營者岡本利吉、園長同上。

〔授業〕 四月——六月、十月——十二月の各三ヶ月、一年二期、午前四時間授業、午後作業、費用二〇圓。

〔生徒〕 二二名(主に農、高小卒多)。

中央勞働學院 東京市本郷區元町二丁目、大正九年六月、同院理事會經營、院長 栗野谷藏、普通・研究の二科。

〔授業〕 週四回・夜三時間、一期五ヶ月、無料。

〔學科〕 政治學、社會政策、經濟原論、社會學、哲學、財政學、倫理學、憲法、治安維持法、暴力行爲等處罰に關する法律、日本主義研究、日本社會史、明治維新史、近世西洋史等一九一時間他に科外講義六回、辯論演習一二回(講師——栗野、井伊、今井、内田、小川、太田、奥野、河井、川田、久保田、黒川、下河部他十餘名)。

〔生徒〕 昭和七年卒業生、三五名(大部分賃銀勞働者)、卒業生總數一、四〇九名。

〔入學資格〕 十七歳以上の男女。

〔研究科〕 毎週二回指導、期間六ヶ月、無料。

〔入學資格〕 學院並に附屬日曜勞働學院卒業生。

【附屬日曜勞働學院】

〔授業〕 毎日曜午前三時間(學科)、午後二時間(辯論演習)、一期五ヶ月。

〔學科〕 社會政策、經濟原論、憲法、治維法、暴力行爲等處罰に關する法律、日本主義研究、日本社會史、明治維新史等六二時間(講師は學院と同様)。

【附屬講師養成所】 毎週一回指導、期間一ヶ年、希望により給費。〔入所資格〕 學院研究科卒業生。

協調會勞働學院 大阪市此花區朝日橋通三丁目西九條公園九條青年會館、大正一一年九月創立、財團法人協調會大阪支所經營、院長 橋本能保利。

〔授業〕 本科・研究科一週三回、夜本科二時間半二科目、研究科一科目二時間、各科半年修了。

〔學科〕 本科——英語(若生)、工業要綱(吉岡)、勞働法規(荒木)倫理學(七里)、勞働問題(橋本)、經濟學(林)、社會政策(遊佐)合計一一七時間餘。研究科——社會保險(遊佐)、社會思想(林)、哲學(七里)、國體及政治(西村)、物價及金融(安原)、賃銀制度(橋本)、企業組織(富岡)、勞働衛生及災害防止(助川)、社會運動(池見)各計九四時間。

〔生徒〕 (本科)二五名(勞働者二三、官吏一、その他一)、(研究科)二二名(勞働者一九、官吏一、その他一)創立以來卒業生八〇九名。

〔入學資格〕 (本科)労働者但高小卒、(研究科)本科修了者。

廣島労働學校 廣島市袋町、大正一三・九創立、廣島社會事業協會經營、主事龜澤國吉。

〔授業〕 週三四三時間二科目、一ヶ年修了、授業料年六圓。

〔學科〕 社會學(三九時間、岩井)、社會思想(三九、長島)、哲學(三九、久保)、文學論(三九、長島)、經濟學(三九、長倉)、労働問題及労働法(三九、井田)、憲法(三九、吉武)、刑法(三九、櫻井)、法通(三九、石黒)、日本思想史(一五、清原)、歐洲労働運動史(二一、新見)、科外——英文學、日本の國民性、時事解説その他。

〔生徒〕 七九名(大部分労働者)、創立以來卒業者三五一名。

〔入學資格〕 高小卒、十八歳以上、筋肉労働者優先。

東京帝大セツルメント労働學校 東京市本所區横川橋四丁目、大・一三・九開講、東京帝大セツルメント勞教部經營、責任者 末弘嚴太郎。

〔授業〕 一期五週間、開講四期、授業日數二三、四日、一日一講座。

〔生徒〕 二三期(七年五月)三二名(金屬、化學、土木等労働者)、二四期八名(同上)、卒業者總數九〇〇名。

昭和七年九月第二四期出席生徒激減せるため閉校の已むなきに到り、以後休校。

横廠工友會労働學院 横須賀市山王町、昭和二・四創立、財團法人横廠工友會經營。

昭和七年労働時間激増のため休校。

關東學院労働校 横濱市浦島町、昭和三・三創立、關東學院七

ツルメント經營、現状不明。

堺利彦農民労働學校 福岡縣京都郡豐津村豐津、昭和六・六創立、校長故堺利彦、主事落各久生、現況不明。

廣成人講座 廣島縣賀茂郡廣村、大正一四年創立、廣海軍工廠工僚會經營。

工廠繁忙のため正規開講不能となり、昨今隣接各地の不定期巡回講演のみ開催。

プロレタリア科學講座 大阪市西區松島一丁目、社會大衆黨大阪府支部聯合會經營。

昭和八年休講。

東京聯合會

同(昭三、四)右

三組合
一七、三六
(四、二三)

兼會長
主計 原 虎一
主事 德 永 正 報

ナシ

東京鐵工組合

同(大二三、二)右

四九支部
四、〇六
(一〇五)

兼會長
主計 內 田 藤 七
主事 原 虎 一

汽車會社、砂町工場、永田メサリヤス機、大和サツシユ、工業製作所、島電機、原製作所、安立電氣、東亞電機、須アルミ、轉車電線、日本鉸釘、日本電機、東亞鉛、小穴電機、東亞鉛、メツキ、櫻田機械、日本鑄鋼、石井、岐工所、方、昭、鐵工所、日、各、桑野電機、日本信號、田中商會、岡部電機

日本縫工組合

東京市品川區西品川
九六七
(大二三、三)

四六四(一六〇)

兼會長
主計 小 原 源 一
主事 佐 藤 信 一

鐵道省被服工場

青年部
婦人部

中央労働合同

東京市芝區三田四國
町二ノ六
(大二五、三)

三支部
二、六三
(四六六)

兼會長
主計 齋 藤 健 一
主事 池 善 二

玉川水道、東京ガス、大日本セルロイド、ロヤルセルロイド、東京ゴム底、並木製作所

青年部

紡織労働組合

同(大二五、二)右

二支部
三、九七
(三、五九八)

兼會長
主計 松 岡 駒 吉
副會長 大 越 半 忠
會 計 富 田 繁 藏

洋モス、京モス、日本紡、富士瓦斯紡、東京麻糸紡、久保田織物

婦人部

出版印刷組合

同(大二五、〇)右

六支部
四九六(一三七)

兼會長
主計 德 永 正 報
主事 林 主 順

行政學會印刷工場

ナシ

關東電球硝子産業労働組合

同(昭六、三)右

二支部
二、〇三
(四九六)

兼會長
主計 德 永 正 報
主事 小 野 菊 太 郎

極東、佐染、高見、前田、中央、丸左、各硝子工場

ナシ

運輸労働組合 (昭三、六) 右

九支部 五九部

組合長 富田 繁藏
兼會計 岡田 助雄
主事 岡田 助雄

浅草、秋葉原、三河島
合同運送、飯田町、
千住、隅田川、汐留驛
従業員、京濱電車自
動車部、三井石炭部、

自動車同志會 (昭四、三) 右

二四支部 八四(二六)

組合長 松岡 駒吉
主計 羽鳥 金太郎
會計 西原 直治
組合員 原 虎一
兼會計 林 主順

タクシー従業員

ナシ

東京塗裝工組合 (昭六、五) 右

二四支部 一、三五部

組合長 松岡 駒吉
主計 藤田 久治
兼會計 鈴木 文治
主事 鈴木 文治

塗裝工

サラリーマン

ナシ

生保従業員組合 (昭七、三) 右

五分會 二五

組合長 鈴木 文治
主計 鈴木 文治
兼會計 鈴木 文治
主事 鈴木 文治

遞友同志會 (昭九、七、復歸)

二支部 四四部

副組合長 松岡 駒吉
主計 上野 嘉三郎
兼會計 生野 嘉三郎
主事 生野 嘉三郎

遞信部内従業員

東京革工組合 (大二、五)

五支部 四〇六(一四五)

組合長 熊本 虎藏
主計 山下 忠吉
兼會計 熊本 虎藏
主事 熊本 虎藏

日本、明治、秋元、
皮革工場、スタンダ
ード東京、製靴工場、
鎌田セルロイド

青年部

神奈川聯合會 (大二、五、四)

六組合 五、三九三 (一、〇〇九)

會長 三木 治朗
兼會計 三木 治朗
主事 三木 治朗

大洋木材、新興製材
石田、寺門、濱本、
峯岸各製材工場

青年部
婦人部

神奈川製材労働組合 (大二、五、六) 右

二支部 一七〇部

組合長 木村 万一郎
兼會計 齋藤 勇
主事 齋藤 勇

日本鋼管、日蓄、淺
野造船製鐵部、淺
野渠、市原ポンプ、
船渠、市原、井乾電
池、革工、金庫、東
大、佐倉、東京、東
立、小澤、東京灣埋

ナシ

神奈川鐵工組合 (大二、五、三) 右

三支部 一、五三三 (七一)

組合長 山下 徳丸
兼會計 山下 徳丸
主事 山下 徳丸

立、小澤、東京灣埋

青年部
婦人部

「神奈川労働新
聞」月刊

神奈川電氣労働組合

同右
(大二五、三)

二〇(三〇)

組合長 土井直作
主事兼會計 藤田七之助

東電

青年部
婦人部

石油労働組合

横濱市鶴見區潮田町
二四五九
(大二五、四)

八支部
三三(九一)

組合長 三木治朗
副組合長 金子巽
主事兼會計 川畑孝藏

日本石油、スタング
石油、ライジン
グサン石油

青年部
婦人部

神奈川合同労働組合

川崎市新川通五九
(昭四、七)

四支部
三〇(四五)

組合長 土井直作
主事 由良多一郎
計事 知久勇太郎

神奈川コークス、大
日本化学、保土ヶ谷
曹達、東高島驛石炭
運送人夫、三井埠頭
船夫、自由労働者

ナシ

染色労働組合

横濱市中區宿明町二
ノ四〇
(昭三、四、七)

九支部
三分會
四四(六七)

組合長 土井直作
主事 今村敏作
計事 中野範次

秋山、宮崎、伊豆庄、
江口、守安、其他染
工場

製綱労働川崎支部 (川崎市河原町七五、大二五・三創、員二、〇六内女三、長、鈴木彌作) △セメント労働川崎支部 (川崎市大島三三、大二五・三創、員二七、内女七、長、土井直作) △關東醸造労働カスケード、京濱兩支部 (横濱市、員三五内女三〇) △紡織労働、平塚・川崎・保土ヶ谷支部 (員七四内女四九) △運輸水上第一、水上第三、鶴見、支部 (員二五)

〔地 方 部〕

關東醸造労働組合

東京市芝區三田四國
町二ノ六
(大二三・七)

一六支部
一、七五
(二〇〇)

組合長 阿久澤與三太
副組合長 横山富次
主事 熊本虎藏
計事 畑田朝治

日英カスケード、關
東醸造、藤崎工場、福
島商會、東京ハイブ、
金子オブライト、栗
本牧場、伊勢崎駒形、
中西、岡、醬油工場

ナシ

埼玉労働組合

埼玉縣草加町松江町
五四
(大二五・二)

二支部
三三

組合長 中野良次郎
主事 竹内弘吉
計事 山田丑五郎

大阪窯業東京工場、
帝國煉瓦

青年部

關東交通労働組合

群馬縣群馬郡澁川町
下郷
(昭四・四)

三支部
二九〇(二一〇)

組合長 小岩井相助
主事 高橋千與雄
計事 清水友太郎

群馬自動車、阪東自
動車、伊香保自動車

婦人部

第二部第二篇 労働組合

秋田製材職工組合 (同 右) 六支部 (三五七六) 組合長 佐藤忠三 主事兼會計 猪俣孫一郎 東北、能代、昭和、秋田、杉本、各製材、秋田釀造用器 婦人部

秋田樽丸勞働組合 (昭五・五) 右 二支部 支部長 古澤斐 主事 猪俣孫一郎 大喜、大米、相松、他十數樽丸工場 ナシ

秋田石油勞働組合 (秋田縣能代港町大町昭九・一創、一支部、員六、長、古澤斐) △能代製材勞働組合 (同上、八支部、昭二・三創、員六、內女六、長、佐藤忠三)

關西勞働同盟會 大阪市此花區上福島 七聯合會 四九組 合 三、六、三、八、五、五 組合長 西尾末廣 主事 金正重藏 婦人部 「勞働者新聞」月刊

大阪聯合會 (大六・六) 右 二組合 一、五、九、三、八、五、五 會長 西尾末廣 主事 金正三 婦人部 九年十二月一日 勞働同盟大阪地方組織ヲ合同

大阪金屬勞働組合 (大二・七) 右 四支部 六、四、五、〇、三、九、〇 組合長 前田直一 主事 松井孝三 婦人部

久保田、栗本、正田、高橋鐵工所、發動機、會社、大阪電機工業、所、瀨尾汎製作所、坂口鑄造所、藤田工業、業會社、出原鑄造所、大阪製鎖所、田中車輻工場

大阪合同勞働組合 (大二・二) 右 二支部 一、三、五、〇、一、五、〇 組合長兼會計 金正米吉 主事 村尾重雄 婦人部

水谷製鋼所、小西硝子製造所、其他

大阪印刷出版勞働組合 (大四・二) 右 五支部 五、〇、四、五、一 組合長 小林廣吉 主事 市田清 濱田印刷所其他 青年部

電線工組合 大阪市此花區春日出 町二ノ四七 (大二・〇・〇) 五支部 七、三、〇、八、〇 組合長 前田種男 主事 泉生忍 住友電線製造所 青年部 婦人部

大阪陶業労働組合

大阪府泉南郡佐野町
松原
(昭三・一〇)

単獨
三九(四)

組合長 渡邊周助
主計 大前安次郎
事務 大橋松夫

大阪陶業佐野工場

青年部
婦人部

大阪市現業員同盟

大阪市浪速區大口町
二ノ二二
(昭九・五)

三支部
一、〇〇〇

組合長 大村省三
主計 永原善次
事務 中村信治

大阪市役所

青年部
婦人部

全關西映畫演劇同盟

大阪市此花區上福島
南一ノ一七
(昭二〇・三)

三〇支部
九〇〇(一五〇)

組合長 森口ススム
副組合長 伊井三郎
主計 村尾重雄

松竹其他映畫常設館

青年部
婦人部

合同労働映畫演劇同盟及吳映從、松竹興從ノ合同

大阪塗工組合

大阪市此花區上福島
南一ノ一七
(昭二〇・三)

九支部
八五〇

組合長 毎川徳太郎
主計 杉本重雄

化學産業

青年部

十年度新加盟

大阪自動車交通労働組合

大阪市港區八雲町四ノ一八
(昭七・八)

二五〇

組合長 熊本與市
主計 本多滋二

タクシー其他

舊日本労働同盟系組合

關西紡織産業労働組合大阪支部聯合會

大阪市此花區上福島
南一ノ一七
(大二五・三)

七支部
三、三六〇
(三、三〇〇)

組合長 西山末廣
主計 山口正義
事務 長田孝三

東洋紡、日本紡、日本絹織、鐘紡、長崎紡

青年部
婦人部

泉州地方協議會(堺市甲斐町西予目一、昭五・一、創、一組合三支部(大阪陶業ヲ含ム)員五五、内女三、長、種田徹摩)遞友同志會大阪支部聯合會(大阪市此花區上福島南一ノ一七、昭二〇・一、創、七支部、員三三、長、秋山傳三郎)石油労働組合大阪支部(大阪市此花區恩貴島南ノ町、昭八・三、創、一支部、員五内女五、長、西山從真)

京都聯合會

京都市中京區東新道
四條南入三筋目西入
(昭五・六)

五組合
九五(六〇)

組合長 西尾末廣
主計 國島泰治郎
事務 國島泰治郎

富永製作所、大谷金庫、赤坂、村仲、伊藤、仲銅所

青年部
婦人部

京都金屬労働組合

同
(昭七・六)

三支部
二六五(三五)

組合長 國島泰治郎
主計 鷺塚規矩夫
事務 大仲規矩夫

富永製作所、大谷金庫、赤坂、村仲、伊藤、仲銅所

ナシ

京都合同労働組合

同
(昭三・五)

二五

組合長 渡邊清一
主計 小谷新二郎
事務 中島新治

雜産業

青年部
婦人部

京都友仙職工組合

京都市中京區壬生下溝町一九
(昭九・四)

二〇〇

組合長 西尾末廣
主計 服部岩藏
事務 木村庄一

繊維産業

九年度加盟

日本工友會

京都市中京區壬生淵田町三七
(昭九・三)

二支部
三五〇

組合長 西尾末廣
主計 渡邊清一
事務 兼會計

建築労働者

月刊「工友新聞」

京都運輸労働組合 (京都市下京區三哲醒ヶ井上ル、昭四・九、創、員二五、長、西村仙二郎) 關西紡織産業労働京滋支部 (員三内女三) 製樽工組合伏見支部 (員四七)

兵庫縣聯合會

神戸市兵庫區須佐野通五丁目三
(昭五・六)

二五組合
三、三六
(二四六)

會長 今津菊松
主計 金子巽
事務 宗繼定雄

青年部
婦人部

尼崎金屬労働組合

尼崎市南城内一四三
(大二・六)

三支部
一、五〇〇

組合長 山下榮一

久保田鐵工所

青年部

尼崎木管工組合

同 右
(大二・三)

二支部
四三(二〇〇)

組合長 林元一
主計 山崎春夫

木管工場

青年部
婦人部

尼崎合同労働組合

同 右
(大三・三)

二支部
六〇〇

組合長 森元瀧太郎

雜産業

青年部

關西線釘同志會

同 右
(昭五・五)

六支部
一四六(二)

組合長 八谷幸太郎
主計 竹島兼作

金屬産業

ナシ

灘合同労働組合

兵庫縣武庫郡本庄村青木
(昭六・三)

五支部
三〇(八〇)

組合長 尾道徳三
主計 金子巽
事務 中川松吉

日本石綿板其他

青年部
婦人部

灘製樽工組合

兵庫縣御影町濱中
(大三・三)

六支部
四六

組合長 金子巽
主計 山本傳治

攝津樽製造同業組合

ナシ

神戸合同労働組合

神戸市兵庫區須佐野通五丁目三
(昭六・三)

二支部
一六〇

組合長 今津菊松

雜産業

青年部
婦人部

扇港染色労働組合

同 右
(昭六・二〇)

二支部
一五

組合長 今津菊松
主計 佐々木千俊

纖維産業

青年部
婦人部

尾崎ゴム従業員組合 神戸市葺合區脇濱三丁目 (昭七・五) 二〇(一〇〇) 組合長 近藤正之進 主事 宗像定雄 會計 森梅二 化學産業 青年部 婦人部

灘輪竹工組合 (兵庫縣御影町濱中、大三・三、創、一支部、員三、長、横引榮一) △灘ゴム工組合 (西宮市用海町二五、昭五・七、創、三支部、員三〇、長、今津菊松) △西宮市従業員組合 (事務所同上、昭八・五、創、員五、長、今津菊松) 外二、關西紡織尼崎支部 (三三) 同上神戸葺合支部 (二五) 製綱兵庫支部一六 (五三) 直屬三五

愛知縣聯合會

名古屋市中區葉場町 六組 合一、九、六 (三七五)

會長兼會計 小泉七造 主事 佐久間勤一

青年部 婦人部

中京鐵工組合 同 右 (昭五・三) 五支部 三七〇

組合長 吉川照義 主事兼會計 渡邊武治 中京鐵工所、豐田自動織機、紡織工場、時計工場

ナシ

中京紡織労働組合 同 右 (昭七・七) 二支部 三三〇(二三五)

組合長 山口敷七造 主事 八納淳

婦人部

中京合同労働組合 同 右 (昭七・七) 九支部 一三五(五)

組合長 佐久間勤一 主事 池尻宗之助 會計 井上藤三郎

ナシ

名古屋時計工組合 名古屋市中區櫻田町 一七 (昭七・六) 二支部 四八〇(四五)

組合長 鳥井幸左衛門 主事 堀田晴明 會計 關戸文吉

ナシ

名古屋木材労働組合 名古屋市中區葉場町 三三 (昭七・六) 四支部 二六五(一五)

組合長 藤本安太郎 主事 足立音松 會計 倉地常吉 小島ラケット工場、高野時計製造所

ナシ

中京化學労働組合 同 右 (昭八・八) 二支部 二三五(五)

組合長 山口常進 主事 武井常一 會計 坪内護

ナシ

九年度新加盟

中部合同労働組合 岐阜市田端町 (昭七・六) 四支部 一八三(三五)

組合長 小瀬木兼一 主事兼會計 石原勳

青年部 婦人部

一宮中央合同
勞働組合
愛知縣一宮市花祇通
三丁目一七
(昭六・五)
三支部
二四三(三七)
組合長兼會計
榎田勝利
主事 渡邊重夫
岩田染色工場其他
青年部
婦人部

中四聯合會
廣島縣御調郡土生町
(大二四・六・六)
六組合
一、四三〇
會長 金正米吉
主事 木下武夫
會計 杉山常一
組合長 木下武夫
主事 三宅喜一郎
會計 三宅喜一郎
大阪鐵工所因島工場
青年部
ナシ

因島勞働組合
同右
(大二〇・二〇)
八〇
會長 杉山常一
主事 木下武夫
會計 三宅喜一郎
組合長 三宅喜一郎
主事 三宅喜一郎
會計 三宅喜一郎
大阪鐵工所因島工場
青年部

向島造船勞働
組合
廣島縣向島東村
(昭三・二・二三)
三〇
會長 阿部初枝
主事 丸山光太郎
會計 丸山光太郎
向島船渠
青年部

中國紡織勞働組合
(福山市新馬場町、昭三・九、創、員八〇、長、金光平) 外二、遞友土生支部(二五)、石油勞働糸崎支部(二五)

九州聯合會
小倉市南山越町
(昭三・二)
六組合
一、六七二
(八八)
會長 伊藤卯四郎
主事 久保時造
會計 帆米勇
組合長 近井高三郎
主事 小池清三
運輸產業
ナシ
青年部

下關運輸勞働
組合
下關市岬之町藪ノ内
一三三小池方
(昭三・七)
一支部
二〇〇
會長 近井高三郎
主事 小池清三
運輸產業
ナシ

日本石炭坑夫
組合
福岡縣飯塚市菰田通
(昭四・四)
四支部
三三五
會長 伊藤卯四郎
主事 宮崎正實
會計 宮崎正實
組合長 伊藤卯四郎
主事 宮崎正實
會計 宮崎正實
忠隈、麻生、久垣、
島廻、龜山、大谷、
金剛、目尾各炭坑
ナシ

長崎印刷技工
組合
長崎市稻佐町二ノ一
五一
(昭六・六)
二五(三〇)
會長 田中定吉
主事 木塚義美
會計 吉岡定一
組合長 田中定吉
主事 木塚義美
會計 吉岡定一
山田組、原田、重誠
舍、藤木各印刷所
青年部
婦人部

筑豊合同勞働
組合
福岡縣直方市明治町
四丁目
(昭六・三)
三支部
二二三
會長 岡本與市
主事 橋詰又一郎
會計 水谷吉男
組合長 岡本與市
主事 橋詰又一郎
會計 水谷吉男
雜產業
青年部

小倉仲仕勞働組合
(小倉市東富野、昭五・三、創、員二五、主事、崎野秀丸) △門司印刷勞働組合
(門司市葛葉二々松町、昭七・七、創、員二四、
長白木清三) 他二、製鋼勞働小倉支部
(美内女八八)、セメント勞働門司支部
(三五) 石油勞働戶崎支部
(七) 直屬一齒

東京聯合會

東京市神田區東福田町三
(昭五、八、三)

八組
一準備會
九、五、九
(七九六)

會長 高橋惣藏
理事長 渡邊芳太郎
會計 天滿

日本製糖、三田土ゴ
ム、理研、東京瓦製
所、東洋製菜、日本
ム工業、長郷製帽

關東一般化學勞働組合

同右
(昭八、九、三四)

二支
二、六、九
(六〇三)

組合長 岩内善作
主事兼會計 白鳥廣近

月島電機、村上電機、
藤倉電線、千住製作
所、渡邊砲金、大木
鑄物、金子鑄物、大
鑄物、自動車、中島製
東京鑄物、飛山電氣
日本高壓工業、大和
サツシユ、中根伸銅

青年部
婦人部

九年十一月舊勞働同盟
關東側組合ハ東京聯合會ハ合流ス
勞働同盟關東合同勞働ト合流シ
「關東化學一般」ヲ改稱

關東金屬產業勞働組合

同右
(昭四、一〇、)

一〇支
八、四、八〇

組合長 菊川忠雄
主事兼會計 植田重義

所、渡邊砲金、大木
鑄物、自動車、中島製
東京鑄物、飛山電氣
日本高壓工業、大和
サツシユ、中根伸銅

青年部
婦人部

勞働同盟關東金屬勞働ハ之ニ合流

日本運輸交通勞働組合

同右
(昭八、六、一〇)

三、五
一、九、七

組合長 天滿芳太郎
主事兼會計 松井政吉

國際通運、鐵道驛構
内、仲上運輸自動車
仕、陸上運輸自動車

青年部

全國映畫劇場從業員組合

同右
(昭九、一、二九)

四分
一、〇、三
(三三〇)

組合長 靜田錦波
主事兼會計 千馬米次郎

松竹、新興、日活、
S Y、其他映畫劇場

青年部
婦人部

東京乘合自動車現業員會

同右
(大、四、二〇、二)

四支
六、五、三〇

組合長 高橋利通

東京乘合自動車

婦人部

關東木材産業勞働組合

同右
(昭五、六、)

三支
四、五

組合長 淺沼稻次郎
主事兼會計 森野文治
會計 奧野文政

F O、塚原、板少、福
正、丸白、共和、松
製材工場、東京、昭
安井、野坂、木工所

青年部

東京地方自由勞働者組合

同右
(昭五、一〇、)

二支
二、六、三

委員長 淺沼良二
書記長 田村

東京市土木課及土木
請負業

青年部

大阪都市從業員組合

大阪市港區八幡屋松之町二ノ二〇七
(昭七、三、改組)

三支部
一、八〇七
(一五)

組合長 田萬清
主計 山下米太郎
助 銀助

大阪市保健部、港灣部、土木部、衛生部

青年部
婦人部

「都市勞働者」月刊
都市從業員組合
全國協議會加盟

大阪電氣從業員組合

大阪市港區九條南通一ノ一四四
(昭六、六、二)

七支部
九四

組合長 山口常次郎
主計 平岡雄四郎
會 好美孝三

大阪市電氣局

青年部

泉州勞働組合

堺市住吉橋通二ノ一
(昭六、六、一)

三支部
四三五(一七)

組合長 油谷寅松

秤工場、製藥工場

青年部
婦人部

大阪左官組合

大阪市此花區江成町二三
(昭二〇、六)

八支部
六一〇

組合長 鈴木悅次郎
主計 石田末吉

左官工

十年度新加盟

日本紡織勞働大阪支部聯(大阪市此花區江成町三、六支部、長一、〇七五、委員長、鈴木悅次郎、主事、東久太郎) △全國映畫劇場從業員組合大阪支部(大阪市港區九條南通二ノ二四、二分會、員二四、支部長、坪井兵之助、主事、鶴五三)

神戸聯合會

神戸市湊東區荒田町一ノ一九六
(昭七、六)

一五組合
四、二三〇
(一、〇九〇)

會長 永江一夫
主計 中川光太郎

神戸市役所水道課、土木課

青年部
婦人部

神戸市從業員組合

同 右

八支部
一、〇〇五

組合長 永江一夫
主計 栗本増次郎

神戸市役所水道課、土木課

青年部

都市從全國協議會加盟

神戸一般勞働組合

同 右

一支部
三五〇(四〇)

組合長 永江一夫
主計 中川光太郎

KOサドル會社、東灘合同運送店、神戸製油、其他

KOサドル、從東灘合同運送、從、神戸製油、從、苗村敷物、從、秋田製紙、從、神戸一般ニ編入

神戸自由勞働者組合

同 右

二支部
三〇〇

組合長 永江一夫
主計 神田喜太郎
會 中村竹次郎

自由勞働者

ナシ

共立ゴム從業員組合

同 右

五(四〇)

組合長 熊本善吉
會 古川覺

共立ゴム會社

婦人部

神戶造船組合	神戶市林田西尻池町 二ノ一四〇	六支 三〇部	組合長 永江一夫 主計 井澤六三 主事 浮島三	造船會社	ナシ
神戶建築組合	同 右	二支 一五部	組合長 永江一夫 主計 上田繁夫 主事 野島義之	建築労働者	ナシ
上榮組從業員組合	同 右	二五〇	組合長 志村重忠 主計 富山重市 主事 志村重市	運輸労働者	青年部
小林ゴム組合	同 右	一〇〇(二〇)	組合長 西村健兵衛 主計 神吉泰治 主事 西村健兵衛	小林ゴム工場	ナシ
報國ゴム組合	同 右	一七五(一四〇)	組合長 相野保道 主計 川上敏道 主事 相野保道	報國ゴム工場	青年部 婦人部
ダンロップ護謨工組合	神戸市葺合筒井町三ノ三一五	一、三五〇 (六四〇)	組合長 土井榎松 主計 北脇徳次郎 主事 小笠喜六	ダンロップゴム會社	青年部 婦人部
阪神地方聯合會	尼崎市北城内九七	二組 一支部聯合 五九〇(三〇)	會長 山口常次郎 主計 福島玄		青年部
阪神金屬屬組合	同 右 (大ニ五、二)	三支部 三支部準 二三五	組合長 山本辰次郎 主計 福島玄 主事 福島玄	平野鐵工所、日本エ レベーター、大日本 電線工場	青年部
阪神合同組合	同 右 (昭五、九)	五支部 三〇	組合長 福島玄 主計 江添金作 主事 江添金作	日本セルロイド、日 本ヒュウム管、美作 製紙	青年部

日本紡織労働組合阪神地方支部聯合會(兵庫縣川邊郡小田村常光寺、二支部、員二四内女三〇、委員長、福島玄)

北海道聯合會	函館市千歲町二一 (昭八、三)	四組 七九(四三)	會長 鶴本徳太郎		青年部 全國映從支部
函館市同業員組合	同 右	一六(三七)	組合長 若松鐵藏 主事 佐藤菊治	函館市役所	婦人部 準備會アリ

第二部第二篇 労働組合

函館出版合同	右	一頁	組合長 中山清	印刷工場	ナシ
函館合同	右	三五(六)	組合長 田中潔	各種産業	ナシ
函館運輸合同	右	一三〇	組合長 三浦政治	人夫其他勞働者	ナシ

栃木縣聯合會

栃木縣鹿沼町上田 (昭五、六)

六組合 五〇

會長 石山寅吉
書記長 岩山美代治

青年部

加盟組合 (大谷石材勞働組合、鍋山石灰工勞働組合、土木從業員組合、生石灰工勞働組合、足利映畫從業員組合、益子陶器從業員組合)

高知縣聯合會

高知市旭杓田中津町 (昭五、六)

四組合 三〇(一〇)

主事 小笠原國躬
會計 松村春繁

青年部 婦人部

高知一般勞働組合 (事務所聯合會內、員八、長、小笠原國躬) △長濱一般勞働組合 (高知市外長濱町森田方、員六、長、山崎繁吉)
△高知瓦製造從業員組合 (高岡郡佐川町小田方、員四、內女二、長、小田美好) △天坪勞働組合

廣島勞働組合

廣島市鷹匠町一〇五ノ八 (昭七、三)

四支部 六三

組合長 佐竹新一
主事 吉本隆夫
會計 村井一夫

廣島合同運送、田中運送、なび運送、小鐵工所、映畫館、東洋紡

青年部

福山勞働組合

福山市神島町中町四〇三 (昭三、三)

九支部 四九三(八二)

組合長 久下本有
主事 三谷文太郎

福島紡績、帝國染料、久德製材、山陽綿、福山撚糸紡、松永木履、黑瀨石粉、三篠商事、福山パーム

青年部 婦人部

九年七月現在

△日本紡織勞働福山支部聯 (福山市神島町中市四〇三、三支部員共七內女六、長、山本繁善)

和歌山統一勞働組合

和歌山市元寺町一和歌山アパート (昭八、三)

三支部 二八五(二四)

組合長 雪下健三
主事 松坂榮二郎
會計 山本清一

新興捺染、和歌山綿布、南海木材

青年部

全敦賀合同勞働組合

敦賀町神樂區一二三 (昭六、七、八)

七支部 四七〇

組合長 山口小太郎
會計 植本與三吉

映畫館、製材所、自由勞働

青年部

京都一般労働組合 京都市上京區鞍馬口 大宮西入下ル (昭八・二二)

二支部 二五部

組合長 辻井民之助 金屬、染織其他 ナシ

滋賀金屬一般労働組合 大津市石山鳥居川町 二一九

五支部 四三〇部

組合長 元持佐太郎 金屬其他各種産業 青年部

主事兼會計 久保太市

滋賀土木建築労働組合 同右 (昭二〇・五、二四)

四五〇部

委員長 元持佐太郎 土木建築 青年部

主事 浪川正次

會計 金森達夫 家庭部

日本紡織労働組合京滋支部 (大津市石山鳥居川町二一九、三分會、員七吾内女四六、長、元持佐太郎)

郡山労働組合 (郡山市麓山町一九五、大五・七創、員七内女三〇、長、田中利勝) △東北合同労働組合 (八戸市古常泉下三、昭三・三創、二支部、員九〇、長、西村菊次郎) △神奈川縣再建委員會 (東京市神田區東福田町三、員二〇内女五、長、天滿芳太郎)

〔本部直屬〕

日本紡織労働組合 東京市神田區東福田町三 (昭三・四・八)

二支部聯 一六支部 六、三九三 (四、七六一)

組合長 上條愛一 京モス、山保毛織、福山紡、福山撚糸、沼波メリヤス、東洋紡、武田友仙、赤穂鹽田、

主事兼會計 茅野眞好 青年部 「正義の光」月刊

日本鑛夫組合 同右 (大九・八・二)

九支部 九五(四〇)部

組合長 高梨二夫 磐城伊勢炭礦、茨城小田、小坂、別子、他各地礦山 青年部 九年度大會報告

3 日本労働總聯盟系

日本労働總聯盟 大阪市北區相生町七 三 (大二・三・三六)

二聯合會 一九組 八、七八四 (二、二一九)

會長 八木信一 組織部長 山本英吉 青年部

主計 中村文之助 政治部長 北川種文 婦人部

「日本労働新聞」 月刊 關西民衆黨支持 日本労働組合會 議加盟

大阪官業勞働組合 (大二三・三)	九支部 二、四〇 (三二〇)	組合長兼會計 中村 鑑之助	大阪砲兵工廠	青年部	大阪官業聯合會 所屬
大阪金屬勞働組合 (昭五・五)	八支部 一、二九 (二五)	組合長 內田 文市 主事兼會計 荒木 榮吉	葦田鐵工所、長谷川鐵工所、田中機械、東洋可鍛	青年部	
大阪硝子工組合 同 右	四支部 三、四七 (二四)	組合長兼會計 奧村 源三郎	辻川、田中、白山、宮井、五藤、北野硝子工場	青年部	
大阪染色勞働組合 (昭七・二〇・二)	二支部 三〇(三)	組合長 內田 文市 主事 矢之目 茂吉	日本捺染工場	青年部 婦人部	
大阪河川勞働組合 (大二五・八)	四支部 三〇(四)	組合長 荒木 音吉	淀川砂船從業員	ナシ	
大阪製氷化學勞働組合 (大二三・二七)	二支部 二三(二)	組合長兼會計 大角 貞三	日本冷蔵會社	ナシ	
大阪印刷工組合 (昭七・二)	四支部 二五(五)	組合長 奧村 源三郎 主事 小川 茂	光星社、河合印刷工場	青年部	
大阪石工勞働組合 (昭六・三)	九〇	組合長 植村 直次 會計 植村 金次	石工職	ナシ	
映畫從業員組合 (昭八・五)	四支部 一、四二 (二七)	組合長 青山 耕花 主事 佐野 茂郎	映畫常設館	青年部	
大阪サラリマン組合 (昭六・六)	四支部 二七(四)	組合長 淡河 繁清 主事 西井 三郎 會計 矢野 千東	一般使用人	青年部 婦人部	
大阪電機勞働組合 (大二三・四・三)	二支部 三九(六)	組合長 加集 準 主事 內田 文市 會計 中尾 壽一	中央、山中、川北電機	青年部 婦人部	

關西コルク労働組合	大阪市旭區鳴野町六八六、松下方 (昭三・四・八)	二支部 四五〇(二〇〇)	組合長 八木信市 主事 内田文市	大阪、永柳、コルク工場	青年部 婦人部
大阪合同労働組合	大阪市旭區蒲生町七内田方 (大二三・五)	四支部 五七〇	組合長 内田文市 主事兼會計 米澤康太郎	自由労働者 交通労働者	青年部
名古屋官業労働純向上會	名古屋市熱田澤上三〇 (大二・二)	五支部 五六(四三)	組合長 内田文市 主事 朝倉藤三郎 會計 山本藤四郎	名古屋工場 他民間工場	青年部 婦人部 名古屋官業聯合會加盟
山陽無煙炭礦労働組合	山口縣美禰郡大嶺村麥川 (昭四・二・二四)	三支部 一、二八五 (二五)	組合長兼主事 丹羽市太郎 會計 福田英夫	山陽無煙炭坑麥川坑	大嶺合同労働組合ハ解散ス
大阪清掃労働組合	大阪市北區相生町七三 昭五・七、員七、長、清水末吉	昭五・七、員七、長、清水末吉	△京都電機労働組合(京都市吉祥院門口一六、昭四・二、員三		
四、長、田中萬藏	△京都金屬労働組合(同上事務所、昭四・二、員三六、長、須賀太一)				

4 日本労働組合全國評議會系

日本労働組合全國評議會
 東京市芝區濱松町二ノ一
 (昭九・二・二〇)

委員長 加藤勘次
 書記長 田部井秀雄
 會計長 山花秀雄
 中央委員 高野實、山花秀雄、平鹿波、藤信一、高行兼、藤清造、一雄、津司市太郎、伊藤清造
 組織爭議部長 高野實
 政治部長 鹿一實
 青年對策部長 山花長
 婦人對策部長 難波長
 青年對策部
 婦人對策部
 月刊「日本労働新聞」
 支持政黨ナシ
 日本労働組合總評議會、全勞統一全國會議及地方的一獨組ヲ以テ結成

關東地方評議會
 同右
 (昭九・二・二〇)

委員長 難波秀雄
 書記長 山花秀雄
 青年對策部
 婦人對策部

組 關東金屬労働 同 右 (昭九・二・二〇)

一、〇〇〇 (三三)

委員長 山花 秀雄
組織、争議部長 安平 鹿一

惟橋鑄物工場、東信電業社、中外建、材製、作所、國末、金庫、山、本鐵工所、戸畑鑄物、第二塗料、日本鑄物、パルカーライデン、グキ、三洋電氣、市川メツ

青年對策部

總評關東金屬労働者及全會關東金屬兩組合ノ合同

組 關東化學労働 同 右 (昭九・二・二〇)

三支部 一、二五〇 (一六〇)

難波 虎一

日本製練、大和スレ、石川陶器、日、の、出、關岡ガラス

組織中

總評關東化學、全會關東化學兩組合ノ合同

組 東京合同労働 同 右 (昭九・二・二〇)

二支部 二七〇 (五)

委員長 八木 香治郎
書記長 夏川 清治

深井木工所、堀内木、工所、デパート會館、ノ、食、堂、油、味、噌、工、場、中野、淀橋、方面、清、掃、從、業、員

準備中

總評關東木材其他ノ組合ヲ以テ、結成

組 東京出版労働 同 右 (昭四・三・)

四支部 四五〇 (四五)

委員長 高野 政實
書記長 古賀 政男

日進印刷、大倉印刷、三河印刷、三共印刷、築地活版、美鳳堂

組織中

舊全會東京出版労働組合

組 關東運輸労働 同 右 (昭九・二・二〇)

三支部 二六〇

橋本 定次郎

隅田川驛、東京汽船、横濱本間組

組織中

舊全會日本運輸ガ中心勢力

組 關東纖維労働 同 右 (昭九・二・二〇)

二支部 三三〇 (七)

川村 熊夫

青木染工場、萩原染工場、富士紡川崎工場

組織中

總評關東纖維及全會日本紡織兩組合ノ合同

京濱地區協議會 (川崎市堀川町二四、支部長烏袋正順、員八七内女八)

中部地方評議會

名古屋市中區裏門前 町五ノ三 中春ビル別館 (昭九・二・二〇)

八組合 一、二〇〇 (二〇)

委員長 近藤 信一
書記長 赤松 勇

青年組合 員協議會 婦人組合 員協議會

名古屋地方労働組合會議參加

(加盟組合) 中部金屬労働者組合 (員六〇、長、高尾禮一) △中部化學労働者組合 (員二〇、長、稻本利行) △中部木材労働者組合、(員三〇長、近藤信一) △中部紡織染工労働者組合 (員二五長、稻本利行) △中部交通運輸労働者組合 (員三〇) △中部合同労働者組合 (員八〇長、伊藤勇) △中部映畫同人組合 (員二五長、近藤信一) △中部自由労働者組合 (員八〇)

關西地方評議會

大阪市港區千代見町
四ノ八
(昭九・二・二〇)
三組合
(約三〇〇)
委員長 安島 高行
書記長 三木 一雄
青對策部 舊總評、全勞全
婦對策部 會ヲ中心ニ結成

大阪化學勞働者

同 右
(昭五・六)
五分會
三〇(三〇)
委員長 辻 長造
書記長 伊藤 清遠
武田製藥、白山製鐵
日本セルロイド、硝子工場
青對策部 舊總評大阪化學
婦對策部

大阪纖維勞働者

同 右
(昭九・二・二〇)
四分會
九分會部
委員長 岡 信太郎
書記長 富家 太一
北區、東成方面メリ
ヤス工場、泉南、地
方織布紡織工場、阪
神伊丹地方手織、捺
染紡織工場
青對策部 總評關西纖維及
婦對策部 全會大阪纖維ノ
合同

大阪金屬勞働者

同 右
(昭九・二・二〇)
五〇
委員長 中橋 喜三郎
書記長 石塚 義雄
大阪鐵工所、藤永田
造船所、住友製鋼所
其他
青對策部 總評大阪金屬及
婦對策部 全會大阪金屬兩
組合ノ合同

大阪一般勞働者

同 右
(昭六・三)
五支
六分會部
一七(三五)
委員長 北田 伊一
書記長 岡田 三郎
映畫館、食料品産業
木材、市水道部、印
刷
青對策部 總評大阪一般及
婦對策部 全會、大阪映從
ガ中心

關西電氣勞働者

同 右
(昭三・二)
三分會
九分會
委員長 藤井 善太郎
書記長 前原 好一
大同、昭和、日本、
宇治各電力、京都電
燈、共同火力
青對策部 舊總評關西電氣
年對策部

泉州一般勞働者

堺市向陽町二二二
(昭四・五・五)
三支
二〇(二)
委員長 黃 贊
書記長 趙 甲
化學、自由、纖維
青對策部
婦對策部

泉州金屬勞働者

同 右
(昭九・二・二〇)
三分會
四三
委員長 村田 忠二
書記長 松谷 信市
金屬産業
青對策部
婦對策部

阪神地方協議會 (尼崎市外小田村杭瀬宮前二五、長、西村好成) 阪神金屬勞働組合 (事務所同上、長、西村好成、員七〇) 阪神化學勞働組合 (事務所同上、員七〇)

神戸協議會
 神戸市林田區北町二ノ一〇九
 (昭九・二・二〇)
 三組合
 委員長 森口新一
 青協議會
 婦人協議會

神戸金屬勞働者組合
 同右
 (大・四・五)
 二四
 委員長 柴田久治
 三菱重工業、川崎造船所、神戸製鋼所、中田鐵工所、高尾鐵工所、川西機械製作所
 青協議會
 婦人協議會
 舊總評系

神戸化學勞働者組合
 同右
 (昭四・九・)
 一三五(二七)
 委員長 森口新一
 秋山、兵庫、渡邊、阪神、ホテイ、各工場、製油工場
 青協議會
 婦人協議會
 同右

神戸一般勞働者組合
 同右
 (昭六・一〇・)
 一六
 委員長 藤田正一
 印刷工場、運輸勞働者
 青協議會
 婦人協議會
 同右

京都協議會
 京都市中京區中新道四條下ル東入
 (昭九・二・二〇)
 一〇組合
 一、三〇〇
 (八〇)
 委員長 伊藤 劍之丞
 各種經營
 青對策部
 舊總評系
 版、一般、化學、出版、纖維、金屬ノ五組合ニ產別整理中

京都一般產業勞働組合
 同右
 (昭六・五・)
 一支部
 二五
 委員長 杉谷 俊之助
 各種經營
 青對策部
 舊總評系

京都平版工組合
 同右
 一五
 委員長 井上 金造
 出版印刷
 青對策部
 昭二〇、一加盟

京都纖維產業勞働組合
 同右
 (昭七・二・)
 五〇
 委員長 南 善造
 纖維
 青對策部
 舊全會系

京都出版產業勞働組合 (京都市中京區中新道四條下ル東入、昭八、創、員七〇、長、土師良一) △京都運輸產業勞働組合 (同上、昭八・三、創、員六〇、長、田中四郎) △△京都土木建築勞働組合 (京都市左京區田中西海原町津田善之助方、昭九・二・三創、員八〇、長、小林清一) △京都皮革工組合 (京都市中京區中新道四條下ル東入ル、員五〇、長、朝日善之助) △京都行商人組合、京都紙工勞働組合、京都履物修繕革新同盟 (京都市下京區東七條西町柏原方) ハ產別整理サレ現存セズ

〔直 屬〕（十組合五準備會）

全小樽労働組合 (昭五・三)	小樽市手宮錦町三三	六	委員長 菊地 米吉	運輸、木材、出版	青協議會	舊總評系
全札幌労働者 組合 (昭六・七)	札幌市北二條東九丁目九 (昭六・七)	五支 三〇部	委員長 正木 清 書記長 池田 鐵之助	發表セズ	青協議會	舊總評系
會津一般労働 組合 (昭四・三・二六)	福島縣若松市針屋名 子屋町一八 (昭四・三・二六)	五支 三三〇部	委員長 保志 宗輔 書記長 柴田 清作	林合名、會津電力、 坂内セメント、林紡 績、日本沃土、若松 市バス	青協議會 婦人協議會	舊總評系
東豆労働組合 (昭八・一)	静岡縣田方郡熱海町 拓田玉町 (昭八・一)	三支 三〇部 四〇(三〇)	委員長 大島 佐市	土建、海上、交通勞 働者	青協議會 婦人協議會	舊全會系
石川合同労働 組合 (昭九・一・二〇)	金澤市宗敷町四ノ三 五 (昭九・一・二〇)	三支 八〇部	委員長 小林 秀雄 書記長 村井 秀雄	金屬、木材、映畫、		
富山合同労働 組合準備會 (昭九)	富山市滑川町田中一 六五 (昭九)	三〇	書記長 高島 劍二	金屬、一般、纖維		十年四月加盟日 下準備會
岡山一般労働者 組合 (昭九・一・二〇)	岡山市七軒町二九四 (昭九・一・二〇)	五分 二六會	委員長 中原 健次 書記長 鹽田 寅雄	土木、出版、化學、 運輸交通、一般		岡山労働者、荷馬車靴 工労働者、旭川砂 利労働者、旭川砂 合ヲ統一合同
九州鑛山労働者 組合 一丁目	福岡縣飯塚市明治通 一丁目	二支 二〇〇部	書記長 川上 利徳	日鐵福築、潤野炭坑 三菱上山田、飯塚坑 古河下山田坑	青協議會	「鑛山労働者」 月刊

九州東部勞働組合 大分市勢家町新通二丁目
 三二二 (昭九・二・二〇)
 二四〇(八二)
 委員長 今村 騎熊
 書記長 是永 敏夫
 青年協議會 九州無產團體協
 婦人協議會 議會加盟

中津一般勞働組合 大分縣中津市本町二丁目
 (昭七・三・二〇)
 一六〇(七三)
 委員長 兒玉 秀次
 書記長 穗坂 六郎
 鐘紡、豐中製絲、富
 士紡、中津製材
 青年協議會 舊總評系
 婦人協議會

土佐紙工勞働組合 高知縣吾川郡伊野町
 菊樂、岡田方 (昭六・三・)
 二支部 二〇
 委員長 高野 保馬
 書記長 岡田 明治
 製紙工場
 婦人協議會 同 右

伊野一般勞働組合 高知縣高岡町川内村
 枝川 (昭七・五・)
 三
 委員長 吉岡 繁
 書記長 岡田 明治
 各種產業
 青年協議會 同 右

(備考)

十年八月、九州東部勞働組合、中津一般勞働組合、九州統一勞働組合同盟、西部鑛山勞働組合ハ全評支持「北九州一般產業勞働組合」ヲ結成、更ニ、十月分裂シテ中津一般、九州鑛山、九州一般、九州東部ノ四組合ハ九州地方評議會ヲ結成

全惠須取勞働組合 樺太名好郡惠須取町
 本町四丁目神社通 (昭六・八・七)
 一〇〇
 委員長 三浦 善作
 書記長 松井 晃
 各種經營
 ナシ

倉敷一般勞働組合 岡山縣倉敷市西榮町
 五一四 (昭五・六・)
 四支部 三〇七(二三)
 組合長 重井 鹿治
 主事 石井 芳太郎
 倉紡、倉絹、加藤織
 青年部 「民衆旗」月刊
 婦人部

外二、△下關自由勞働組合(下關市丸山町田本方、員四、長、田本重夫) △釧路一般勞働組合(釧路市浪花町六ノ六) △横堀勞働組合準備會(秋田縣横堀町伊勢方) △廣島日鮮勞働組合(廣島市東觀音町二ノ二五四) △九州一般勞働者組合(飯塚市明治通一丁目)

5 日本交通労働總聯盟系

日本交通労働總聯盟

東京市京橋區築地
三ノ八築地ビル
(大ニ四・八)

六組
一七、五〇〇
(一、二五〇)

委員長 野平末松
中央常任委員 河野平次、野平末松、佐々木游三、岡本丑太郎、猪藏、野松太郎、石原猪藏、大仲彦三郎、太原節太、江崎九山、高橋節太、江崎九山、松田長左衛門、島上善五郎

財務部長 牧野松太郎
組長 松田長左衛門
部長 大仲彦三郎
部長 平田榮吉
部長 清水博見
部長 清水博見

青年部

「日本交通労働新聞」月刊
政黨支持自由

東京交通労働組

同右
(大ニ三・五)

二五支
二、八〇〇
(三、三〇〇)

委員長 牧野松太郎
書記長 北田一郎

東京市電氣局

青年部

自助會、愛友會、
電勞ノ合同ニヨ
リ成ル

大阪市電從業員組

大阪市西區幸町通
三ノ二
(昭・九〇・二)

一八支
五、〇〇〇
(五、〇〇〇)

委員長 石原猪藏
書記長 安部伊勢太郎

大阪市電氣局

青年部

神戸市電從業員組

神戸市葦合區熊内町
六ノ一五
(昭四・五・一九)

五支
一、〇〇〇

委員長 江崎九山
書記長 竹谷政一

神戸市電氣局

青年部

中部交通労働組

名古屋市中區牧野町
村裏四九
(大ニ三・二・三)

五支
二〇〇

中央委員 田中福松、樋口岩次郎、竹内清秀外五名

名古屋市電氣局

九年七月現在

京都市電從業員組

京都市上京區一條通
御前通西入西町二八
(昭七・三・)

五支部
二〇八

書記局 小川廣之助

京都市電氣局

同 右

大阪自動車從業員組

大阪市西區幸町通
三ノ二
(昭四・一〇・三)

六支
七三五

委員長 衛藤 登

大阪、合同、白谷、均一、小型、各タクシ
1、青バス、富島組、
島田組

青年部

6 全國勞働組合自由聯合會系

全國勞働組合自由聯合會	東京市神田區神保町 一ノ三六 (大ニ五・五)	二聯合會 七組合 三、三〇〇 (一〇〇)	書記局責任者 田所 茂雄	ナ シ	「勞働者新聞」月 刊政治行動排撃 關東勞働組合會 議加盟
關東聯合會	同 右 (大ニ五・四・一五)	三組合	田所 茂雄		關東金屬ハ關東 一般勞働者組合 ニ合同
東京印刷工組合	同 右 (大ニ三・三)	一〇組合 五〇〇(八〇)	梅本 英三	青年部	
關東一般勞働者組合	(東京市城東區龜戶町五ノ一五、員三〇〇、秋本義一) △遠江印刷工同工會(濱松市北寺島町一五、員四五、齋藤竹雄)				
關西聯合會	大阪市浪速區水崎町 四六 (大ニ五・四)	四組合 四五〇	書記局 逸見 吉造	ナ シ	
大阪自由組合勞働組	同 右 (昭三・二)	五〇	逸見 吉造	ナ シ	
關西金屬產業勞働組合	同 右 (昭五・七)	六支 二〇〇	志岐 義晴	ナ シ	
岡山一般勞働組合	岡山市西春日町三八 (昭三・七・二六)	一支 二〇八(五)	中田 義秋	ナ シ	
神戸地方合成勞働組合	(神戸、昭六・七・創、員五〇、佐竹義雄)				

7 日本勞働組合全國協議會系

日本労働組合 東京市
 全國協議會 (昭三・二三)

非合法狀態ニアルタメ詳細不明、但シ支持政黨ハ日本共產黨

(加盟組合)

纖維、金屬、化學、出版、食料、木材、電氣、土木建築、運輸、交通、通信、鑛山、海員港灣、一般使用人ノ各産業別組合及失業
 者同盟並ニ合法各種組合内ニ「革命的反對派」ナルモノアルガ如シ。

8 日本製陶労働組合同盟系

日本製陶労働組合同盟

名古屋市東區撞木町
 二ノ八
 (昭六・七・二八)

二組
 三、五〇〇

委員長 武馬文左衛門
 書記長 葛山金七

婦人部

社會大衆黨支持
 日本労働組合會
 議中地方協議
 會加盟

名古屋製陶労働組

同右
 (昭五・六・二)

三支
 五〇〇

組合長 武馬文左衛門

田代、松風、肥田、
 寺澤、伊藤、中林、
 河合各製陶工場

ナシ

品野陶工組合

愛知縣春日井郡品野
 町下品野
 (大二三・二〇・二七)

五七

組合長 交吉巳代次

陶磁器製造工場

ナシ

瀬戸製陶労働組

瀬戸市石神町
 二〇四三
 (昭六・三・三二)

五支
 一、二〇〇
 (五〇〇)

組合長 伊藤榮二郎
 主事 山口保

陶磁器製造、燒付畫
 輸出物磁器製造工場
 但小工場

青年部

「製陶労働新聞」
 月刊

妻木製陶労働組

岐阜縣土岐郡妻木川
 上郷水野善吉方
 (昭七・二・一)

六〇〇(二〇〇)

組合長 波多野金一
 主事 水野善吉
 會計 水野鐵三

製陶工場

青年部
 婦人部

土岐津窯業労働組

岐阜縣土岐郡土岐津
 町高山
 (大二〇・四・一)

七支
 七五〇(二七〇)

組合長 西尾幸三
 副組合長 木股義一
 書記長 日比野新市

製陶工場

青年部
 婦人部

下石労働組合 (岐阜縣土岐郡下石町八四八、昭四・八・創、員五内女五、長、吉野三右衛門) △泉製陶労働組合 (岐阜縣土岐郡泉村、員六
 内女三、長、中山一二三) 其他

9 官業勞働總同盟系

官業勞働總同盟

大阪市東區越中町
八六〇
(大二〇・三・二〇)
八組
二〇、五七三
(九二四)

委員長
西浦 宇吉
川村 保太郎
尾崎 喜太郎
中央委員
加藤 甚内
宮本 靜一
望月 金平
植田 義一
菱田 佐太郎
渡邊 兼助
豐島 兼吉
辻井 榮三郎
市道 與吉郎
菊地 正巳
大平 嘉三郎
中村 佐定

專門部長
川村 保太郎
辻井 安治郎
渡邊 兼助
豐島 兼吉
龜井 貫一郎
國際部
政治部
教育部
組織部
教治部
政治部
調查部
國際部

ナ
シ

「官業勞働新聞」
月刊
社會大衆黨支持
日本勞働組合會
議加盟

陸軍勞働組合
協議會

東京市小石川區諏訪
町三七
(昭六・五・二九)

會長
渡邊 年之助
理事
中村 佐定
理事
石出 甚藏

東京工廠從業員
組合

同 右
(大二五・二・)

組合長
小倉 工廠東京兵器製
造所
同砲具製造所

青年部

名古屋向上會

名古屋市南區熟田東
町横田二二
(大二〇・四・三)

組合長
西浦 宇吉
理事
豐島 兼吉
理事
佐藤 燦太郎

ナ
シ

向上會

大阪市東區越中町
八六〇
(大八・二・九)

委員長
宮本 靜一
理事
川村 保太郎
理事
阪口 若松

婦人部

小倉工廠從業員
組合

小倉市萩崎町一〇九
大平 方
(大二三・四・三)

組合長
大平 嘉三郎

小倉工廠

未定

東京工廠從業員
組合十年中ニ
合同ノ筈

10 海軍労働組合聯盟系

煙草労働組合 協議會

名古屋市南區熱田
澤上三二
(昭五・三・)

三組 合
六八(二六)

會長 白石 泰茂
主事兼會計 白石傳四郎

芝煙草從業員 組合

東京市芝區三田松坂
町一三
(大二四・)

四

會長 宮津 龍造
主事 林武 光雄

東京地方專賣局
芝工場

ナ シ

名古屋煙草 從業員組合

名古屋市南區熱田
澤上
(大二三・三・)

六三不明

會長 菊地 正己
主事 佐藤 松雄

名古屋地方專賣局

ナ シ

大阪煙草労働 組合

大阪市南區日本橋筋
四丁目七六
(大二三・二・九)

五四(三五)

會長 白石 泰茂
主事 辻井 安太郎

大阪地方專賣局

ナ シ

大阪市從業員 組合

大阪市東區玉堀町
五二七
(昭四・一〇・二七)

三支 部
二、四九
(三)

委員長 川村 保太郎
主事 市道 與吉

大阪市役所土木課、
水道課、區役所保健
部、小學校使丁

ナ シ

海軍労働組合 聯盟

吳市本通十二丁目
一五
(大二三・三・五)

七組 合
四、〇〇

常務中央委員 林助一
主事 熊本 義一
會計 長宗 俊雄

中央委員 野副勝一 郎
佐々木 秀實
渡部 獻一
森光 方祐
遠藤竹 治郎

ナ シ

「海聯時報」月刊
支持政黨ナシ

横廠工友會

横須賀市山王町四八
(明四三・五・)

一支 部
九、四九
(六五)

會長 安田 加年彦
副會長 森照 虎次
會計 佐藤 虎雄

横須賀工廠
同長浦造兵部

ナ シ

吳海工會

吳市藏本通六丁目
(大二三・三・五)

一六、五〇

會長 林 助一

吳工廠

ナ シ

佐世保勞愛會

佐世保島地町一〇九
(大二三・三・二)

七、二〇〇
(二〇〇)

會長 野副勝一 郎
主事 上田 實

佐世保工廠

ナ シ

「勞愛時報」月刊
佐世保民衆政治
同盟支持

廣工僚會 (大二三・三三)	廣島縣加茂郡廣村	二、八五〇	主會長 渡邊 齋藤 清一	廣工廠	ナ	シ
舞鶴共立會 (大二三・三三)	京都府中舞鶴町	二、八〇〇 (五〇〇)	副會長 佐々木 秀實	舞鶴要港部、工作部、 海軍火藥廠、爆藥部、	ナ	シ
平塚總愛會 (昭三・三二)	神奈川縣平塚市平塚	一支部 八〇〇(二〇〇)	主會長 遠藤 竹治郎	海軍火藥廠	ナ	シ
德山燃工會 (大二五・二〇)	山口縣德山市橋本町	七〇〇	主會長 森光 方祐	海軍燃料廠	ナ	シ

11 日本勞働組合總聯合系

日本勞働組合總聯合

東京市芝區三田四國町一五
(大二五・一七)

四聯合會
五組
三二共
(一七・七〇)
十年度大會報告

副會長
高井 久藏
會長
今井 武吉
顧問
森 榮一
山崎 今朝彌
高橋 龜吉
金子 忠吉

青年部
婦人部

「勞働運動」月刊
新日本國民同盟
=好意的支持
日本勞働組合會
議加盟
(十年九月脫退)

東京聯合會

東京市芝區三田四國町一五
(大二五・一七)

三組
九〇三
(二六三)

會長
高橋 慶治
會計長
皆川 利吉

青年部
婦人部

年度大會報告

日本精技會

東京市品川區東大崎四ノ二一六
(大二四・三三)

二支
三七(一八)

組長
菅沼 由藏
組長
鈴木 力藏

青年部
婦人部

同

瓦斯電氣技友會

東京市大森區入新井一ノ一〇五
(大二三・四・二六)

三支
二、五五
(三〇)

組長
齋藤 宇太郎
組長
佐久間 岩吉

青年部

同

荏原地方工場從業員組合

東京市品川區西大崎四ノ七三九
(昭五・四・二六)

六支
四一(五六)

組長
小管 梅吉
組長
田中 寅吉

七歐商會、東京鐵道
信號、目黒製作所、
日本工業、安達電機、
門田、協本、國藤鐵
工所

同

城南技工組合

東京市日黒區月光町
一五一
(昭五・二・二九)

一九(二四)

組合長 今井 猛行
主計 片平 義光
會 淳

安立電氣

青年部
婦人部
同

東京工務組合

東京市芝區三田四國
町一五八
(大・二・二、三)

八支部
二、三五
(二四)

組合長 高橋 慶次
主計 金森 末吉

池貝鐵工所、小林電機、山越鐵工、大野製作、東京機械、明治電機、東洋製作、佐藤工業、宮地鐵工

青年部
同

東京硝子工組合

同 右
(昭六・二・一)

六支部
三九(二八)

組合長 小林 利造
主計 勝倉 富次郎

小泉、坪内、日比野各硝子工場、第一製壘、和田製壘

青年部
同

日本勞技會

埼玉縣蕨町四六三一
(大・四・八)

七支部
七五(七)

組合長 宇野 信次郎
主計 稻田 末太郎

日本車輛

青年部
同

東京濱船夫組合

東京市芝區三田四國
町一五
(昭五・二・二〇)

五支部
六七(三四)

組合長 遠藤 淺次郎
主計 岡見 鶴市

不二サツシユ、日本蓄電池、大同信號、井口鑄工所、八千代電氣

青年部
同

東京工場従業員組合

同 右
(昭六・九・二五)

四支部
三五(二〇)

組合長 左右田 勘一郎
主計 皆川 利吉

不二サツシユ、日本蓄電池、大同信號、井口鑄工所、八千代電氣

青年部
同

不二協和勞働組合

東京市大森區入新井
宿七丁目
(昭六・三・六)

三支部
三三(三)

組合長 比留川 松五郎
主計 鈴木 守一

不二サツシユ、日本蓄電池、大同信號、井口鑄工所、八千代電氣

青年部

榎本光友會(東京市芝區濱松町二ノ二七榎本方、昭一〇・四創、員一五五(一九)、長、錦市藏)△中島電機従業員組合(東京市品川區南品川四ノ五八一、昭一〇・六創、員一三五(一五)、長、渡邊音之助)△川口地方工場従業員組合(埼玉縣川口市、昭一〇・一〇・二三創、員一五〇、長、渡邊馬五郎)△群馬合同勞働組合(前橋市岩神町、昭九・一〇創、員七三、長、松岡清)直屬支部(三支部員七三內女七、長、船岡清)

神奈川縣聯合會

橫濱市中區長者町
八ノ一一九
(昭四・八・二二)

五組合
二、三五
(二四)

會長 森 榮一
主計 川島 稽三

關東水上俸給者同盟八十年六月
同流

青年部
婦人部

關東水上俸給者同盟八十年六月
同流

神奈川金屬労働組合

旭町二ノ四二七
(昭七・三)

三支部
五三〇(七三)

組合長 風岡高次郎
主事兼會計 川島 稔三

日蓄、富士製鋼、富士電氣、日本家具鋼材、日本樂器、日本光器、日本鑄造

婦青年部

京濱出版労働組合

横濱市中區長者町
八ノ一一九
(昭五・八・二)

二支部
二〇分會
四三(一五)

組合長 森 榮一
主事 原田武次郎
會計 川島 稔三

文壽堂、大橋印刷所、山縣印刷所、横濱活版舍

婦青年部

京濱司厨會

横濱市中區石川仲町
一ノ一〇
(昭三・四)

六支部
四分會
四八(三四)

組合長 森 榮一
主事兼會計 山形今朝吉

ホテルニエーグラン、ド、記念會館、神奈川會館

婦人部

京濱船夫組合
(横濱支部聯)

横濱市中區長者町
八ノ一一九
(昭三・三・三)

七支部
二〇分會
四三〇

組合長 岩田道則
主事 石原松太郎
會計 川島 稔三

共同運輸、關東運輸、石川組、ニツケル、オーストン、宇都宮各回漕店

青年部

横濱一般労働組合

横濱市中區長者町
八ノ一一九
(昭四・八)

七支部
三七(一五)

組合長兼會計 川島 稔三
主事 北村 豐

大日本ビール、キリンビール、加藤製氷

青年部

染色工組合準備會 (同聯合會本部、昭一〇・一〇創、員七三)

愛知縣聯合會

名古屋市東區矢田町
六ノ一
(昭六・三・二五)

三組合
五三(九)

會長 石井光長
主事 土屋一雄
會計 高橋 惠祐

中央玻璃器製作所、平松、平澤、若杉、各硝子製罐所、箕浦、平林、木村、渡邊各硝子工場

ナシ

名古屋硝子工組合

名古屋市東區矢田町
六ノ一
(昭五・九・二七)

七支部
三〇三

組合長 三宮 濤雄
副組合長 中山 恒助
會計 高橋 惠祐

國枝製綿所、綿覺製綿所、名古屋絹物、夫馬製綿所

ナシ

愛知纖維労働組合

同右
(昭六・六・二五)

二支部
一三(九)

組合長 福江 東一
副組合長 藤 未吉
會計 藤 未吉

國枝製綿所、綿覺製綿所、名古屋絹物、夫馬製綿所

ナシ

名古屋松竹系従業員組合 (同聯合會事務所、昭一〇・八・二三創、二支部、員二九、長、石井光長)

大阪聯合會

大阪市北區會根崎新
地三ノ二九
(大二五・一・二七)

一四組合
二、七、四三
(八五九)

會長 今井武吉
主事 末中 勘三郎

青年部

婦青年部

十年六月關東水
上俸給者同盟ハ
之ニ合流

組大阪電球労働合 (昭八・二・二五) 八組合 四〇(一〇八)
 主組合長 今井武吉
 主事 栗山角次郎
 楠瀬、五藤、電業、電球工場、青年部

組西宮一般労働合 兵庫縣西宮市今津巽一六六九 (昭六・五・二五)
 主組合長 長岡留吉
 主事 長野幸助
 計事 上野榮五郎
 山本製鐵、日本厚板硝子、紡織、印刷、自由労働者、青年部

組尼崎一般労働合 尼崎市築地南濱町三ノ四五 (昭五・二・二五)
 主組合長 今井武吉
 主事 濱名末太郎
 マグネシヤ工業會社、ナシ

組大阪演劇従業員合 大阪區南區高津四番町七二 (昭七・二・二七)
 主組合長 今井武吉
 主事 末中勘三郎
 松竹、日活、婦人部

泉州鐵工組合 堺市北半町西一ノ六 (昭五・四・二五)
 主組合長 森田保之助
 主事 栗山角次郎
 梅鉢鐵工、加地鐵工、淺香鐵器、關西製鋼堺合金、青年部

組泉州一般労働合 同右 (大・四・六・一八)
 主組合長 森田保之助
 主事 栗山角次郎
 關西製鋼マニラ工場、大和捺染、日本セルロイド、福助足袋、下里製藥、食の素會社、青年部

組和歌山合同労働合 和歌山市片岡町二 (昭六・五・)
 主組合長 高橋義明
 主事 井上安太郎
 計事 金谷太郎
 公表セズ、青年部

其他 (員七五内女五、長今井武吉) 關西地方ニ散在
 三支部 三三

兵庫縣聯合會 神戸市兵庫區永澤町三ノ六六 (昭三・二・二七)
 主會長 佐野好一
 主事 森脇甚一
 計事 石井清一
 三菱重工業、川崎造船所、神戶製鋼所、石原鐵工所、濱田鐵工所、西船機製作所、佐野造船所、青年部

組神戸金屬労働合 同右 (昭八・五・)
 主組合長 佐野好一
 主事 森脇甚一
 八支部 三五
 青年部

神戸印刷労働組合 (昭六・九・右)	一分部 一八六(二七)	組合長 森脇 甚一	神戸又新日報	青年部 婦人部
兵庫縣司厨從業員組合 (昭六・八・右)	三分部 二〇五(九八)	組合長 森脇 甚一	カフェー、飲食關係 一般使用人	婦人部
神戸興業從業員組合 (昭八・五・右)	五分會 二四(六七)	組合長 森脇 甚一	神戸劇場、湊座、湊 川温泉	婦人部
神戸一般労働組合 (大四・二・右)	六支部 三七(四三)	組合長 森脇 甚一	丸三硝子、日清製粉	青年部 婦人部
神戸松竹系從業員組合 (同聯合會事務所、昭一〇・九、創、員一七〇、長、森脇甚一)				

12 日本産業労働俱樂部系

日本産業労働俱樂部
 東京市京橋區新佃西町二ノ七 (昭八・六・八)
 一六組合
 二〇、二五
 (三〇〇)
 常任理事 西山 仁三郎
 副理事 石井 熊藏
 理事 石井 喜七
 ナシ
 「日本産業労働」月刊、
 支持政黨ナシ
 日本労働祭參加

自彊組合 (大五・六・八)	二六支部 四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇	組合長 東條 喜七 理事 西山 仁三郎	石川島造船所、自動車工業會社、東京鐵線	青年部
工愛會 (大二・四・三)	一支部 二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇	會長 石井 熊藏 副會長 小川 三吉	浦賀ドック	青年部 婦人部 神奈川自治黨支持
工信會 (大二三)	二六支部 二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇	會長 中尾 藤次 主事 横尾 吉太郎	横濱ドック	不詳
健生會 (昭九・三・二)	一〇八〇 (二〇〇)	組合長 森 昌示 庶務長 相澤 初太郎	日本印刷	婦人部 「健生會々誌」
中正會 (昭四・二〇)	五支部 一、二、三、四、五	會長 清塚 小三郎 書記長 藤井 力	東京乗合自動車	ナシ

興進勞働組合

東京市向島區寺島町
三ノ五〇
(昭七・三・二二)

一支部
五部

組合長 城戸房男
主事 高庭朝市
會計 山本照次

隅田川精鐵所、久保
田機械、久保田鐵工
所、寺島セメント

青年部

日本建鐵
勇信組合

東京市荒川區三河島
町七ノ七八〇
日本建鐵内
(昭六・三・二四)

一支部
六部

組合長 小出道生
副組合長 江田源喜

日本建鐵會社

ナシ

シチズン時計工會

東京市淀橋區戸塚町
四丁目八五六、シチ
ズン時計會社内
(昭八・三・二四)

三三〇(二五)

組合長 林村十造
副組合長 後藤義重

シチズン時計會社

ナシ

日本靴工組合

東京市足立區興野町
一一六〇、スタンダ
ード靴會社内
(昭八・五)

二四七五

組合長 森本晃正
會計 石川彌三郎

スタンダード靴會社

婦人部

自揚組合

東京市城東區大島町
七ノ五
日本鑄鋼會社内
(昭八・八)

三六

組合長 鹽野日勳
副組合長 長谷川忠二
田中仁作

日本鑄鋼會社

青年部

山中從業員組合

東京市城東區龜戸町
三ノ九三
(一八・九・二)

五

組合長 横地福三郎
副組合長 小野寅治

山中アルミニウム製
作所

ナシ

港愛組合

東京市荏原區中延町
三七三
(昭八・九)

五支部
二部

組合長 佐藤修治
副組合長 飯田留藏

東京市修築工事芝浦
出張所

ナシ

協進組合

福岡縣八幡市西本町
七丁目
(昭八・八・八)

七支部
三、四、六、
(三五)

理事長 佐保實
書記長 原田國造

日本製鐵會社

ナシ

外二、自立組合(東京市麴町區土手三番町二九、昭八・二〇、創、員五、長田代政平、谷口印刷所) △日石鶴見勞資組合(横濱市日本石油會社、員二四六) △昭和組合(横濱市、昭和鋼管會社、員七五〇) △清明會(山サ醬油會社、員一、四〇〇)

十年七月、日本製鐵從業員組合へ合流

13 日本労働同盟系

日本労働同盟

東京市芝區今入町一
五、和合クラブ
(昭七・二・二〇)

二組
一〇〇人
(六〇)

會長 近藤榮藏
副會長 川出雄二
書記 小田孝
會計 矢尾喜三
政治部長 矢尾喜三

青年部
婦人部

「労働日本」月刊
政黨支持自由
十年三月再建

東京聯合會

東京市深川區常盤町
二ノ一〇
(昭九・二・二〇)

六組
五〇〇(二五)

會長 近藤榮藏
副會長 岩谷信造

青年部

十年三月、中央
労働組合同盟卜
労働組合東合同
労働組合全労働三復歸

勤勞同好會

仙臺市立町一〇二
(昭二〇・三)

一支
三〇部

會長 高松寛治
副會長 小面來登
書記 小林晴雄

仙臺市内自由労働者
沖仲仕

青年部

仙臺登錄労働者
自治會

仙臺市東二番町九七
(昭八・三・二二)

二支
九三(七二)

會長 中野清一
副會長 鈴木三郎
書記 堀乙松

土木工事場、仙臺市
役所

婦人部

九年度大會報告

北陸合同労働
組合

富山縣高岡市定塚町
五丁目
(昭七・二・二〇)

三支
四二部

會長 萩原貞一
副會長 大坪庄次郎
書記 堀乙松

各種産業

青年部

大阪木材労働
組合

大阪市大正區小林町
三ノ八
(大二三・九)

一分
四〇會

會長 小田孝
副會長 馬場行康

内外木材工藝、清水
組、竹中組、紅友、
清水各製材所

青年部

京都労働同盟

京都市東山區三條古
川町上ル東入ル
(昭二〇・三)

二組
三〇會

會長 加藤鐵太郎
副會長 宮田弘美
書記 山本竹二郎

京都一般、京都印
刷

青年部

泉州一般労働
組合

堺市向陽町一一
(昭八・二)

四分
二〇會

會長 大石彦三

各種産業

不詳

和歌山労働者
同盟

和歌山市北河岸町一
ノ一
(昭八・五)

五支
二七〇(二六)

會長 在里美作夫
副會長 津田久雄
書記 乾利太郎

各種産業

青年部
婦人部

滋賀労働同盟

滋賀縣大津市高見町
二三三
(昭二〇・三)

七組合

會長 神山勝治郎
會計 深澤一之進
組織部長 中野喜平
常任顧問 矢尾喜三郎

青年部 労働同盟滋賀縣
婦人部 聯合會ヲ改編

(加盟組合)

滋賀瓦陶器従業員組合 (大津市高見町三、昭八・二〇・二四、員三五〇) △大津市従業員組合 (大津市境川町神山方、昭八・八・一創、員七九) △滋賀湖上運輸労働組合 (同上、昭九・六・一、創、員三三〇) △滋賀合同労働組合 (大津市膳所錦町大竹町、昭五・八・一創、員七〇〇) △近江製帽従業員組合 (同上、昭八・二創、員八〇〇) △石山三工場従業員組合 (大津市鳥居川町、昭七・八・一五創、員二、二〇〇) △滋賀屋外労働組合 (大津市膳所町西ノ庄、昭七・六創、員七〇〇)

九州鑛夫組合

福岡縣飯塚市飯塚驛
前
(昭七・七)

三支部
二五〇(五〇)

組合長 中村彦治郎
主事兼會計 河上幾次

日鐵二瀬、三菱餘田、
住友忠隈、鑛業所 青年部

(附)

中央労働組合同盟 (東京市芝區今入町和合クラブ、昭六・八・三創立、三組合、組合員六七九、委員長坪井専次郎、主事岩谷信三) 八十年三月五日再建労働同盟 (東京聯合會) へ解消ヲ宣言。

14 日本産業軍系

日本産業軍

東京市麴町區内幸町
一ノ七幸ビル六階
(昭九・三・三五)

六組合
一、九二〇

理事長 今村篤太郎
常任 陶山篤太郎
森口直治
森下直治
松下一

「維新日本」月刊
愛國政治同盟支
持九年六月現在

神奈川自由
労働者組合

川崎市堀川町三二
(昭七・二〇・三三)

二支部
八六〇

組合長 陶山篤太郎
副組合長 佐々木武雄
主事 工藤斧治

登録自由労働者 青年部

屋井乾電池
従業員組合

川崎市堀川町三二
(昭七・八)

一三〇(八〇)

組合長 山坂治郎
主事 保坂恒五郎

屋井乾電池會社 青年部
婦人部

日本建築産業
 労働組合 大阪市西區本田通一ノ六一 (昭五・二一)
 支一部
 組合長 山本龍助
 主事 合田登
 建築、自由労働者
 青年部 九年六月現在

日本石炭坑夫
 組合 福岡縣田川郡川崎村 池尻六〇九 (昭七・七)
 支三部
 組合長 光吉悦心
 主事 小田熊太郎
 會計 和田茂
 石炭礦業
 青年部

長崎合同労働組合 (長崎市樺島町三、昭三・二、創、員二〇〇、長、森登守) △土佐一般産業労働組合 (高知市弘岡町三〇、昭七・八、創、員二八三、長、松尾國一)

15 大日本労働組合協議會系

大日本労働組合協議會 東京市芝區今入町和合クラブ
 八組合
 一、二〇〇 (四〇)
 主事 中谷若太
 會計 勝谷爲友
 組織宣傳部長 關俊二
 爭議部長 近藤靜調
 調查部長 勝谷爲友
 財政部長 古川綠水
 青年部長 大橋龜太郎
 青年部 「労働新聞」月二回、大日本國家社會黨支持

大日本映畫人同盟 (昭九・三) 右
 五地區聯 四六〇(九〇)
 委員長 近藤靜調
 副委員長 古川綠水
 映畫館、劇場
 青年部 婦人部 「映同戰線」月刊
 外二、日本遞信同盟、富士スレート従業員組合、關東新聞労働組合、中部労働聯盟、北日本労働聯盟、大阪合同労働組合、大阪金屬労働組合

16 戰線統一並連絡團體

日本労働組合

神戸市神戸区海岸通
三ノ二六
(昭七・九・二五)

一〇組
二六、〇三

議長 長 松岡 駒吉
副議長 長 河野 密
書記 長 米窪 亮
執行委員 小堀内 長 秀榮
八木 信一
川村 保太郎
菊川 忠雄
森川 榮一
常任書記 上條 愛一
顧問 濱田 國太郎
鈴木 文治
海員組合 (二〇、〇四八)
同盟 (四九、〇九八)
全國労働 (四六、五〇八)
港灣聯盟 (一五、六五三)
日本製鐵從業員組合 (一三、五〇〇)
海員協會 (一三、三三四)
官業總同盟 (二〇、五〇〇)
總聯盟 (八、四〇〇)
東電從業員組合 (二、〇〇〇)
總聯合 (二七、〇三六)

「組合會議時報」
季刊
社會大衆黨其他
十年九月、總聯
盟、脱退

(地方協議會)

△九州地方協議會 (門司市祝町三丁目、海員組合支部會館、昭七・二〇・二七結成) △中部地方協議會 (名古屋市南區眞砂町三丁目海員組合支部、昭九・一・三三結成) △神戸地方協議會 (神戸市神戸区海岸通三丁目海員會館、昭九・三・三三結成) △大阪地方協議會 (大阪市港區安治川通一ノ八ノ一、海員組合川口支部、昭二〇・七・三三結成)

關東労働組合

東京市京橋區築地三ノ八、東京交通労働組合氣付
(昭八・五)

五組
合

交總東京交通労働組合、全國評議會關東地方協議會、全國自聯東京地方聯合會、東京市從、江東一般

書記長 赤近藤 信一
執行委員 吉田 時男
大田 勝利郎
堺 耕助
環 耕二

名古屋地方労働組合
名古屋市中區門前町中春ビル
(昭八・七)

九組
一、三〇〇

全評中部地方評議會、瀨戶電氣陶工、會、交通、名古屋失業者共助會

都市從業員組合
全國協議會

東京市下谷區入谷町二一、東京市從氣付
(昭二〇・二・二七)

三組
四、四〇〇

議長 長 橋本 富貴良
副議長 長 國本 清臣
顧問 永江 一夫
川村 保太郎
東京市從 (三、〇〇〇)
大阪都市從 (二、五〇〇)
神戸市從 (九〇〇)

支持政黨ナシ

17 單 獨 組 合

(京濱・阪神・中部・北九州・其他の地方)

〔京濱地方〕

東京瓦斯労働組合統一協議會

東京市深川區猿江二ノ一、平野方
(昭八・二〇)

九組合
三、六〇〇

委員長 平野 安藏
副委員長 松田 勤助
書記長 大門 義雄
顧問會社 勞務課長 桂 泉

東京瓦斯産業労働、東京瓦斯從業員、東京瓦斯製造工、東京瓦斯工場労働、其他

「東京瓦斯労働」月刊
支持政黨ナシ

東京瓦斯産業労働組合

東京市芝區濱松町四ノ七ノ六
(昭八・二・四)

二支部
一、〇〇六

委員長 小林 健一郎
副委員長 小原 末太郎
書記長 大門 亨

東京瓦斯營業部

ナシ

「瓦斯労働」月刊
支持政黨ナシ

東京瓦斯從業員組合

東京市芝區濱松町三、會社内
(昭八・三・一)

四七

組合長 長池 吉藏
書記長 小池 嘉敏

東京瓦斯供給課

ナシ

「東京瓦斯労働」月刊
支持政黨ナシ
十年五月、供給從業員組合ニ合流シ供給課一組合トナル

東京瓦斯製造工組合

東京市大森區大森町六ノ五一五四
(昭七・六・二八)

五支部
三三

委員長 金澤 爲治
副委員長 白井 繁雄
書記長 松田 勤助

東京瓦斯製造工場、東京濱コークス神奈川工場

ナシ

支持政黨ナシ

東京瓦斯工組合

東京市世田ヶ谷區北澤町四ノ五二五
(昭八・六・六)

五支部
三五

委員長 草間 正義
書記長 大門 義雄

東京瓦斯池袋四谷營業所

ナシ

同

東京瓦斯工場労働組合

東京市深川區猿江町二ノ三
(昭八・三・一)

六〇〇

委員長 平野 安藏
書記長 矢島 十七八

東京瓦斯製造工場

ナシ

同

自由労働同盟

東京市向島區吾嬬町西一ノ二自由會館内
(大二三・三・三)

三組合
一、六五五

書記長 加藤 昇
會計 渡邊 鐵治

土木、建築、皮革、電氣

青年部

「自由」不定期支持政黨ナシ

(加盟組合) 電工組合 (E・L・U)、皮革職從業員組合、建築労働組合聯合會

純勞働者組合

東京市本所區菊川町
二ノ一七
本徳ビル内
(昭六・七・三五)

三組合
五六(三六)

委員長兼會計
大久保 勇

金屬、化學、建築

青年部
婦人部

「純勞働者」休刊
社會大衆黨支持

(加盟組合) 金屬勞働者組合、化學勞働者組合、建築從業員組合

東電從業員組合

東京市下谷區入谷町
二一
(昭二・二・二)

一七支 部
二、四八(五)

委員長 岩永 榮一
財政部長 鈴木 友三郎
政治部長 加藤 伸七
書記長 松尾 茂

東京電燈會社

青年部

「東電勞働新聞」
月刊
社會大衆黨支持
日本勞働組合會
議加盟

東京市從業員組合

東京市神田區美土代
町一ノ三
(大二三・五)

一八支 部
一、五五

委員長 橋本 富貴良
會計長 細野 重
政治部長 石川 清

東京市土木局、保健
局、財務局

ナシ

「傭員の友」月刊
支持政黨ナシ
都市從業員組合
全國協議會加盟

江東一般勞働組合

東京市深川區新大橋
一ノ三ノ八

二支 部
一〇

委員長 福本 直二
書記長 早尾 七郎

金屬、化學、登録自
由勞働者

青年部

社會大衆黨支持
關東地方勞働組
合會議加盟

關東俸給生活者組合

東京市小石川區八千
代町三三
吉川守國方
(昭六・三・二)

一〇支 部
五〇(八〇)

組長 吉川 守國
主計長 山川 亮
會計長 大信田 哲夫

新聞社、出版社、下
級官吏、商店從業員

青年部

情報
社會大衆黨支持

日本交通從業員組合

東京市神田區淡路町
二ノ七 小口ビル内
(昭六・九)

八支 部
一、二六〇
(六〇)

組長 宮井 昌吉
會計長 馬場 五四三

東京市電氣局、目蒲
東横電鐵

婦人部

日本愛國勞働懇
談會參加

全日本映畫演劇從業員組合

東京市本所區江東橋
三ノ八
(昭九・二・三三)

關東五支 部
中部四支 部
關西四支 部
三、〇〇〇

委員長 東友 酒保水
書記長 大友 甚一
顧問 森脇 甚一

キネマ・演劇常設館
スタヂオ

青年部
婦人部

「映畫戰線」月刊

全關東映畫劇場從業員組合

東京市淺草區三間町
二二三
(昭八・二・三)

五支 部
八〇〇(二〇〇)

書記長 牧山 秀華
會計長 三浦 信義

映畫館、劇場

青年部
婦人部

「全關映の旗」
政黨支持自由

朝鮮東興勞働同盟

東京市神田區三崎町
二ノ八ノ二
(大二三・九・二四)

一支 部
二、五六
(三六)

責任者 梁 一童

品川、飯田橋・新宿
各驛

青年部
婦人部

ニュース
無政府主義系統

朝鮮一般労働組合 東京市本所區綠町四ノ二一ノ四 一支部 六吾(一八) 吳宇泳 江東橋紹介所・自由青年部 自由聯合主義

全國手中工組合 東京市本所區業平橋二ノ四 (昭九・三・) 一支部 一、六〇〇 委員長 田中政三 染織工場 青年部 「全國手中工組合機關紙」月刊 支持政黨ナシ

(加盟組合) 關東手中形染工組合、關西手中工組合、中京手中工組合、濱松手中技工組合、京都地方手中染職工組合 關東石材從業員組合 東京市深川區龜住町 六支部 二、〇〇〇 組合長 齋藤鐵五郎 會計 中村福太郎 ナシ ニュース及「石」

關東地方工場從業員連絡委員會 東京市向島區寺島町 玉ノ井驛前 三支部 一、三〇〇 (二七〇) 組合長 南柳喜一 財政部長 沼井鐵男 組織部長 沼山松藏 ナシ 「工聯合報」支持政黨ナシ 「舊江東工聯」

〔阪神地方〕

日本海員組合 神戸市神戸區海岸通 三ノ二六 (大二〇・五・七) 一五支部 一〇〇、四六〇 副組長 堀內榮亮 組長 米窪唯作 副組長 木村官治 組長 宮本宗彬 政治部長 山川宗彬 教育出版部長 長川敏雄 國際顧問 濱田國太郎 海運産業 ナシ 「海員」月刊雜誌及新聞 社會大眾黨支持 日本労働組合會 議加盟 ITF加盟

財團法人海員協會 神戸市神戸區下山手 八ノ二九七 (明二九・一・三五) 八出張所 三、〇〇五 會長 小泉秀吉 庶務兼交步部長 鈴木倉吉 會計部長 薦兵衛 人事部長 中村友太郎 編輯部長 酒井一雄 高級船員 ナシ 「海員協會雜誌」月刊 日本労働組合會 議加盟

日本港灣從業員組合 神戸市神戸區海岸通 三ノ二六 (昭五・五・八) 三組合 一、〇〇〇 組合長 山川宗彬 政治部長 麻生喜市 政治部長 野村秀雄 氣、通船、沖仲仕、小蒸 造船工場 ナシ 「港從」月刊 社會大眾黨支持 日本労働組合會 議加盟

大阪市電従業員 自 助 會	大阪府浪速區水崎町 一三一九 (昭九・二〇)	八支部 二、五七〇(二七〇)	委員長 西川長一	大阪市電氣局運輸部	青年部	「自助會」月刊 支持政黨ナシ
大同電氣労働 組 合	大阪府外八尾町佐堂 二五 (昭九・六)	四支部 二、五〇〇	委員長 池田三郎	大同電氣會社	ナシ	
關西一般労働組 合自由聯合會	大阪府下春木町三六 九ノ一三 (昭八・六)	八	委員長 河本乾次	紡織會社、其他	ナシ	自由聯合主義
神戸塗裝工組合	神戸市兵庫區塚本通 五丁目一七ノ五三 (昭六・三・二〇)	一支部	委員長 矢野三次郎	ペンキ塗裝	青年部	支持政黨ナシ
新日本海員組合	神戸市神戸區榮町五 丁目五三 (昭二〇・五・三〇)	二支部 六、〇〇〇	副委員長 藤原喜代松	海運産業	ナシ	「新興海員」月刊 支持政黨ナシ (但國家主義的) 日本海員組合革 正派ニヨリ組織
全日本自動車 從業員組合	神戸市楠町五丁目一 四八ノ六 (昭四・二〇・五)	二支部 一、二〇〇	組 長 赤崎寅藏	タクシー、バス、他	青年部	「交通評論」月刊
〔中部地方〕						
名古屋鑄造工 組 合	名古屋市東區報徳町 四〇 (昭七・七・二〇)	二支部	組 長 水谷光太郎	金屬産業	ナシ	支持政黨ナシ
東海合同労働 組 合	名古屋市南區春敲町 二ノ五 (昭四・六・一)	八七(一八)	組 長 藤田俊次郎	大同電氣鑄鋼所他鑄 造小工場	ナシ	同
中部港灣労働 組 合	名古屋市南區港本町 五ノ一一 (昭二〇・五・一五)	一支部 六、五〇〇	副組 長 鈴木井増五郎	舩船從業員	ナシ	日本港灣從業員 組合ヨリ分裂
豊橋合同労働 組 合	豊橋市東田町船原三 五 (昭四・二・二七)	一支部	委員長 鄭海之天	各種經營	ナシ	「豊橋労働者新 聞」

岡崎合同労働組合
岡崎市伊賀町愛宕下
二六
(昭八・二・二六)
一五〇
柳信三
安聖善
李仁善
各種經營
不明
支持政黨ナシ

〔北九州地方〕
日本製鐵從業員組合
八幡市蛸子町一丁目
(昭八・九・二六)
三支部
一、二〇〇
(三〇〇)
組合長 加藤良左衛門
主事 谷口友太郎
會計 日下部半藏
八幡製鐵所
青年部 婦人部
「鐵火」月刊
社會大眾黨支持
日本労働組合會
議加盟

九州統一労働組合
八幡市中央區新町一丁目
(昭八・二・二七)
五支部
四八〇(三〇〇)
組合長 澤井菊松
書記長 安部鹿藏
會計 越智信夫
八幡製鐵所、淺野セメント、三菱、ス、神戸製鋼、川電氣、旭ガラス、安田製釘
青年部 婦人部
支持政黨ナシ
九州無産團體協
議會加盟

西部鑛山労働組合
飯塚市新飯塚驛通
三支部
二三〇(一七〇)
組合長 小山盛人
主事 徳永卯作
會計 野見山吉武
炭坑
青年部
「大衆事報」月刊
社會大眾黨支持

〔其他の地方〕
足尾銅山鑛職夫總聯合會
栃木縣上都賀郡足尾町五五八八
七組合
四、二六六
幹部 金原丑松
組合長 黒田吉彌
主事 甲斐重一
組合長 青木重一
主事 山口作松
會計 市橋與一
足尾銅山
運輸産業
ナシ
社會大眾黨支持
「福井労働新聞」月刊
支持政黨ナシ

福井縣労働同盟會
福井市豊島中町一四
(大・二・四)
二支部
三、二〇〇
(三二〇)
組合長 青木重一
主事 山口作松
會計 市橋與一
纖維、木材
青年部 婦人部
「福井労働新聞」月刊
支持政黨ナシ

北日本労働組合
新潟市附船町一
(大・二・九)
五支部
一、七〇〇
(二一〇)
組合長 吉野松太郎
瓦製造工場
ナシ
八年六月現在

關西瓦工組合
奈良縣南葛城郡掖上村柏原
(大・三・四・三)
四支部
二、二五〇
(二五〇)
組合長 藤本信太郎
主事 藤井義一
瓦製造工場
青年部 同

岡山出版從業員組合
岡山市上石井桂方
(昭五・七)
三〇〇(四〇〇)
組合長 桂源太郎
主事 桑原米彦
中國民報社、山陽新報社、他印刷工場
ナシ
同

港灣労働組合
下關市長門町一ノ一
(昭七・三)
一支部
五二
組合長 桑原米彦
主事 山本凡兒
林兼商店、那須金商店、高橋、市川、鐵工造船所、日本工作所
青年部
「豊關新聞」月刊

18 全國農民組合系

全國農民組合

大阪市外布施町東足
代二三
(大一二・四七)
關東出張所
東京市芝區榮和ビル

三聯合會
(內準備會四)
會(四)
八三・八五〇

委員長 杉山元治郎
中央委員 (〇八常任) 岩淵謙二郎

〇 須永政好 〇 大屋政正 〇 八木養之輔 〇 菊地更三 〇 佐々木清音 〇 川保清三 〇 近江谷友治 〇 岩淵謙二郎 〇 杉山元治郎

會計監 岡田宗司 〇 大輪西宗 〇 沼田俊夫 〇 伊藤藤二 〇 田邊納實 〇 西原春太郎 〇 相原國次 〇 渡邊國一 〇 名譽役員 多田澤三平 〇 吉川守國 〇 長川守國 〇 石田守國 〇 田邊省全 〇 黑田邊納全 〇 須田壽男 〇 須田好男 〇 伊藤大俊 〇 青機產政組爭專 年關業治織議門 紙 須田邊 伊藤大俊 實

青年部

刊「土地と自由」月
支持政黨無、但
社會大眾黨ニ好
意的

青森縣聯合會

青森縣西津輕郡木造
町
(大二三・九)

一地區委
員會
一出張所
一、五〇〇

委員長 淡谷悠藏

青年部

秋田縣聯合會

秋田縣橫手町
(大二四・五三)

一中央部
協議會
一地區委
員會
四、九七〇

委員長 川俣清音

青年部

社會大眾黨

中央部協議會

(秋田縣南秋田郡飯田川村飯塚、二〇支部三準備會、員五三、長、近江谷友治)

宮城縣聯合會

仙臺市東七番町一二
(昭九・三・五)

六地區委
員會
一出張所
一、六〇〇

委員長 菊地 養之輔
書記長 日野 吉夫

青年部 社會大眾黨

福島縣聯合會

福島縣伊達郡明治村
(昭七・五・二)

二出張所
四支部
一、〇〇〇

委員長 田中 利勝
書記長 八百板 正

ナシ 社會大眾黨

新潟縣聯合會

新潟縣中蒲原郡五泉
町吉澤(假本部)
(大二三・二・三)

六出張所
二七支部
四、〇〇〇

會長 稻村 隆一
書記長 石田 宥全

青年部 社會大眾黨

栃木縣聯合會

栃木縣河內郡横川村
臺新田
(昭四・一〇・一九)

五地區
四支部
二、五〇〇

委員長 大塚 大一郎
書記長 大屋 政夫

青年部

栃木縣聯合會

(栃木縣鹿沼町、石山方)

茨城縣聯合會

茨城縣猿島郡古河町
三丁目
(昭三・三)

一出張所
三地區委
員會
六支部
三〇〇

委員長 菊地 重作
書記長 高橋 信次郎

ナシ

千葉縣聯合會

千葉縣印旛郡大森町
中ノ口
(大二三・二)

五地區委
員會
五支部
二、五〇〇

委員長 黑田 壽男
書記長 島田 健三

ナシ

埼玉縣聯合會

埼玉縣大里郡岡部村
岡新田 山口正一方
(昭四・四・二五)

三地區委
員會
三支部
二、七〇〇

委員長 石井 繁丸
書記長 山口正 一

ナシ 社會大眾黨

群馬縣聯合會

前橋市岩神町九七三
(大一一・四)

三支部
八五〇

委員長 須永 米好
書記長 立見 市

青年部 社會大眾黨

東京府聯合會

東京府八王子市平岡
町五八
(昭四・二)

五支部
一、六三三

書記長 泉澤 義一

青年部 社會大眾黨

第二部第二篇

勞働組合

山梨縣聯合會

山梨縣東八代郡石和町
(昭五・四)

五支部
八〇〇

書記長 秋山 要

青年部 社會大眾黨

長野縣聯合會

長野縣伊那町
(昭七)

三支部
五〇〇

委員長 野溝 勝
書記長 林 虎雄

青年部 社會大眾黨
婦人部

靜岡縣聯合會

沼津市吉田町八三九
(昭三・四・三)

三地區委
員會
二支部
一、五〇〇

委員長 河野 與

ナシ

岐阜縣聯合會

岐阜市外加納町稻荷
町四ノ四一
(大二三・四・三)

七支部
一、二〇〇

書記長 尾關 善一

ナシ

京都府聯合會

京都市中京區丸太町
間ノ町西入
(大一一・二)

一地區委
員會
三支部
一、五〇〇

委員長 田中 義男
書記長 伊藤 實

ナシ

大阪府聯合會

大阪市外布施町東足
代二三

五地區委
員會
三支部
二、三〇〇

委員長 杉山 元治郎
書記長 田邊 治郎

婦人部

奈良縣聯合會

奈良縣高市郡金橋村
東坊城

五支部
六〇〇

委員長 藤岡 甚四郎
書記長 竹村 良一

青年部 婦人部

和歌山縣聯合會

和歌山縣海草郡西和
佐村岩橋
(昭三、五)

五支部
三〇〇

總本部直屬
書記長 水田 整

ナシ

高知縣聯合會

高知縣高岡郡高岡町
(昭七・七・二八)

四地區委
員會
五支部
九三三

委員長 岡崎 精郎
書記長 岡崎 和郎

青年部

德島縣聯合會

德島縣麻植郡西尾村
西麻植
(昭五・八)

一地區
三出張所
三支部
九三三

委員長 多田 三平
書記長 竹治 豐

青年部 社會大眾黨
婦人部

岡山縣聯合會	岡山市内山下相生町 三ノ七七 (大一二)	二地區委 員會 四支部 一、二〇〇	委員長 書記長 宮向三郎 江田國平	青年部 婦人部	
愛媛縣聯合會	松山市永代町一七 (大二三)	五支部 六三	委員長 書記長 渡邊國一 佐竹庄平	青年部	社會大衆黨
福岡縣聯合會	福岡縣小倉市片野新町 (昭七・一〇・二四)	四出張所 四支部 一、二二三	委員長 書記長 野口陽彦 藤本幸太郎	青年部	社會大衆黨
佐賀縣聯合會	佐賀縣唐津市西唐津 一丁目 (昭七・三)	三支部 一六〇	委員長 書記長 木村宇太郎 平石龜二	青年部 婦人部	
熊本縣聯合會	熊本市本莊町白川端 二六八	二支部 二〇	委員長 書記長 宮本又八 水谷信治	ナシ	社會大衆黨
埼玉縣聯合會	埼玉縣兒玉郡本庄町 宮本町二、田島方 (昭五・八・一)	二支部 三地區委 員會 三〇〇	書記長 田島貞徹	青年部 (再建中)	舊全會派ナルモ 十年度大會ニテ 全農ニ復歸
三重縣聯合會	三重縣松阪市清生 (大二三・四)	五地區委 員會 三支部 五〇〇	委員長 書記長 小林勝五郎 藤本忠良	青年部 婦人部	同 右
兵庫縣聯合會	兵庫縣三原郡賀集村 八幡	六地區委 員會 四支部 一、四〇四	委員長 書記長 長尾勘一 山口勘一	ナシ	十年九月全農へ ノ復歸確定

北海道聯合會再建委員會(旭川市九條十一丁目左十號、長、山名正實、五十嵐久彌) 岩手縣聯準備會(盛岡市八日町一八三) 福井縣聯合會(福井縣今立郡北日野村矢船、松野方) 鳥根縣聯合會(鳥根縣能義郡母里村)

(附) 全農全會系組合トシテ唯一ノ殘存組織ニ福佐聯合會(佐賀縣鳥栖町藤ノ木、委員長重松慶三郎、執行委員石田樹心外)アリ

19 日本農民組合系

日本農民組合

東京市芝區琴平町二
虎ノ門會館
(昭六・二)

三聯合會
四、〇〇〇

會長
計任

平野力三
北山亥四三
河田弘
稻富稜一人
松澤一
恒次東洋雄
須藤淳次

青年部

「日本農民新聞」
月刊
皇道會支持

〔支部聯合會〕

▲山梨縣聯合會(甲府市百石町七) ▲北海道聯合會(北海道膽振國追分菅舜英方) ▲青森縣聯合會(青森縣三戸郡三戸町穗積潔志方)
 ▲九戸郡聯合會(岩手縣九戸郡內村速應兼藏方) ▲山形縣聯合會(山形縣北村山郡大高根村字富並) ▲宮城縣聯合會(仙臺市小田原
 金剛院町六上川名安佳雄方) ▲栃木縣聯合會(栃木縣足利郡山邊村堀込三田良作方) ▲群馬縣聯合會(群馬縣群馬郡明治村大澤忠七方)
 ▲小作人總同盟(群馬縣山田郡毛利田村坂本利一方) ▲埼玉縣聯合會(埼玉縣粕壁町四、四六〇福島喜市方) ▲下越農民協會(新潟縣北蒲
 原郡中條町) ▲富山縣農業團體聯合會(富山市城端町河原治作方) ▲下新川郡聯合會(富山縣下新川郡柵山村上島仁三郎方) ▲静岡
 縣聯合會(静岡縣濱松市中山町一〇八影山學方) ▲志太郡聯合會(静岡縣志太郡藤枝町西益津村青島今治方) ▲愛知縣聯合會(愛
 知縣東春日郡小牧町西町小川與三吉方) ▲京都府聯合會(京都府綴喜郡草內村字東柚田貞次郎方) ▲岡山縣聯合會(岡山縣和氣郡和氣
 町六井上保方) ▲香川縣聯合會(香川縣綾歌郡川津藤本金助方) ▲九州同盟會(福岡縣筑紫郡大野村下大利) ▲浮羽郡聯合會(福岡縣
 浮羽郡吉井町上吉井) ▲福筑聯合會(福岡縣筑紫郡大野村下大利) ▲糸島郡聯合會(福岡縣糸島郡前原町泊) ▲北九州聯合會(福岡縣
 小倉市片野町七七三) 豐前聯合會(福岡縣京都郡行橋町宮市)

山梨縣聯合會

甲府市百石町七
(大二三、三、二五)

八地區
七支部
一五、八〇〇

委員長 平野力三
書記長 松澤一

青年部
婦人部

山形縣聯合會

山形縣北村山郡大高
根村富並
(昭三・三・二七)

一〇支部
二、四六〇

委員長 青柳重平
書記長 板垣清七

ナシ

群馬縣聯合會

群馬縣群馬郡明治村
北下大澤方

一五支部
一、〇〇〇

委員長 安藤桂一郎
書記長 關口清三郎

未定

埼玉縣聯合會

埼玉縣南埼玉郡粕壁
町四四六〇
(昭三・三・二一)

二七支部
二、五五三

委員長 福島喜市
書記長 酒井平作

青年部
婦人部

静岡縣聯合會

濱松市海老塚町三一
(昭六)

五支部
五三

委員長 高貴志
書記長 高橋貞祐

青年部

愛國政治同盟ヲ
モ支持

浮羽群聯合會

福岡縣浮羽郡吉井町
上吉井
(大二三・二)

三支部
三七
三三〇

委員長 稻富稜
書記長 菊竹東三

青年部

糸島郡聯合會

福岡縣糸島郡前原町
泊
(昭六・四・三)

六支部
三九

委員長 藤野十三郎
書記長 鋤崎耕次郎

青年部

京都府聯合會

京都府綴喜郡草内村
柚田方
(昭七・六・二)

八支部
三三
三三
三三
出張所
六六

委員長 早川忠孝
書記長 大石輔次

青年部
婦人部

20 日本農民組合總同盟

日本農民組合總同盟

東京市京橋區築地四
ノ四中屋ビル
(昭七・四・二九)

三聯合會
一準備會
二〇〇〇

會長 鈴木文治
副會長 片山哲
總書記長 松永義雄
書記長 佐藤正義
組織部長 田中正義
政治部長 西田秀雄

青年部
婦人部

「農村運動」月刊
社會大眾黨支持

〔聯合會〕

▲東京府聯合會(東京市芝區新橋一ノ一六昭生ビル) ▲埼玉縣聯合會(川口市金山町二ノ三二六) ▲神奈川縣聯合會(川崎市新川通勞働會館) ▲群馬縣聯合會(勢田郡富士見町原之郷) ▲長野縣聯合會(上高井郡須坂町平和町) ▲福島縣聯合會(郡山市堂前町一四)

▲愛知縣聯合會(小牧町) ▲高知縣聯合會(高知市小榊形佐竹方) ▲廣島縣聯合會(福山市外馬場町) ▲静岡縣聯合會(掛川町六三〇) ▲千葉縣聯準備會(市川町五ノ一七三一) ▲茨城縣聯準備會(北相馬郡長崎村) ▲京都府聯合會(伏見町鷹匠町)

埼玉縣聯合會 埼玉縣川口市金山町 一九支部 七三
委員長 松永義雄
會計長 井堀繁雄
組織部長 田中正義
青年部 婦人部

廣島縣聯合會

福山市新馬場町四四
二
(昭八・三)

五支部
三四〇

委員長 岩部石男
書記長 藤井秋太郎

青年部

高知縣聯合會

高知市中島町上一丁
目
(昭三・五・二三)

五支部
三五〇

委員長 佐竹晴記
書記長 松村春繁

婦人部

京都府聯合會

京都市伏見區鷹匠町
一三
(昭六・八・二五)

三支部
二二五

委員長 林宏吉

ナシ

21 地方農民組合

北日本農民組合

新潟市學校裏町
(大・四)

一聯合會
四支部
二支部準

委員長 玉井潤次
書記長 小山善三郎

婦人部

ニュース
支持政黨ナシ

皇國農民自治聯盟

千葉縣山武郡公平村
道庭二九三
東京事務所
東京市麴町區內幸町
幸ビル
(昭八・二〇・四)

七支部
二、〇〇〇

會長 石橋彌
書記長 鈴木勝

青年部

「農本自治」月刊
支持政黨ナシ
(但國家主義的)
九年十月「千葉」
ヲ「皇國」ト改稱

皇國農民同盟

大阪市北區曾根崎上
四丁目一九
(昭八・二・六)

八、〇〇〇

理事長 吉岡賢一
理事 寺島宗一郎
小島利彦
其他

青年部

「皇國農民新聞」
月刊
支持政黨ナシ
(但國家主義的)

中國振農會

鳥取縣東伯郡日下村
上井
(昭三・一〇・二七)

三支部
一、五〇〇

會長兼書記長 門田定藏
會計 谷本辨

ナシ

支持政黨ナシ

土佐農民總組合

高知市江ノ口九四一
(昭四・七・二三)

五聯合會
二七、四五六

組合長 大石大

青年部

國民同盟支持

第二篇 無産政黨

昭和九年における無産政黨の領野は、その合法的な部面においては、社會大衆黨と國家社會主義的諸政黨の占めるところであるが、國家社會主義諸政黨は創生一ヶ年を出でずして分裂と混亂とを重ねてをり、その實勢力に至つては甚だ不振であると見られる。

以下、これら合法諸政黨の本年度における運動の一斑を述べるわけであるが、非合法的な唯一の政黨たる日本共産黨については、その運動の性質上資料の不足と發表の不自由のために、これに觸れなかつた。事實上その動靜は殆んど捕へ難い。たゞ昭和九年においては、謂ゆる中央委員會派に對して、この中央委員會がプロヴォカートルによつて占據せられたりとして、別に多數派なる分派を構成し中央奪還全國代表會議なる別個の指導機關を組織せる反幹部派が構成せられたと傳へられる。更に、昨年度において黨幹部から發生した「轉向」の一派は、今やその外廓分子を通して「一國社會主義」を標榜し國家主義を加味した別個の運動に積極的に進まんとするものと傳へられる。これは、この轉向派のもつ一個の必然であり運命ではあつたが、その運動は本年度においては未だ具體的な姿をとるには至らなかつた。

第一章 無産政黨の共通運動

社會民主々義的諸政黨が既に單一無産政黨を結成し、これと對立する國家社會主義乃至日本主義的政黨及非合法政黨は、その立場の懸隔が甚しい爲にこれらの諸政黨が無産戦線において翼を連ねて何らかの共通運動を遂行することは殆んどあり得ないと云つてよい。強いて云へば、選挙闘争の如きものがあるが、それも本年度においては國會選挙はなく、一部地方市町村における選挙闘争が行はれたに過ぎない。今これについて各派の活動を見るに左の如くである。

昭和九年中における市町村會議員選挙は、北海道、二府（東京を除く）、四二縣（沖縄を除く）に亘り、二五市九一〇町村において施行せられた。該選挙における立候補者總數は一六、七九三名（内市會一、三〇八名）、得票總數は一、〇九五、八〇五票（内市會三五一、一七〇票、當選者總數は一三、七七七名（内市會八八〇名）であつた。がこの中における無産政黨の選挙の結果は良好とは云へなかつた。その候補者は一六一名（内市會二八名）、得票數は二〇、一三九票（内市會一四、二八三票）、當選者は一〇〇名（内市會二三名）で、これを前回選挙に比すれば、無産政黨總體としては當選者數において五十名の減少を示してゐる。無産政黨中最も優勢なる社會大衆黨といへども選挙前に比して減少を免れず、たゞ地方政黨たる民衆政治同盟が佐世保市會において相當の成績を挙げたに止まる。

無産政黨の選挙運動は昭和八年中の選挙におけると同様に、從來無産政黨の得意としたる暴露戦術、煽動的宣傳的運動も漸次影を潜めんとする傾向があり。政見發表の演說會も、從來の如き盛況を見なかつた。無産政黨といへども既成政黨と同様に國民的人氣を獲得することは不可能であつた。

國家主義的諸政黨の進出状況は極めて微々たるものであるが、前回選挙に比しては幾分増加を示してゐる。しかし、この増加は主として新興團體たる明倫會の進出によるもので、従事の國家社會主義的政黨の多くは不振の状態にあつた。

第二章 無産政黨各個の運動

第一節 社會大衆黨

1 運動の概況

社會大衆黨は昭和九年末をもつて結黨後二ヶ年を経たことになる。その基礎は漸く固まらんとするものゝ如くである。しかし、社會大衆黨が我が無産陣營における殆んど唯一の合法的政黨として創成した時は、恰も世界經濟恐慌の深化と國民窮乏化の眞只中であり、その勤勞大衆解放の使命は重大であつたとともに、現實問題としてその任務は明かに過重であつたと云へる。殊に非常時情勢の鋭化とファッショの高潮は、この黨の態度に可なりの制肘を加へたやうである。黨從來の傳統的運動方針——ことにその公式的態度——はすでに昭和八年において反省され、可成の程度において放棄されもした。それは端的に云へば階級闘争主義の緩和である。が同時に、この緩和を基礎として、黨の態度および政策が著しく實際的、建設的になつた事實もまた否めない。これは單に情勢に順應するといふ消極的態度のみから來たのではなく、一面において廣汎なる中間國民層へと伸びんとする黨自身の必要にもとづくものでもあつたらう。昭

和八年六月黨の聯合委員會において提唱された「轉換期日本の建設政策」は、この黨の方向を明示するところの一象徴であつた。

この方向は黨内部に多少の反對はあつたが、昭和九年においては、大勢として明かに前進したと見られる。そのことは、謂ゆる軍部パンフレット問題を通じて、はしなくも表面化したのである。

陸軍パンフレットは一般にわが政界、財界、思想界に多大のセンセーションを捲き起したのであるが、社大黨においても之を取り上げまづ幹部意見として黨機關紙において陸軍思想を可成りの程度にまで支持し之を大衆運動の政策に利用するといふ一大政策の轉換を發表した。その意見によれば、軍部パンフレットは資本主義そのものゝ批判であり、そのこと自身は資本主義機構の暴露であり、客觀的には資本主義の弱化を意味する。ところで、軍部は、五・一五事件の時代よりははるかに科學的に前進して來た。當時は獨裁的傾向が強かつたが、今は稍々民衆的方法を取らんとしてゐる。政治力は合法的でなければならぬことを理解するに至つたのだ。そこでこのパンフレットが投げた影響を生々たる政治的波動として把ふるならば、これは巨大なる「現状打破」の力である——これがその論旨であつた。更らに注目すべきことには黨書記長もまた同様の見解を黨機關紙に發表した。黨はこの批判の上に立つて、政治的波動を巧みに捉へ發展せしめ同黨の綱領實現の方向へとこの軍部的勢力を利用しようと言ふのである。これは、この黨としては明らかに劃期的な戰術の轉換であると云ふべきである。黨書記長の見解は左の如くであつた。

(前略)……一、其の主張される意見が從來の如き個々人の意見でなくして機關を通じた全部の總意となつてゐることである。二、

今回の軍部の改革的態度は五・一五事件當時の如き軍部の一部と所謂愛國團體の一部との通謀に依る陰謀的非法性のものでなくして、飽迄合法性のものであることである。三、更に今回の軍部の改革的態度は前回の如き非民衆的な獨裁的態度でなくして、先づ軍部の政策を天下に訴へて民衆の改革的政治勢力の結成を促しこの勢力を援助して目的を貫徹せんとする民主的態度である。四、前回の改革意見が非科學的であつて等しく資本主義に反對するも其の根據は單なる道徳的精神的批判の上に立脚せるものに過ぎなかつたに對し、今回のこれは科學的態度に發展し率直に資本主義的機構を變革して社會主義的ならしむることを主張してゐることである。この點が此パンフレットの最重要點であつて資本主義的諸勢力がこのパンフレットに依つて深刻なる衝撃を受けた所以である。我々は滿洲事變、五・一五事件以來當時のファツシヨ的反動勢力と、戦ひつゝも日本の國情より觀察し日本の軍隊の本質より推理してファツシヨの不可能を確信し、同時に日本の軍隊がその本質に従つてやがて今回のパンフレットに盛られた思想に迄發展し來るべきを確信したのであつた。而して我等の見通しは誤らなかつた。このパンフレットの中には資本主義治下における民衆を生活苦の中に追ひ落す軍事豫算が決して眞の國防を完ふする所以に非ざるを明かにしてゐる。更に我等が一切の誤解のうちには死を賭して反對を戦ひ來つた全無産階級を犠牲として其の結果を自己の中に奪ひ去る資本主義的戦争が決して眞の民族的發展に非ざる所以をもこのパンフレットは明かに承認してゐる。日本の國情に於ては資本主義打倒の社會改革に於て軍隊と無産階級の合理的

結合を必然ならしめてゐる。目的を達するには此の必然を激成して行く以外に道はない。而して今回のパンフレットは公然としてその道を開いた。單なる軍服を着せるが故に之を恐るゝは自由民権時代の虚妄である。背廣が我等の味方ならばブルジョア政黨財閥悉く我等の味方でなければならぬ。黨員諸君はこの開かれた道を正視しこのパンフレットを仲介として研究會を開き、勇敢に在郷軍人會、青年團、産業組合の陣營に進出し、このパンフレットの内容に従つて反資本主義勢力の擴大強化に努力して黨の擴大強化を圖るべし。この必然に開かれた道に對して勇敢に突進し得ざるものは社會改革運動の落伍者である。

かゝる黨の見解は直ちに黨内の總意たり得たわけでもなかつたらしいが、結局は漸次に黨内に浸透し、黨の全國委員會においては多少の質問と緊張はあつたが、大體に各支部の支持を得たのである。かゝる重大なる轉動の空氣のなかに、社會大衆黨は、昭和九年度方針書により建設的活動を遂行せんとした。右の方針書は、その一般工作方針を對内工作と對外工作の二分に分ち對内工作として、(一) 黨組織の集結強化のための統制の強化並びに黨組織の聯絡の強化、(二) 總ての闘争がローマに通すべき具體的戰略樹立のための政策參謀本部の樹立、(三) 多數者獲得闘争、(四) 黨員意識の高揚と幹部養成のための教育工作、(五) 支持組合との關係の強化(六) 機關紙の擴大發行、(七) 財政の確立を提示し、更に對外工作方針として、(一) 對外工作、(二) 一般的政治工作、(三) 労働者小作農民獲得工作、(四) 小市民獲得工作、(五) 農村多數者獲得工作、(六) 文化工作並びに外部工作を強行すべきことを規定

してゐた。この方針にもとづき黨は果してどこまで効果をあげ得たか。次にかゝぐる黨自身の報告（昭和九年度闘争報告書）によつてこれを窺はう。

まづ上半期の活動について報告はいふ。

一、帝國主義列強間の對立状態は、最近益々深刻化し、第二世界大戰の危機は愈々濃度を深めつゝあるが我黨は、昭和八年來國際平和工作殊に極東平和の具體的方策として「日ソ不可侵條約の締結」を指摘し輿論を喚起し來つた。また滿洲國問題に對し治外法權、租借地滿蒙權益の一切を擧げて滿洲國に歸還せしめ、滿洲國民族の眞の民族的獨立を達成せしむべきことを強調した。更に日支國交の速かなる整調を計り、兩國間に於ける暗雲を一掃し、協力以て極東平和を確保す可きことを指摘し來た。今や極東の國際的情勢は、我黨の如上の諸政策を即行す可き必要に逼られてゐる。

二、第六十三議會闘争「非常時打開」「政黨更生」「憲政の常道復歸」を共同スローガンとする第六十五議會に對し、我黨は齋藤内閣打倒、匡救事業費打切絶對反對、彪大軍事費を含む豫算案返上を闘争題目として「非常時大衆會議」を召集し、大衆動員を敢行し強力なる反政府闘争を闘つた。また官僚財閥既成政黨をめぐる一大醜惡事件勃發するや綱紀肅正運動の大波を捲き起し民衆大會を開催し、また吾黨代議士は院内に於て輿論を代表して齋藤内閣に致命的打撃を與へ、既成政黨への大波を捲き起し、民衆大會を開催し、また吾黨代議士は更生運動を決定的に粉碎した。更に農村委員會は全國農民組合、日本農民組合總同盟と三團體共同闘争の下に「農民大會」を開催し、農民大衆の要求を議會に逼

つた。

三、昭和九年三月の東京區會選舉を始め、横濱、松山、三條、門司等の市會議員選舉並に町村會議員選舉戦は八割の當選率を示し未曾有の好成績をおさめた。この選舉における勝利は滿洲事變以來沈滞せる黨勢の回復を我黨の攻勢的發展を如實に示すものであつた。

四、黨勢調査。今年度事業中最上位に置かる可きものは黨勢調査の敢行である。九年度運動方針書は黨當面の緊急任務を黨勢の結集強化、統制の確立に置いた。黨勢調査は正にこの基本工作である。黨組織部は全國の支部及支部聯合會と協力の下によくこの難事業を遂行し、上半期に於ては全部の調査完了に至らなかつたが、然し四分の三を終了し八分の成功を収めた。

五、市民闘争。此の期に於ける市民闘争は『中小商工業者無擔保融資』獲得闘争の繼續であつた。表面的には活潑なる闘争を見られなかつたが、實質的には東京を中心として黨の市民團體たる更生會の組織を擴大しその支部數十四、會員二千餘名、無擔保融資總額金十三萬に達し、

六、更に上半期闘争に於ては、

(イ) 東京府聯合會及び各支部の協力の下に函館市災害救援闘争が敢行され豫期以上の成績をあげた。

(ロ) 大阪府聯合會を中心とする政權引渡要求運動、廣島、仙臺等に於ける市政糾弾民衆闘争、京都、兵庫、新潟等に於ける齋藤内閣打倒闘争はいづれも我黨の更生的闘争として特記すべきものである。更に新潟、大阪、兵庫等の醫療組合及大

衆診療所運動は中間國民層獲得闘争として非常なる成功を収めつゝある。

次に下半年活動について見るに、報告は左の如く述べてゐる。

一、下半年期闘争の第一弾としては岡田内閣の成立と同時に同新内閣に對し、イ、臨時議會の即時召集と解散、ロ、非常時疑獄の徹底的糾明、ハ、軍需産業特別利得税の設定、ニ、飯米配給と繭價保償、ホ、對滿政策の更新、ヘ、日ソ不可侵條約の設定の六項目を叩きつけ即時實行を逼つた。爾來半歳の經過は政府をして如上の我黨の要求に追隨せざるを得ざらしむるに至り、その六割を行はしめた。殊に臨時議會召集の如き我黨は岡田内閣成立の翌日七月十四日之を政府に要求してゐる。

三、窮農救援闘争、農村委員會を中心として、農村窮乏の深刻化に對應して、(一) 飯米の即時拂下、(二) 養蠶損失保償の要求運動を展開すると共に、農民生活打破同盟と協力し『飯米一ヶ年差押禁止法』獲得運動を強行し、更に凶荒對策を樹立し臨時議會に於てその斷行を逼つた。

四、特に東北地本農村救援運動に於ては黨支持勞働諸團體と協力して『東北凶作救援委員會』を組織し、十一月十八日、東京全市二十四ヶ所に街頭救援金募集を敢行し、更に全國農民組合の提唱に應じ、物品の集收を行ひ極めて有效的に闘つた。また杉山、龜井、田所、角田、三宅の五君を派し凶作地視察をなさしめ臨時議會闘争のために備へた。

五、東京市電爭議應援闘争、九月五日東京市電氣局當局の發表せる暴戾なる電氣局更生案に端を發せる東京市電従業員一萬二千

人の大罷業に際しては、我黨は、支持勞働團體と共同の下に、率先し全力的應援を決議し、(一) 市長辭職勸告、(二) 在郷軍人青年團の罷業破り反對、(三) 官憲の彈壓排除のため、市長、陸軍省、青年團本部、内務省、警視廳等に抗議し、更に爭議團の慰問運動をなし爭議應援闘争に畫期的成果を収めた。

六、關西地方風水害救援闘争、關西地方の未曾有なる風水害に對して直ちに龜井、杉山兩代議士を西下せしめ、慰問及び視察をなさしむると共に東京府聯合會を中心に救援闘争を敢行す。

七、臨時議會闘争、凶作農村救援、關西風水害對策樹立のための臨時議會に對しては、全國委員會を開催し、我黨の要求を政府に逼ると共に「農村凶荒報告、岡田内閣糾弾」の大演說會を開催し、各地の代表者の協力に依つて強力なる闘争を展開。

八、以上の外に東京市會、横濱市會、廣島市會等に於ては我黨議員團がよく奮闘し市政改革のため、また我黨の名譽のため萬丈の氣を吐いた。

九、青年隊の結成、通り來る我が資本主義の崩壊と之れに伴ふ混亂と動搖の『非常時』『嵐の時代』に無産階級の結集的政治勢力たる我黨の前衛的戰鬥部隊として青年隊が結成され、その全國的一大集結の巨歩を踏み出した事は、黨勢調査の完了と共に我等の最大の收穫である。勿論青年隊の組織は、未だ東京、大阪、横須賀等の一局部に過ぎないが、我等は之が急速なる發展を切望する。

十、田所輝明君の黨葬、田所輝明君東北凶作視察の途上病氣を得て歸り、同志の献身的看護も空しく十一月十九日遂に死去さる。

黨は同君の生前の我が無産政黨運動に於ける貢獻と黨命のために倒れし犠牲とに對し十一月二十五日黨葬の禮を以て葬る。我等は我黨の最も優秀なる指導者、而かも『嵐の時代』の鐵血闘争部長を衷心より哀悼する。

最後に報告を結んで次の如く述べてゐる。

以上の昭和九年度闘争の概観を總括するに、昨年度大會に於て全黨員が希望と緊張の中に決定せる畫期的方針書の指示せる黨の擴大強化工作は、その半ばを達成し得たりと信ず。然し政策審議會の不活用、機關紙の依然たる微力、教育闘争の缺除、財政の貧弱等は之を勇敢に認めざるを得ぬ。

2 綱領・政策・黨則

綱領は昭和七年の結成大會において決定されたものである。尙ほこれと同時に合同大會において「建設大綱」と「政策」とが決定されたが、こゝには略す。黨則また同様である。(昭和八年版参照)

黨の政策については、全國委員會等における議案その他によつて見られるところであるが、こゝには便宜上、昭和十年一月の十年度大會において決定せられたる「昭和十年度一般運動方針」のうちから「一般政策」の部分を摘記することとする。

【綱領】

- 一、我黨は労働者、農民、一般勤勞大衆の生活擁護の爲に闘ふ。
- 一、我黨は資本主義を打破し無産階級の解放を期す。

【昭和十年度運動方針】(昭和十年一月黨大會決定の一部)
一般政策

(イ) 國際政策

我黨の國際政策は、滿洲事變に對する批判以來、國際聯盟脱退反對、日蘇不侵略條約の提唱、日支和平工作の促進等、一意平和を基調とし、資本主義的戦争の危機防止を眼目として來た。當初白眼を以て迎へられた我黨の國際政策も、今日に於て多くの支持者を得來つたのは吾人の極めて欣快とするところである。我等は更に左の具體策を提唱し、本年度における運動の基準を示す。

一、自足孤立ブロック經濟主義に反對し、新なる原理に基づく國際經濟の再建を目標とし、具體的には新國際經濟會議の開催を提唱す。

二、滿洲國の經濟建設に對して、(イ)治外法權の撤廢、鐵道附屬地、その他滿洲國における一切の權益を讓渡しその統一的な經濟工作を助け、(ロ)北鐵讓渡成立の曉は「滿鐵」と共に滿洲國の國營となし、(ハ)嚴に資本主義政策への逆轉を警戒阻止すべし。

三、日支懸案の解決に向つて努力し、對支平和工作の方針に則つて日支提携の實をあくべし、對支不干渉の方針を樹立し、北支における武力的暗雲を一掃すべし。

四、日蘇不侵略條約を即時締結して、極東における平和工作に一步を進め、以て滿洲國における經濟建設を援け、併て國內における大衆を軍事費の重壓より脱却せしむ。

五、進行中の軍縮問題に關しては、——國際和平を基調とし、從來の總括的比率主義を廢止し、國防安全感を基準として徹底的な

る軍縮をなし建艦競争に陥るの危険は嚴に警戒し以て國民大衆に負課さるる軍事費を輕減し國民生活の安定に資すべし。

六、軍縮會議の成否を決定する一助として大平洋安全保障條約を締結し大平洋上に横たはる暗雲の一掃に努力す。

(ロ) 國內政策

國內政策の主要問題は、労働政策、農村政策、市民政策、財政政策、等々とすることができ、而して、これ等全般を貫くところの基本的政策として、我黨は大衆インフレーション策を提唱し、労働賃銀の値上げ、大衆購買力の増進、大衆生活の安定を策し、以て資本主義補強工作としてのインフレーション政策の欺満に對抗して來た。吾人は今日に於て尙この政策の適正なることを強調するのである。而してこの大衆インフレーション政策は勞資の問題、農村窮破の問題、生産者と消費者の問題財政改革の問題等あらゆる問題を包含するのである。我が黨は大衆インフレーション遂行のための政治、經濟、財政に亘るあらゆる機構の改革を要請し、またこれが遂行のための國家的機關の設置を要求する。而してこの統一的なる機關の統制の下に大衆インフレーションの誤りなき施行こそは、現下の「行詰り」に對する對應的にして、且つ好望的なる唯一の方策なりと信ずる。

以下列舉する各部門政策は、全般的なる政策の一翼をなすものである。

一、労働政策。包括的なる「産業労働法」の制定を眼目とするものである。(労働政策に關する件参照)

二、農村政策。農業農村の全面的運動を主眼とするものであつ

て從來の農村運動の進展である。(農民運動方針参照)

三、市民政策。反ファツシヨ運動の要素としての市民獲得の闘争である。(市民運動方針書参照)

四、財政政策。(イ)税制の根本的改革をなし統制の體系を財産税、相續税、土地増價税となし、地方税はこれが附加税主義に依り消費税を徹底的に整理合理化し交付金制度の確立を期す。(ロ)税制の根本的改革を前提として増税を勵行す。(ハ)軍需インフレに依る「非常利得税」、産業統制による「獨占利得税」を新税増徴す。(ニ)公債の低利借替を斷行す。(ホ)軍事費に對する基準を示し軍事費に依る重壓より免れしむ。(ヘ)大衆インフレの方向に向ふ中小商工業融資、農村救済資金の融通。失業救済事業の起工等を大規模に行ふ。(昭和十年度豫算案に對しては別項参照)

(ハ)黨内政策

先にあげたる活動方針に則つて、次の具體的目標の達成を本年度の仕事とする。

一、來るべき總選舉に於ては、全國委員會において決定せる選舉區の擴充を計り壓倒的多數を獲得するために準備工作を進む。

二、全國的なる府縣會議員の選舉闘争を強力に戦ひ地方における黨勢の擴大を期する。

三、労働組合、農民組合との關係を密接にし黨の基礎を鞏固にする。具體的には日本労働組合會議、全國農民組合日本農民總同盟との間には常設的の聯絡機關を設け、進んで現在黨支持外にある労働組合に積極的に働きかける。

四、諸種の文化團體、進歩的團體に働きかけて黨に對するシン

パ網を擴大する。

五、黨意思の發表機關を充實して黨の立場を絶へず一般大衆に呼びかけて行く。具體的には機關紙の充實、パンフレットの發行に努力を捧げる。

六、教育活動を積極的にして理論的精練に努め知識分子の吸引に資する。

七、黨財政の確立をはかる。

3 主なる活動

活動の一般については前節までに述べられてあるが、いま個々の題目を拾つてみると大要左の如くである。なほこゝに黨各部活動のうち主要なるものをも附記しておく。

第六十五議會に對する闘争 政府九年度豫算案に對する社大黨の態度は左の如くであつた。そしてこれは同時に第六十五議會殊にその豫算に對して黨がとつた態度であつた。

イ、増税斷行（十四億の基準豫算だけは租税による支辦方法確立、増税方法は綜合財産税、相続税、財産増加税を基準とし消費税を廢す）

ロ、公債は限度を十億とし強制的低利借替斷行。

ハ、軍事豫算は時局匡救費を犠牲とせざるよう膨脹をさける。

ニ、滿洲事件費は滿蒙建設の根本對策樹立のため特別會計とし財源は低利公債を發行。

ホ、中産、無産階級匡救費として國庫基金部を設け、救農土木事業、自治農創定、米穀法、不作違蠶補償適用等融資政策を統一

農村政策を確立、中小商工業者に無擔保融通。

尙ほ黨は非常時大衆會議を開いて第六十五議會に對する闘争を起したが、これについては別項記載参照。

岡田内閣に對する闘争 齋藤内閣が崩壊に瀕するや、黨は直ちに七月三日聲明書を發したが、岡田内閣成立について九日中央執行委員會を開き、左の無産大衆の要求に關する聲明書を發し、首相に手交した。

一、臨時議會即時開會議會解散。

二、非常時疑獄の徹底的糾明。

三、軍需産業特別利得税。

四、飯米の配給と藪價補償。

五、對滿政策（財閥のための滿蒙權益主義を排し、滿洲民族自立的獨立の支持）。

六、日ソ不可侵條約設定。

對農村窮乏闘争 四月頃より農村における春藪の暴落および農民飯米の不足が漸く問題になつて來た。黨は長野縣聯合會の活動に刺戟され、五月三十日、農村委員會を開き、これが對策を左の如く決定、決議文として首相に提出した。

一、養蠶農家損失の國家保證。

二、農家飯米の即時拂下。

三、農家負債の強制取立休止。

黨長野縣聯では更に六月二十日、緊急書記局會議を開いて臨時議會を即時開催して養蠶家の不安を救済せよと請願運動をなすことに決定、又右黨本部の決議同様の決議と共に縣知事および政府

に要請した。

次に十一月の全國委員會が臨時議會に對する決議として決定したものは左の如し。

〔凶荒飢饉救済に關する決議〕

（決議その一）深刻なる農業恐慌の眞只中に、全國三千萬の農民大衆は旱、水、風冷の凶荒に襲はれ未曾有の凶作飢饉に呻吟しつゝあり。然るに政府は災害豫算として一億八千萬圓を計上し、今年度の緊急を要すべきは僅か七千萬圓を以て土木事業と政府米拂下げに依つて一時を糊塗せんとしてゐる。救農土木事業の現状を見るに各府縣はその事業補助金をば滞納税金並に町村未納金と差引き町村には交付せざる状態にあり、爲めに町村土木事業は、事實に於て施行不可能の矛盾を現出し、また凶作飢饉の農民大衆は今日の飯米を要求しつゝあるに拘らず、政府は郷倉への備荒貯蓄を目的に、政府米を拂下げんとするにある。かゝる政府の非現實的な救農對策に對し、我等は三千萬農民大衆の名に於て反對し即時左の八項目の緊急實施を要求せんとするものである。

- 一、生活賃銀保證による救農土木事業の斷行。
- 二、凶荒農業資金の無擔保貸付。
- 三、政府米の無償配給並に即時簡易貸下。
- 四、救農モラトリアムの實施。
- 五、滞納税金の取立休止。
- 六、自家用濁酒釀の自由。
- 七、國有林官有林の部落への解放。
- 八、農家飯米一箇年分差押禁止法の制定。右決議す。昭和九年十

一月二十七日。

（決議その二、凶荒飢饉下の養蠶農民救済に關する決議）今夏以來我等は政府に對し特に養蠶農民の救済を要請し來りたるに今期臨時議會に於ては全然之れが對策は放棄の状態にある。我等はかゝる政府の無責任なる事大主義的態度に對して斷乎として抗議をなすと共に茲に左の四項目を凶荒對策の實施に併せて、特に養蠶農民救済の緊急處置として實施せられん事を要請す。

- 一、養蠶農家の政府米長期年賦貸下。
- 二、養蠶農家負債の強制取立の休止。
- 三、養蠶農家低利資金の支拂延期並に低利融資の簡易化。
- 四、産繭の公定價格による融資補償。

右決議す。昭和九年十一月二十七日 社會大衆黨。

臨時議會に對する鬭爭 黨はこのために全國委員會を召集した（その項参照）全國委員會では、對農村窮乏の決議とともに左の決議を行つた。

議會解散要求に關する決議。

非常時政局轉換の爲め、風水害、旱害、冷害等の緊急對策決定後即時議會を解散し、新選舉法による總選舉を斷行す可し。

右決議す。昭和九年十一月二十七日 社會大衆黨

關西風水害に對する要求決議

さきに政府は關西風水害に對しその對策を聲明せるも、徒らに形式に捉はれて實質的效果を擧げざる事實に鑑み、吾等は政府が即時左の項目に對しその實行を徹底せんことを要求す。

- 一、罹災地の借地借家料の「モラトリアム」斷行。

二、農村漁村及び中小工業者復興資金簡易貸付の徹底。
三、學校復興工作の徹底（政府補助金は關東震災國庫補助に準ずること）

四、港灣復興工作の徹底。

五、道路及び公園の復興工作の徹底。

右決議す。昭和九年十一月二十七日 社會大衆黨

十年度豫算に對する態度

十一月二十七日全國委員會を開催して、臨時議會對策、及び通常議會に對する態度、今年の黨大會の件等を決定し、救農問題では大衆的に當局に陳情運動をなした。而して同委員會で十年度豫算に對して絶對反對を表明し鬭争する事に決した。反對の理由とするところ大意左の如くである。

昭和十年度豫算案に對し左の事由に依つて我黨は反對の意思を表明す。一、全金融関を中心とする所謂「健全財政」方針と産業資本群の要請たる「インフレ強化」政策との糊付細工にして統一せるイデオロギーなく非常時局對策の片鱗をすら示してゐない事。二、軍事豫算に過重偏倚（總額十億二千百萬圓）せるのみならず、所謂軍事費の使命内容に於て大衆購買力の増進、時局匡救への轉化に對して特別の考慮統制なく、現下の農村窮乏、凶作恐慌、大衆危急とあまりにも懸絶せること。三、税制の根本的改革なしに卒然として投げ出された「非常利得税」は混亂せる思想の低迷兒であつて、三千萬圓の金額と共に極めて中間的存在であること、且つそれが直ちに工業労働者に轉化せらるゝおそれあること。四、概算六千六百萬圓（新規要求千六百五十萬圓）の農林豫

算は東北地方の凶作恐慌、全國的なる鹵價恐慌、農村窮乏に對して到底それを覆被するに足らざること。五、軍縮問題を中心とする一九三五、六年度の危機のみを見て大陸金本位制の破綻、米國産業政策の前途、弗切下の見透し、日貨排斥に依る貿易の前途等に對して何等の堅乎たる調査、對策なく、近く襲來すべき經濟的破局への準備をすら有してゐない事。

而して社大黨の財政方針としては大意左の如くである。

一、軍事費に一定の基準を與へ、救農、失業を犠牲とすること
をなくする。

二、公債低利借換、税制の根本的改革、財政インフレ強化。

三、農村恐慌對策に大支出をなし、進んで土地問題解決、産業統制の方向に進むことを眼目とする。

六大都市々議協議會 六大都市の市會議員協議會を六月二十三

日東京に開き左の決議をなし失救問題では内務大臣に要請した。

一、失業救濟事業増額要求。

二、無産者負擔の軽減。

三、社會施設。

四、特別市制問題。

組織活動 黨組織部の報告（十年度大會提出）によるに大要左の如くである。

昨年黨大會終了と共に組織部は總務部、宣傳部、その他書記局部門と連絡の下に（一）地方合同の促進（二）大衆鬭争の展開（三）黨内組織の整備（四）未組織の黨への組織化の爲に、各支部聯組織部連絡の下に闘ひ來つたが上半期（十二月——五日）に於ては

思ふ程の成果を挙げ得なかつた。然し下半期（五月——十二月）の間は五月二十日に全國一切に黨勢調査を斷行して之が完成の爲全力をあげて黨の基礎的組織の調査を行つた。尙各支持團體勞農團體の轉回する鬭争を組織的計畫的に支持した結果は各無産團體にその影響力を擴大した。特に勞働委員から報告あると信ずるが市電爭議の應援は日覺ましきものがあつた。全國借家人組合との各支部の共同鬭争は全國借家人組合をして黨支持を決定せしむるに至つた。

一、地方合同

(イ) 一月卅一日秋田支部合同の準備會成立未だ合同に至らず。

(ロ) 三月三日岐阜縣支部聯合會合同大會。

委員長加藤鏘造、書記長平工喜市。

(ハ) 二月二十七日福岡縣京都支部結成。

(ニ) 我黨結成三年地方聯合會合同も廣、福岡その他、一、二を除き全部完成するに至つた。

二、地方協議會の成立

昭和九年三月大阪聯合會を中心に近畿四國の聯合會をもつて近畿地方協議會成立し運動の連絡鬭争の應援等がなされてゐる。

昭和九年十月二十二日、岩手支部聯合會提唱の下に東北凶作地救援を楔機に東北六縣の聯合會をもつて東北協議會成立す。黨本部より田所輝明君出張す。

委員長菊池養之輔、書記長横田忠夫。

第二回協議會 十一月十三日角田藤三郎君出張。

第三回協議會 十二月二十三日。

第二部第三篇 無産政黨

なほ最後に大衆鬭争の組織について報告は次の如く述べてゐる「黨本部の組織する大衆鬭争には組織部として協力し鬭争を通じての組織化のために闘ひ、二月八日、東京芝協同會館に大衆會議三月十日、全日本農民大會、市電爭議應援鬭争、九月、關西風水害救援鬭争、東北凶作救援鬭争の大衆化のために協力す。」と

青年部活動 報告によりその大要を摘めば左の如し。

一、本部青年部本年度の任務は青年隊組織大綱と青年隊行動綱領とも云ふべき操典編纂にあつた。從來我國無産陣營における青年運動の弊を清算し、現下の社會情勢に即せる新組織と運動綱領に大に創意を發揮せんとするとともに多大の努力を要したのであるが、組織大綱（中央執行委員會報告参照）先づ成り、常任中央執行委員會の承認を得、操典は更にその完璧を期するため常任執行委員會において小委員會に附託せられたのであるが、近日公布せらるゝ豫定である。

一、組織

(A) 大阪青年隊結成。九月十五日 港區九條新道南海食堂。隊員五十名。

(B) 東京中央青年隊結成。十一月四日 協同會館。隊員五十名

(C) 青年隊規。一、青年隊員は隊の規律を重んじ統制に服し隊員相互は信義を以て交はること。二、青年隊は解放の大義に即し實踐射行すること。三、青年隊員は黨の將來の幹部たるの自覺を以て行動すること。

婦人部活動 同じく當部報告によるに次の如くである。「婦人部の活動は甚だしく不活潑であつた事を認めざるを得ぬ。婦人に

對する働きかけは當部と婦人同盟との連絡の下に主として婦人同盟の活動に俟つものであるが、當部としても積極的闘争の充分なる遂行を見ざりしは遺憾であつた。」

第一回部會——九月十五日、於本部。「出席者」赤松、堺、菊川岩内、阿部、重森、平野。「協議事項」一、婦人部と婦人同盟の關係 平野。黨婦人部執行規定中に當部は婦人同盟協力連絡の下に運動を進むとあり、従つて當部は婦人運動の指導連絡の任に當り、運動は主として同盟にて行ふこと。2、部員の任命の件。3、議會に「母子扶助法」を提出すること。4、黨關係者の婦人の同盟加入を積極的に行ふこと。

第二回——十月十六日午後七時於黨本部。「出席者」赤松、堺阿部、重森、岩内、平野。「協議事項」一、臨時議會闘争の件——平野。臨時議會闘争に關し黨本部の決定を報告。婦人部の協力を求む。

第三回——十一月十二日午後六時於本部。「出席者」赤松、堺、菊川、平野。「協議事項」(イ)東北救援金募集運動の件——平野。黨の東北救援運動に關する決定を報告し、婦人部、婦人同盟の参加を求む——決定。(ロ)十一月十八日の救援金街頭募集につき婦人同盟は「芝園橋」を受持ち積極的に協力す。

4 大會・中央委員會・その他

昭和九年度においては大會を開かず、それに代つて十一月に全國委員會が開催された。又、二月には非常時大衆會議が開かれた。いまこれらの會合および委員會等の主なるものをあげ、その經過の大

要を記す。

第一回全國委員會——昭和九年十一月二十七日、東京市芝區三田、日本労働會館に於て委員八十五名出席のもとに開催。本年度上半期の黨活動が報告され、それに依れば「黨の擴大強化の工作はその半ばを達成し得たりと信ず。然し愈々動搖と混亂の中に立つ資本主義に決定的巨彈を投じ我黨の闘争を政權へ直進せしむる……」と述べられ、その成功のために高度に強化された勢力に依つて黨政策の遂行を強力化すること、全國委員會の開催は如上の意圖を確認し、明日以後の闘争の目標を定めることにあると報告された。なほ報告によれば、上半期に於ける黨の集結強化の具體的運動は労働委員會、農村委員會、市民委員會、等行はれたが、大衆を黨に吸引するの成果があつた。特に市民委員會では東京地方に於て「中小商工業者更正會」を組織し、支部數二十五、會員數二千五百名を得、無擔保融資獲得の運動を試みたがその結果、三一口、八萬二千六百圓を得、昨年度の三口五萬七千圓と併せ口數六一、總額十三萬九千六百圓を黨の活動で得たことは市民層よりの支持を強くした。謂ゆる軍部パンフレットに對する本委員會の態度について見るに、これに對する大衆黨の對策が結合する傾向を採るべきであり、從來の觀察の常識から脱して横の客觀性を認識せねばならぬとし、軍部少壯派の社會批判の成長に期待を向けてゐることは黨の最近の動向に徴して明かであるとした。なほ、全國協議會の質問に答へて、戦争に對する態度は從來と何等變るものがない、パンフレットに盛られた思想は軍部の進歩的傾向であるから我々はこの傾向を我々の側に導いて行く可きであつ

て徒らに追隨迎合するが如き態度は絶対に排撃すべきことであると黨の態度を明らかにした。なほ全國委員會は後記の如き諸決定をなしたが、臨時議會に對して、農村救済に對する要求、關西風水害に對する要求、臨時議會解散總選舉を行へ、の要求項目を決定し、各主務官廳に要請することとした。會議の經過および主要議案決議は左の如し。

〔報告〕 一、本部一般活動報告—麻生書記長(承認)。二、凶作地實情報告—各地代表。

〔議事〕 一、臨時議會對策の件(可決)。(イ)農村救済に對する要求に關して説明、角田藤三郎。(一)生活賃銀保證による救農土木事業の斷行—政府は、風水害、凶作飢饉の救済のために、僅か一億五千萬圓を計上して臨時議會に臨まんとしてゐる。然し救農土木事業は周知の如くに、地方有力者と請負師に漁夫の利を得せしめその間においてセメント會社と鐵材料を利せしめたが、農民に對しては農繁期に四、五十錢の低賃銀で、勞力奉仕を強制したにすぎなかつた。政府が誇るやうに農民への現金収入を得せしむる唯一の途とするならば凶荒農民生活力の復活のためには、政府の直營のもとに農民生活を保證した賃銀を支拂ふところの土木事業を計畫實施すべきである。吾々は、この際、凶荒對策土木事業については政府直營による生活賃銀保證の實施を要求す。(二)凶荒農業資金の無擔保貸付—從來の低利融資は、農村上流階級のもののみであつた。だが、今次の凶荒飢饉の直接的對策は農村大衆を基本とした五億圓の農業無擔保貸付を爲すべきを要求する。尠くとも、農家一戸當り百圓以上を自作農以下に融資するにあらざれば

この凶荒慘害から農民の復活は期し難い。従前、平時の場合においても農業資金は一件一戸平均百圓位にすぎない事情より見て、政府は、この秋、斷乎として、小農、貧農に對して、その復活資金は無擔保にて融資すべきことを要求す。(三)政府米の即時簡易貸下、政府所有米一千數百萬石は腐蝕せんとしてゐる。政府は腐蝕對策としてのみ古米を拂下げて、換置してゐるのにすぎない。

そして本年一月からすでに、石、四、五圓で國外に米のダンピングをやつてゐる。米作農家飯米飢饉の秋、こんな亂暴な米穀政策の施行は、一時も許されぬ。政府はよろしく直ちに、全農家に對して長期年賦による簡易貸下を、飯米飢饉對策として實行すべきことを要求する。(四)越年農村モットリアムの斷行。全國の農村は、今や旱、水、風冷、雪害の自然的猛威の爲めに凶荒は激發され飢饉状態にある。されば、凶荒復興の息つきのために越年の破産防止策として、救農モットリアムの斷行を要求する。(五)滯納税金の……今日までの農村の實情を見ると農村救済低資はいづれも滯納税金徴收の手段化し、農業資金のための融資はかへつてそれがために、ますます資金難に陥らしめた。最近には、これの強制徴收で著しく増加し、ますます農家を苦境に陥れてゐる。農村モットリアム斷行の主旨に基き、政府は、免税を適宜に行ふと共に滯納税金……のすべきを要求す。(六)農家飯米一ヶ年分差押禁止、他の業者に對する保護を農家にも均霑すべく、農村慣行に基き農家飯米一ヶ年分の差押を禁止すべく、法の改正を直ちに實行すべきを要求す。〔決議〕(別節「主なる活動」のうち對農村窮乏鬭争の項に掲載)(ロ)議會解散要求に關する件、説明 龜

井代議士(可決)。岡田内閣はその組閣の當初において非常時政局の樞軸轉換の爲め臨時議會を召集し、議會を解散し總選舉を斷行すべきに拘はらず、さきの關西地方における風水害の甚大に驚き漸く十一月下旬に臨時議會の召集を決意せるものの如くである。然し農村の窮乏は今春來全國を襲ひし凶荒、旱、水、冷、風害、及び繭價暴落等の爲め愈々深刻化し、全國農民は飢餓線上に徘徊しつつある。また富豪に増税を伴はざる尨大軍事費を含む赤字豫算案の編成は悪性インフレを必然に結果し労働者及び中小商工業者の生活を益々脅威せんとしてゐる。更に在滿機構改革を楔機とする對滿政策の無方針の暴露及び對支國交の依然たる不調整、軍縮會議對策の不備等、非常時の政局は依然として解消せず不安と焦燥の中にある。而かも既成政黨は何等の國策を有せず内紛抗爭を激化し、醜態なる存在と化し去つた。岡田内閣は如上の内外の情勢に鑑み、臨時議會において、風水害及び農村對策を決定すると共に議會を解散し總選舉を斷行すべし。「決議」(別項「主なる活動」參照)(ハ)緊急動議(選舉妨害に關して)説明三宅正一(可決)。新潟縣古志郡における同縣會議員補缺選舉に際し、我黨公認候補清澤俊英君の政見發表の演說會に對する妨害事實を摘發し、以て右議會解散要求決議文實行委員をして右決議と同時に内相、陸相に抗議することに決定す。(ニ)關西地方大風水害に對する要求。説明、山口常治郎(可決)。一、罹災無産者中小商工業復興資金の無擔保融資 二、罹災地公租公課の一ヶ年免除 三、政府貯藏米の長期拂下げ 四、風水害地、借地借家人に對し向ふ六ヶ月間の地代、家賃モラトリアム斷行 五、内閣直屬の大阪に復興局の設

置「決議」(別項「主なる活動」參照)三、總選舉對策の件。説明麻生書記長(可決)。

非常時大衆會議——二月八日正午より、芝公園協調會館に於て開催。「唯一絶對の無産階級勢力として我等の力を集結し偽瞞と老朽の齋藤内閣打倒の闘争と第六十五議會即時解散の怒濤を捲き起さねばならぬ」との建前から黨員非常召集を指令し、次の議案を審議し、決議を行つた。一、非常時産業労働立法の即時制定。一、勞農大衆を犠牲とする尨大豫算絶對反對。一、選舉法並びに治安維持法改悪絶對反對。一、小作法の即時制定食料一ヶ年分差押禁止。一、中小商工業者生活資金の即時獲得。一、齋藤内閣打倒。議會即時解散。「決議」我等は現下非常時に於ける労働大衆の生活權を死守し茲に左記労働法制の即時實施を要請す。一、労働立法の核心をなす労働組合法、團體協約法の制定、健康保險法の徹底的改正。二、非常時産業労働統制審議會の設置、全労働立法制定促進に關する建議案の即時通過。右決議す。昭和九年二月八日。「黨代議士議會闘争報告」(イ)杉山元治郎氏より農村關係事項の院内闘争、(ロ)龜井貫一郎氏より院内諸情勢をそれぞれの報告。「齋藤内閣彈劾、議會解散要求に關する決議」(一)窮乏大衆の生活を外に財閥並びに、既成勢力に奉仕せんとする第六十五議會は政黨誕生に藉口して既成政黨自らその審議權を放棄し、恰も軍部と對立せるかの如き猿芝居を演じつつ民衆を偽瞞し、農村匡救、失業救済、中小商工業者救済費一切を犠牲として二十一億の尨大なる軍事豫算を含む赤字豫算を鵜呑みにせんとする。然かも政府と共謀して議會振肅選舉公營の紛飾の下に選舉法を改悪し無産大

衆の政治的進出を阻止し既成政黨に依るブルジョア、ファツシヨの實現を期せんとしてゐる。如斯は國民大衆の總意を無視し、議會自ら議會の存在を否定せんとするものである。我等は第六十五議會の即時解散を要求す。右決議す。昭和九年二月八日。(二)齋藤内閣は五・一五事件の後を承け非常時克服の使命を帯びて成立せるにも拘らず、財閥、軍部、上層部に追従し窮乏大衆の生活を何等顧みず反つてこれらの要求を彈壓し、更に第六十五議會に際しては、農村匡救、失業救済、中小商工業救済費等を打切つて尨大なる軍事豫算の犠牲に供し、選舉法改悪、治安維持法その他の改悪に依りて無産階級の政治的進出を阻止せんとする、斯くの如きは資本家地主の爲めに奉仕し無産大衆の利害を蹂躪するものと認む。依つて吾等は時局擔當の能力なき齋藤内閣の打倒を期す。昭和九年二月八日。

中央委員會・その他

▲第一回中央執行委員會——日時、昭和八年十二月十日、午後六時、一、場所、東京芝、協調會館二階小會議室。一、出席者 昭和九年度大會出席執行委員全部。一、議長、麻生書記長 議事 一、常任執行委員選出の件(可決)。二、各委員會長並びに各部長選出の件。三、政策審議委員選出の件。四、大會決議事項執行に關する件(新常任執行委員會一任)——可決。

▲第二回中央執行委員會——日時、昭和九年六月二十四日午前十一時。一、場所、東京芝、協調會館教室、一、議長、安部委員長。一、報告、本年度上半期活動報告(承認)。一、六大都市會議員團會議報告。各六大都市會議員は明日午前十時本部參

集、左の失業救済要請書を大藏、内務兩大臣を訪問手交すること(承認可決)。一、黨勢調査報告(承認)。議事、一、黨本部會館建設運動に關する件、説明淺沼稻次郎(可決)——主文、我等は黨本部會館建設のため基金募集の運動の即時開始を期す。二、救農夏期闘争方針、説明角田藤三郎(可決)——主文、本年度救農夏期闘争を養蠶損失補償並びに飯米要求の二大闘争に集中し、且つ、之れが對策確立のための「救農臨時議會即時召集要求」請願運動を全国的に展開せんことを期す。三、労働組合法、團體協約法、失業保護法の臨時制定要求に關する件、説明片山哲趣旨、我等は現下時局の重大性に鑑み、労働組合法、團體協約法、失業保險法の必要なるを痛感しこの即時制定を要求す。四、齋藤内閣打倒、議會解散要求運動に關する件、説明小山壽夫——主文、我等は齋藤内閣の即時打倒と議會解散要求運動を更らに展開せんことを期す。五、市民團體結成促進に關する件、説明河上丈太郎——大會迄東京を始め六大都市を中心に市民團體の結成を行ふ可く促進運動をすることに決定、六、黨青年隊確立に關する件、説明、佐藤吉熊——青年隊の目的——黨常任中央執行委員會の決定の實踐化を以つて目的とし黨運動の前線に立ちて闘ふ。七、日ソ不可侵條約促進並びに對滿政策に關する件、説明田所輝明、龜井貫一郎。八、黨歌、黨服制定の件、説明、平野學、松本淳三。

▲第一回常任執行委員會——日時、昭和八年十二月十二日、一、場所、河上常任宅。議事、一、毎月一回全體會議を開催すること。二、常任中央執行委員を増員すること。三、議會闘争に關

する件—黨の外交政策を議會に於て論旨を原稿とし、所屬代議士をして演説表明せしむ。四、未合同支部合同に關する件—麻生、淺沼、龜井、片山、松永の諸氏が主となり九年度内に合同を完成すること。

▲第二回常任執行委員會—一、日時、昭和九年一月十六日午後五時、一、場所、河上常任宅。議事、一、議會鬭争の件、(イ)非常時大衆會議開催の件、期日、二月十日、協調會館、關東地方黨員を總動員し、決議を作製、議會に突付くこと。(ロ)非常時農民大會開催の件、黨農村委員會、全國農民組合、農民組合總同盟の三團體共同主催の下に三月上旬東京に農民大會を開催し農民の要求を議會に迫ること。(ハ)議會鬭争に關しては議會選舉委員會及び淺沼、田所、渡邊、平野を加へ特別對策委員會を組織し鬭争の具體的方策を決定すること。

▲第三回常任執行委員會—一、日時、昭和九年四月二十五日夜、一、場所、龜井氏事務所。議事、一、中央政治學校豫算、二、黨勢調査豫算の件、三、メーデー鬭争指令の件—平野事後承認四、中央執行委員會開催の件、五、本部事務所確立運動の件。

▲第四回常任執行委員會—一、日時、五月二十五日、一、場所、河上常任宅。一、報告—一、中央政治學校成績報告、二、大阪府聯合會要請書、三、綱紀肅正内閣打倒演説會並びに指令—二十五日發送指令の如くこの政局の動搖期をとらへて各地で演説會を開くこと、四、五月二十二日全體會議における黨内強化工作に對する意見の内容、五、東京瓦斯産業労働組合問題。議事一、中央執行委員會の件、二、中央執行委員會議案、三、大阪

府聯合會要請書の件、四、社會大衆黨會館建設運動。

▲第五回常任執行委員會—一、日時、昭和九年六月二十日午後七時、一、場所、河上氏宅。議事、一、第二回中央執行委員會提出議案に關する件。

▲第六回常任執行委員會—一、日時、昭和九年七月五日午後七時、一、場所、河上氏宅。議事、一、岡田内閣に對し黨の當面緊急要求を提出の件、二、政策委員會、部長聯合全體會議開催の件—政變並びに最近時局に對應すべき我黨の具體的政策を決定し秋季鬭争に於て、政策鬭争を展開し、總選舉戦に備ふるため「全體會議」を開催すること。(期日十四日)決定。三、研究會組織の件。

▲第七回常任執行委員會—一、日時、昭和九年九月四日午後五時、一、場所、河上常任宅。議事、一、議會對策の件、二、市電争議に關する件、三、本部組織に關する件。

▲第八回常任執行委員會—一、日時、昭和九年十月四日午後五時、一、場所、河上常任宅。議事、一、陸軍省發行パンフレットについて聲明書發表の件、二、黨勢調査に關する件。

▲第九回常任執行委員會—一、日時、昭和九年十月二十六日午後七時、一、場所、河上常任宅。議事、一、臨時議會に對する我黨要求項目に關する件、二、本年度大會及び全國委員會開催の件、三、大會準備委員任命の件、四、臨時議會對策委員會設置の件。

▲第十回常任執行委員會—一、日時、昭和九年十一月十九日午後六時、一、場所、黨本部、議事、一、田所氏黨葬に關する件。

二、全國委員會準備委員に關する件。

▲第十一回常任執行委員會——日時、昭和九年十一月二十五日午後七時、一、場所、河上常任宅。報告、一、田所氏葬儀報告。

5 會 計

昭和九年度（十年大會報告）の黨收支は左の如し。

收入之部

前期繰越金	三六、九七
黨 費	一、三三、八八
支持團體釀金	一六六、〇〇
役員普通釀金	一、四三六、五〇
役員特別釀金	四七六、四〇
代議士歳費釀金	七〇〇、〇〇
大會代議費	一三三、〇〇
雜 收 入	一六〇、七四
寄附並借入金	一、六九二、九〇
收入合計金	五、九一九、三九
支出之部	
通 信 費	四六八、九三
消耗品費	二三三、二四
印刷物費	一一五、五三
會 場 費	八五、二〇
機關紙費	六九〇、七九
交 通 費	一六二、三一

集 金 費

電 話 料

家 賃

電 燈 料

水 道 料

備 品 費

人 件 費

借入返済金

雜 費

全國大會費

特別活動費

支出合計金

6 役 員

〔中央執行委員長〕 安部磯雄。〔書記長〕 麻生久。〔會計〕 三輪壽壯。〔會計監査〕 吉川守國。〔顧問〕 高野岩三郎、杉山元治郎、鈴木文治、濱田國太郎、山崎今朝彌、馬場恒吾、今井嘉幸。〔常任中央執行委員〕 淺沼稻次郎、爲藤五郎、河野密、阿部温知、平野學、吉川末次郎、山崎劍二、松永義雄、龜井貫一郎、片山哲、田所輝明（昭和九年十一月死去）、阿部茂夫、須永好、齋藤健一、山川宗彬、菊川忠雄、河上丈太郎。

第二節 國家社會主義的諸政黨

一 大日本國家社會黨

1 その成立と運動

昭和七年のファッシズム高潮時代を象徴して生誕した日本國家社會黨は、成立一ヶ年を経ずして四分五裂の状態に立到つた。この経過並に分裂各派の歸趣については前年版に詳記したところである。

日本國家社會黨から分裂し來つた赤松氏一派（青年日本同盟）、残留派（日本國家黨）、皇道會の三派は大體國家社會主義的色彩を脱して多くは日本主義の領域に逸脱して行つたが、日本労働同盟の一派は、離黨後、新日本國民同盟から離脱せるその東京府聯とともに、『國家社會主義學盟』と提携して新黨の結成に進み、昭和八年十月十五日『日本國家社會主義全國協議會』を結び、新黨樹立の準備を進め、昭和九年二月十一日東京に開かれた全國代表會會議において本協議會を『日本國家社會黨準備會』と改稱し石川準十郎氏を準備委員長として結黨を急がんとした。しかるに、又も準備會内に内紛を生じ、石川氏は二月二十八日準備委員長を辭任、その統ゆる日本國家社會主義學盟派とともに準備會を離脱した。三月六日右學盟を解消して大日本國家社會主義協會を組織し、次で三月十日『大日本國家社會黨』の結黨式をあげるに至つたのである。

いま大日本國家社會黨の結黨後の活動を見るに、労働、學生、農村等の諸専門委員會の設置、地方支部黨務局の結成、或ひは大日本労働組合協議會の組織、等黨の陣容の整備においては相當見るべきものがあつた。しかしながら、その黨勢は未だ大きいとは云へない。専ら國家社會主義思想の普及宣傳に没頭せるかの如き觀を呈してゐ

た。同黨の九年中における主要運動と見るべきものとしては、伯國移民問題、日蘭會商、或ひはロンドン條約等の外交問題に關する諸活動、東北凶作救援運動、血盟團事件被告減刑運動、等があげられる。

大日本労働組合協議會の成立——十二月二日、即ち黨の第一回全國代表者會議の翌日、黨の労働委員會によつて統率されて來た労働團體を聯合體に結成した。これによつて黨としては大衆的組織の一地盤を作らんとしたのである。その綱領および加盟團體は次の如くであつた。

〔綱領〕 一、我が協議會は光輝ある建國の本義に基き労働階級の絶對的生活を保證する搾取なき新日本の建設を期す。二、我が協議會は資本主義打倒の全面的闘争における經濟的闘争部面を擔任し、以てそれが完全なる使命の遂行を期す。三、我が協議會は強固なる團結と勇敢なる戰術を以て資本家階級の意識的彈壓に抗せん事を期す。

〔加盟團體〕 富士スレート従業員組合、關東新聞労働組合、小石川登録者共助會、日本遞信同盟、大日本映畫人同盟（東京）、北日本労働聯盟（高岡）、中央労働聯盟（名古屋）、旭川總合同労働組合（旭川）、奈良桐工組合、奈良瓦工組合（奈良）、大阪一般労働組合（西大阪借家人組合、城東支部労働委員會（大阪）、自動車従業員組合、女給同盟（廣島）。

2 綱領・主張

成立大會において決定を見た「宣言」、「黨誓」、「綱領」、「政策」をかゝれば左の如くである。

【結黨宣言】

永くして尊き歴史を持つ日本國家社會主義は、幾度か反動及び赤色の嵐に見舞はれつゝ、而も尙毅然としてその光輝ある旗を死守し來たる事が出来た。殊にこの兩三年來一部不純轉向分子の離反常無き行動に依つて絶えず惱まされつゝも、我等が同志は血の軍旗を一層高く奉持しつゝ、益々同胞大衆の中に浸透前進することが出来た。國家社會主義は今や唯一の恐るべき未來を持つ力として全既成勢力を根抵より脅威すると共に、不可解の怪物として赤色反動共を畏怖せしめつゝある。

我が國家社會主義の陣營は、同胞大衆の終局的解放主體として尙ほ未完成の中に置かれてゐた。これが主體としての黨—國民の黨—の結成こそは、我等の最大緊急の任務である。我等は今こそ從來の陣容を一個の公然の黨にまで再整備して前進するの必要に迫られてゐる。眞正國家社會主義の黨にである。

茲に我等同志相寄り「大日本國家社會黨」を創設す。その數や少く、その力や尙小なりと雖も、その憂國愛民の精神は宇大を歴す。眞摯なる全國同志の手に成る我が大日本國家社會黨こそは唯一眞正の國家社會主義運動の主體であると共に、やがて光輝ある祖國の唯一の救濟者たるであらう。

茲に歴史的結黨の血盃を捧げるに當り廣く天下に所信を披瀝し一死以て今後の闘争を誓ふものである。

【黨誓】

光輝ある建國の本義に基き君民一如搾取なき新日本の建設を期す。

【綱領】

一、我等は我國古來の天皇制を以て我國最適至上の國家體制と信じこれが絶対遵奉の下に我國家及び國民の一大歴史的更生を期す。

二、我等は現行資本主義の無政府經濟組織を以て現下の我が國家及び國民生活を危うする最大なるものと認め、公然の國民運動に依りこれが改廢を期す。

三、我等は現下の我が國民生活の救濟は國家に依る集中的計畫經濟の施行に依るの外なきものと信じ、合法的方法に依りこれが達成を期す。

四、我等は凡ゆる國民はその生存の自然的基礎（土地及び資源）に於て平等の權利を有するものと信じ、我が國民の生存に必要なる土地及び資源を公然世界の過當占有國民に向つて要求す。

五、我等はアジア民族及び有色民族の解放を以て世界人類に負ふ我が國民の與へられたる使命なりと信じ一大民族運動に依りこれが實現を期す。

【政策】

政治

一、天皇政治を發揚せしむべく政治組織の改革。

二、資本家本位の諸法令の改廢。

三、選舉法の徹底的改造。

財政

四、勤勞國民負擔の輕減。

五、財産税、相続税、所得税、資本利子等々の高率累進課税。
六、生活必需品に於ける消費税の撤廃。

金融

七、大金融機關の國營又は公營。
八、取引所の廢止。

九、信用組合の助長と小口金融機關の普及。

十、支拂不能借金に對する法律的强制の長期猶豫。

十一、利子の限定と高利貸の嚴罰。

産業

十二、重要産業機關の國有並に國營。

十三、海外貿易の國營又は國家統制。

十四、保險業の國營又は公營。

労働

十五、生活賃銀並に俸給の保證。

十六、労働時間制の確立。

十七、國家による失業者並に貧困者の生活保證。

農村・都市

十八、土地の國有。

十九、耕作權の確立。

二十、主要農産物の價格統制と米穀の國家管理。

二十一、肥料の國營。

二十二、協同組合制度の助長。

二十三、公營住宅の普及と貧民窟の撤去。

教育

二十四、教育に於ける機會均等と公費教育の徹底。
二十五、教育の嚴選と優遇。

二十六、國家精神の涵養。

二十七、邪教の撲滅。

社會

二十八、恩給制の廢止と養老年金制度の實施。

二十九、醫療の國營。

三十、廢兵、公傷者及び國防犠牲者家族に對する國家の保護。

三十一、社會的差別觀念及差別待遇の徹底的打破。

軍事

三十二、國民皆兵制の徹底と國防の充實。

三十三、軍備均等權の確立。

國際

三十四、自主的外交の確立。

三十五、亞細亞弱小民族自治の確認とその保護。

三十六、國民經濟の確立に必要な海外資源利用權の確保。

三十七、東洋平和を確保すべき亞細亞聯盟の結成。

3 大會・その他

大日本國家社會黨結黨式——昭和九年三月十日、明治神宮社前に於て舉行。結黨式參列者は各地代表約五十名であつて、結黨式終了後、同黨本部に於て宣言、黨誓、綱領、政策、黨則及び總理石川準十郎氏、中央黨務局長齋藤直幹氏以下諸役員の決定發表があつた。綱領、規約、政策に關しては夫々別記の如く可決。尙ほ極東オリンピック日本選手參加反對の件外一件の緊急動議が提出

され可決。新役員としては總理に松谷與二郎氏、黨務長に近藤榮藏氏が就任に決定。

第一回全國代表者會議——十一月三十日、十二月一日、於東京芝協調會館。出席代表者四十名。議長水原友次郎氏、副議長近藤靜調、鶴澤藤之兩氏。「議案」一、入退營兵士家族に對し、國家社會主義の立場から働きかける件。二、(イ)東北地方凶作地農民救済の件。(ロ)凶作地中小商工業者救済の件。三、國防國策確立要求の件。四、地方連絡委員會設置の件。五、愛國運動犠牲者救済部設置の件。六、窮乏農村徹底的救済の件。

4 役員

本部役員、總理 石川準十郎、中央黨務局長 海軍少佐齋藤直幹
組織部長 齋藤直幹、宣傳部長 勝谷爲友、資金部長 宮川千之助、機關紙部長 別府峻介、調査部長 鴛野隼太郎、書記長 相良政行、常任書記 關俊二、顧問 海軍少佐金子忠吉。

二 勤勞日本黨

1 成立および運動

前項述べた如く『日本國家社會黨』の結成によつて、日本國家社會主義新黨結成準備會は可成りの打撃を蒙り、しかもその只一の支持團體たる日本勞働同盟も總同盟に接近せんとしてその歸趣面白からざる状態を呈するに至り、新黨結成は一時行惱みとなつたが、松谷與二郎氏の新黨組織準備會を中心に合同協議會を開き、四月廿九日、『勤勞日本黨』を組織するに至つた。その成立大會の狀況は左の如くであつた。

勤勞日本黨結成大會——昭和九年四月廿九日、東京市芝公園協調會館において開催。出席者は約六百名と報告さる。大會スローガン及び議案は次の如し。「スローガン」一、國家社會主義の旗の下に。一、亡國資本主義の打倒。一、似而非愛國團體の撲滅。一、國民の黨結成大會萬歳。一、愛國運動戰線の全的統一。「議案」一、綱領。二、規約。三、政策。四、行動方針。五、黨名。六、農村對策確立の件。七、勞働對策確立の件八、亞細亞民族議會開催の件。九、愛國運動戰線統一の件。十、中小商工業救済に關する件。十一、宣言。

【宣言】

金權政治の妖雲今や日に密にして天地暗し。失業の嵐は街頭を吹き捲くり、窮乏の洪水は農村を押し流す。綱紀の紊亂、制度の廢頽、教育の墮落、道義の腐敗、思想の混亂、社會の不安——かくの如き亡國的形相果して普天の下皇土に非るなく率土の濱皇臣に非ざるなき我が日本の常態か。否々、斷じて然らず、老朽資本主義こそはその全責任を負ふべし。富豪制覇の横暴は打破さるべし。國賊分子は降伏さるべし。而して三千年の光輝ある國家は尙天壤と共に無窮たれ！

昭和維新の叫ばるゝ事既に久し。而も既成政黨はたゞ金權の走狗たるに甘んじ自己一日の苟安を貪るに止る。無産黨は依然として痴人の夢。國家主義諸團體の多くも亦、觀念的誤謬に低迷するの狀態たるを如何せん。

茲に及んで我等國家社會主義を信奉する同志相寄り、蹶然起つて愛國の一黨を成す。念願するところは、眞に國民的なる革新勢

力の結集を通じて、昭和維新に參與し、以て内、國民生活の防衛に當り、外、國威の發揚に盡さんとするに在る。而して亞細亞に於ける民族友愛の徹底も亦我等が深く期するところである。

我等が決死奉公の志たるや牢乎として固し。

天神に誓ひ地祇に祈り、我等は斷乎目的の達成に向つて今日茲に一步を踏出す。八千萬同胞よ、擧つて我黨を支持されよ。

なほ勤勞日本黨の本年における主要なる運動は、一、綱紀問題に關し西園寺公に對する建白運動、二、北日本水害救援運動、三、防空演習に關し電燈料拂戻運動、青年國家社會主義協會の再建運動等であつた。

2 綱領・政策

【綱領】

- 一、我が黨は國體の本義に基き金權政治の介在を排除し君民一如理想國家の實現を期す。
- 二、我が黨は行詰れる資本主義機構を合理的に改廢し國民生活の改善を期す。
- 三、我が黨は愛國精神に基く國民道徳を振興し以て社會惡の克服を期す。
- 四、我が黨は世界平和の基礎に立ち人種平等を期す。
- 五、我が黨は社會改造の根本原理として國家社會主義を信奉す。

【政策要綱】

國政

- 一、天皇政治を徹底せしむ可き立法、司法、行政機關の改造

- 二、華族の政治的並に經濟的特權の廢止。
- 三、選舉法の根本的改革（職業代表制の確立）。
- 四、資本家本位の諸法令の廢止。

財政

- 一、國營事業を基礎とする國家財政の基礎。
- 二、私有財産の制限と超過額の國家による收納。
- 三、勤勞國民負擔の輕減と徵稅制度の單純化。
- 四、生活必需品に對する消費稅の改廢。
- 五、財産稅、相續稅、所得稅、資本利子稅等に依る高率累進賦課。

金融

- 一、金融機關の國營又は公營。
- 二、小口金融機關の普及と信用組合の助長。
- 三、支拂不能借金に對する合理的解決手段の適用。
- 四、利子の限定と高利貸の嚴罰。

産業

- 一、基本産業の國營。
- 二、公益企業の國營又は公營。
- 三、私營企業の規模限定と其の國家統制。
- 四、海外貿易の國家統制。
- 五、保險業の國營又は公營。
- 六、取引所の廢止と國營中央市場の設立。

勞働

- 一、生活賃銀並に俸給の絕對保證。

- 二、労働時間制の確立。
- 三、被傭者組合の企業管理参加。
- 四、團結權、罷業權の確立。
- 五、國家による失業者生活の保證。

農村

- 一、土地の漸定的國營。
- 二、耕作權の確立。
- 三、合理的小作法の制定。
- 四、主要農産物の價格統制と米穀の國家管理。
- 五、肥料の國營。
- 六、協同生産消費組合制度の助成。
- 七、農村文化施設の普及。

都市

- 一、公營住宅の普及又は住宅の國家管理。
- 二、衛生設備の完備と青少年體育の徹底。
- 三、文化設備の充實と都市美の保存。
- 四、娛樂機關の公營と普及。

教育

- 一、教育に於ける機會均等主義の徹底。
- 二、公費教育制度の徹底。
- 三、教育者の嚴選と優遇。
- 四、國家的精神の涵養。
- 五、邪教の撲滅。

社會

第二部第三篇 無産政黨

- 一、養老年金制度の實施（恩給制の廢止）。
- 二、窮民救護の徹底。
- 三、診療の公營。
- 四、癡兵、公傷及國防犠牲者並に家族に對する國家の保護。
- 五、社會的差別待遇の徹底的打破。
- 六、托兒所の即時設置普及。

軍事

- 一、國防の充實。
- 二、國民的軍事教練の普及。

國際

- 一、自主的外交方針の確立。
- 二、東洋平和を確保す可く亞細亞聯盟の促結。
- 三、人種平等權の確立。
- 四、國民經濟の確立に必要なる海外資源利用權の確保。
- 五、軍備均等權の確立。

3 役員

役員 總理 松谷與二郎 黨務長 近藤榮藏 中央常任執行委員 白鳥廣近 齋藤武彌 熊本與市 五十嵐隆 深田銀次郎 國際部長 瀧川末一 調查部長 荻原貞一 宣傳部長 中野清一 教育部長 矢尾喜三郎 法律部長 大脇松太郎 青年部長 安藤九州夫 機關紙部長 山本富嘉

三 日本國家社會黨（愛國同盟）

1 運動の概況

第一項記述の如く昭和八年に入つて四分八裂を來した「日本國家社會黨」は、その僅少の殘留組によつて守られ、黨名を一時日本國家黨と稱せんとしたが、昭和九年に入りその第三回黨大會（二月二十四日）において「愛國政治同盟」と改稱するに至つた。しかし、本年中の活動は消極的で、青年隊の結成、救國關東大會（内閣打倒を目標とす）、國民窮乏匡救請願運動等の如きものであつた。

2 大會・委員會

日本國社黨常任中央執行委員會——一月十二日午後二時より本部に於て開催。出席者は小池、陶山、森、五十嵐、大槻の諸氏。大會の日取等を決定。而して該年度大會は黨名變更、機關の改廢等重要問題を包含するのみならず、大會そのものも實質的に行ふ意圖にて黨名に就ては昨年七月二十三日の國家社會主義急進派との分裂中央委員會後、變更の意見が強く舊臘本部は「日本國家黨」なる案を指令に依り全國各支部に諮問せるが其後各支部より賛否の回答あり、之を綜合して本部は「日本維新黨」なる黨名を採用し本部として大會に諮ることに決定。

日本國社黨第三回大會——二月二十四日、於赤坂三會堂。

〔議長〕 今村等。〔副議長〕 光吉悦心、渡邊圓藏。〔議案〕一、黨則改正の件。別記規約草案を朗讀し異議なく可決。一、黨名變更の件。愛國政治同盟と異議なく可決。一、運動方針決定の件。別記昭和九年度運動方針書草案を朗讀し異議なく可決。一、日本製鐵株式會社財閥化反對の件（可決）尙緊急動議として軍民離間問題に關する件、五・一五事件關係者に對する慰問文の件等が提出せられ各々満場一致の可決を見た。

3 運動方針・規約

第三回大會において決定したる運動方針および規約は次の如きものであつた。

【昭和九年度運動方針書】

世界經濟の行詰りは歐米諸列國をして極度の苦悶に陥らしめ、彼等は今その苦境打開に苦慮しつゝあるが、我國とても亦その外にあることを許されない。我同胞國民の窮乏の原因もまたここにある。然し乍ら偶々我國にあつては特殊なる諸種的情勢により現に國家勢力の發展擴大が進行され、且世界市場への經濟的進出が促進されつゝある。茲に於て歐米列國がその苦悶の渦の中に、我國に對する恐怖と嫉妬に焦慮し遂に、我國を呪咀せんとするに至るは當然の歸結である。

かくして一九三五・六年の危機は將に招來せんとしてゐる。この危機に直面して國民は何を準備すべきであるか、それは（一）國力の増大と（二）國民の精神的緊張を以てする以外にはない。

一、然るに我國の過去と現在に於て國力の増進を阻害し、國民的緊張を反つて弛緩せしめたるものは政黨であり、政黨政治であることは明白である。こゝに於て政黨をせん滅し政黨政治を掃蕩せずんば遂に來るべき危機を突破することが出來ず、更に國家の繁榮を庶期することも不可能であると斷ぜざるを得ない。

國富の増進、國民生活窮乏の打開、東亞諸民族の白人よりの解放等々の緊要なる諸問題の實現達成は政黨政治の存續する限り斷じて不可能である。

我等はこの確信の上に立つて我愛國運動の焦點を「政黨政治の

撃滅」の上に置かねばならぬ。

これ本大會に際して更めてその認識を深からしめねばならぬ第一の重點である。

二、然し乍ら政黨政治の撃滅は斷じて議會制度の否認ではない否寧ろ議會の職能を眞正に發揮せしめんとする積極的闘争であり努力である。

明治天皇の大精神を眞實に體顯したる眞正なる議會の建設運動である。我等の窮極の建設目標たる天皇政治は斷じて獨裁政治でなくして庶民億兆の心を暢達せしめ、聖上の大御心に歸一せしむべきものでなければならぬ。これこゝに更めて言及して置かねばならぬ第二點である。

三、凡そ國民にして天皇政治を要望せざるものはないであらう。唯その要望の熱度に於ては必ずしも一樣ではない。

我等の運動はかくの如きそれ〴〵の熱度を親切にとりあげてそれ〴〵の組織に誘導し、其の熱度を高めるべき努力である。従つて我等の組織は又一様のものであるべきではない。それ〴〵國民の熱度に昭應すべき諸段階に組織さるべきである。そしてそれが圓の中心に求心的に牽引されなければならぬ。それ故に我等は單なる支持者のみよりなる外廓團體の組織化に努力しなければならぬ場合もある。

我等は組織の機械的劃一化を戒め組織の多様性を尊重しなければならぬ。

こゝに更めて明白ならしむべき第三點である。
四、然し乍ら以上の多樣的組織にあつては必ず太陽の如き灼熱

せる中心がなければならぬ。それは當然愛國の赤誠に燃え國家改造に高度の認識をもつる人士に待つべきは勿論であるが。地方的に散在されたるそれ等の人士の間には極めて密接なる行動的聯絡と鐵石の如き精神的信賴關係の存在が絶対に必要なる條件である。

五、我等は更にかくの如き運動の中心に青年のみを以て構成する「愛國青年隊」の新組織を現顯せしめなければならぬ。

「愛國青年隊」は青年特有の勇氣と熱誠とによつて國民に刺戟と躍動とを與へ併せて我等の全陣營の澁滯を阻止するの任務をもつものでなければならぬ。

従つて隊員の任命は最も嚴選し隊員は凡て一體となり死を共にすの決意あるを要する。

こゝにその必要を表示して速に實現を期せねばならぬ第五點である。以上は我等の既に或は認識し、或は相戒めつゝある所であるが、特にこの光輝ある本大會に際し、更めてこれを明記して一層の戒心を促し新らしき決意の下にその實現に邁進するの必要を痛感する。

【規約】

第一條 本同盟は愛國政治同盟と稱し、綱領の實現を目的とし、日本國民を以て構成す。

第二條 本同盟に左の機關を置く。

一、全國會議、二、中央會議、三、總務委員會。

第三條 全國會議は最高決議機關にして、全國會議委員、中央會議委員を以て構成し、總務委員長之を召集す。全國會議委員は全國會議に於て之を選任す。

第四條 中央會議は全國會議に次ぐ決議機關にして中央會議委員、本部役員を以て構成し、總務委員長之を召集す。中央會議委員の選任は全國會議に於て之を行ふ。

4 役員

第五條 總務委員會は執行機關にして、本部役員を以て構成し、書記局、部門を必要に應じて設くることを得。

〔總務委員長〕小池四郎。〔總務委員〕陶山、森、山元、大槻、今村、山名、藤岡。〔相談役〕五十嵐治孝。

第六條 本同盟に左の役員を置く。

第四篇 消費組合運動

一、總務委員長、二、總務委員、三、顧問、四、相談役。

第七條 總務委員長、總務委員は全國會議に於て選任し、顧問、相談役は全國會議に於て推薦す。

第八條 本同盟の組織單位は市、郡一支部制とし二支部以上を以て道府縣別に支部聯合會を設置す。但し六大都市は區を單位に支部を設置し、支部は分會並に班を設置することを得。支部並聯合會の準則は別に之を定む。

第九條 本同盟の同盟費は一名年額金六十錢とす。支部が本部に納入すべき責任年額は總務委員會に於て定む。

労働者・農民による消費組合運動は、労働組合運動が漸次活況を呈するに至つた大正十三年以降展開されるに至つたものであるが、近年經濟的不況が深化し、労働階級の窮乏状態が進むにつれ、之が防衛の手段として昭和五年頃より急激に發展した。昭和五年より八年にかけて自主的労働者消費組合の設立されるもの殊に多數を示した。

第十條 本同盟員にして左の一に該當するものは總務委員會に於て除名す。支部並支部聯合會は左項に該當するもの除名を總務委員會に申請することを得。

- 一、同盟規約に違反したる者。
- 一、同盟の面目を汚損したる者。
- 一、同盟の統制を紊したる者。

附 則

一、本規約は全國會議の賛成を経るに非ざれば變更するを得ず。

しかし乍ら近年のインフレ景氣による跛行的好況は、勞農大衆を潤すに至らず却つて賃銀の引下と生計費膨脹のためその困窮状態が一層悪化せられたのである。かくてその購買力は一層減少し、支拂能力は更に縮小されて行つた。かゝる労働者の状態は直ちに消費組合運動の上にも反映し、昨年より本年にかけ、多くの組合は赤字経営となり、財政金融難のため、経営不能の状態に陥るものをすら出すに至つた。殊に關西地方に於ては本年秋の風水害のため甚大な打撃を受け経営困難のため運動は一時停頓するが如き有様であつた。殊にこの現象は農村消費組合に著しく、農村消費組合は最近殆んどその發展を停止したとすら云はれる有様であつた。

昭和九年現在に於ける自主的労働者消費組合の數は協調會調査に

よれば労働組合関係消費組合三八、組合員一三、六六八八、地域的（一般労働者・無産市民を構成要素とする）消費組合数は三三、その組合員九、四四九人、合計組合数七一、組合員数二三、一一七人となつて居る。また之等消費組合の聯合體としては消費組合聯合會、關東消費組合聯盟並に同聯盟を主體とする左翼消費組合の指導機關としての日本消費組合聯盟があつて、個々の組合は夫々何れかの聯合體に加盟若くは之を支持する事によつて我國消費組合運動の左右兩翼を形成して、各その指導精神に従つて運動を續けてゐるのである。

しかし之等の聯合體もその加盟組合と同じく昨年來何れも經營難に悩みつゝある。消費組合聯合會は昭和七年秋東京消費組合系組合の脱退によつて組織並に經營の上に打撃を受け、本年も未だその運動は概して不振であつた。かつて左翼運動の輻重隊として華々しい活躍を續けて來た關東消費組合聯盟も本年は昨年引續く加盟各組合の經營不振のため、本部自體も未收金借入金の増大、諸任入未拂金の増大、金融難等々のため本年遂に財政的破綻の状態に直面するに至つた。日本消費組合聯盟も同様である。日消聯の財政的破綻は昨年既に決定的のものとなつてゐた。そして之が打開のための新經營方針の樹立とその具體化、これが多難の兩左翼消費組合聯盟の一年の主要なる任務であり、運動であつた。かくて關消聯は本年十一月規本的な更生案を得て更生への第一歩を踏み出す事が出來たのである。

以下之等無産者消費組合の現勢と本年中に於ける運動とを概観しやう。

第一章 一般狀況

第一節 労働組合関係消費組合

労働者消費組合中労働組合の事業として組合によつて經營されるか或は労働組合を基礎單位として組織されてゐるもの即ち茲に謂ふ労働組合関係消費組合は協調會調にれば昭和九年現在に於て組合数三八、組合員数一三、六六八八となつてゐる。そして之が分布は東京一五、神奈川七、大阪六、兵庫三、福岡二、愛知、廣島、静岡、千葉各一となつてゐる。

この労働組合関係消費組合を組合系統別にみれば、日本労働總同盟最も多く十八組合を算し、次で日本産業労働俱樂部關係の六、全國労働組合同盟の五その他日本労働同盟、東交、總聯合、遞從、全國評議會、東京市從、海軍聯盟、自由聯合等の各一となつてゐる。左に總同盟、全國労働、日本労働俱樂部等各組合關係消費組合の現勢を記述しやう。

日本労働總同盟關係消費組合

總同盟加盟の労働組合關係の消費組合の昭和九年八月現在の数は十八組合、組合員数四、五八五人にて、之を昭和七年同期に比すれば一組合の減少であるが、組合員数は却つて七四六人増加してゐる。その他出資口數、拂込金額、一ヶ月平均賣上高等何れも昭和七年同期に比し増加せる事は左掲表に示すが如くである。尙組合數は一組合の減少であるが、中央消費及昭和七年八月以後に設立された五組

合計六組合が新なる構成要素として加つてゐる。後掲表中×印のものがそれである。

消費組合事業成績累年表

年月	組合数	組合員数	出資口数	拂込済出資金	平均一ヶ月上	組合員一ヶ月利用高	昭三、八	昭三、八	昭三、八	昭三、八	昭三、八	昭三、八	昭三、八	昭三、八	昭三、八	昭三、八	昭三、八	昭三、八	昭三、八	昭三、八
							昭三、八	一三、五、〇六四	五、四九一	六〇、三二・七	三九、一八九・七	七・七三	昭四、九	二	四、八二八	七、〇三三	五〇、二九・二〇	四〇、九〇一・五	八・四九	
							昭五、八	二	四、六四〇	六、一三六	五四、一〇六・四	四六、〇八・五	昭五、八	二	四、六四〇	六、一三六	五四、一〇六・四	四六、〇八・五	九・九三	
							昭六、八	二〇	四、五一	六、四四四	五五、五〇・三〇	三七、二三四・三	昭六、八	二〇	四、五一	六、四四四	五五、五〇・三〇	三七、二三四・三	八・一八	
							昭七、八	一九	三、八三九	五、七七七	四六、七八・三七	四〇、三九・七一	昭七、八	一九	三、八三九	五、七七七	四六、七八・三七	四〇、三九・七一	一〇・五三	
							昭九、八	一六	四、五六五	八、九三六	九、一三六・六	五六、八四七・〇〇	昭九、八	一六	四、五六五	八、九三六	九、一三六・六	五六、八四七・〇〇	一三・四〇	

消費組合一覽(昭和九年八月現在)

名	稱	府縣名	組合員数	出資口数	拂込済出資金	積立金	一ヶ月平均賣上	一組合員一ヶ月平均利用高	關係組合	創立年月
共愛消費組合		東京	二六	五三	三、八八・二九	八七・六六	三、三六・三	二・五	大崎支部聯	大・四・七
製網購買組合		神奈川	八四	一、七五	一四、〇六・六〇	九、〇八・七〇	一四、四五・一八	一六・三	製網労働組合	昭・二・一
淺野造船消費組合		神奈川	三〇	三九	三九・〇〇	—	二九・〇〇	八・三〇	神奈川鐵工組合	大・二・一〇
×日石消費組合		神奈川	三九	四五	二五・〇〇	三〇・〇〇	二六・六〇	五・二〇	石油労働組合	昭・八・一〇
淺野船渠消費組合		神奈川	四六	六四	四六・〇〇	—	二九・〇〇	六・三〇	神奈川鐵工組合	昭・二・二
×中央消費購買組合		神奈川	四八	七六	四、二六・四五	六三・〇〇	五、二九・五三	一・三六	神奈川聯合會	大・一・五・七
×千代田消費組合		東京	一五	四三	八二・二三	一〇〇・〇〇	七三・〇〇	四・八〇	東京革工組合	昭・七・二
×江北消費組合		東京	四七	一四七	七五・〇〇	—	四〇〇・〇〇	二・〇〇	東京革工組合	昭・七・二
平塚消費組合		神奈川	五〇	八一	二八・〇〇	—	一五・三〇	六・〇〇	紡織労働組合	昭・八・九
×岳南消費組合		静岡	四七	八七	四、三九・〇〇	—	二、四二・四五	五・三	紡織労働組合	昭・七・二
櫻田従業員消費組合		東京	一六〇	二三〇	六六〇・〇〇	—	一、五〇〇・〇〇	九・七	東京鐵工組合	昭・六・三
製網労働兵庫消費組合		兵庫	一五	一六	一、六八・〇〇	—	一、五七・七三	九・七三	製網兵庫支部	昭・五・七
製網小倉購買組合		福岡	四七	一、九七〇	九、一七〇・〇〇	二、八七・二六	二、〇七・六三	二・五	製網小倉支部	昭・四・七
白木崎購買組合		福岡	二〇	二〇	一、七三・五〇	—	三、八〇〇・〇〇	一六・二〇	セメント門司支部	昭・四・二

因島消費購買組合	廣島	五九三	七、〇三三	一、四六・七	三、三三・〇〇	五・七	因島労働組合	昭三・三
栗本共榮社	大阪	二七六	四、七六・〇〇	—	一、六〇・〇〇	五・七	大阪金屬労働	昭三・四
購買組合共榮社	兵庫	三三四	五・六	—	四、七六・四七	一四・二七	尼ヶ崎金屬労働	大二〇・二
三河セメント購買組合	愛知	四〇	一、九七〇・〇〇	一、四四・三	八四〇・〇〇	三二・一九	セメント三河支部	大二五・九

全國労働組合同盟關係消費組合

全勞關係消費組合は總同盟のそれに比し極めて少數であるが、その主要のものとしては播州化學産業労働組合高砂工友會の經營する高砂消費組合、大阪金屬南恩加島支部經營の南恩加島大阪製鐵購買組合等がある。高砂消費は昭和七年四月縣下の數組合を合流し兵庫縣消費組合聯合會を組織し、量的に膨脹するとともに、日消聯を支持して日消聯の關西に於ける指導的勢力と認められるに至つた。然

るに昨年全國労働第三回全國大會に於いて全勞系消費組合の日消聯支持を取消し全勞独自の消費組合をもつべき事が決定された。これがため高砂消費を主力とする兵庫消費内部には日消聯支持派と反對派との對立を生じ同年六月反對派の脱退によつて遂に組合は完全な分裂を遂げるに至つた。
全勞系五消費組合の現勢は左の如くである。(協調會「昭和十年版労働年鑑」に據る)

組 合 名	設 立	所 在 地	組 員 數	總 賣 上 額	配 給 利 益	諸 經 費	剩 餘 金	關 係 勞 働 組 合
大阪運輸交通消費組合	昭七・三	大 阪	五三三	一〇、〇六	九六	一、〇四 (十)	三〇	大阪運輸交通労働組合安治川支部
△高砂三菱消費組合	昭三・三	兵 庫	四〇〇	不 明	三、九四	六、九八 (一三、〇七)	—	播州化學産業労働組合
港 南 消 費 組 合	昭八・八	大 阪	三〇〇	〃	一五、〇〇	一五、五〇 (一) 五〇〇	—	大阪金屬労働組合港南支部聯合
南恩加島支部購買組合	昭四・六	大 阪	二五	〃	二九、〇〇	二六、六〇 (十) 四〇〇	—	同右南恩加島支部
ミナト消費組合	昭九・五	同 右	二五	〃	二、九〇	二、九〇 (十) 三六	—	全國労働組合同盟員
一、△印は認可組合	二、高砂消費組合は三菱製紙高砂工場従業員により組織。	三、ミナト消費組合は大部分社大黨員。						

日本産業労働俱樂部及びその他の労働組合關係消費組合

日産加盟の労働組合關係消費組合としては石川島自彊購買、工信購買、自榮社の如き労働組合關係消費組合としては量的にも質的に

も強力且優秀なる組合が多い。日産並にその他の労働組合關係の現勢は、協調會調によれば、左の如くである。(上掲「年鑑」)

組合名	設立	組合員数	出資金	売上総額	月一組合員一ヶ月平均利用高
△石川島自疆購賣組合	昭二・八	二、二〇二	七、〇三〇	二七〇、七五〇	一〇・四
△自 榮 社	昭三・九	四九	九、六四〇	九七、九五六	一八・八
△芝浦河港購買組合	昭五・〇	二九八	三、一五〇	四三、二七〇	二・八一
△日本勇信購買組合	昭七・三	二九六	四、七八〇	二五、一六三	七・七
△自揚組合購買部	昭七・〇	一五五	一、〇八六	一九、八二九	一〇・六五
工信購買信用組合	大五・二	一、五七三	三、八二〇	一六〇、六一〇	八・五〇
計		四、九七三	九〇、五〇六	六六六、六一〇	—
一 組 合 平 均		八二九	一五、〇八四	一〇三、七六三	二・一八

備考——△印は認可組合

利益率	配給率	経費率	人件費の経費中に占める割合	剰餘金	関係労働組合	関係	職場
一三・四%	六・三%	五九・〇%	一九・七五	自 疆 組 合	石川島造船所		
七・七	五・九	六九・二	一・五〇九	興進労働組合	隅田川製鐵所		
三・五	六・〇	六一・九	二・五	芝浦工愛組合	東京市河港課		
六・六	四・四	七五・〇	六・六	日本勇信労働組合	日本建鐵會社		
四・〇	二・七	四五・三	三・六	自揚組合	日本鑄鋼會社		
八・五	一一・六	四八・六	三	工 信 會	横濱船渠會社		

その他の労働組合関係消費組合

組合名	設立	所在地	組合員数	一ヶ年売上総額	関係労働組合	備考
瑞穂購買組合	昭四・七	東京	一五	一八、一五	遞信從業員聯盟	關係労働組合は昭二〇・五・五遞信從業員同盟と改稱
勞 友 社	大二・五	東京	一八	三、四六	東京交通労働組合	消費組合聯合會加盟

屋井乾電池従業員購買部	昭七・九	神奈川	一〇二	不明	日本労働同盟	昭七・七	八〇	二、六五二
第二北部消費組合	昭七・二	神奈川	五	八八	日本労働組合自由聯合協議會	昭七・七	六〇五	五九、五九五
RS従業員消費組合	昭五・〇	神奈川	一八	一、三〇〇	關東化學産業労働組合	昭七・三	一七五	二、〇六七
枝川消費組合	昭六・	神奈川	一三七	三、七六二	東京市従業員組合	昭七・三	一七五	一、六二八
廣工僚信用購買組合	昭二・	廣島	三三〇	四〇、〇〇〇	廣工僚會	昭七・三	七	六、〇七九
東京灣船員購買組合	昭四・二	東京	二八	四、三六	東京灣船員組合	昭七・三	一三〇	經營難

第二節 一般労働者消費組合

前節記載の労働組合關係消費組合の他に労働組合を基礎とする事なしに地域的に集合せる一般労働者、無産市民によつて組織されてゐる消費組合があり、之を上記のものと區別して一般労働者消費組合とすれば、此種組合は協調會調によれば、昭和九年現在において三三組合を算してゐる。その個々の組合の組合員數並に賣上總額は同じく協調會調によれば左協如くである。

組名	所在地	設立	組合員數	賣上總額	收入	支出	經營難
△北豊島協同購買組合	東京	昭三・三	二七九	三三、三六三	一三〇	一、〇五三	
△江東消費組合	東京	大五・四	六、三五	八七、五六六	一〇、八三三	二、五三八	
岡山消費組合	岡山	昭八・二	四〇	七、一〇九	一〇、八三三	二、五三八	
名古屋消費組合	愛知	昭六・四	三三〇	一〇、八三三	一〇、八三三	二、五三八	
東大阪消費組合	大阪	昭八・七	一三〇	一、〇五三	一、〇五三	二、五三八	
阪神消費組合	兵庫	昭六・三	四三	經營難	經營難	經營難	
大同消費組合	大阪	昭四・四	一七五	三、六五二	二、九五五	一、五、四四	
△城西消費購買組合	東京	大五・五	九七〇	五、七四	三	四、一三三	
△共働社	東京	大九・〇	二五〇	一五、四九一	三	四、一三三	
△向島共働社	東京	大三・二	三七	三七、三三六	三	四、一三三	
第一合同消費組合	東京	昭二・	三〇〇	三四、二五七	三	四、一三三	
金杉消費組合	東京	昭七・九	一五	二七、四一八	三	四、一三三	
南千住消費組合	東京	昭五・六	二六	二、五三八	三	四、一三三	
城北消費組合	東京	昭九・八	三三	五、九六九	三	四、一三三	
城南消費組合	東京	昭六・五	二五〇	四一、八六一	三	四、一三三	
魚市場消費組合	東京	昭五・九	一六	一五、四四	三	四、一三三	
權愛消費組合	大阪	昭二・二	八〇	二、六五二	二、六五二	二、六五二	
△京家庭消費組合	京都	昭七・七	六〇五	五九、五九五	六〇五	五九、五九五	
大阪消費組合	大阪	昭七・三	一七五	二、〇六七	一、六二八	一、六二八	
大阪消費組合	大阪	昭八・〇	七	六、〇七九	六、〇七九	六、〇七九	
神戸合同消費組合	兵庫	昭五・〇	一三〇	經營難	經營難	經營難	
湖南消費組合	神奈川	昭七・五	三	四、一三三	四、一三三	四、一三三	

大森共働社	東京	大正・五	六〇	一五、四九一
多摩川消費組合	神奈川	昭六・〇	三〇〇	一五、九五五
△南部共働社	東京	大正・二	一三五	一三、七八二
沼間自治會	神奈川	昭六・〇	三三	一、八六四
△蒲田共働社	東京	昭三・五	三五〇	
明石消費組合	兵庫	昭四・一	七〇	〔収入三〇、〇〇〇 支出三、〇〇〇〕
在神戸朝鮮人消費組合	兵庫	昭八・二	六	〔収入五、七〇〇 支出五、四三三〕
△尼ヶ崎購買組合	兵庫	昭六・〇	三〇	經營難
横須賀購買組合	神奈川	昭六・二	二九	〔収入四、四三〇 支出四、三三〇〕
△吳工友信用購買組合	廣島	大正・三	二、三〇〇	四〇〇、〇〇〇

△印は認可組合

以上の一般労働の消費組合の多くは我國消費組合運動の二大潮流をなす右翼、消費組合聯合會か、又は左翼消費組合の聯合體たる關東消費組合聯盟及び日本消費組合聯盟（關消聯自體がまた日消聯の主體的勢力となつてゐる）の何れかに加盟するか、又は支持して夫々その支持又は加盟聯合體の指導方針に従つて經營内至鬭争を續けてゐる。前節記載の労働組合關係の消費組合も亦各々それ等の聯合體に加盟又は之を支持して居り、従つて我國労働者消費組合は大體ロツチデール主義を奉ずる消費組合聯合會系のものトモスコイ主義を指導精神とする關東消費組合聯盟並に日本消費組合聯盟系のものとの二大系統に大別することが出来るのである。以下之等聯合體の現状を見れば

1 消費組合聯合會

消費組合聯合會は昭和四年十月關消聯を脱退せる東京共働社以下の右翼組合によつて翌五年七月結成されたものであるが、昭和七年十月内部的紛争から、ロツチデール主義を固守する廣田金一氏指導下の組合東京共働社及び同系組合並にその支部十一組合が聯合會を脱退して大東京消費組合を結成するに至つた。従つて聯合會の加盟組合は九組合となり、更に本年はまたその數を減じ加盟組合と見るべきは左の七組合となつてゐる。

【加盟組合】江東消費組合、北豊島協同購買組合、共愛消費購買組合、消費組合勞友社、製鋼購買組合、川崎中央消費購買組合、久ヶ原消費組合、消費組合我等の家、

2 關東消費組合聯盟（關消聯）

關東消費組合聯盟は大正十一年五月に結成され、爾來幾多の彈壓の試練を経て成長し現在に至つたものである。昭和四年十月には前記右翼六組合が脱退して消費組合聯合會を組織するに至つたが、その後は大した動搖もなく解放運動の輻重隊としての活動を續けて來た。然るに昭和七年以來勤勞大衆の窮乏が深刻化し、ためにその購買力が益々低下するや本部並に加盟諸組合とも經營難に陥り、殊に本年は、九年度大會報告に於いて聯盟自らの云ふ如く、組織内の混亂、經營の赤字、金融の逼迫、陣容の缺如、機關の不活潑等々のため結成以來未だかつてない困難な情勢に當面するに至つた。即ち本部の經營不振状態は、その配給高についてみれば、昭和九年度白米

十一萬五千九百圓、雜貨三萬五千圓合計十五萬一千圓であり、之を既に不振状態に在つた昨年度のそれと比較しても、白米に於て四萬九千百圓の、雜貨において四萬七千圓の夫々減少を示し、その合計比較においては約九萬六千圓の激減となつて居り、本年度決算期(十年二月)までの缺損額は三千八百圓を突破してゐる。かゝる本部初め加盟諸組合の經營難、財政難のため、加盟組合中には店舗維持困難により解散又は他組合に合流(これはまた聯盟單一化の方針により促進されてもゐるが)するものを出すに至つた。鶴見消費組合準備會、東交城北消費は本年解散、また南郊共働社は脱退するに至つたし、麻布消費、一般の兩消費組合は城南消費に合流、城北消費及城北合同も八月に合同を完成し、江東地區共働社、第一合同、魚市場の三組合もその合同を具體化せんとしてゐる。これ等の内部的異同のため昨年十八組合を數えた加盟組合も本年は左の十三組合となつてゐる。

聯盟加盟の組合並に聯盟の昭和九年に於ける事業成績概況は次の如くである。

加盟組合——城西消費購買組合、共働社、向島共働社、第一合同消費組合、第二費部消費組合、金杉消費組合、南千住消費組合、城東消費組合、城南消費組合、西南消費組合、魚市場消費組合、大森共働社、多摩川消費組合、

事業成績(昭和九年度)

加盟組合出資金	一七、一〇〇
賣上總額	一五二、〇九三
加工配給利益	七、三二七

第二部第四篇 消費組合運動

諸經費	一三、八三七
今期缺損金	三、八八六
借入金	一一、六九五
賣上未收金	一四、六五(出資拂込高 三、二〇圓)
貸付金	一一、三〇五
限度假渡金	三、七二二
	一五、〇二七

3 日本消費組合聯盟

日本消費組合聯盟は昭和七年三月左翼無産者消費組合の全國的統一指導機關として結成された。結成以來全國各地に加盟組合を獲得し、當局の絶えざる彈壓にも拘らずその組織と運動の擴大を圖つて來たが、昨年來之亦組織の未確立、金融涸渇等々の理由から經營難に悩み、その克服に精力の大半を割きつゝある有様である。加盟組合中主要なるものは大體左の如くである。

札幌、北空知、旭川鷹栖、鷹栖中央、黒石、五所河原、酒田、川房、宮城、國分、千葉、鎌ヶ谷、瀬南、名古屋、新屋、京都、槿愛、阪浦、兵消、神戸合同、岡山、長崎、熊本、大分、青森、の各消費組合。並に關東消費組合聯盟。

第二章 消費組合の運動

茲では我國に於ける消費組合運動の左右兩翼を代表する聯合體たる消費組合聯合會および日本消費組合聯盟並に日消聯の主體たる關東消費組合聯盟の本年における活動を概観する筈であるが、本年は

消費組合聯合會の活動に關する資料乏しく、従つて己を得ず本年は聯合會を割愛し、後者に關してのみ記述をすゝめる。ロツチデール主義を奉ずる消費組合聯合會は昭和四年十月結成以來左翼組合たる關東消費組合と相對峙して關消聯とゞもに我國消費組合運動に二大分野を劃して來たものであるが、昭和七年秋内部的紛争から東京共働社以下同系の加盟組合十一を失ひ、その組織の上にも事業の上にも可成の打撃を受け、本年度に於ける加盟組合は上述の七組合となつてゐる。

第一節 關東消費組合聯盟

關東消費組合聯盟は昨年末本部並少數組合を除く各加盟組合とも甚しい經營難に陥り苦難の一年を送つた。即ち永きに亘つて持續された尨大な配給未收金の増大とその固定化は必然に金融を涸渴せしめ、財政的危機に瀕し、經營はかつて見ざる程の缺損状態に陥つた。かくして本年聯盟は之が打開更生にその全力を傾けざるを得なかつた。

關消聯本部の本年に於ける經營状態は上記の如く、白米及雜貨の配給状態は前年に比し九萬五千圓の減少を來し、今期（昭和十年二月決算期まで）の缺損額は三、八〇〇圓を突破してゐる。

即ち本年三月より十一月に至る七ヶ月間の經營状態は左の如くである。（關消聯第十五回大會報告に據る）

	配給高	經費	缺損金	在庫品
三月	一四、一八三	一、三六六		
四月	一三、六四二	一、三六七	一、六〇〇	

白米五〇〇圓
雜貨四、一〇〇圓

五月	一三、一七五	一、三〇八		
六月	一三、七八	一、〇三三		
七月	一四、三三二	一、〇四七		
八月	一三、六〇九	九八二	二、六一〇	
九月	一三、八四〇	一、〇三四	四四七	
十月	一〇、六六六	八八四	四五三	
十一月	一一、〇七一	八二三	三四六	
計	一六、二三五	九、七三三	五、三五六	四、六〇〇

一、諸借入金 一四、〇〇〇圓餘

二、諸仕入未拂 三、八三五圓（米仕入未拂、雜貨仕入未拂、支拂手形、支部小切手、銀行借財）

三、賣上未收 二、三〇〇圓（未收金、貸付金、限度後渡金、日消後渡金）

四、在庫品 六、四三圓（内雜貨三、三三圓）

各加盟組合中金杉、城南、多摩川、向島を除き大部分の組合が本年三月五月の間既に赤字經營を續け、之が打開策として現金制、出資限度制の問題がそれ／＼の機關によつて取上げられたが、具體化されるに至らなかつた。加盟組合のかゝる状態は本部との新取引制（單一限度）の強行と相俟つて組合の經營を更に困難ならしめると同時に、之がまた本部の經營に反映再轉嫁されて本部は未曾有の金融難に陥つた。即ち借入金政策の行詰と俟つて仕入未拂の固定化のため全販聯、全購聯との取引は一時中絶の状態となつた。之がため加盟組合における單獨仕入が擡頭し本部配給高は總體的に低下し、本部は茲に全く財政的經營的破綻に直面するに至つた。かくて五月

頃より本部改革案が上提され直ちに實行されたが、その改革案は中央金庫その他を通じて大口資金の借入運動を豫起し、これによつて當面の不足資金の補充を行ふ事、對加盟組合未收金の再整理、全體劃一的單一限度取引制の採用、人員整理、新豫算(支出一、〇〇〇圓程となす)の確立等をその内容とし、その一部は僅乍ら成功を納めたが改革運動の核心をなす不足資金の借入れは容易に達成されなかつた。かくてこの改革運動は第十四回大會(五月二十日)直後頃より中央金庫を對照とする借入金運動に轉化集中されるに至つた。

對中央金庫借入金運動は六月―八月の間加盟認可組合代表、中央會支部、中央金庫、府全販聯、全購聯等産業組合中央諸機關代表の參加による協議會が組織され、協議會によつて展開されるに至つた。協議會は二萬圓の資金獲得を前提とする關消聯第一更生案を作成しその實現に努力したが、中央金庫側は容易に資金貸出を應諾するに至らなかつたため、第一次更生案はその第一歩に於て行詰り、結局關消聯は認可組合を中心とする單一大合同によつて自力更生策を講ずるの外途なきに至つた。茲に更生案は單一化運動を通じての借入金獲得へと轉化するに至つたのである。

關消聯單一化の運動もしかし、このために組織された單一化實行委員會の活動にも拘らず、中央金庫借入金見透の絶望、各組合の經營逼迫、同運動の責任者の辭任等のため急速に實現されるには至らなかつた。

此間更に本部並に加盟組合の窮狀は深化するに至り城北、城北合同の二組合は經營難のため合同し、更に城西第一、東交城北、西南等の各組合も同様の状態に直面するに至つた。

かゝる狀勢の悪化に當面して九月遂に關消聯はその最後の問題たる「關消聯存廢」の問題を議せざるを得ぬ事となつた。

この問題を巡つて會合と討論が屢々重ねられ、遂に本年十一月に至り關消聯の自力更生案、所謂第二次更生案が成立するに至つた。この更生案は老大な負債と、未收金及資金涸渴状態の徹底的除去を基礎とするもので大綱左の如くである。

一、關消聯舊貸借關係を斷乎整理せよ。具體案 (1)舊負債中合計約一萬七千圓を(詳細略)關消聯所有敷地二百坪(建物付)を賣却して此整理資金に充てる。但し整理方法は各個別に參酌考慮し、棒引金額支拂、又は一定期間の支拂延期に止むるもの等適宜とする。(2)舊資産中合計約一萬七千餘圓(主として組合未收)を振貸付金とし、月賦償還を實行せしめる(此點については從來の慣例を考慮し、決定違反滯納等に對する特別規定を設ける)尙未收中支拂能力絶無のもの等に對しては整理棒引の方法をとる。(3)其他貸借面に於ては整理を要するものは右二項と同時的に之を實行し斯くて新しい經營は清算貸借對照表に立つ。(4)今後における未收絶滅の具體策については白米雜貨の全體的單一限度取引とし一定の賦加率引下げを斷行する。

二、新豫算を確立し之の實行に邁進せよ。具體案 收入四八二圓五〇―支出四八二圓(具體的内容略)

三、新豫算實行のための更正資金を調達せよ。

四、組合の立直し強化を計れ。

五、戰鬥の強化、新陣容の整備。

更生案は十一月末より歳末鬭争の渦中及びその前後に着々具體化

されて行つた。即人員の再整理、事務所倉庫の移轉、この事を通じて整理資金豫定額が融出されると同時に、地代、税金その他諸経費を節減し得るに至つた。更にまた舊債の大半は一部支拂又は据置として整理され、これによつて積年の金融スポーツを終熄し、老大な借入金利子、人件費等の徹底的節減に成功し、かくて關消聯は更生の第一歩を踏み出すに至つた。

關消聯本年に於ける對外的活動は左の如く報告されてゐる。

「今年度もメーデーはデモ隊への給水給食をもつて戦つたし極めて微力乍らも國際デーを戦つた。統一化された方針ではなかつたが各組合ではそれ〴〵座談會デーめがけて共同購入などもなされたり即賣會なども所々にもたれた。そして昨秋の關西風水害に對しては日消聯の全國的救援活動に参加して各組合では救援基金及び品物を集めて相當の効果を收めた。そして東北の冷害凶作に對しては救援活動がやはり日消によつて全國的に行はれたのであるが、吾が關消聯は日消聯の救援活動に参加すると共に東京無産團體協議會に参加し協力した。また今年夏戦はれた市電従業員の大争議に對しても極めて微弱ではあつたが、應援闘争に参加した城南消費組合及び第一合同などでは争議團との聯絡や原價配給等が實行され、婦人部は家族を動員して市會其他におしにかけて争議への家族の参加が實行に移されるやうな活動も微弱乍らもなされた。」

尙かゝる苦難にも拘らず關消聯第十四回大會は五月二十日、東京市本所區兩國千葉販購聯ホールにて開催された。出席代議員は六十四名、戸澤仁三郎氏議長となつて、本年度一般運動方針以下十六項

の協議事項をそれ〴〵審議の結果可決確定された。

第二節 日本消費組合聯盟

日本消費組合聯盟（舊稱日本無産消費組合聯盟、昭和九年五月改稱）は昭和七年三月左翼無産者消費組合の全國的統一指導機關として結成されたものである。結成以來極力組織の擴充を計つたため、昭和八年三月現在では、その主體をなす關東消費組合聯盟を初めとし、全国各地に存在する労働者農民の自主的消費組合一九〇餘（内準備會五〇）を獲得するに至つた。然し乍ら之等の左翼消費組合の聯合體としての日消聯は昨年來關消聯と同じく經營方針の過誤から經營難に陥り賣上未收金の増大、金融の涸渴、借入金を増大等々のため本年二月現在に於て二、五四〇圓の缺損を生ずるに至つた。かくて日消聯もまた本年、從來の卸賣商的經營から大衆的共同購入への轉換を基礎とする經營方針の建直しに依つて、財政難を打開するために、その全力を傾注せざるを得なかつたのである。

即ちまづ第三回全國大會を前にして三月七日より三日間東京に於て擴大常任中央執行委員會が開かれ、經營難切抜のための新經營方針が協議決定された。新方針の骨子は大體左の如きものである。

- (一) 從來の小賣商的經營から大衆的共同購入の原則の上に立つこと。
- (二) 今日までの分散的な組織から工場、職場、長屋、部落を基礎とする密集的な組織に改編すること。
- (三) 工場農村における大衆的世話役活動がなされること。
- (四) 農村消費組合は、共同出荷、共同利用等の事業もやる協同組合的活動に轉換すること。
- (五) 日消聯本部も今までの卸賣的經營から共同購入、共同出荷の原則

の上に立ち出資金に基いて力相應の經營をやり組合活動を強力に指導すること。

次で六月九日東京兩國千葉販購聯に於いて新方針討議を中心とする第三回全國大會が開催された。然るに第一日九日開會劈頭解散を命ぜられ、出席代議員四十名は總檢束されたため、遂に流會の己むなきに至つた。日消聯常任中央執行委員の大半が此日檢束されたため、同委員會は殆んどその機能を停止し、事務執行上に大なる支障を來たしたので、日消聯加盟の關消聯では直ちに緊急常任中央委員會を開き日消聯對策委員會を組織して慎重協議の結果、本部殘留中央執行委員及關消聯各地區代表により臨時常任中央執行委員會を構成し、常中委を代行せしめる事となつた。

同大會に提出された議案は左の十五項であつた。

- 第一、共同購入、共同出荷に備へる本部經營活動及び本部財政方針と豫算案。第二、日消聯の組織形態及び機關に關する決議。第三、本部機關の構成、其機關運用並びに本部活動に關する決議草案。第四、アデプロ活動報告に對する決議案。第五、産業組合内における活動に關する決議。第六、地方オルグに關する件。第七、第八回國際協同組合デー對策の件。第八、規約一部訂正に關する件。第九、農民との提携による共同購入運動激發の件。第十、現金制度促進に關する件。第十一、消新、消運支持大衆化に關する件。第十二、組合帳簿の全國的整備に關する件。第十三、巡回オルグ派遣の件。第十四、大會開催地を關東關西兩地方に交互にするの件。第十五、札幌消費組合提出議案。

第二部 勞働者運動統計表

昭和九年同盟罷怠業工場閉鎖統計表 (社會局調)

第一表 (其一) 昭和九年同盟罷怠業工場閉鎖業態別件數

業態	同盟罷業		同盟怠業		工場閉鎖		計	
	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員
機械器具製造工業	6	1,230	6	199	1	1	3	1,329
船舶車輛製造職工	6	63	2	56	1	9	9	1,268
其他ノ職工	47	1,943	4	23	1	6	52	2,071
窯業職工	9	4,546	3	36	1	100	100	4,946
製紙職工	7	333	1	1	2	9	9	364
ゴム製造職工	3	406	2	73	1	14	14	479
製油製蠟製藥職工	9	1,049	5	36	1	15	15	1,461
其他ノ職工	6	1,596	1	1	1	27	27	1,623
紡績職工	6	492	4	3,439	1	10	10	3,931
製絲職工	10	635	1	1	1	10	10	635
織物職工	2	303	3	89	1	15	15	1,131
染色加工職工	2	1,484	1	1	1	2	2	1,484
其他ノ職工	4	497	1	240	6	6	6	797
釀造職工	1	1	1	1	1	1	1	3
煙草製造職工	1	1	1	1	1	1	1	1
其他ノ職工	6	2,393	1	1	1	6	6	2,393

業種	同盟罷業		員同盟怠業		工場閉鎖		計	
	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員
製版印刷製本職工	三	一六七	一	二四	二	三六	一六	二二九
雜工業								
木竹製品職工	三	二二六	一	一	三	二二	二五	一、三三九
其ノ他ノ職工	四	七〇六	一	二四七	一	三三	一六	九七五
鑛鑛業								
金屬鑛夫	四	七六〇	一	六	一	一	五	七六六
石炭鑛夫	〇	五九八	二	五〇	一	一	三	七六六
其ノ他ノ鑛夫	三	七〇三	一	二五	一	一	四	八二七
瓦斯電氣事業者	一	一	一	一	一	一	一	一
鐵道軌道從業者	四	九、九三六	一	一	一	一	四	九、九三九
運輸業								
船員船夫	八	二七三	一	一	一	一	八	二七三
仲仕人夫	九	二五五	一	一	一	一	九	二五五
其ノ他ノ從業者	二	二、二五六	二	四	一	一	三	二、三二二
通信業從業者	二	二	一	一	一	一	二	二
土木								
大工左官其ノ他ノ職人	七	一、二〇五	一	一	一	一	七	一、二〇五
建築業								
土方寫職	三	三、三七六	六	二六	一	一	五	三、五二四
其ノ他ノ業務ニ從フ者	八	三、一三三	四	一〇八	一	三三	六	三、二六三
計	五五	四三、〇九一	四	六、九七五	六	四二二	六三	四九、四七八

第一表 (其二) 昭和九年同盟罷怠業工場閉鎖月別件數

月	同盟罷業		員同盟怠業		工場閉鎖		計	
	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員
一月	四	一、九七三	二	三六〇	二	四五	四	二、三六七
二月	三	一、六六六	六	一、〇五〇	一	六	四	二、七四三

第一表（其五）昭和九年同盟罷怠業工場閉鎖結果表

	同盟罷業		同盟怠業		工場閉鎖		計	
	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員
工場設備其ノ他ノ福利増進施設	一五	一三九	一	一	一	一	一五	一三九
解雇退職手当確立又ハ増額	二〇	九六四	八五	二九	二	一	二七	一、三〇〇
解雇反對又ハ解雇者ノ復職	七	三、九七一	八	一	三	一	六	五、四〇〇
爭議ニ關スル犠牲者ヲ出サザルコト	一	一	一	一	一	一	一	一
監督者ノ排斥	二〇	七六三	五	二、八〇八	一	一	二五	三、五七一
賃銀支拂要求	三九	一、六六六	四	一七三	二	一	四五	一、八九八
休業反對	三	五	一	五〇	三	一	七	一四六
休業手当ノ支給又ハ増額	一	一四	一	一	一	一	一	一四
其他	三	二、六七二	四	一四九	一	一	七	二、八四三
計	五九	四三、〇九一	四六	六、九七五	一六	四三	六一	四九、四七六
要求貫徹	一四七	八、三一一	一〇	三、〇三三	六	一四	一六三	二、四八七
妥協	二四六	一四、八二七	二〇	二、二一九	五	一五	二七二	一七、二一一
要求不貫徹	一五	一八、九一九	一八	一、八二四	五	一〇三	一八八	二〇、八四六
自然消滅	一	一四	一	一	一	一	一	一四
未解決	一	一	一	一	一	一	一	一四
計	五九	四三、〇九一	四六	六、九七五	一六	四三	六一	四九、四七六

第一表(其六) 昭和九年同盟罷業工場閉鎖結果累年表

年	要求貫徹		妥協		要求不貫徹		自然消滅		未解決		合計	
	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員
大正十四年	五	二、九三三	二四	一〇、七四四	二七	一八、〇七六	—	—	—	—	二九三	四〇、七四三
昭和元年	一五	二、九九九	一六一	一四、四二二	一九三	四〇、七八五	二	六	—	—	四九五	六七、二三四
同二年	一九	八、三四五	一九	三、三六四	一九	三、四九二	三	五	四	二、三九三	三六三	四六、六七二
同三年	九	一、一五六	一三	二、四二四	一六	一三、〇九七	二	三	五	一、六三三	三九七	五、二五三
同四年	一七	二四、七三三	一八	三、八七七	二一	一九、一九二	五	一〇	六	一、五三六	五七六	七七、四四四
同五年	二六	一四、一八八	二九	二五、八四一	三三	二八、一〇四	一〇	九	四	一、二四八	九〇六	八一、三三九
同六年	三四	一三、四〇〇	三五	二五、九三五	三三	二四、六六六	七	一〇	三	一、四四五	九九八	六四、五三六
同七年	二〇	三、八八二	三九	三三、二八七	三四	一一、一〇五	二	八	三	二、六三六	八九三	五四、七八三
同八年	二三	五、八七五	二六	一三、二九三	三	六	三	六	三	五	五九八	四六、七六七
同九年	一六	二、四八七	二七	一七、二二	一八	二〇、八四六	一	四	—	—	六三三	四九、四七八

第二表(其一) 昭和九年中發生小作爭議統計 (社會局調)

(1) 府縣別關係人員及耕地面積

府縣	關係地主小作人		關係耕地面積	
	爭議件數	地 主	小作人	田 畑 其他
北海道	二五	二七	一、二六六	二、六七・三九
東京都	一	一	三	〇・二七
北 海 道	—	—	—	—
東 京 都	—	—	—	—
計	三三	五九	二、〇五四	一、四三五・八九

第二部 統計表

秋田	山形	青森	岩手	福島	宮城	長野	岐阜	滋賀	山梨	静岡	愛知	三重	奈良	栃木	茨城	千葉	群馬	埼玉	新潟	長野	兵庫	神奈川	大阪	
三〇	二六六	一七〇	三三	一一〇	五三	九三	四〇	一八六	二四	一四	一八	五三	九〇	二三〇	九四	八三	四〇	一七五	一八〇	一六	二四	七二	二四	
一六三	二九〇	一八一	三三	二六	九四	一九二	二〇五	三、二六〇	二四	一五四	一七六	二六九	九八一	三五七	二二	二五五	一六五	九二八	八五七	四八	一、八〇七	六五九	一、三六五	
三六九	四九八	四六六	八一	一八三	四八二	六八四	一、〇九三	八、二〇一	九七三	五三五	一、一七四	九四二	三、二三四	一、五三五	九〇九	八五五	九六三	五、六七三	三、四六三	八八	五、七六一	三、七五四	五、八九四	
三三〇・九六	一五六・九八	三四一・〇九	一八・〇三	七八・四七	二二六・六四	一六〇・八九	四二六・三九	七、三二四・六四	二二四・一一	二六三・五五	四八四・五七	一、一四六・三四	一、六三一・七四	五九六・四二	六二八・九三	七〇四・三三	三六四・三二	四、一七九・五六	三、〇六四・五七	二五・九九	三、一四三・五一	一、六五一・八三	三、七七八・二〇	
〇・〇一	一九・〇四	四八・四五	一〇五・一一	二〇・八二	二八三・六三	四一・三四	一〇五・七〇	二六・八四	二六・八四	一〇・八二	七三・九一	一〇五・九二	二・六七	三九五・七三	七六・七九	六七・五三	八・二四	一八八・〇三	三二八・〇三	二・四九	五〇・四五	二四・七六	四・二七	
一一・一一	六・七〇	一一・九一	一三・八八	二・五〇	六三・二四	〇・一一	九六・〇〇	一・七一	〇・一〇	一・〇三	七・一〇	—	—	三二・五三	〇・九〇	〇・五四	〇・七六	〇・八六	〇・三三	—	六・〇〇	〇・〇五	四六・〇〇	
三三三・〇八	一八二・七三	四〇一・四五	一三七・〇一	一〇一・七九	一、〇五七・六六	二二九・五五	七、五二六・三四	二四三・六六	二七四・四七	五五八・五一	一、二五九・三六	一、六三四・四一	一、〇二八・四七	六九六・六二	七七三・三八	三七三・三一	四、三六八・四五	三、三二二・八二	一、八六六・六四	一、二八・四八	四、一九九・九六	三、八二八・四七	—	—

沖繩	鹿兒島	宮崎	熊本	佐賀	大分	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	和歌山	山形	廣島	岡山	島根	鳥取	富山	石川	福井
計																			
三、七三四	五	八	一	六	三	二〇六	四	二	三	六	六	二七	六	二〇	二〇	一九	三三		三
一九、五七五	一〇四	八	一	七	三	八四〇	九	九	二五	一九	四	九一	三三〇	六五三	九七六	一五四	二、七〇三		一六七
六、九六八	八五	一三	二	三九	八	二、二四七	一四	一、〇五九	二七	五五	五〇	三四六	五四九	二、九二四	六七六	一、四五三	七、八〇八		六〇七
四九、四三七・三	一九・四七	一・六五	〇・四三	四九・三一	一・〇七	一、二五八・三一	八〇・三三	四二七・六二	一六・六九	五〇・二一	一一・二七	二〇三・四一	一六八・八〇	一、〇六八・九七	一七三・二七	八三・三五	九、一五八・〇八		七八一・一〇
五、〇八四・六四	八・二〇	二・二三		四・二六		一六・五七	二・〇七	一三・七六	〇・二八	四八・四三	〇・一八	四〇・六三	六・四七	九三・九〇	四〇六・九〇	〇・九五	五二・九〇		
一、三三九・三三	七〇・二五	〇・二四		〇・一九		〇・七三	一・二九	一二・六九	一四・三三	〇・四三		七・〇九	六・六六		〇・二〇	四・一〇	七三・二三		
五五、九五〇・九九	九七・九二	四・〇二	〇・四三	五三・七六	一・〇七	一、二七五・六一	八三・六九	四四三・〇七	一六一・三〇	九九・〇七	一一・四五	二五〇・一三	一八二・二三	一、二六二・八七	五八〇・二七	三三七・七〇	九、二八三・一一		七八一・一〇

(2) 縣別爭議要求別件數

熊佐大福高愛香徳和山廣岡島鳥富石福秋山青岩福宮長

歌

本賀分岡知媛川鳥山口鳥山根取山川井田形森手鳥城野

| 六 | 六 | 〇 | 四 | | 三 | 二 | 〇 | 二 | 〇 | 四 | 五 | 一 | 二 | 七 | 〇 | 三 | | 二 | 〇 | 六

| | | 二 | 一 | | 一 | 一 | | | | 二 | | | 三 | | | 一 | | 一 | 三 | 一 | 四 | 一

| | | 四 | 一 | 二 | | 三 | 一 | 一 | 二 | 三 | 一 | 一 | 一 | | 一 | 三 | 六 | 四 | | 五 | 一 | |

| 六 | | 二 | 一 | 二 | 四 | 三 | | 六 | 二 | | | | 一 | | | 一 | 三 | | 一 | 三 | | 一

| | | | | | 一 | | | | | 一 | | | | 一 | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | 二 | 四 | | 二 | | | | | | | | | |

| | | | 一 | 一 | | | | | 二 | 四 | | | | | | | | | | | | | | |

| | | 一 | 一 | | | | | 一 | 一 | | | | | | | | | 一 | | | | | 二

一 | 四 | 二 | 九 | 〇 | 四 | 二 | 四 | 三 | 二 | 九 | 四 | 三 | 〇 | 〇 | | | 〇 | 五 | 二 | 六 | | 〇 | 〇 | 三

| 二 | | 九 | 九 | | 三 | | 一 | 一 | 三 | 八 | 一 | 五 | | | 〇 | 〇 | 二 | 六 | 三 | | 四

| 一 | | | 一 | | | | | | 二 | 一 | | | | 一 | 六 | 三 | | 一 | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 九 | 一 | 〇 | 五 | | 四 | 五 | 一 | 五 | 三 | 八 | 二 | 一 | 七 | | 一 | 三 | 四 | 九 | 二 | 六 | 一 | 六

備考	本表ハ昭和十年二月十日迄ニ到著セル報告書ニ基キ調査セルモノナリ	計	一、六二	盟	二五	一三	四	四	三	一七	一、六三	一三	六	一	四〇
宮崎	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
鹿兒島	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
沖繩	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

第二表 (其二) 小作爭議統計累年表 (第五三回統計年鑑ニ據ル)

争議件數	昭和八年		昭和七年		昭和六年		昭和五年		昭和四年	
	地小	田畑	地小	田畑	地小	田畑	地小	田畑	地小	田畑
參加人員	四、〇七三	三、二一九	一六、七〇六	六、四九九	二、七六八	八、一三五	一四、一五九	二、五〇五	三、五〇五	八、九九八
關係耕地(クタル)	四、〇七三	三、二一九	一六、七〇六	六、四九九	二、七六八	八、一三五	一四、一五九	二、五〇五	三、五〇五	八、九九八
其他	九四一	六、一八三	三〇一	六、九七三	八二七	一〇、一七四	一、〇〇四	一、〇〇四	二七六	七、三三四
小作料値上	八六	六〇	六〇	一、〇五七	四五	一、一七一	五七	一、一三三	一五	一、一三三
風水旱害病蟲其他不作	六六	六六	六六	一、〇五七	四五	一、一七一	五七	一、一三三	一五	一、一三三
小作料高率	九	九	九	七四	七	七	一四	二一	二一	二一
勞費多ク收支不償	一六	一六	一四	一四	一三	一三	一三	一三	一四	一四
模倣及農民組合ノ決議指示	四	四	三〇	三〇	六	六	八〇	七	七	七
小作權關係又ハ小作地引上	二、二七五	二、二七五	一、五二〇	一、五二〇	一、三〇七	一、三〇七	一、〇〇二	七〇	七〇	七〇
小作料滯納	四八五	四八五	三三	三三	一七四	一七四	一三五	九七	九七	九七
其他	三四五	三四五	三六	三六	五二	五二	四八三	一六	一六	一六

業種	總數	單一團體	聯合團體	(聯合加盟團體)	其他	總數	單一團體	聯合團體	(聯合加盟團體)	其他	總數	單一團體	聯合團體	(聯合加盟團體)	其他
染織工業	37	965	544	6	372	141,254	16,199	4,761	15,428	15,747	141,254	16,199	4,761	15,428	15,747
飲食工業	39	942	503	70	375	6,453	6,333	4,761	1,572	3,470	6,453	6,333	4,761	1,572	3,470
雜工業	135	140	147	130	147	18,336	19,643	20,283	17,140	18,465	18,336	19,643	20,283	17,140	18,465
鑛業	20	20	23	24	27	6,460	5,711	6,330	6,945	5,486	6,460	5,711	6,330	6,945	5,486
電氣業	20	23	14	17	23	7,266	9,306	9,766	10,033	9,594	7,266	9,306	9,766	10,033	9,594
運輸交通業	101	94	109	103	103	156,575	152,232	148,507	148,659	148,507	156,575	152,232	148,507	148,659	148,507
通信業	5	7	9	7	7	6,173	2,903	3,050	2,535	2,175	6,173	2,903	3,050	2,535	2,175
土木建築業	50	50	47	41	41	7,904	10,453	8,391	7,116	3,150	7,904	10,453	8,391	7,116	3,150
其他	372	375	352	272	272	48,548	50,234	40,732	40,732	48,548	372	375	352	272	272

(種類別)

總數	965	942	933	818	722	387,964	384,633	377,626	368,975	354,322
----	-----	-----	-----	-----	-----	---------	---------	---------	---------	---------

第二部 統計表

職業別	一八四	一四九	一四九	一四八	一四三	二二、七九五	二二、〇九六	二二、四八一	二二、五八五	二四、九七四
産業別	四五四	四六六	四六九	四六八	三六	三三、四六九	三九、〇四七	三三、二四三	三〇、六四四	二九、〇一〇
一般労働者	三七七	三七七	三四	三四	二四二	四一、七〇〇	四二、四六八	四一、九〇一	三五、七四六	三七、三三八

備考 産業別括弧内ハ女子組合員數ヲ示ス

第四表 小作人及小作人地主協調組合累年表 (農林省調)

地域	昭和九年					昭和九年						
	同八年	同七年	同六年	同五年	同八年	同七年	同六年	同五年				
總數	二七、二四六	四、三九〇	四、八一〇	四、六五〇	四、四一四	四、二〇八	二七、二四六	二、二二九	二、三〇九	二、〇九八	二、〇四七	一、九八〇
北海道	二、〇七	四八	六四	五五	五四	四六	七、一〇一	三四	三五	三二	三一	二九
青森	一、六八九	四三	四二	四二	三三	三三	三〇一	二	二	二	二	二
岩手	三七三	八	六	五	四	四	一三四	一	一	一	一	一
宮城	一、五〇八	四一	四一	二六	二六	一一	二、三九四	一七	一七	一六	一六	一六
秋田	四、七六五	一三三	一四九	一四三	一四	一四三	八、八五七	五三	五四	三七	三六	四一
山形	四、六三四	六九	七六	七五	七五	六一	一、七〇一	二	一八	一九	一六	一〇
福島	四、三三七	一〇一	八三	七二	五三	三九	一、一九四	一五	一七	一四	一一	一〇
茨城	三、一七三	八七	九四	九三	五〇	四七	八〇九	七	九	八	八	八
栃木	五、二五〇	一〇四	一〇三	一〇三	一九	九二	七二一	九	九	一一	二	二
群馬	一三、八五七	一四九	二〇一	二〇四	三三〇	一八一	四三、八九一	五六一	六三五	五四三	五三五	五三〇
埼玉	一四、一四九	一四九	一六〇	一六一	一四八	一八	三七、九三三	八二	八一	七四	七四	七四
千葉	一〇、五三〇	一五	一三六	一三六	一二七	一三〇	一一、三五四	二九九	二九九	二九九	二九九	二九九

小作人組合

地主小作人協調組合

第二部 統計表

德島	山口	廣島	岡山	島根	鳥取	和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀	三重	愛知	静岡	岐阜	長野	山梨	福島	石川	富山	新潟	神奈川	東京
九、三六六	七三三	四、三三三	一三、八八五	四、〇九四	四、一四四	二、四三五	一、九二〇	九、四五八	三、八一	六、一八七	四、五〇三	七、四三五	一五、九三八	七、五九五	一一、九〇三	一三、八六三	二二、一七六	一、六四四	一、六七三	七、五七三	二八、〇七三	二、五〇三	一、三〇六
一〇五	一三	五〇	一八八	七七	八〇	五九	四五	一五四	一〇四	一〇三	七二	九七	一五九	一〇七	二二	一六五	三五四	五三	三三	一三	五二	九	一八
一〇五	三八	四九	一八〇	二四	八三	七一	五六	一五六	一〇三	二七	六六	一〇〇	一五〇	一六	三三	一六八	三九	六五	三三	一六	六九	九	三
九六	三五	四九	一八四	二〇	八二	六九	五六	一六一	九五	七四	六九	八六	一四八	一〇三	二九	一五六	三九〇	六六	三〇	一三六	六七七	三四	三三
一〇五	五〇	五三	一六九	一五三	九六	七六	六八	一七七	二二	八一	七三	一一	一五一	九二	二〇	一四四	三九五	五六	三〇	一〇七	四九六	三一	一七
一〇三	五〇	五三	一八四	一三八	九七	七〇	八八	一七〇	二二	八七	七四	一一	一四七	八九	三二	一三八	三三六	六九	二七	一〇七	五〇九	一	一四
四、七三五	一、二五二	二、五九九	八、五五六	一、九八六	五、八四六	九三六	一、九〇九	一四、六六一	二、二三八	五、五九八	三、三六六	六、六〇八	四、九七六	四九六	七、九一〇	二、五八八	六、四〇四	一三五	一六	二、九四四	一一、〇二五	一	七〇
五三	八	一〇	五三	三	四七	四	一一	一六〇	二七	四六	三三	三二	三六	六	六	一六	七三	四	二	九	二三	一	一
五三	七	一〇	五一	四九	四七	五	一一	一六一	二七	五六	三六	三二	三七	六	一五	一六	七五	六	二	三九	一九	一	一
五〇	五	一〇	四九	四二	四七	四	一〇	一四九	三	三四	三三	二八	三四	五	一〇〇	一一	七九	六	一	六	一三	一	一
四九	五	一〇	四九	四三	五四	三	一〇	一四五	三	三四	三三	二八	三三	五	九八	一〇	八〇	六	一	六	一三	一	一
四九	五	一〇	五三	四三	五三	三	九	一一〇	三	三三	三三	二八	三二	五	一〇〇	九	六	六	一	六	一四	一	一

昭和三年	二、六〇一	三〇八	三六六	二七三	二七五	二五三	七四	三三三	一四四	二、二四一	一五〇	三、二二七	九四	三六八	三、五三四	一四、一七一
同四年	二、五四七	三二五	三〇五	二八一	二六五	二七六	八五	三三九	三二七	二、一四五	一五三	三、〇八六	六六	三六四	三、五九二	一四、〇四七
同五年	二、四九九	三三八	三三三	二九五	二八四	二八七	二〇三	三五九	三三三	二、〇三四	一四九	三、〇七五	五九	三七四	三、七五二	一四、〇八二
同六年	二、一三五	三三〇	三三五	三〇四	二八六	二七七	二一四	四二七	二〇四	一、九二九	一三九	一、一三三	四七	三七三	四、一五二	一四、〇四七
同七年	二、〇五一	三三五	三三六	三二二	三〇七	二六七	二一六	四七八	一九六	一、七五九	一二七	三、一九四	四二	三五五	四、四九七	一四、〇四七
同八年	一、七五六	三三一	三三二	三二六	二九二	二六八	一三一	四九〇	一七五	一、三七〇	一〇六	二、七八八	三八	二八六	六、〇六二	一四、〇四七
同九年	一、五二一	三三三	三三二	三〇六	二六三	二六四	一四四	四九六	一六六	一、〇五六	九六	二、三六一	三三	二四八	七、二〇六	一四、〇四七
百分比例	一〇二	二二二	二二二	二二二	一八八	一八八	一〇〇	三三三	一一一	七七一	〇七	一五九	〇二	一七	四八七	一〇〇〇

第五表 (其二) 産業組合員數及出資金額累年表

年次	組合數	調査組合數	組合員數	平均組合員數	總額		一組合員平均	
					出資	拂込	出資	拂込
明治三十八年	一、六七二	八五六	六、五六三	八二	一、三八、〇八六	一九・三七	一四・〇〇	
同四十四年	七、三〇八	四、九三三	五三四、〇八五	一〇九	七、四四七、一九二	三三・〇六	一七・二二	
大正四年	一一、五〇九	一〇、三七四	一、二八八、九八四	一一四	二九、一八六、三九六	三九・二七	二四・二五	
同九年	一三、四四二	一二、一八九	二、二九〇、二三五	一八八	八九、九四三、七二七	五五、五四二、二二七	三三・五〇	
同十四年	一四、五二七	一三、三七九	三、九三五、七四八	二七三	二三〇、八七五、六二五	一四三、五八一、七四四	六三・五〇	
昭和三年	一四、一七一	一三、二六九	四、四〇一、五五三	三三五	二八四、〇九五、一七二	一九九、五八九、五六二	六四・四九	
同四年	一四、〇四七	一三、一七〇	四、五七一、七八五	三四七	二九九、五五七、五二一	二二六、二四八、九三七	六五・五三	
同五年	一四、〇八二	一三、一六一	四、七四三、〇九一	四六〇	三〇七、五九七、一四八	二三八、二六六、九四九	六四・八五	
同六年	一四、一六三	一三、一三三	四、八二三、一四〇	三六七	三三三、〇三三、八三三	二三四、五七三、五八九	六五・〇四	
同七年	一四、六五一	一三、四四六	四、九七六、二四八	三六〇	三三二、六六八、八三三	二九九、七五五、二六六	六二・八一	

昭和八年

一四、六五二

一三、四六六

五、三三八、二五三

三九〇

三九、三五一、八三九

二四三、九六八、九九七

六〇、九六

四六、五七

第五表 (其三) 産業組合事業累年表

年次	信用事業		販賣事業		購買事業		利用事業	
	調査組合數	貸付額 (年度末現在)	調査組合數	販賣額	調査組合數	購買額	調査組合數	利用料
明治三十八年度	六二〇	一、四九七、二八六	一四	一、三五二、八九九	一六	五〇六、六七五	五	一〇、七六〇
同 四十三年度	三、八九二	一一、九〇五、五七四	一、七三二	一一、二六七、〇六七	二、九三三	七、四六一、一三〇	一、四九九	二二六、二六三
大正 四 年度	九、〇四〇	五三、二九一、一五九	四、五五四	四〇、七七七、三九九	六、七三三	二七、五四八、九二四	一、四九九	二二六、二六三
同 九 年度	一〇、九五四	一八六、一八八、〇三三	六、三三六	一三六、九二二、四三六	八、九二二	一三五、〇六一、八八一	二、三三〇	八三五、九八二
同 十四年度	一三、〇二六	五三一、五九八、七七七	七、五九五	二二六、〇二七、八三六	一〇、〇四二	一五三、一六九、五〇三	五、〇六七	三、九二七、五三二
昭和 三 年度	一一、五七八	八四五、三五四、七〇五	七、五五五	二四五、七七三、八六〇	九、五五九	一四九、〇一一、三三〇	四、七六一	五、六七〇、六九八
同 四 年度	一一、五三〇	八九七、二〇六、三二八	七、六二六	二五四、五五五、三六七	九、五〇五	一五五、一七四、九三三	四、八〇六	五、八二六、三〇九
同 五 年度	一一、四九九	九八四、四七六、四四二	七、七七七	一九三、四七三、八四三	九、五七六	一二七、二七〇、九五〇	五、〇七三	五、七七七、五三三
同 六 年度	一一、三五八	一、〇〇五、六七三、五九九	八、一六七	一八一、一四〇、二〇〇	九、九三二	一〇五、八八一、二五九	五、四三四	五、三九一、五一七
同 七 年度	一一、二九〇	一、〇一七、六三三、六六五	八、四七七	二〇二、八三八、六二〇	一〇、〇八六	一二九、一一〇、八二三	五、六四七	五、七三一、一九八
同 八 年度	一一、二六七	一、〇一七、五二一、三二三	九、五三九	二七一、三九八、九一九	一〇、七三二	一五五、九九一、九七六	七、一五八	六、八二六、九九五

第六表 消費組合統計 (第五三回統計年鑑ニ據ル)

年次	組合數	員數	出資		諸積立金	購買却高	預金	借入金	剩餘金
			口數	總額					
昭和二年度末	一四七	二五、二八八	二四七、二九四	一、九九九、四五七	七六八、三三六	二〇、六九〇、一五六	一、九九三、六五六	二、六七九、九二八	三七七、〇八五

同	四年度末	一五	一三三、〇三六	二五九、三二	二、九二〇、八五六	一、八三三、九〇四	九九九、八七一	二二、六八四、五八一	一、九九三、五七七	一、四七三、七五一	三九五、八〇六
同	五年度末	一五二	一三七、六七九	二八九、九七三	二、九二九、三五三	二、〇三六、九七〇	一、一六五、〇九四	一九、九四五、一四四	二、三〇七、五〇二	一、八二八、八九七	五〇六、二九六
同	六年度末	一六三	一三六、一六九	二九一、三九四	三、〇四六、二〇七	二、〇三五、八七〇	一、二〇三、四五六	一七、一八八、四三三	一、九五五、五六六	一、九二二、九〇七	三九二、五四三
同	七年度末	一八五	一八九、〇二四	三三四、三三八	二、二五六、六五〇	二、四三八、五〇九	一、三三三、五三三	一八、四二一、八九三	二、三三二、八八七	一、七四三、〇四一	四三六、〇一〇

備考 昭和三年度ハ調査ナシ

